

改正案

現行

（削る）

第九条 削除

（帳簿書類の保存等）
第十一条 （略）

2 再評価差額金を貸借対照表に計上している法人が合併により消滅した場合において、当該合併に係る合併法人が当該合併に係る被合併法人から再評価差額金を承継したときは、当該合併法人は、当該被合併法人の前項の規定による記録及び帳簿書類の保存の義務を承継する。

第七条の二 第三条第一項第一号又は第一号の二に掲げる法人である株式会社が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該株式会社についての利益の配当の限度額、商法第二百四条ノ三ノ二第五項（同法第二百四条ノ五において準用する場合を含む。）に規定する供託すべき額の限度額、同法第二百十條第三項に規定する株式の取得価額の総額の限度額、同法第二百十條ノ二第一項及び第二項並びに第二百十一條ノ三第三項の純資産額、同法第二百九十三條ノ五第一項の金銭の分配の限度額並びに同条第四項及び第五項の純資産額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

2| 第三条第一項第一号に掲げる法人である相互会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第五項に規定する相互会社をいう。）が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該相互会社についての基金利息の支払の限度額及び基金の償却又は剰余金の分配の限度額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

3| 第三条第一項第二号から第八号までに掲げる法人が前条の規定により再評価差額金を計上した場合において、当該法人についての剰余金の配当の限度額を計算するときは、当該再評価差額金の額を控除する。

（合併の場合の再評価差額金の承継）

第九条 再評価差額金を貸借対照表に計上している法人が合併により消滅した場合には、当該合併に係る合併法人は、当該合併の直前における当該合併に係る被合併法人の再評価差額金の額に相当する金額を第七条に規定する再評価差額金として貸借対照表に計上し、又は当該合併法人の再評価差額金に組み入れなければならない。

2| 前項の規定により被合併法人から再評価差額金を承継した合併法人についての第三条第三項、第八条第一項及び第二項並びに次条の規定の適用については、第三条第三項中「場合」とあるのは「場合（第九条第一項の規定により被合併法人から再評価差額金を承継した場合を含む。）」と、第八条第一項及び第二項並びに次条中「行った事業用土地」とあるのは「行った事業用土地（第九条第一項の被合併法人が第三条第一項の規定により再評価を行った事業用土地を含む。）」とする。

（帳簿書類の保存等）
第十一条 （略）

2 第九条第一項の規定により被合併法人から再評価差額金を承継した合併法人は、被合併法人の前項の規定による記録及び帳簿書類の保存の義務を承継する。

改正案

目次

第一編 総則（第一条―第三条）	
第二編 特定目的会社制度	
第一章 届出（第四条―第十二条）	
第二章 特定目的会社	
第一節 総則（第十三条―第十五条）	
第二節 設立（第十六条―第二十五条）	
第三節 社員の権利義務等	
第一款 総則（第二十六条・第二十七条）	
第二款 特定社員（第二十八条―第三十八条）	
第三款 優先出資社員（第三十九条―第五十条）	
第四節 特定目的会社の機関	
第一款 社員総会（第五十一条―第六十六条）	
第二款 社員総会以外の機関の設置（第六十七条）	
第三款 役員及び会計監査人の選任及び解任（第六十八条―第七十七条）	
第四款 取締役（第七十八条―第八十五条）	
第五款 会計参与（第八十六条）	
第六款 監査役（第八十七条―第九十条）	
第七款 会計監査人（第九十一条―第九十三条）	
第八款 役員等の損害賠償責任（第九十四条―第九十七条）	
第五節 計算等	
第一款 会計の原則（第九十八条）	
第二款 会計帳簿（第九十九条―第一百条）	
第三款 計算書類等（第一百一条―第一百六条）	
第四款 資本金の額等（第一百七条―第一百十三条）	
第五款 利益の配当（第一百十四条―第一百二十条）	
第六節 特定社債	
第一款 通則（第二百一条―第二百三十条）	
第二款 転換特定社債（第二百三十一条―第二百三十八条）	
第三款 新優先出資引受権付特定社債（第二百三十九条―第二百四十七条）	
第四款 特定短期社債（第二百四十八条・第二百四十九条）	

現行

目次

第一編 総則（第一条・第二条）	
第二編 特定目的会社制度	
第一章 届出（第三条―第十三条）	
第二章 特定目的会社	
第一節 総則（第十四条―第十七条）	
第二節 設立（第十八条―第二十五条）	
第三節 社員の権利義務等（第二十六条―第四十九条）	
第四節 特定目的会社の機関	
第一款 社員総会（第五十条―第六十三条）	
第二款 取締役（第六十四条―第七十八条）	
第三款 監査役（第七十九条―第八十四条）	
第五節 計算及び会計監査人（第八十五条―第一百七条）	
第六節 特定社債	
第一款 通則（第一百八条―第一百十三条）	
第二款 転換特定社債（第一百十三条の二・第一百十三条の三）	
第三款 新優先出資引受権付特定社債（第一百十三条の四・第一百十三条の五）	
第四款 特定短期社債（第一百十三条の六・第一百十三条の七）	
第七節 定款の変更（第一百十四条―第一百十八条）	
第八節 資産流動化計画の変更（第一百十八条の二―第一百十八条の七）	
第九節 優先資本の減少（第一百十八条の八―第一百十八条の十）	
第十節 資産流動化計画に基づく業務の終了に伴う仮清算（第一百十九条・第一百二十条）	
第十一節 解散（第二百一条―第二百二十四条）	
第十二節 清算	
第一款 通則（第二百五条―第二百三十条）	
第二款 特別清算（第二百三十一条）	
第十三節 雑則（第二百三十二条―第二百四十一条）	
第四章 監督（第二百五十四条―第二百六十条）	
第三編 特定目的信託制度	
第一章 総則（第二百六十一条―第二百六十三条）	

第七節	定款の変更（第百五十条）
第八節	資産流動化計画の変更（第百五十一条―第百五十七条）
第九節	事後設立（第百五十八条）
第十節	資産流動化計画に基づく業務の終了に伴う仮清算（第百五十九条）
第十一節	解散（第百六十条―第百六十三条）
第十二節	清算
第一款	通則（第百六十四条―第百七十九条）
第二款	特別清算（第百八十条）
第十三節	雑則（第百八十一条―第百九十四条）
第三章	業務（第百九十五条―第百九十九条）
第四章	監督（第百九十五条―第百九十九条）
第三編	特定目的信託制度
第一章	総則（第百二十一条―第百二十四条）
第二章	届出（第百二十五条―第百二十八条）
第三章	特定目的信託
第一節	特定目的信託契約（第百二十九条―第百三十二条）
第二節	受益権の譲渡等（第百三十三条―第百三十九条）
第三節	受益証券の権利者の権利
第一款	権利者集会（第百四十条―第百五十三条）
第二款	代表権利者等（第百五十四条―第百六十三条）
第四節	計算等（第百六十四条―第百六十八条）
第五節	信託契約の変更等（第百六十九条―第百七十九条）
第六節	受託信託会社等の権利義務等（第百八十条―第百八十六条）
第七節	雑則（第百八十七条―第百八十八条）
第四編	雑則（第百八十九条―第百九十三条）
第五編	罰則（第百九十四条―第百九十八条）
附則	

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第二項に規定する信託会社をいう。以下同じ。）若しくは信託業務を営む銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。以下同じ。）その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を

第二章	届出（第百六十四条―第百六十七条）
第三章	特定目的信託
第一節	特定目的信託契約（第百六十八条―第百七十一条）
第二節	受益権の譲渡等（第百七十二条―第百七十八条）
第三節	受益証券の権利者の権利
第一款	権利者集会（第百七十九条―第百九十二条）
第二款	代表権利者等（第百九十三条―第百九十九条）
第四節	計算等（第百九十九条―第百九十九条）
第五節	信託契約の変更等（第百九十九条―第百九十九条）
第六節	受託信託会社等の権利義務等（第百九十九条―第百九十九条）
第七節	雑則（第百九十九条―第百九十九条）
第四編	雑則（第百九十九条―第百九十九条）
第五編	罰則（第百九十九条―第百九十九条）
附則	

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「資産の流動化」とは、一連の行為として、特定目的会社が資産対応証券の発行若しくは特定目的借入れにより得られる金銭をもって資産を取得し、又は信託会社若しくは信託業務を営む銀行その他の金融機関が資産の信託を受けて受益証券を発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産対応証券、特定目的借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為を行うこと

発行し、これらの資産の管理及び処分により得られる金銭をもって、次の各号に掲げる資産
対価証券、特定目的借入れ及び受益証券に係る債務又は出資について当該各号に定める行為
を行うことをいう。

一・二 (略)

3 4 (略)

5 この法律において「優先出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社
員の地位であつて、当該社員が、特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を特定出資
を有する者(以下「特定社員」という。)に先立って受ける権利を有しているものをいう。

6 この法律において「特定出資」とは、均等の割合的単位に細分化された特定目的会社の社
員の地位であつて、特定目的会社の設立に際して発行されたもの(第三十六条の規定により
発行されたものを含む。)をいう。

7 この法律において「特定社債」とは、この法律の規定により特定目的会社が行う割当てに
より発生する当該特定目的会社を債務者とする金銭債権であつて、第二百二十二条第一項各号
に掲げる事項に従い償還されるものをいう。

8 この法律において「特定短期社債」とは、特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を満
たすものをいう。

(削る)

一 (略)

二 元本の償還について、募集特定社債(第二百二十二条第一項に規定する募集特定社債をい
う。)の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、
分割払の定めがないこと。

三 (略)

四 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定及び第百三十条第二項の規定
により担保が付されるものでないこと。

9 この法律において「優先出資証券」とは、優先出資につき特定目的会社が第四十八条第一
項及び同条第三項において準用する会社法(平成十七年法律第 号)第二百十五條第二
項の規定により発行する出資証券をいい、「特定社債券」とは、特定社債につき特定目的会
社が第二百二十五条において準用する同法第六百九十六条の規定により発行する債券をいう。

10 この法律において「特定約束手形」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第
二条第一項第八号に掲げる約束手形であつて、特定目的会社が第二百五条の規定により発行
するものをいう。

11 (略)

12 この法律において「特定目的借入れ」とは、特定目的会社が第二百十條の規定により行う
資金の借入れをいう。

13 16 (略)

をいう。

一・二 (略)

3 4 (略)

5 この法律において「優先出資」とは、特定目的会社に対する出資であつて、当該出資をし
た者が、当該特定目的会社の利益の配当又は残余財産の分配を、当該特定目的会社に対して
特定出資をした者に先立って受ける権利を有しているものをいう。

6 この法律において「特定出資」とは、特定目的会社に対する出資であつて、特定目的会社
を設立する発起人が当該特定目的会社の設立の際に払込みを行った出資(第百十六条の規定
により新たに引き受けられた出資を含む。)をいう。

7 この法律において「特定社債」とは、特定目的会社がこの法律の定めるところにより発行
する社債をいう。

8 (同上)

一 契約により特定社債の総額が引き受けられるものであること。

二 (略)

三 元本の償還について、特定社債の総額の払込みのあった日から一年未満の日とする確定
期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。

四 (略)

五 担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の規定及び第百十三條第三項の規定
により担保が付されるものでないこと。

9 この法律において「優先出資証券」又は「特定社債券」とは、優先出資につき特定目的会
社が第四十六条の規定により発行する出資証券又は特定社債につき特定目的会社が第百十三
條第一項において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百六條の規定により発
行する債券をいう。

10 この法律において「特定約束手形」とは、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第
二条第一項第八号に掲げる約束手形であつて、特定目的会社が第百四十九條の規定により発
行するものをいう。

11 (略)

12 この法律において「特定目的借入れ」とは、特定目的会社が第百五十條の六の規定により
行う資金の借入れをいう。

13 16 (略)

17 この法律において「代表権利者」とは、第二百五十四条第一項の規定により権利者集会により選任された者をいう。

18 この法律において「特定信託管理者」とは、第二百六十条第一項の規定により受託信託会社等により選任された者をいう。

（会社法の規定を準用する場合の読替え）

第三条 この法律（第九十四条第四項及び第二百八十八条第三項を除く。）の規定において会社法の規定を準用する場合には、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（資産流動化法第四条第四項に規定する電磁的記録をいう。）」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（資産流動化法第四十条第三項に規定する電磁的方法をいう。）」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

（届出）

第四条（略）

2 前項の規定による届出（以下「業務開始届出」という。）を行う特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二（略）

三 取締役及び監査役の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

四 会計参与設置会社（会計参与を置く特定目的会社をいう。以下同じ。）であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び住所

五・六（略）

3（略）

4 前項の場合において、定款又は資産流動化計画が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるもの）をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、書面に代えて電磁的記録を添付することができる。

（削る）

（資産流動化計画）

第五条 資産流動化計画には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一（略）

二 資産対応証券及び特定目的借入れに関する次に掲げる事項

17 この法律において「代表権利者」とは、第九十三条第一項の規定により権利者集会により選任された者をいう。

18 この法律において「特定信託管理者」とは、第九十九条第一項の規定により受託信託会社等により選任された者をいう。

（新設）

第三条（略）

（届出）

2（同上）

一・二（略）

三 役員^{（新設）}の氏名及び住所並びに政令で定める使用人があるときは、その者の氏名及び住所

（新設）

四・五（略）

3（略）

4 前項の場合において、定款又は資産流動化計画が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）をいう。以下この項において同じ。）をもって作成されているときは、書面に代えて電磁的記録（内閣府令で定めるものに限る。）を添付することができる。

第四条 削除

（資産流動化計画）

第五条（同上）

一（略）

二（同上）

イ 優先出資においては、総口数の最高限度、優先出資の内容（利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容を含む。以下同じ。）その他の発行及び消却に関する事項として内閣府令で定める事項

ロ 特定社債（特定短期社債を除く。以下この号、第四十条第一項第五号、第六十七条第一項、第二百二十二条第一項第十九号、第二百五十二条第一項第一号及び第五百十三條第二項において同じ。）においては、総額、特定社債の内容その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

ハ（略）

ニ 新優先出資引受権付特定社債においては、次に掲げる事項

(1) (4)（略）

(5) 引受権を行使しようとする者の請求があるときは、新優先出資引受権付特定社債の償還に代えてその払込金額（第二百二十二条第一項第十四号に規定する払込金額をいう。）をもって第四百四十五条第二項の払込みがあったものとする旨

(6) 利益の配当については、第四百四十五条第二項の規定による払込みをした時の属する事業年度又はその前事業年度終了の日において新優先出資の発行があったものとみなす旨

(7)（略）

ホ ト（略）

三 六（略）

2（略）

3 資産流動化計画は、電磁的記録をもって作成することができる。

4 会社法第三十一条（第三項を除く。）（定款の備置き及び閲覧等）の規定は、第一項の資産流動化計画について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「発起人（株式会社）の成立後にあっては、当該株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同条第一項中「発起人が定めた場所（株式会社）の成立後にあっては、その本店及び支店」とあるのは「その本店及び支店」と、同条第二項中「発起人（株式会社）の成立後にあっては、その株主及び債権者」とあるのは「社員（資産流動化法第二十六条に規定する社員をいう。）及び債権者」と、「発起人が定めた時間（株式会社）の成立後にあっては、その営業時間」とあるのは「特定目的会社の営業時間」と、同条第四項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

（資産流動化計画に係る特定社員の承認）

イ 優先出資においては、総口数の最高限度、優先出資の内容（利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容を含む。以下この号、第三十八条第二項第三号、第四十五条第四号及び第百十三條の二第二項において同じ。）その他の発行及び消却に関する事項として内閣府令で定める事項

ロ 特定社債（特定短期社債を除く。以下この号、第三十八条第二項第六号、第八十五条第四項、第一百十條第二項第十六号、第一百八條の三第一項第一号及び第百十八條の四第二項において同じ。）においては、総額、特定社債の内容その他の発行及び償還に関する事項として内閣府令で定める事項

ハ（略）

ニ（同上）

(1) (4)（略）

(5) 引受権を行使しようとする者の請求があるときは、新優先出資引受権付特定社債の償還に代えてその発行価額をもって第百十三條の四の七第一項の払込みがあったものとする旨

(6) 利益の配当については、第百十三條の四の七第一項の規定による払込みを行った時の属する営業年度又はその前営業年度終了の日において新優先出資の発行があったものとみなす旨

(7)（略）

ホ ト（略）

三 六（略）

2（略）

3 資産流動化計画は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。

（新設）

（資産流動化計画に係る特定社員の承認）

第六条 特定目的会社が業務開始届出を行うときは、資産流動化計画について、あらかじめすべての特定社員の承認を受けなければならない。

(業務開始届出に係る特例)

第七条 特定目的会社が資産の流動化に係る業務のうち資産対応証券の発行に先立って特定資産の取得その他の内閣府令で定めるものを行う場合であつて、業務開始届出を行うときは、第五条の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる事項のうちその記載又は記録の省略が投資者の保護に反しないものとして内閣府令で定めるもの(次項において「特定事項」という。)の記載又は記録を省略することができる。この場合において、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のうち内閣府令で定めるものの添付を省略することができる。

2 (略)

(特定目的会社名簿)

第八条 (略)

2 内閣総理大臣は、特定目的会社名簿に第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び第二百十八条又は第二百十九条の規定による内閣総理大臣の処分に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(届出事項の変更)

第九条 特定目的会社は、第四条第二項各号(第五号を除き、第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項又は資産流動化計画に変更があつたときは、内閣府令で定める期間内に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

4 第四条第四項の規定は、前項の変更後の資産流動化計画について準用する。

5 内閣総理大臣は、変更届出を受理したときは、次に掲げる事項を特定目的会社名簿に記載しなければならない。

一 (略)

二 変更届出が第四条第二項各号(第五号を除き、第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係るときは、当該変更の内容

三 (略)

(新たな資産流動化計画の届出)

第十一条 (略)

2 (略)

第六条 特定目的会社が業務開始届出を行うときは、資産流動化計画について、あらかじめすべての特定社員(特定出資に係る持分(以下「特定持分」という。)を有する者をいう。以下同じ。)の承認を受けなければならない。

(業務開始届出に係る特例)

第七条 特定目的会社が資産の流動化に係る業務のうち資産対応証券の発行に先立って特定資産の取得その他の内閣府令で定めるものを行う場合であつて、業務開始届出を行うときは、第五条の規定にかかわらず、同条第一項第二号に掲げる事項のうちその記載又は記録の省略が投資者の保護に反しないものとして内閣府令で定めるもの(次項において「特定事項」という。)の記載又は記録を省略することができる。この場合において、第三条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のうち内閣府令で定めるものの添付を省略することができる。

2 (略)

(特定目的会社名簿)

第八条 (略)

2 内閣総理大臣は、特定目的会社名簿に第三条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び第百五十七条又は第百五十八条の規定による内閣総理大臣の処分に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

(届出事項の変更)

第九条 特定目的会社は、第三条第二項各号(第四号を除き、第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項又は資産流動化計画に変更があつたときは、内閣府令で定める期間内に、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2・3 (略)

4 第三条第四項の規定は、前項の変更後の資産流動化計画について準用する。

5 (同上)

一 (略)

二 変更届出が第三条第二項各号(第四号を除き、第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係るときは、当該変更の内容

三 (略)

(新たな資産流動化計画の届出)

第十一条 (略)

2 (略)

3 新計画届出を行う場合にあっては、特定目的会社は、第百五十九条第一項の社員総会の承認があったことを証する書類を添付しなければならない。

4 (略)

5 第四条第二項、第三項（第一号を除く。）及び第四項、第六条並びに第七条の規定は、新計画届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

第二章 特定目的会社

第一節 総則

(法人格及び住所)

第十三条 特定目的会社は、法人とする。

2 特定目的会社の住所は、本店の所在地にあるものとする。

(商行為等)

第十四条 特定目的会社がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。

2 商法（明治三十二年法律第四十八号）第十一条から第十五条まで及び第十九条の規定は、特定目的会社については、適用しない。

(商号等)

第十五条 特定目的会社は、その名称を商号とする。

2 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない。

3 特定目的会社でない者は、その名称又は商号中に、特定目的会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

4 何人も、不正の目的をもって、他の特定目的会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

5 前項の規定に違反する名称又は商号の使用によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある特定目的会社は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第二節 設立

(定款)

3 新計画届出を行う場合にあっては、特定目的会社は、第百十九条第一項の社員総会の承認があったことを証する書類を添付しなければならない。

4 (略)

5 第三条第二項、第三項（第一号を除く。）及び第四項、第六条並びに第七条の規定は、新計画届出について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三条 削除

第二章 特定目的会社

第一節 総則

(法人格及び住所)

第十四条 特定目的会社は、法人とする。

2 特定目的会社の住所は、本店の所在地にあるものとする。

(商人性)

第十五条 特定目的会社は、商行為を行うことを業としないう者であっても、これを商人とみなす。

(商号)

第十六条 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない。

2 特定目的会社でない者は、その商号中に特定目的会社であることを示す文字を用いてはならない。

(商法の準用等)

第十七条 商法第九条から第十五条まで（商業登記）及び第六十一条（登記の期間）の規定は特定目的会社の登記について、同法第五十五条（権利能力の制限）及び第五十七条から第五十九条まで（設立の登記及び解散命令）の規定は特定目的会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九条中「商業登記簿」とあるのは「特定目的会社登記簿」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

2 この編及び第五編の規定において商法の規定を準用する場合には、同法の規定中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第五条第三項ニ規定スル電磁的記録ヲ謂フ）」と、「電磁的方法」とあるのは「電磁的方法（資産の流動化に関する法律第二十九条第四項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ）」と、「法務省令

第十六条 特定目的会社を設立するには、発起人が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2| 特定目的会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一| 目的

二| 商号

三| 本店の所在地

四| 特定資本金の額（この法律に別段の定めがある場合を除き、特定出資の発行に際して特定社員となる者が特定目的会社に対して払込み又は給付をした財産の額をいう。以下同じ。）

五| 発起人の氏名又は名称及び住所

六| 存続期間又は解散の事由

3| 特定目的会社を設立する場合には、次に掲げる事項は、第一項の定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を生じない。

一| 金銭以外の財産の出資をする者の氏名又は名称、当該財産及びその価額並びにその者に対して割り当てる設立時発行特定出資（特定目的会社の設立に際して発行する特定出資をいう。以下この節において同じ。）の口数

二| 資産流動化計画に従って譲り受ける特定資産以外の財産で特定目的会社の成立後に譲り受けることを約したものと及びその価額並びにその譲渡人の氏名又は名称

三| 特定目的会社の成立により発起人が受ける報酬その他の特別の利益及びその発起人の氏名又は名称

四| 特定目的会社の負担する設立に関する費用（定款の認証の手数料その他特定目的会社に損害を与えるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）

4| 第二項各号及び前項各号に掲げる事項のほか、特定目的会社の定款には、この法律の規定により定款の定めがなければその効力を生じない事項及びその他の事項でこの法律の規定に違反しないものを記載し、又は記録することができる。

5| 定款は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

6| 会社法第三十条（定款の認証）及び第三十一条（第三項を除く。）（定款の備置き及び閲覧等）の規定は、特定目的会社の定款について準用する。この場合において、同法第三十条第二項中「第三十三条第七項若しくは第九項又は第三十七条第一項若しくは第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第十八条第二項において準用する第三十三条第七項又は第九項」と、同法第三十一条第二項中「株主」とあるのは「社員（資産流動化法第二十六条に規定する社員をいう。）」と読み替えるものとする。

「とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

3| 特定目的会社に係る商法第三十三条第一項及び第二項（会計帳簿等）の規定の適用については、特定目的会社は、これらの規定に規定する会社とみなす。

4| 特定目的会社に係る商法第三十三条ノ二（会計帳簿及び貸借対照表の電磁的記録による作成）の適用については、同条中「法務省令」とあるのは、「内閣府令」とする。

5| 商法第三十四条の規定は、特定目的会社には、適用しない。

第二節 設立

（定款）

第十八条 特定目的会社を設立するには、発起人が定款を作成し、定款が書面をもって作成されているときは、これに署名しなければならない。

2| 特定目的会社の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一| 目的

二| 商号

三| 本店の所在地

四| 特定資本（特定出資に係る資本をいう。以下同じ。）の額

五| 特定出資一口の金額

六| 公告の方法

七| 発起人の氏名及び住所

八| 存立の時期又は解散の事由

3| 次に掲げる事項は、定款に記載し、又は記録しなければ、その効力を有しない。

一| 発起人が受けるべき特別の利益及びこれを受けるべき者の氏名又は名称

二| 現物出資をする者の氏名又は名称、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える特定出資の口数

三| 資産流動化計画に従って譲り受ける特定資産以外の財産で特定目的会社の成立後に譲り受けることを約したものと、その価格及び譲渡人の氏名又は名称

四| 発起人が受けるべき報酬の額

五| 特定目的会社の負担に帰すべき設立費用（定款の認証の手数料及び出資又は特定社債の払込みの取扱いについて銀行又は信託会社に支払うべき報酬を除く。）

4| 第五条第三項の規定は、定款について準用する。

5| 前項の規定により定款が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された情報については、内閣府令で定める署名に代わる措置を執らなければならない。

6| 商法第六十六条第五項（公告の方法）の規定は特定目的会社の公告について、同法第百

（設立時発行特定出資に関する事項の決定等）

第十七条 発起人は、特定目的会社の設立に際して次に掲げる事項（定款に定めがある事項を除く。）を定めようとするときは、その全員の同意を得なければならない。

一 発起人が割当てを受ける設立時発行特定出資の口数

二 前号の設立時発行特定出資と引換えに払い込む金銭の額

2 発起人は、設立時発行特定出資の全部を引き受けなければならない。

3 各発起人は、特定目的会社の設立に際し、設立時発行特定出資を一口以上引き受けなければならない。

（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）

第十八条 発起人は、定款に第十六条第三項各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、同条第六項において準用する会社法第三十条第一項の公証人の認証の後遅滞なく、当該事項を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをしなければならない。

2 会社法第三十三条第二項から第十一項まで（第十項第二号を除く。）（定款の記載又は記録事項に関する検査役の選任）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号及び第五号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第三十三条第七項及び第八項中「第二十八条各号」とあるのは「資産流動化法第十六条第三項各号」と、同項中「設立時発行株式」とあるのは「設立時発行特定出資」と、同条第十項中「前各号」とあるのは「資産流動化法第十八条第一項及び同条第二項において準用する第三十三条第二項から第九項まで」と、同項第一号中「第二十八条第一号及び第二号」とあるのは「資産流動化法第十六条第三項第一号及び第二号」と、同項第三号中「第二十八条第一号」とあるのは「資産流動化法第十六条第三項第一号又は第二号」とあるのは「資産流動化法第十六条第三項第一号又は第二号」と、同条第十一項第二号中「第二十八条第二号」とあるのは「資産流動化法第十六条第三項第二号」と、同項第三号中「第三十八条第一項」とあるのは「資産流動化法第二十一条第一項」と、「同条第二項第二号」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（出資の履行）

第十九条 発起人は、設立時発行特定出資の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行特定出資につき、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。ただし、発起人全員の同意があるときは、登記、登録その他の権利の設定又は移転を第三者に対抗するために必要な行為は、特定目的会社の成立後にすることを妨げない。

六十七条（定款の認証）の規定は特定目的会社の定款について、それぞれ準用する。

（資本及び最低資本金）

第十九条 特定目的会社の資本は、特定資本又は資産流動化計画で優先出資の発行が定められた場合には、特定資本及び優先資本（当該資産流動化計画に従い発行される優先出資に係る資本をいう。以下同じ。）とする。

2 特定目的会社の特定資本の額は、十万円を下回ってはならない。

（発起人の特定出資の引受け）

第二十条 発起人は、特定目的会社の設立の際の特定出資の総口数を引き受けなければならない。

（発起人による特定出資の払込み、役員を選任等）

第二十一条 発起人は、特定出資を引き受けたときは、遅滞なく、その引き受けた特定出資につき、その全額を払い込み、又は現物出資の目的たる財産の全部を給付し、かつ、取締役及び監査役を選任しなければならない。

2 前項の規定による取締役及び監査役の選任は、発起人の議決権の過半数をもって決定する。この場合においては、第五十八条第一項の規定を準用する。

3 商法第六十九条（発起人の株式引受け）の規定は特定目的会社の発起人による特定出資の引受けについて、同法第七十条第二項（発起設立における払込み）の規定は第一項の規定による特定出資の払込みについて、同法第七十二条ただし書（現物出資の給付の特例）の規定は特定目的会社の現物出資の場合について、それぞれ準用する。

（現物出資の調査等）

第二十二条 取締役は、選任された後遅滞なく、第十八条第三項各号に掲げる事項を調査させるため、検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

2 商法第七十三条第二項（第二号を除く。）から第六項まで（現物出資の調査等）の規定は前項の場合について、同法第七十三条ノ二（設立手続の調査）の規定は特定目的会社の取締役及び監査役の調査について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三条第二項第一号中「第六百六十八条第一項第五号及第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十八条第三項第二号又ハ第三号第五号及第六号」とあるのは「同項第二号及第三号」と、同項第三号中「第六百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十八条第三項第二号又ハ第三号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同項第二号又ハ第三号」と、同条第四項中「第六百六十八条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十八条第三項」と、同条

2] 前項の規定による払込みは、発起人が定めた銀行等（銀行、信託会社その他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

（設立時発行特定出資の特定社員となる権利の譲渡）

第二十條 発起人は、前条第一項の規定による払込み又は給付（以下この節において「出資の履行」という。）をすることにより設立時発行特定出資の特定社員となる権利を譲渡してはならない。

（設立時役員等の選任等）

第二十一條 発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、設立時取締役（特定目的会社の設立に際して取締役となる者をいう。以下同じ。）及び設立時監査役（特定目的会社の設立に際して監査役となる者をいう。以下同じ。）を選任しなければならない。

2] 次の各号に掲げる場合には、発起人は、出資の履行が完了した後、遅滞なく、当該各号に定める者を選任しなければならない。

一 設立しようとする特定目的会社が会計参与設置会社である場合 設立時会計参与（特定目的会社の設立に際して会計参与となる者をいう。以下同じ。）

二 設立しようとする特定目的会社が会計監査人設置会社（会計監査人を置く特定目的会社又はこの法律の規定により会計監査人を置かなければならない特定目的会社をいう。以下同じ。）である場合 設立時会計監査人（特定目的会社の設立に際して会計監査人となる者をいう。以下同じ。）

3] 会社法第三十八條第三項及び第三十九條第三項（設立時役員等の選任）、第四十條第一項及び第二項本文（設立時役員等の選任の方法）、第四十二條（設立時役員等の解任）並びに第四十三條第一項及び第二項本文（設立時役員等の解任の方法）の規定は、特定目的会社の設立時取締役、設立時会計参与、設立時監査役又は設立時会計監査人について準用する。この場合において、同法第三十九條第三項中「第三十三條第一項（第三十三條第五條第一項において準用する場合を含む。）」、第三十三條第三項若しくは第三項又は第三十三條第七條第一項若しくは第三項」とあるのは「資産流動化法第七十條第一項（資産流動化法第七十二條第二項において準用する場合を含む。）」、資産流動化法第七十一條第一項、同法第二項において準用する第三十三條第三項又は資産流動化法第七十三條第一項若しくは第三項」と、同法第四十條第二項本文及び第四十三條第二項本文中「設立時発行株式一株」とあるのは「設立時発行特定出資一口」と読み替えるものとする。

4] 会社法第四十六條第一項及び第二項（設立時取締役等による調査）の規定は、特定目的会社の設立時取締役及び設立時監査役について準用する。この場合において、同法第一項第一号中「第三十三條第十項第一号又は第二号」とあるのは「資産流動化法第十八條第二項にお

第五項及び第六項並びに同法第七十三條ノ二第一項第二号及び第三号中「株式」とあるのは「特定出資」と読み替えるものとする。

3] 商法第九十二條ノ二第一項及び第三項の規定は前項において準用する同法第七十三條第二項第三号の証明又は鑑定評価（以下この条において「証明等」という。）をした者について、同法第九十三條第二項の規定は当該証明等をした者が虚偽の証明等をした場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十二條ノ二第一項中「第六十八條第一項第五号又ハ第六号」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第十八條第三項第二号又ハ第三号」と読み替えるものとする。

4] 第二項において準用する商法第七十三條第二項第三号の証明等をした者が当該証明等をするについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、当該証明等をした者については、前項の規定は、適用しない。

（引受けによる権利の譲渡の禁止）

第二十三條 発起人は、特定出資の引受けによる権利を譲渡してはならない。

（設立の登記）

第二十四條 特定目的会社の設立の登記は、第二十二條の規定による検査役の調査に係る手続又は同法第二項において準用する商法第七十三條ノ二の手続の終了の日から二週間以内に行わなければならない。

2] 前項の設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第十八條第二項第一号、第二号、第四号から第六号まで及び第八号に掲げる事項

二 本店及び支店

三 取締役及び監査役の氏名及び住所

四 取締役のうち特定目的会社を代表しない者があるときは、当該特定目的会社を代表すべき取締役の氏名

五 数人の取締役が共同して特定目的会社を代表すべきことを定めたときは、その規定

六 第九十五條第六項又は第九十九條第五項の取締役の決定があつたときは、これらの項に規定する事項の提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

3] 商法第六十四條第二項（支店における設立の登記）及び第六十五條から第六十七條まで（支店設置、移転及び変更の登記）の規定は特定目的会社について、同法第六十七條ノ二（業務執行停止等の登記）の規定は特定目的会社の取締役及び監査役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十四條第二項中「前項」とあり、同法第六十五條第一項中「前条第一項」とあり、並びに同法第六十六條第一項及び第六十七條中「第六十四條第一項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第二十四條第二項」と読み替えるものとする。

いて準用する第三十三条第十項第一号」と、「現物出資財産等（同号に掲げる場合にあっては、同号の有価証券に限る。）」とあるのは「現物出資財産等」と、同項第二号中「第三十三条第十項第三号」とあるのは「資産流動化法第十八条第二項において準用する第三十三条第十項第三号」と読み替えるものとする。

（設立の登記等）

第二十二條 特定目的会社の設立の登記は、その本店の所在地において、次に掲げる日のいずれか遅い日から二週間以内にしなければならない。

- 一 前条第四項において準用する会社法第四十六条第一項の規定による調査が終了した日
- 二 発起人が定めた日
- 三 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 商号

三 本店及び支店の所在場所

四 特定目的会社の存続期間又は解散の事由

五 特定資本金の額

六 発行した特定出資の総口数

七 特定社員名簿管理人（特定目的会社に代わって特定社員名簿の作成及び備置きその他の特定社員名簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

八 取締役及び監査役の氏名及び住所

九 取締役のうち特定目的会社を代表しない者がいるときは、代表取締役（特定目的会社を代表する取締役をいう。以下同じ。）の氏名

十 特定目的会社が会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び第八十六条第二項において準用する会社法第三百七十八条第一項の場所

十一 特定目的会社が会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称

十二 第七十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を置いたときは、その氏名又は名称

十三 第四百四条第七項に規定する措置をとるときは、同条第五項に規定する貸借対照表及び損益計算書の内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて内閣府令で定めるもの

十四 第九十四条第一項の規定による公告方法（特定目的会社が公告（この編又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。）をする方法をいう。以下この編において同じ。）についての定款の定めがあるとき

（商法等の準用）

第二十五条 商法第八十九条（払込取扱機関の証明）の規定は特定目的会社の設立の際の特定出資の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について、同法第九十一条前段（引受けの無効又は取消しの制限）の規定は特定出資の引受けの無効又は取消しについて、同法第九十二条及び第九十二条ノ二（発起人等の引受担保責任、財産価格てん補責任等）の規定は特定目的会社の発起人及び特定目的会社成立当時の取締役について、同法第九十三条から第九十五条まで（発起人の損害賠償責任、会社不成立の場合の責任及び連帯責任）の規定並びに第七十三条第三項及び第七十五条の規定は特定目的会社の発起人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九十一条前段中「錯誤若ハ株式申込証ノ用紙ノ要件ノ欠缺」とあるのは「錯誤」と、同法第九十二条第一項から第三項までの規定中「株式」とあるのは「特定出資」と、同法第九十二条ノ二第一項及び第二項中「第六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十八条第三項第二号又ハ第三号」と、同法第九十五条中「第七十三条ノ二又ハ第八十四条第一項及第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十二條第二項ニ於テ準用スル第七十三条ノ二」と読み替えるものとする。

第三節 社員の権利義務等

（社員）

第二十六条 特定目的会社（優先出資を発行しない特定目的会社に限る。）の社員は、特定社員とし、優先出資を発行する特定目的会社の社員は、特定社員及び優先出資社員（優先出資に係る持分を有する者をいう。以下同じ。）とする。

（社員の責任、持分等）

第二十七条 すべての社員の責任は、その出資の金額を限度とする。

2 社員は、出資の払込みについて、相殺をもって特定目的会社に対抗することはできない。

3 各社員は、その出資の口数に応じて持分を有する。

（特定出資の金額）

第二十八条 特定出資一口の金額は、均一とし、五万円を下回ってはならない。

（特定社員の持分の譲渡）

第二十九条 特定社員は、特定持分の全部又は一部を他の特定社員に譲渡することができる。

2 特定社員は、その特定持分の全部又は一部を特定社員以外の者に譲渡する場合には、あらかじめ社員総会の承認を受けなければならない。

は、その定め

十五 前号の定款の定めが電子公告（第百九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。イにおいて同じ。）を公告方法とする旨のものであるときは、次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて会社法第百九十一条第三項第二十九号イに規定するもの

ロ 第百九十四条第二項後段の規定による定款の定めがあるときは、その定め

十六 第十四号の定款の定めがないときは、第百九十四条第三項の規定により同条第一項第一号に掲げる方法を公告方法とする旨

3| 会社法第百九十五条第一項及び第二項（変更の登記）、第百九十六条（第一号に係る部分に限る。）（他の登記所の管轄区域内への本店の移転の登記）、第百九十七条（第一号に係る部分に限る。）（職務執行停止の仮処分等の登記）並びに第百九十八条（支配人の登記）の規定は、特定目的会社の本店の所在地における登記について準用する。この場合において、同法第百九十五条第一項中「第百九十一条第三項各号又は前三条各号」とあるのは「資産流動化法第二十二條第二項各号」と、同条第二項中「第百九十九条第一項第四号」とあるのは「資産流動化法第三十六條第一項第四号」と、「株式」とあるのは「特定出資」と、同法第百九十六条第一号中「第百九十一条第三項各号」とあるのは「資産流動化法第二十二條第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4| 会社法第百九十三条第一項（第一号及び第五号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（支店の所在地における登記）、第百九十三条（他の登記所の管轄区域内への支店の移転の登記）並びに第百九十三条本文（支店における変更の登記等）の規定は、特定目的会社の支店の所在地における登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定目的会社の成立）

第二十三条 特定目的会社は、その本店の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

（設立時発行特定出資の引受けに関する担保責任）

第二十四条 特定目的会社の成立の時に設立時発行特定出資のうち引受けのない部分があるときは、当該特定目的会社の発起人及び設立時取締役は、共同して、当該部分について引き受けたものとみなす。特定目的会社の成立後に特定出資の引受人の設立時発行特定出資の引受けに係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

2| 特定目的会社の成立の時に設立時特定出資のうち出資の履行がされていないものがあるときは、当該特定目的会社の発起人及び設立時取締役は、連帯して、当該払込みがされていない額又は当該給付がされていない金銭以外の財産の価額を支払う義務を負う。

3| 前項の場合においては、特定社員は、特定目的会社に対し、特定持分の譲渡の相手方及び譲渡をしようとする出資口数を記載した書面をもって、当該譲渡を承認すべきこと及び承認しないときは他に譲渡の相手方を指定すべきことを請求することができる。

4| 特定社員は、前項の書面による請求に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該特定社員は、同項の書面による請求をしたものとみなす。

5| 特定社員が第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）の承諾をした者である場合においては、特定目的会社は、当該承諾に係る社員総会の会日の属する営業年度の決算期に関する定時社員総会の終結までの間は、正当な事由がなければ、前項の承諾をすることを拒んではならない。

6| 商法第二百四十四条ノ二第四項、第六項及び第七項前段（株式の譲渡制限がある場合の不承認の通知等）の規定は、特定目的会社に対し第三項の承認の請求があつた場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第三項」と、「同項ノ株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と、同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第六項ニ於テ準用スル商法第二百四十四条ノ二第四項」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項ノ書面」と、同条第七項前段中「第四項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第六項ニ於テ準用スル商法第二百四十四条ノ二第四項」と、「第一項ノ株式」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定持分」と、「取締役会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

7| 社員総会は、第三項の指定の請求があつた場合において、同項の譲渡を承認しないときは、他に譲渡の相手方（当該特定目的会社を除く。）を指定しなければならない。

8| 商法第二百四十四条ノ二第五項後段、第六項及び第七項後段（株式の譲渡制限がある場合の譲渡の相手方の指定の通知等）の規定は前項の規定により特定持分の譲渡の相手方を指定する場合について、同法第二百四十四条ノ三第一項から第五項まで（指定された者の先買権）並びに第二百四十四条ノ四第一項から第五項まで及び第七項（売買価格の決定）の規定は前項の規定による指定があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四十四条ノ二第五項後段中「第一項ノ株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と、同条第六項中「第四項又ハ前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第八項ニ於テ準用スル商法第二百四十四条ノ二第五項後段」と、「株主」とあるのは「特定社員」と、「此等ノ書面」とあるのは「同項後段ノ書面」と、同法第二百四十四条ノ三第一項中「同条第一項ノ株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九条第三項ノ特定社員」と、「株式」とあるのは「特定持分」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは

3| 会社法第六十四条（払込金の保管証明）の規定は、第十九条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「第五十七條第一項の募集をした場合には、発起人」とあるのは「発起人」と、同条第二項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

（会社法等の準用）

第二十五条 会社法第五十条（株式の引受人の権利）の規定は特定目的会社の設立時発行特定出資の引受人の権利について、同法第五十一条（引受けの無効又は取消しの制限）の規定は設立時発行特定出資の引受けの無効又は取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十条中「株主」とあるのは、「特定社員」と読み替えるものとする。

2| 会社法第二編第一章第八節（発起人等の責任）の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、同法第五十二条第二項中「第二十八條第一号」とあるのは「資産流動化法第十六條第三項第一号」と、「第三十三條第二項」とあるのは「資産流動化法第十八條第二項において準用する第三十三條第十項第三号」とあるのは「資産流動化法第十八條第二項において準用する第三十三條第十項第三号」と、同法第五十五条中「総株主」とあるのは「総社員」と読み替えるものとする。

3| 会社法第八百二十八條第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四條（第一号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五條第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七條から第八百三十九條まで（弁論等の必要の併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七條第一項（第一号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、特定目的会社の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百二十八條第二項第一号中「株主等（株主、取締役又は清算人（監査役設置会社にあつては株主、取締役、監査役又は清算人、委員会設置会社にあつては株主、取締役、執行役又は清算人）をいう。以下この節において同じ。）」とあるのは「社員、取締役、監査役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

4| 第九百七十七條第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項及び第五項並びに第八百五十一條を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前

「資産の流動化に関する法律第二十九條第四項」と、同条第三項中「発行済株式ノ総数」とあるのは「特定持分ニ係ル出資及発行済優先出資ノ総口数」と、「前条第一項ノ株式ノ数」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九條第三項ノ特定持分ニ係ル出資口数」と、同条第四項中「前条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十九條第四項」と、同法第二百四條ノ四第四項及び第五項中「株式」とあるのは「特定持分」と、同条第七項中「株主」とあるのは「特定社員」と読み替えるものとする。

9| 特定社員以外の者が第二項から前項までの規定によることなく特定目的会社の特定持分を取得したときは、その者は、その取得について、当該特定目的会社の社員総会の承認を受けなければならない。この場合においては、第三項から前項までの規定を準用する。

（特定社員の持分移転の對抗要件等）

第三十條 特定持分の移転は、その取得者の氏名又は名称及び住所並びに特定持分の移転の口数を特定社員名簿に記載し、又は記録しなければ、特定目的会社その他の第三者に對抗することができない。

（特定持分の質入れ）

第三十一條 特定持分は、これを質権の目的とすることができる。

2| 前条の規定は、特定持分を質権の目的とする場合について準用する。

3| 特定持分を質権の目的とした場合において、特定目的会社が質権設定者の請求により質権者の氏名及び住所を特定社員名簿に記載し、又は記録したときは、当該質権者は、当該特定目的会社から利益の配当又は残余財産の分配を受け、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

4| 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三百六十七條第三項（供託の請求）の規定は、特定持分の質権者につき前項の記載又は記録がされた場合について準用する。

（特定持分の信託）

第三十一條の二 特定持分は、第二十九條第二項の規定にかかわらず、社員総会の承認を受けずに信託することができる。

2| 特定持分の信託（以下「特定持分信託」という。）に係る契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一 信託の目的が、特定目的会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務が円滑に行われるよう特定持分を管理するものであること。

二 資産流動化計画の計画期間を信託期間とすること。

三 信託財産の管理について受託者に対して指図を行うことができないこと。

から引き続き優先出資を有する優先出資社員（資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。）と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三節 社員の権利義務等

第一款 総則

（社員）

第二十六条 特定目的会社（優先出資を発行しない特定目的会社に限る。）の社員は、特定社員とし、優先出資を発行する特定目的会社の社員は、特定社員及び優先出資社員（優先出資を有する者をいう。以下同じ。）とする。

（社員の責任及び権利等）

第二十七条 社員の責任は、その有する特定出資又は優先出資の引受価額を限度とする。

2 社員は、その有する特定出資又は優先出資につき次に掲げる権利その他この法律の規定により認められた権利を有する。

一 利益の配当を受ける権利

二 残余財産の分配を受ける権利

3 特定社員は、その有する特定出資につき社員総会における議決権を有する。

4 優先出資社員は、この法律に別段の定めがある場合を除き、その有する優先出資につき社員総会における議決権を有しない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

5 社員に第二項第一号及び第二号に掲げる権利の全部を与えない旨の定款の定めは、その効力を有しない。

6 会社法第六十六条（共有者による権利の行使）及び第九十九条第一項（株主の平等）の規定は、特定目的会社の特定出資又は優先出資について準用する。この場合において、同項中「株主」とあるのは「社員」と、「数」とあるのは「口数」と読み替えるものとする。

第二款 特定社員

（特定社員名簿）

第二十八条 特定目的会社は、特定社員名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 特定社員の氏名又は名称及び住所

四 委託者又は受益者が、信託期間中に信託の解除を行わないこと。

五 委託者又は受益者が、信託期間中に信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十三条による場合を除き、信託財産の管理方法を変更しないこと。

3 前二条の規定は、第一項の規定に基づき特定持分を信託する場合について準用する。この場合において、第三十条中「取得者の氏名又は名称及び住所並びに特定持分の移転の口数」とあるのは「受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所その他の特定持分信託に係る内閣府令で定める事項並びに特定持分信託の設定」と、前条中「特定持分」とあるのは「特定持分信託の受益権」と読み替えるものとする。

（特定社員名簿の記載事項）

第三十二条 特定目的会社は、特定社員名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 特定社員の氏名又は名称及び住所

二 各特定社員の有する特定出資の口数

三 特定持分信託を設定した場合には、その旨並びに受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所その他の特定持分信託に係る内閣府令で定める事項

第五十三条 第三項の規定は、特定社員名簿について準用する。

（特定持分に係る証券の発行禁止）

第三十三条 特定目的会社は、特定持分については、指図式又は無記名式のいずれの証券も発行してはならない。

（自己特定持分の取得及び質受けの禁止等）

第三十四条 特定目的会社は、権利の実行に当たりその目的を達成するために必要な場合を除き、自己の特定持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けてはならない。

2 前項の規定は、特定目的会社が、特定社員の相続人からその相続により取得した当該特定目的会社の特定持分を当該相続の開始後一年以内に買い受けるために取得する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 当該特定目的会社の所有する自己の特定持分（権利の実行に当たりその目的を達成するために取得したものを除く。）に係る出資口数が、その特定資本の五分の一に相当する出資口数を超えることとなるとき。

二 当該特定目的会社の特定持分の買受価格が、その最終の貸借対照表上の純資産額から第一百二条第三項各号の金額及び同条第一項の規定により分配した金銭の額の合計額を控除した額を超えるとき。

三 当該特定目的会社の営業年度の終了の時において、その貸借対照表上の純資産額が、第

二 前号の特定社員の有する特定出資の口数

三 第一号の特定社員が特定出資を取得した日

四 特定出資信託を設定した場合には、その旨並びに受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所その他の特定出資信託に係る内閣府令で定める事項

2| 特定目的会社は、一定の日（以下この款において「基準日」という。）を定めて、基準日において特定社員名簿に記載され、又は記録されている特定社員をその権利を行使することができる者と定めることができる。

3| 会社法第二百二十二条（第四項を除く。）（株主名簿記載事項を記載した書面の交付等）、第二百二十四条第二項及び第三項（基準日）、第二百五条第一項から第三項まで（株主名簿の備置き及び閲覧等）並びに第二百六条（株主に対する通知等）の規定は特定目的会社の特定社員に係る特定社員名簿について、同法第二百二十三条（株主名簿管理人）の規定は特定目的会社の特定社員名簿管理人について、同法第九十六条第一項及び第二項（株主に対する通知の省略）の規定は特定目的会社の特定社員に対する通知について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百二十二条第一項中「前条第一号」とあるのは「資産流動化法第二十八条第一項第一号」と、「株主名簿記載事項」とあるのは「資産流動化法第二十八条第一項各号に掲げる事項」と、同法第二百二十四条第二項中「基準日株主」とあるのは「基準日において特定社員名簿に記載され、又は記録されている特定社員」と、同法第二百五条第一項中「株主名簿管理人」とあるのは「特定社員名簿管理人」と、同項並びに同条第三項第一号及び第二号中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百二十六条第三項中「株式が」とあるのは「特定出資が」と、同条第四項中「株式の」とあるのは「特定出資の」と、同条第五項中「第二百九十九条第一項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「資産流動化法第五十五条第一項又は第五十六条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4| 第二項、前項において準用する会社法第二百二十四条第二項及び第三項並びに同法第九十六条第三項の規定は、第三十二条第三項各号に掲げる事項が特定社員名簿に記載され、又は記録された質権者（以下「登録特定出資質権者」という。）について準用する。

（特定出資の譲渡）

第二十九条 特定社員は、特定出資の全部又は一部を他の特定社員に譲渡することができる。

2| 特定社員以外の者が譲渡により特定出資を取得するには、特定目的会社の承認がなければならない。

（特定出資の譲渡の對抗要件等）

第三十条 特定出資の譲渡は、その特定出資を取得した者の氏名又は名称及び住所を特定社員名簿に記載し、又は記録しなければ、特定目的会社その他の第三者に対抗することができない。

百一条第一項各号の金額の合計額を下回るおそれがあると認められるとき。

3| 特定目的会社が前項の特定持分を買い受けるには、第百十四条第二項に規定する決議によらなければならない。この場合においては、当該特定持分の売主たる特定社員は、議決権を行使することができない。

4| 第二項第三号の営業年度の終了の時にあって、同号の純資産額が、同号の合計額から同項の特定目的会社が取得して有する同項の特定持分の時価の合計額を控除した額を下回った場合には、当該特定持分の買受けをした取締役は、当該特定目的会社に対し、連帯して、その差額（当該差額が、当該営業年度において買い受けた当該特定持分の取得価額の総額から、当該特定持分のうち既に処分したものの価額の総額及びその取得して有する特定持分の時価の合計額を控除した残額を超えるときは、当該残額）につき、損害賠償の責任を負う。ただし、当該取締役が同号に規定するおそれがないと認めたことについて注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りでない。

5| 第七十三条第二項の規定は前項の買受けをするにつき同意した取締役について、同条第三項の規定は当該取締役及び前項の取締役の責任について、それぞれ準用する。

6| 特定目的会社は、第一項又は第二項本文に規定する場合において取得した特定持分又は質権を相当の時期に処分しなければならない。

（特定持分の消却の禁止）

第三十五条 特定持分は、第百十八条の規定により特定資本の減少を行う場合を除き、消却することができない。

（特定持分についての商法の準用）

第三十六条 商法第二百三条（株式の共有）の規定は特定持分について、同法第二百二十四条及び第二百二十四条ノ二（株主名簿の効力及び所在不明の株主）の規定は特定社員名簿について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第一項及び第二項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同条第四項中「株式申込人、株式引受人、質権者又ハ端株主」とあるのは「特定出資引受人又ハ質権者」と、同法第二百二十四条ノ二第一項及び第二項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同条第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」と読み替えるものとする。

（優先出資の発行）

第三十七条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により、優先出資を発行することができる。

2| 優先出資の額面金額は、均一で、かつ、特定出資一口の金額と同一でなければならない。

い。

2 会社法第百三十二条から第百三十四条まで（株主の請求によらない株主名簿記載事項の記載又は記録、株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録）の規定は、特定目的会社の特定出資について準用する。この場合において、これらの規定中「株主」とあるのは「特定社員」と、「株主名簿記載事項」とあるのは「資産流動化法第二十八条第一項各号に掲げる事項」と、「株主名簿」とあるのは「特定社員名簿」と、「株式取得者」とあるのは「特定出資取得者」と、同法第百三十二条第三号中「自己株式」とあるのは「自己特定出資（資産流動化法第五十九条第二項に規定する自己特定出資をいう。）」と、同法第百三十四条第一号中「第百三十六条」とあるのは「資産流動化法第三十一条第一項」と、同条第二号中「第百三十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第三十一条第二項」と、同条第三号中「第百四十条第四項」とあるのは「資産流動化法第三十一条第七項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定出資の譲渡に係る承認手続）

第三十一条 特定社員は、その有する特定出資を特定社員以外の者（当該特定出資を発行した特定目的会社を除く。）に譲り渡そうとするときは、当該特定目的会社に対し、当該者が当該特定出資を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

2 特定出資を当該特定出資を発行した特定目的会社以外の者から取得した者（特定社員以外の者に限り、当該特定目的会社を除く。以下この条において「特定出資取得者」という。）は、特定目的会社に対し、当該特定出資を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができる。

3 前項の規定による請求は、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして内閣府令で定める場合を除き、その取得した特定出資の特定社員として特定社員名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と共同してしなければならない。

4 次の各号に掲げる請求（以下この条において「譲渡等承認請求」という。）は、当該各号に定める事項を明らかにしてしなければならない。

一 第一項の規定による請求 次に掲げる事項

イ 当該請求をする特定社員が譲り渡そうとする特定出資の口数

ロ イの特定出資を譲り受ける者の氏名又は名称

ハ 特定目的会社が第一項の承認をしない旨の決定をする場合において、第七項に規定する指定買取人がイの特定出資を買取取ることを請求するときは、その旨

二 第二項の規定による請求 次に掲げる事項

イ 当該請求をする特定出資取得者の取得した特定出資の口数

ロ イの特定出資取得者の氏名又は名称

3 優先出資の発行価額は、額面金額を下回ってはならない。

4 商法第二百八十条ノ三（発行条件の均等）の規定は、優先出資の発行価額について準用する。

（優先出資の申込み）

第三十八条 優先出資の申込みをしようとする者は、優先出資申込証の用紙に、引き受けようとする優先出資の口数及び住所を記載し、これに署名して、優先出資申込証を作成しなければならない。

2 取締役は、次に掲げる事項を記載した優先出資申込証の用紙を作成しなければならない。

一 特定目的会社の商号並びに業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合には、当該新計画届出の年月日）

二 特定出資の総口数及び特定資本の額

三 発行する優先出資の発行価額、内容及び総口数

四 優先出資の消却に関する規定

五 資産流動化計画に他の優先出資の発行についての定めがあるときは、当該他の優先出資の前二号に掲げる事項及びその発行状況

六 資産流動化計画に特定社債、特定短期社債又は特定約束手形の発行についての定めがあるときは、特定社債については第百十條第二項第四号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項及びその発行状況、特定短期社債又は特定約束手形については発行の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

七 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の内閣府令で定める事項及びその借入状況

八 資産流動化計画に定められた特定資産の種類、当該特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産の上に存在する特定目的会社に対抗し得る権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

九 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

十 払込みを取り扱う銀行又は信託会社

十一 優先出資の申込口数が第三号に掲げる優先出資の総口数に達しない場合において、その達しない口数の優先出資を引き受けるべきことを約した者があるときは、その氏名又は名称

十二 一定の時期までに優先出資の発行ができないときは、当該優先出資の申込みを取り消すことができる旨の規定

ハ 特定目的会社が第二項の承認をしない旨の決定をする場合において、第七項に規定する指定買取人がイの特定出資を買い取ることを請求するときは、その旨

5 特定目的会社が第一項又は第二項の承認をするか否かの決定をするには、社員総会の決議によらなければならない。

6 特定目的会社は、前項の決定をしたときは、譲渡等承認請求をした者（以下この条において「譲渡等承認請求者」という。）に対し、当該決定の内容を通知しなければならない。

7 特定目的会社は、第四項第一号ハ又は第二号ハの請求を受けた場合において、第一項又は第二項の承認をしない旨の決定をしたときは、社員総会の決議によって、当該譲渡等承認請求に係る特定出資を買い取る者（当該特定目的会社を除く。以下この条において「指定買取人」という。）を指定しなければならない。

8 会社法第四十二条第一項及び第二項（指定買取人による買取りの通知）の規定は指定買取人について、同法第四十三条第二項（譲渡等承認請求の撤回）の規定は第四項第一号ハ又は第二号ハの請求をした譲渡等承認請求者について、同法第四十四条第一項から第六項まで（売買価格の決定）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第六号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定はこの項において準用する同法第四十二条第一項の規定による通知があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「第四百四十条第四項」とあるのは「資産流動化法第三十一条第七項」と、同条第二項中「一株」とあるのは「一口」と、「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同法第四十四条第一項及び第四項から第六項までの規定中「対象株式」とあるのは「資産流動化法第三十一条第七項に規定する特定出資」と、「第四百四十条第一項第二号」とあるのは「第四百四十二条第一項第二号」と、同条第一項、第二項及び第六項中「株式会社」とあるのは「指定買取人」と、同条第五項中「一株」とあるのは「一口」と、同条第六項中「第四百四十一条第二項」とあるのは「第四百四十二条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9 会社法第四百四十五条（第二号を除く。）（株式会社が承認をしたとみなされる場合）の規定は、特定目的会社の第一項又は第二項の承認について準用する。この場合において、同条第一号中「第三百三十九条第二項」とあるのは、「資産流動化法第三十一条第六項」と読み替えるものとする。

（特定出資の買入れ）

第三十二条 特定社員は、その有する特定出資に質権を設定することができる。

2 特定出資の買入れは、その質権者の氏名又は名称及び住所を特定社員名簿に記載し、又は

十三 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、その名称及び住所並びに営業所

3 取締役は、優先出資申込証の用紙の優先出資の申込者に対する交付に際して、前項第十号に掲げる銀行又は信託会社の払込みの取扱いの場所を記載した書面を交付しなければならない。ただし、優先出資申込証の用紙にこれを記載したときは、この限りでない。

4 取締役は、優先出資申込証の用紙の優先出資の申込者に対する交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者の承諾を得て、当該優先出資申込証の用紙の内容である事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該優先出資申込証の用紙を当該優先出資の申込者に交付したものとみなす。

5 前項の場合において、取締役は、第三項の書面に記載すべき事項を前項の優先出資申込証の用紙に記載すべき事項とともに電磁的方法により提供することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

6 優先出資の申込者は、政令で定めるところにより、取締役の承諾を得て、優先出資申込証の用紙の内容である事項を記録した電磁的記録に優先出資申込証に記載すべき事項を記録して作成した電磁的記録の作成をもって、優先出資申込証の作成に代えることができる。この場合において、当該優先出資申込証に代えて作成した電磁的記録は、これを当該優先出資申込証とみなす。

7 第十八条第五項の規定は、前項の規定により優先出資申込証とみなされる電磁的記録に記載された情報について準用する。

8 取締役は、優先出資の申込者から資産流動化計画の閲覧又は当該資産流動化計画の謄本若しくは抄本の交付の求めがあったときは、これに応じなければならない。

9 取締役は、前項の規定による資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該優先出資の申込者の承諾を得て、当該資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該資産流動化計画の謄本又は抄本を交付したものとみなす。

10 民法第九十三条ただし書（心裡留保による意思表示の無効）の規定は、優先出資の申込みについては、適用しない。

11 優先出資については、現物出資による引受けは、することができない。

（優先出資社員以外の者に対する有利な発行）

第三十八条の二 第五十条第二号に掲げる第二種特定目的会社が優先出資社員以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる優先出資の種類、数及び最低発行価額について、社員総会の決議によらなければならない。この場合において、取締役は、社員総会において優先出資社員以外の者に対して特に有利な発行価額をもって優先出資を発行することを必要とする理由を開示しなければならない。

記録しなければ、特定目的会社その他の第三者に対抗することができない。

3| 特定出資に質権を設定した者は、特定目的会社に対し、次に掲げる事項を特定社員名簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

一 質権者の氏名又は名称及び住所

二 質権の目的である特定出資

4| 特定目的会社が次に掲げる行為をした場合には、特定出資を目的とする質権は、当該行為によって当該特定出資の特定社員が受けることのできる金銭等（金銭その他の財産をいう。以下同じ。）について存在する。

一 特定出資の併合

二 利益の配当

三 残余財産の分配

四 特定出資の取得

5| 登録特定出資質権者は、前項の金銭等（金銭に限る。）を受領し、他の債権者に先立って自己の債権の弁済に充てることができる。

6| 会社法第四百四十七条第三項（株式の買入れの對抗要件）の規定は特定出資について、同法第四百四十九条第一項から第三項まで（株主名簿の記載事項を記載した書面の交付等）、第五百五十条（登録株式質権者に対する通知等）、第五百五十二条第二項及び第五百五十四条第二項（株式の買入れの効果）の規定は特定目的会社の特定出資に係る登録特定出資質権者について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「株主名簿」とあるのは「特定社員名簿」と、同法第四百四十九条第一項中「前条各号」とあるのは「資産流動化法第三十二条第三項各号」と、「同条各号」とあるのは「同項各号」と、同法第五百五十二条第二項中「前条」とあるのは「資産流動化法第三十二条第四項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定出資の信託）

第三十三条 特定出資は、第二十九条第二項の規定にかかわらず、社員総会の承認を受けずに信託会社等（信託会社及び信託業務を営む銀行その他の金融機関をいう。以下同じ。）に信託することができる。

2| 特定出資の信託（以下「特定出資信託」という。）に係る契約には、次に掲げる条件を付さなければならない。

一 信託の目的が、特定目的会社の資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務が円滑に行われるよう特定出資を管理するものであること。

二 資産流動化計画の計画期間を信託期間とすること。

三 信託財産の管理について受託者に対して指図を行うことができないこと。

四 委託者又は受益者が、信託期間中に信託の解除を行わないこと。

2| 前項の場合における議案の要領は、第五十三条第一項に規定する通知に記載し、又は記録しなければならない。

3| 優先出資社員は、第一項の決議について議決権を有する。

4| 第一項の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行われなければならない。

（優先出資の割当て及び払込み）

第三十九条 優先出資の申込みをした者（第三十八条第二項第十一号に規定する者を含む。）は、取締役の割り当てた優先出資の口数について優先出資の引受人となる。

2| 取締役は、特定目的会社の発行に係る優先出資の総口数の引受けがあったときは、遅滞なく、各引受人が引き受けた優先出資につき、その発行価額の全額の払込みを行わせなければならない。

3| 前項の払込みは、第三十八条第三項の書面若しくは優先出資申込証の用紙又は同条第五項若しくは第四項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記載し、又は記録した払込みの取扱いの場所において行われなければならない。

4| 商法第七十八條及び第八十九條（払込取扱機関の変更及び保管証明）の規定は第二項の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について、同法第七十九條（株式引受人の失権手続）の規定は優先出資の引受人について、同法第九十條（権利株の譲渡）の規定は優先出資の引受けによる権利について、同法第二百八十條ノ十二（引受けの無効又は取消しの制限）の規定は優先出資の引受けの無効又は取消しについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十九條第一項中「第七十七條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第三十九條第二項」と、「発起人」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「発起人」とあるのは「取締役」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第八十九條第一項中「発起人又はハ取締役ノ請求ニ依リ」とあるのは「取締役ノ請求ニ依リ」と、同法第二百八十條ノ十二中「新株発行ニ因ル変更ノ登記」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十條第一項ノ登記」と、「株式申込証ノ用紙若ハ新株引受権証書」とあるのは「優先出資申込証ノ用紙」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとする。

（優先出資の発行の登記、優先出資社員となる時期等）

第四十条 特定目的会社は、その発行に係る優先出資の総口数の全額の払込みがあった日から、本店の所在地においては二週間以内、支店の所在地においては三週間以内に、優先出資の発行に係る事項として次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 優先資本の額（発行済優先出資の発行価額の総額をいう。）

二 内容の異なる数種類の優先出資を発行するときは、優先出資の総口数並びに当該優先出資の種類ごとの口数並びに利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容及び消却

五 委託者又は受益者が、信託期間中に信託法(大正十一年法律第六十二号)第二十三条の規定による場合を除き、信託財産の管理方法を変更しないこと。

31 第三十条第一項及び前条並びに会社法第百三十三条(株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録)の規定は、第一項の規定に基づき特定出資を信託する場合について準用する。この場合において、第三十条第一項中「取得した者の氏名又は名称及び住所」とあるのは「受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所その他の特定出資信託に係る内閣府令で定める事項並びに特定出資信託の設定」と、前条第一項から第三項までの規定中「特定出資」とあるのは「特定出資信託の受益権」と、同条第四項中「特定出資」とあるのは「特定出資信託の受益権」と、「当該特定出資」とあるのは「当該特定出資信託の受益権」と、同法第百三十三条第一項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(自己の特定出資の取得及び質受けの禁止等)

第三十四条 特定目的会社は、権利の実行に当たりその目的を達成するために必要な場合を除き、自己の特定出資を取得し、又は質権の目的としてこれを受けてはならない。

21 前項の規定は、特定目的会社が、特定社員との継続からその継続により取得した当該特定目的会社の特定出資を当該継続の開始後一年以内に買い受けるために取得する場合には、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 自己特定出資(特定目的会社が有する自己の特定出資をいい、権利の実行に当たりその目的を達成するために取得したものを除く。)の口数が、特定出資の総口数の五分の一を超えることとなるとき。

二 当該特定目的会社の特定出資の買受価格が、第百十五条第三項第一号に掲げる額から同項第二号から第五号までに掲げる額の合計額及び同条第一項の規定により分配した金銭の額の合計額を控除して得た額を超えるとき。

三 当該特定目的会社の事業年度の末日において、第百十四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えるおそれがあると認められるとき。

31 特定目的会社が前項の特定出資を買い受けるには、社員総会の決議によらなければならない。この場合においては、当該特定出資の売主たる特定社員は、議決権を行使することができない。

41 特定目的会社が第二項の特定出資の取得をした場合において、当該取得をした日の属する事業年度(その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度(各事業年度に係る第百二条第二項に規定する計算書類につき第百四条第二項の承認を受けた場合(同条第四項前段に規定する場合)にあつては、同項後段の報告をした場合)における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。)でないときは、その事業年度の直前の事業年度)に係る第百二条第三項に規定する計算書類につき第百四条第二項の承認を受けた時(同条第四項前段に規定す

に関する規定

三 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、その名称及び住所並びに営業所から優先出資社員となる。

21 前条第二項の払込みを行った優先出資の引受人は、本店の所在地における前項の登記の日から優先出資社員となる。

31 商法第百九十二条(発起人等の引受担保責任、払込担保責任等)の規定は、特定目的会社の発行に係る優先出資につき第一項の登記後に引受け又は払込みのないものがあることとなつた場合の取締役の責任について準用する。この場合において、同条第二項中「其ノ払込ヲ為シ又ハ給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ為ス義務」とあるのは「其ノ払込ヲ為ス義務」と、同条第三項中「払込又ハ支払」とあるのは「払込」と読み替えるものとする。

(優先出資の譲渡等)

第四十一条 優先出資は、譲渡することができる。

21 特定目的会社は、優先出資の譲渡を制限してはならない。

31 優先出資証券の発行前にした優先出資の譲渡は、特定目的会社に対して効力を生じない。

41 優先出資を譲渡するには、優先出資証券を交付しなければならない。

51 優先出資証券を占有する者は、適法にこれを所持しているものと推定する。

(優先出資の移転の対抗要件)

第四十二条 優先出資の移転は、その取得者の氏名又は名称及び住所並びに優先出資の移転の口数を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければ、特定目的会社に対抗することができない。

21 商法第百六条第二項及び第三項(名義書換代理人及び登録機関)の規定は、特定目的会社の優先出資又は優先出資証券について準用する。この場合において、同条第二項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

(自己の優先出資の取得等)

第四十三条 特定目的会社は、次に掲げる場合を除き、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けることはできない。

一 優先出資の消却のためにするとき。

二 特定目的会社の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要なとき。

三 第四十八条の五において準用する商法第百二十条ノ六第一項の規定により優先出資を買い受けるとき。

四 第百十八条の四の規定により優先出資を買い受けるとき。

る場合にあつては、同項後段の報告をした時）における第百十四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、当該取得に関する職務を行った取締役は、当該特定目的会社に対し、連帯して、その超過額（当該超過額が当該特定出資の取得により特定社員に対して交付した金銭の総額を超える場合にあつては、当該金銭の総額）を支払う義務を負う。ただし、当該取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

5) 第九十四条第四項の規定は、前項の取締役の責任について準用する。

6) 特定目的会社は、第一項又は第二項本文に規定する場合において取得した特定出資又は買権を相当の時期に処分しなければならない。

（特定出資の消却の禁止）

第三十五条 特定出資は、第百八条の規定により特定資本金の額の減少をする場合を除き、消却することができない。

（募集特定出資の発行等）

第三十六条 特定目的会社は、その発行する特定出資を引き受ける者の募集しようとするときは、その都度、募集特定出資（当該募集に応じて特定出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる特定出資をいう。以下この条において同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 募集特定出資の口数

二 募集特定出資の払込金額（募集特定出資一口と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この条において同じ。）又はその算定方法

三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及びその価額

四 募集特定出資と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

2) 前項各号に掲げる事項（以下この条において「募集事項」という。）は、社員総会の決議によって定めなければならない。

3) 第一項第二号の払込金額が募集特定出資を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、前項の社員総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を開示しなければならない。

4) 募集事項は、第一項の募集ごとに、均等に定めなければならない。

5) 会社法第二百二条から第二百三条まで（第二百二条第三項、第二百七条第九項第三号及び第五号並びに第二百十三条第一項第三号を除く。）（株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合、募集株式の申込み、募集株式の割当て、募集株式の申込み及び割当てに関する特則、募集株式の引受け、金銭以外の財産の出資、出資の履行、株主となる時期、募集株式の発行等をやめることの請求、引受けの無効又は取消しの制限、不公正な払込金額で株式を

2) 特定目的会社は、前項第一号に掲げる場合において取得した優先出資については遅滞なくその失効の手続をとり、同項第二号から第四号までに掲げる場合において取得した優先出資又は買権についてはこれを相当の時期に処分しなければならない。

（優先出資社員名簿の記載事項）

第四十四条 特定目的会社は、優先出資社員名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 優先出資社員の氏名又は名称及び住所

二 各優先出資社員の有する優先出資の種類及び口数

三 各優先出資社員の有する優先出資につき優先出資証券を発行したときは、その優先出資証券の番号

四 各優先出資の取得の年月日

2) 第五条第三項の規定は、優先出資社員名簿について準用する。

3) 商法第二百二十四条から第二百二十四条ノ三まで（株主名簿の効力、所在不明の株主及び株主名簿の基準日）の規定は、特定目的会社の優先出資社員名簿について準用する。この場合において、同法第二百二十四条第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第四項中「株式申込人、株式引受人、質権者又ハ端株主」とあるのは「優先出資申込人、優先出資引受人又ハ質権者」と、同法第二百二十四条ノ二第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「質権者又ハ端株主」とあるのは「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとする。

（優先出資証券の記載事項）

第四十五条 優先出資証券には、次に掲げる事項並びにその番号、その発行の年月日、優先出資の口数及び優先出資社員の氏名又は名称を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。

一 特定目的会社の商号及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合には、当該新計画届出の年月日）

二 特定目的会社の成立の年月日

三 優先出資一口の金額

四 優先出資の内容

（優先出資証券の発行の時期）

第四十六条 特定目的会社は、第四十条第一項の規定による登記をした後、遅滞なく、優先出資証券を発行しなければならない。

引き受けた者等の責任、出資された財産等の価額が不足する場合の取締役等の責任）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号及び第七号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、第一項の特定目的会社の募集特定出資について準用する。この場合において、これらの規定中「株主」とあるのは「特定社員」と、「株式」とあるのは「特定出資」と、「数」とあるのは「口数」と、「第百九十九条第一項第三号」とあるのは「資産流動化法第三十六条第一項第三号」と、「第百九十九条第一項第四号」とあるのは「資産流動化法第三十六条第一項第四号」と、同法第二百二条第一項中「募集事項」とあるのは「社員総会の決議により、募集事項」と、同条第二項中「一株」とあるのは「一口」と、同条第五項中「第百九十九条第二項から第四項まで及び前二条」とあるのは「資産流動化法第三十六条第二項及び第三項」と、同法第二百四十二条第二項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百七条第九項第一号中「発行済株式の総数」とあるのは「特定出資の総口数」と、同法第二百十條中「自己株式」とあるのは「自己特定出資（資産流動化法第五十九条第二項に規定する自己特定出資をいう。）」と、同条第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、同法第二百三十三条第一項第一号中「業務執行取締役（委員会設置会社にあつては、執行役。以下この号において同じ。）その他当該業務執行取締役」とあるのは「取締役その他当該取締役」と、同項第二号中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 特定目的会社は、第一項第四号の期日（同号の期間を定めた場合にあつては、その期間の末日）に、払込み又は給付がされた財産の額に相当する額の特定資本金の額を増加する定款の変更をしたものとみなす。

7 会社法第六十四条（払込金の保管証明）の規定は、第五項において準用する同法第二百八条第一項の払込みの取扱いをした銀行等について準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第三十六条第一項」と、「発起人」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「成立後の株式会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

8 会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二項（第二号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第八百三十四条（第二号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条から第八百四十条まで（弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力、新株発行の無効判決の効力）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は特定目的会社の成

2 優先出資証券は、前項の登記後でなければ発行することができない。
3 前項の規定に違反して発行した優先出資証券は、無効とする。ただし、当該優先出資証券を発行した者に対する損害賠償の請求を妨げない。

（優先出資社員の議決権）

第四十七条 優先出資社員は、この法律に別段の定めがある場合を除き、社員総会において議決権を有しない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（優先出資の消却）

第四十八条 特定目的会社は、次項、第百十八条の八及び第百十八条の九の規定による場合又は第百十九条の規定による手続を経て行う場合を除き、優先出資の消却を行うことができない。

2 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところにより、優先出資社員に配当すべき利益をもつて優先出資を買い受けて消却することができる。

（優先出資の消却に係る商法等の準用）

第四十八条の二 商法第二百十五條第一項及び第二項（株式併合の手続）並びに第二百二十条第四項（一株に満たない端数に関する処理）の規定は優先出資の消却について、第百十八条の十第二項の規定は第百九十九条の規定による手続を経て行う場合以外の優先出資の消却について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百五条第一項中、「其ノ期間内ニ会社ニ提出セラレザル株券（第三項ノ株券ヲ除ク）ハ無効トナル旨及前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容」とあるのは「並ニ其ノ期間内ニ特定目的会社ニ提出セラレザル優先出資証券及単位未満優先出資証券ハ無効トナル旨」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 商法第二百三十三条第四項（株式の消却）の規定は、発行済優先出資の全部について第四十九条第一項において準用する同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未満優先出資証券の発行の請求がないとき又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていないときにおける優先出資の消却について準用する。この場合において、同法第二百三十三条第四項中「第一項ノ」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条第一項ノ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（単位未満優先出資原簿への記載）

第四十八条の三 優先出資の発行又は併合により一口の百分の一の整数倍に当たる端数を生じ

立後における特定出資の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十一条本文（理由の付記）、第八百七十二条（第二号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第八百七十五条から第八百七十七条まで（非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合）及び第八百七十八条第一項（裁判の効力）の規定はこの項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八条第一項第二号中「六箇月以内（公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内）」とあるのは「一年以内」と、同条第二項第二号中「株主等」とあるのは「社員、取締役、監査役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

9 会社法第八百二十九条（第一号に係る部分に限る。）（新株発行等の不存在の確認の訴え）（第八百三十四条（第十三号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六条から第八百三十八条まで（担保提供命令、弁論等の必要的併合、認判決の効力が及ぶ者の範囲）及び第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、特定目的会社の成立後における特定出資の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

10 第九百七十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、第五項において準用する同法第二百二十二条第一項の規定による支払を求める訴え及び第五項において準用する同法第二百三十三条第一項の規定による同項に規定する取締役等の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（特定出資に係る証券の発行禁止）

第三十七条 特定目的会社は、特定出資については、指図式又は無記名式のいずれの証券も発行してはならない。

（特定出資についての会社法の準用）

第三十八条 会社法第八十条（第二項第三号及び第三項を除く。）（株式の併合）、第九百八

たときは、特定目的会社は、一定の期日を定め、当該期日までに記載又は記録を欲しない旨の申出があつたものを除き、その端数を単位未満優先出資として、単位未満優先出資原簿を作成し、これに当該単位未満優先出資に係る次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 単位未満優先出資社員（単位未満優先出資に係る持分を有する者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所

二 各単位未満優先出資社員の有する単位未満優先出資の種類及び優先出資一口に対する割合

三 各単位未満優先出資の取得の年月日

2 第五条第三項の規定は、単位未満優先出資原簿について準用する。

（単位未満優先出資社員の権利）

第四十八条の四 単位未満優先出資社員は、次に掲げる権利を行使することができる。

一 優先出資の消却又は併合により金銭を受ける権利

二 残余財産の分配を受ける権利

2 特定目的会社は、資産流動化計画の定めをもって、単位未満優先出資社員に対し、利益の配当又は第二百二条第一項の金銭の分配を行う旨を定めることができる。

3 単位未満優先出資社員は、前二項の規定その他この法律に別段の定めがあるものを除き、優先出資社員としての権利を行使することができない。

（単位未満優先出資証券）

第四十八条の四の二 単位未満優先出資原簿に記載され、又は記録されている単位未満優先出資社員は、特定目的会社に対し、単位未満優先出資証券の発行を請求することができる。ただし、特定目的会社は、資産流動化計画で、単位未満優先出資証券を発行しないことを定めることができる。

2 単位未満優先出資証券は無記名式とする。

3 単位未満優先出資証券には、次に掲げる事項及びその番号を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。

一 第四十五条各号に掲げる事項

二 単位未満優先出資の優先出資一口に対する割合

三 単位未満優先出資証券の発行の年月日

4 単位未満優先出資証券を発行したときは、単位未満優先出資原簿には、その種類、優先出資一口に対する割合、番号及び発行の年月日を記載し、又は記録しなければならない。

5 商法第二百五条（株式の譲渡方法及び株式占有者の資格）、第二百二十九条（株券の即時取得）及び第二百八十条ノ三十四ノ二（除権決定による再発行）の規定は、単位未満優先出

十一條（株主に対する通知等）、第八十二條（効力の発生）、第二百三十四條第二項及び第二百三十五條第一項（一）に満たない端数の処理）、第八十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八十九條（疎明）、第八十七條（理由の付記）、第八十七條（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八十六條（最高裁判所規則）の規定は、特定目的会社の特定出資の併合について準用する。この場合において、同法第八十條第二項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第八十一條中「登録株式質権者」とあるのは「登録特定出資質権者」と、同法第八十二條及び第二百三十五條第一項中「株主」とあるのは「特定社員」と、「数」とあるのは「口数」と、同法第二百三十四條第二項中「前項」とあるのは「資産流動化法第三十八條において準用する第二百三十五條第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第三款 優先出資社員

（優先出資の発行）

第三十九條 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により、優先出資を引き受ける者の募集をすることができる。

2 第五十一條第一項第二号に掲げる第二種特定目的会社において、募集優先出資（前項の募集に依りて優先出資の引受けの申込みをした者に対して割り当てる優先出資をいう。以下この款において同じ。）の払込金額（募集優先出資一口と引換えに払い込む金銭をいう。以下この款において同じ。）が当該募集優先出資を引き受ける者に特に有利な金額である場合には、取締役は、社員総会において、当該払込金額でその者の募集をすることを必要とする理由を説明し、当該社員総会の決議によって、当該募集優先出資の種類、口数及び払込金額を定めなければならない。

3 優先出資社員は、前項の決議について議決権を有する。

4 会社法第九十九條第五項（募集事項の決定）の規定は、募集優先出資の払込金額について準用する。

（募集優先出資の申込み）

第四十條 特定目的会社は、前条第一項の募集に依りて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 商号及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあっては、当該新計画届出の年月日）

二 募集優先出資の内容（利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容を含む。）

資証券について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（単位未満優先出資証券を有する者の権利行使等）

第四十八條の四の三 単位未満優先出資証券を有する者は、単位未満優先出資証券を特定目的会社に供託しなければならない。単位未満優先出資社員の権利を行使することができない。

2 単位未満優先出資証券を有する者は、併せて優先出資一口となる単位未満優先出資証券を特定目的会社に提出したときに、優先出資社員となる。

3 商法第二百二十條ノ五第二項（端株主が株主となる時期）の規定は、前項の規定により優先出資社員となる優先出資社員について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（少数社員権の算定等についての単位未満優先出資不算入）

第四十八條の四の四 発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三又は十分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員の権利の行使についての規定の適用及び社員総会の決議については、単位未満優先出資の合計数に相当する優先出資の口数は、発行済優先出資の総口数に算入しない。

（単位未満優先出資に係る商法の準用）

第四十八條の五 商法第二百六條第二項前段（名義書換代理人）の規定は単位未満優先出資原簿について、同法第二百二十條ノ四（権利を行使することができる端株主の決定）の規定は単位未満優先出資社員について、同法第二百二十條ノ五（端株主が株主となる時期）の規定は単位未満優先出資原簿に記載又は記録のある単位未満優先出資社員について、同法第二百二十條ノ六（端株の買取請求）の規定は単位未満優先出資について、同法第二百二十四條第一項から第三項まで（株主名簿の効力）並びに第二百二十四條ノ二第一項及び第二項（所在不明の株主）の規定は単位未満優先出資原簿に記載又は記録のある単位未満優先出資社員に対する通知又は催告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百二十條ノ六第一項中「端株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八條の四の二第一項但書ノ規定ニ依ル定アル場合ニ於テハ単位未満優先出資社員」と、同法第四項中「現存スル純資産額」とあるのは「現存スル純資産額ヨリ資産の流動化に関する法律第一百條第一項各号ニ掲グル金額ノ合計額ヲ控除シタル残額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（優先出資についての商法等の準用等）

第四十九條 商法第二百一一條（仮設人及び他人名義で株式を引き受けた者の責任）、第二百三條（株式の共有）、第二百七條（株式の質入れ）、第二百八條（質権の効力）、第二百九條

及び総口数

三 募集優先出資の払込金額又はその算定方法

四 資産流動化計画に他の優先出資の発行についての定めがあるときは、当該他の優先出資の前二号に掲げる事項及びその発行状況

五 資産流動化計画に特定社債、特定短期社債又は特定約束手形の発行についての定めがあるときは、特定社債については第二百二十二条第一項第四号から第八号まで及び第十四号に掲げる事項及びその発行状況、特定短期社債又は特定約束手形については発行の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

六 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の内閣府令で定める事項及びその借入状況

七 資産流動化計画に定められた特定資産の種類、当該特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産につき存在する特定目的会社に対抗し得る権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

八 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

九 払込みの取扱いの場所

十 優先出資の申込口数が第二号に掲げる優先出資の総口数に達しない場合において、その達しない口数の優先出資を引き受けるべきことを約した者があるときは、その氏名又は名称

十一 一定の日までに優先出資の発行がされない場合において、募集優先出資の引受けの取消しをすることができることとするときは、その旨及びその一定の日

十二 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前条第一項の募集に依りて募集優先出資の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を特定目的会社に交付しなければならない。

一 申込みをしようとする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集優先出資の口数

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。第百九十四条第一項第三号及び第二百八十八条第一項第三号を除き、以下同じ。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをする者は、前項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、特定目的会社が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二十条第十

第一項から第三項まで（株式の登録質）、第二百十四条第一項前段及び第三項（株式併合の決議）、第二百五十五条から第二百六十六条まで（株式併合の手続及び新株券の交付）第二百二十条第一項、第二項前段及び第四項（一株に満たない端数に関する処理）並びに第二百八十条ノ十一（同法第二百六十八条第八項を準用する部分を除く。）（不公平な価額で株式を引き受けた者の責任）並びに第七十五条第三項の規定は優先出資について、同法第二百二十六条ノ二（株券の不所持制度）、第二百二十九条（株券の即時取得）及び第二百八十条ノ三十四ノ二（除権決定による再発行）の規定は優先出資証券について、同法第二百八十条ノ十（発行の差止め）の規定は優先出資の発行の差止めについて、同法第二百八十条ノ十五から第二百八十条ノ十八まで（新株発行無効の訴え）の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「株式引受人」とあるのは「優先出資引受人」と、同法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百七条中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又ハ買取」とあるのは「消却、併合又ハ買取」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「株券ニ記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは「優先出資証券ニ記載シタルトキ」と、「利益若ハ利息ノ配当」とあるのは「利益ノ配当」と、同法第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合ヲ除クノ外第一項」とあるのは「第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百十四条第一項前段中「会社ハ第三百四十三条」とあるのは「最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額ヲ発行済優先出資ノ総口数ヲ以テ除シタル額ガ五万円ニ滿タザルトキハ会社ハ其ノ額ヲ五万円以上トスル為資産の流動化に関する法律第百十四条第二項」と、同法第三項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百五条ノ二中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十九条第一項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「場合ニ」とあるのは「場合ニシテ且単位未満優先出資ノ全部ニ付同法第四十八条の四の二第一項本文ノ規定ニ依リ単位未満優先出資証券ノ発行ノ請求ナキトキ又ハ同項但書ノ規定ニ依リ単位未満優先出資証券ガ発行セラレザルトキ」と、同法第二百二十条第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三ノ規定ニ依リ単位未満優先出資原簿」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又ハ六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同法第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八条第二項から第四項まで及び第七項、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項中「株主」

項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

5| 特定目的会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この款において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6| 特定目的会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該特定目的会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7| 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

8| 取締役は、申込者から資産流動化計画の閲覧又は当該資産流動化計画の謄本若しくは抄本の交付の求めがあったときは、これに応じなければならない。

9| 取締役は、前項の規定による資産流動化計画の謄本又は抄本の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該申込者の承諾を得て、当該資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、当該資産流動化計画の謄本又は抄本を交付したものとみなす。

10| 優先出資については、金銭以外の財産を出資の目的とすることができない。

（募集優先出資の割当て及び払込み）

第四十一条 特定目的会社は、申込者の中から募集優先出資の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集優先出資の口数を定めなければならない。この場合において、特定目的会社は、当該申込者に割り当てる募集優先出資の口数を、前条第二項第二号の口数よりも減少することができる。

2| 前条第一項から第七項まで及び前項の規定は、募集優先出資を引き受けようとする者がその総口数の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

3| 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集優先出資の口数について募集優先出資の引受人となる。

一 申込者 特定目的会社の割り当てた募集優先出資の口数
二 前項の契約により募集優先出資の総口数を引き受けた者 その者が引き受けた募集優先出資の口数

4| 取締役は、募集優先出資の総口数の引受けがあったときは、遅滞なく、各引受人が引き受けた募集優先出資につき、特定目的会社が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、それぞれの募集優先出資の払込金額の全額の払込み（以下この款において「出資の履行」という。）をさせなければならない。

とあるのは「社員」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第二項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、同条第四項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百八十条ノ十中「法令若ハ定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若ハ定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十五第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十七第二項中「株主及株主名簿」とあるのは「社員及優先出資社員名簿」と、同条第三項中「株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十九条第一項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「場合ニ」とあるのは「場合ニシテ且単位未満優先出資ノ全部ニ付同法第四十八条の四の二第一項本文ノ規定ニ依ル単位未満優先出資証券ノ発行ノ請求ナキトキ又ハ同項但書ノ規定ニ依リ単位未満優先出資証券ガ発行セラレザルトキニ」と、同法第二百八十条ノ十八第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 単位未満優先出資証券につき前項において準用する商法第二百十五条第一項の規定による提出がないときは、その単位未満優先出資の部分につき新たに発行した優先出資を競売し、かつ、その単位未満優先出資にに応じてその代金を従前の単位未満優先出資社員に交付しなければならない。

3| 商法第二百二十条第二項前段及び第四項（一株に満たない端数に関する処理）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（優先出資証券等が発行されていない特定目的会社に係る特例）

第四十九条の二 発行済優先出資の全部について前条第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未満優先出資証券の発行の請求がないとき又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていないときには、第四十八条の二第一項において準用する同法第二百十五条第一項及び第二項並びに第二百二十条第四項、前条第一項において準用する同法第二百十五條、第二百十六條、第二百二十条第四項及び第二百八十条ノ十七第二項、前条第三項において準用する同法第二百二十条第四項並びに第二百八十条の十第一項において準用する同法第二百十五條、第二百十六條及び第二百二十条第四項の規定は、適用しない。

2| 発行済優先出資の全部について前条第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合には、前条第一項及び第二百八十条の十第一項において準用する同法第二百十四条第三項の規定は、適用しない。

3| 第一項に規定する場合には、第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三

5| 会社法第二百八条第四項及び第五項（出資の履行）の規定は、特定目的会社の募集優先出資について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは、「優先出資社員」と読み替えるものとする。

6| 会社法第六十四条（払込金の保管証明）の規定は第四項の出資の履行を取り扱う銀行等について、同法第二百十一条（引受けの無効又は取消しの制限）の規定は募集優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第三十九条第一項」と、「発起人」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「成立後の株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同法第二百十一条第一項中「第二百五条」とあるのは「資産流動化法第四十一条第二項」と、同条第二項中「第二百九条」とあるのは「資産流動化法第四十二条第二項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株式」とあるのは「優先出資」と読み替えるものとする。

（優先出資の発行の登記、優先出資社員となる時期等）

第四十二条 特定目的会社は、その発行に係る優先出資の総口数の全額の払込みがあった日から二週間以内に、その本店の所在地において、優先出資の発行に係る事項として次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 優先資本金の額（この法律に別段の定めがある場合を除き、優先出資の発行に際して優先出資社員となる者が特定目的会社に対し、払込みをした財産の額をいう。以下同じ。）

二 内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行するときは、優先出資の総口数並びに当該優先出資の種類ごとの口数並びに利益の配当又は残余財産の分配についての優先的内容及び消却に関する規定

三 優先出資社員名簿管理人（特定目的会社に代わって優先出資社員名簿の作成及び備置きその他の優先出資社員名簿に関する事務を行う者をいう。以下同じ。）を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所

2| 募集優先出資の引受人は、前項の登記の日に、前条第四項の規定による払込みをした募集優先出資の優先出資社員となる。

3| 特定目的会社の発行に係る優先出資につき第一項の登記の時に引受けのない部分があるときは、取締役は、共同して、当該部分について引き受けたものとみなす。特定目的会社の発行に係る優先出資につき第一項の登記後に優先出資の引受人の募集優先出資の引受けに係る意思表示が取り消されたときも、同様とする。

4| 特定目的会社の発行に係る優先出資につき第一項の登記の時に引受けのない部分があるときは、取締役は、連帯して、当該払込みがされていない額を支払う義務を負う。

5| 会社法第二百十條（募集株式の発行等を定めることの請求）の規定は特定目的会社の第三十九條第一項の募集に係る優先出資の発行について、同法第二百十二條第一項（第一号に係る

第三項、第四十八條の二第二項において準用する同法第二百十三條第四項、第四十八條の五において準用する同法第二百二十條ノ四第二項において準用する同法第二百二十四條ノ第三項、前条第一項において準用する同法第二百五條ノ二及び第二百八十條ノ十七第三項又は第二百八條の十第一項において準用する同法第二百十五條ノ二の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資社員、単位未満優先出資社員及び転換特定社債又は新優先出資の引受権を有する者に通知することができる。

第四節 特定目的会社の機関

第一款 社員総会

（社員総会の種類及び権限）

第五十条 この節から第二章第七節まで、第十節及び第十一節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 第一種特定目的会社 優先出資社員が存在しない特定目的会社

二 第二種特定目的会社 優先出資社員が存在する特定目的会社

三 無議決権事項 次に掲げる事項

イ 第一種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項

ロ 第二種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、優先出資社員がこの法律又は定款の定めにより議決権を有する事項以外の事項

四 有議決権事項 第二種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、優先出資社員がこの法律又は定款の定めにより議決権を有する事項

（招集及びその決定）

第五十一条 定時社員総会は、毎決算期の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に随時招集することができる。

3 社員総会は、この法律に別段の定めがある場合を除き、取締役が招集する。

4 取締役が数人ある場合においては、社員総会を招集するには、その過半数をもってする決議によらなければならない。

（社員総会の招集の通知等）

第五十二条 第一種特定目的会社の社員総会又は第二種特定目的会社の無議決権事項のみを会議の目的とする社員総会を招集するには、その会日の一週間前に、各特定社員に対して、書面をもって招集の通知を発ししなければならない。ただし、この期間は、定款をもって短縮することができる。

2 社員総会を招集する者は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところに

る部分に限る。)(不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任)の規定は特定目的会社の募集優先出資の引受人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百十条中「株主」とあるのは「社員」と、同条第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6) 会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第二項(第二号に係る部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第二号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條から第八百四十條まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力、新株発行の無効判決の効力)、第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七條第一項(第一号に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は特定目的会社の優先出資の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第一項(非訟事件の管轄)、第八百七十一條本文(理由の付記)、第八百七十二條(第二号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三條本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五條から第八百七十七條まで(非訟事件手続法の規定の適用除外、最高裁判所規則、審問等の必要的併合)及び第八百七十八條第一項(裁判の効力)の規定はこの項において準用する同法第八百四十條第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百二十八條第一項第二号中「六箇月以内(公開会社でない株式会社にあつては、株式の発行の効力が生じた日から一年以内)」とあるのは「一年以内」と、同条第二項第二号中「株主等」とあるのは「社員、取締役、監査役又は清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7) 会社法第八百二十九條(第一号に係る部分に限る。)(新株発行等の不存在の確認の訴え)、第八百三十四條(第十三号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五條第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條から第八百三十八條まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)及び第九百三十七條第一項(第一号に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は、特定目的会社の優先出資の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8) 第九十七條第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七條第二項、第八百四十九條第二項及び第五項並びに第八百五十一條を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、第五項において準用する同法第二百十二條第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項中「六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第八百八十九條第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)

より、特定社員の承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該社員総会を招集する者は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3) 第一項の社員総会は、特定社員の全員の同意があるときは、前二項の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

〔社員総会の招集の通知の特例〕

第五十三條 有議決権事項を会議の目的に含む社員総会を招集するには、その会日の二週間前に、各社員に対して、書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2) 前項の通知には、会議の目的たる事項を記載し、又は記録しなければならない。

3) 前二項の規定は、議決権のない社員については適用しない。

4) 前条第二項及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第二十一条の二(招集の通知に際しての参考書類の交付等)の規定は、第一項の通知について準用する。この場合において、前条第二項中「前項」とあるのは「第五十三條第一項」と、「特定社員」とあるのは「社員」と、商法特例法第二十一条の二第一項中「議決権を有する株主の数が千人以上の会社にあつては、株主総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三條第一項の社員総会」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第二項中「商法第二百三十二條第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二條第二項(同法第五十三條第四項において準用する場合を含む。)」と、「株主に」とあるのは「社員に」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主の」とあるのは「社員の」と読み替えるものとする。

〔少数社員による招集の請求〕

第五十四條 特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して社員総会の招集を請求することができる。

2) 前項の規定による場合を除くほか、有議決権事項を会議の目的とする社員総会については、六月前から引き続き発行済みの優先出資(当該事項について議決権のあるものに限る。)の総口数の百分の三以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して当該社員総会の招集を請求することができる。

3) 取締役の選任又は解任を会議の目的とする社員総会の招集については、前二項の規定にかかわらず、定款をもってこれを請求することができない旨の定めをすることを妨げない。

4) 第二十九條第四項及び第五項の規定は第一項又は第二項の書面による請求について、商法第二百三十七條第三項(少数株主による招集)の規定は第一項又は第二項の規定による請求があつた場合について、同条第四項(業務及び財産の状況の調査のための検査役の選任)の

く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

9| 会社法第九百十五條第一項（変更の登記）の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、同項中「第九百十一條第三項各号又は前三條各号」とあるのは、「資産流動化法第四十二條第一項各号」と読み替えるものとする。

（優先出資社員名簿）

第四十三條 特定目的会社は、優先出資社員名簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 優先出資社員の氏名又は名称及び住所

二 前号の優先出資社員の有する優先出資の種類及び口数

三 第一号の優先出資社員が優先出資を取得した日

四 第二号の優先出資（優先出資証券が発行されているものに限る。）に係る優先出資証券の番号

2| 特定目的会社は、一定の日（以下この款において「基準日」という。）を定めて、基準日において優先出資社員名簿に記載され、又は記録されている優先出資社員をその権利を行使することができる者と定めることができる。

3| 会社法第二百二十三條（株主名簿管理人）、第二百二十四條第二項及び第三項（基準日）、第二百二十五條第一項から第三項まで（株主名簿の備置き及び閲覧等）並びに第二百二十六條（株主に対する通知等）の規定は特定目的会社の優先出資社員に係る優先出資社員名簿について、同法第九十六條第一項及び第二項（株主に対する通知の省略）の規定は優先出資社員に対する通知について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「株主名簿管理人」とあるのは「優先出資社員名簿管理人」と、「基準日株主」とあるのは「基準日において優先出資社員名簿に記載され、又は記録されている優先出資社員」と、「株式」とあるのは「優先出資」と、同法第二百二十五條第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百二十六條第五項中「第二百九十九條第一項（第三百二十五條）」とあるのは「資産流動化法第五十六條第一項（第六十六條第三項）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4| 第二項、前項において準用する会社法第二百二十四條第二項及び第三項並びに同法第九十六條第三項（株主に対する通知の省略）の規定は、第四十五條第四項において準用する同法第二百四十八條各号に掲げる事項が優先出資社員名簿に記載され、又は記録された質権者（以下「登録優先出資質権者」という。）について準用する。

5| 特定目的会社が優先出資の全部について第四十九條第二項において準用する会社法第二百

規定は第一項若しくは第二項の規定又はこの項において準用する同条第三項の規定による社員総会について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九條第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第一項の特定社員又は第二項の優先出資社員」と、同法第二百三十七條第三項中「株主」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十四條第一項ノ特定社員又ハ第二項ノ優先出資社員」と読み替えるものとする。

（社員総会検査役）

第五十五條 有議決権事項を会議の目的とする社員総会については、特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済みの優先出資（当該事項について議決権のあるものに限る。）の総口数の百分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、当該社員総会に係る招集手続及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2| 商法第二百三十七條ノ第二項（検査役の報告）の規定は前項の規定により選任された検査役について、同条第三項（株主総会の招集命令）の規定は当該検査役の報告があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「株主総会」とあり、並びに同項において準用する同法第八十一條第三項及び第八十四條第二項中「創立総会」とあるのは、「社員総会」と読み替えるものとする。

3| 前項において読み替えて準用する商法第八十一條第三項及び第八十四條第二項に規定する社員総会は、有議決権事項をその会議の目的とする社員総会とみなす。

（社員提案権）

第五十六條 第二種特定目的会社の特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済みの優先出資（議決権のあるものに限る。以下この項において同じ。）の総口数の百分の一以上に当たる優先出資若しくは三百口以上の優先出資を有する優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の会日から八週間前に、書面をもって一定の事項（有議決権事項（当該優先出資社員が議決権を有する事項に限る。）に限る。）を当該社員総会の会議の目的とすべきことを請求することができる。

2| 第二種特定目的会社の前項に規定する特定社員又は優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の会日から八週間前に、書面をもって、会議の目的たる有議決権事項につきその提出すべき議案の要領を第五十三條第一項に規定する通知に記載し、又は記録することを請求することができる。ただし、当該議案が法令、資産流動化計画若しくは定款に違反するとき、又は同一の議案につき社員総会において議決権の十分の一以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していないときは、この限りでない。

3| 前二項の規定は、特定社員が社員総会において一定の事項（無議決権事項に限る。）を会議の目的とすべきことを請求し、又は当該事項につき議案を提出することを妨げるものと解

十七条第四項の規定により優先出資証券を発行していない場合には、第三項において準用する同法第二百四十四条第三項（前項において準用する場合を含む。）の公告に代えて、公告すべき事項を優先出資社員、その登録優先出資質権者及び転換特定社債又は新優先出資の引受権を有する者に通知することができる。

（優先出資の譲渡等）

第四十四条 優先出資社員は、その有する優先出資を譲渡することができる。

2 特定目的会社は、優先出資の譲渡を制限してはならない。

3 優先出資の譲渡は、当該優先出資に係る優先出資証券を交付しなければ、その効力を生じない。

4 優先出資証券の発行前にした優先出資の譲渡は、特定目的会社に対し、その効力を生じない。

（優先出資の譲渡の對抗要件等）

第四十五条 優先出資の譲渡は、その優先出資を取得した者の氏名又は名称及び住所を優先出資社員名簿に記載し、又は記録しなければ、特定目的会社に対抗することができない。

2 優先出資証券の占有者は、当該優先出資証券に係る優先出資についての権利を適法に有するものと推定する。

3 会社法第三十一条第二項（権利の推定等）の規定は優先出資証券について、同法第三十二条（株主の請求によらない株主名簿記載事項の記載又は記録）及び第三百三十三条（株主の請求による株主名簿記載事項の記載又は記録）の規定は特定目的会社の優先出資について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株主名簿記載事項」とあるのは「資産流動化法第四十三条第一項各号に掲げる事項」と、「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、同法第三十一条第二項中「株式」とあるのは「優先出資」と、同法第三十二条第三号中「自己株式」とあるのは「自己優先出資（資産流動化法第五十九条第二項に規定する自己優先出資をいう。）」と読み替えるものとする。

4 会社法第四百六十六条（株式の質入れ）、第四百四十七条第二項及び第三項（株式の質入れの對抗要件）、第四百四十八条（株主名簿の記載等）並びに第五百十一条（第四号、第八号、第九号及び第十四号に係る部分に限る。）、第五百三十三条第二項及び第五百四十四条（株式の質入れの効果）の規定は、特定目的会社の優先出資の質入れについて準用する。この場合において、これらの規定中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「登録株式質権者」とあるのは「登録優先出資質権者」と、同法第四百四十八条中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、同法第五百十一条第八号中「剰余金」とあるのは「利益」と、同法第五百三十三条第二項中「前条第二項に規定する場合」とある

してはならない。

4 前三項の規定は、取締役の選任又は解任に係る事項について、定款で別段の定めをすることを妨げない。

5 第二十九条第四項及び第五項の規定は、第一項又は第二項の書面による請求について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは、「第一項又は第二項の特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとする。

（決議方法の原則）

第五十七条 社員総会の決議のうち無議決権事項に係るものは、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、特定目的会社の総特定社員の議決権の過半数を有する特定社員が出席し、出席した特定社員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会の決議のうち有議決権事項に係るものは、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員（総特定社員及び総優先出資社員をいう。以下同じ。）の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

3 社員総会の特定決議について議決権を行使することのできない社員が有する議決権は、これを前二項の総特定社員又は総社員及び出席した特定社員又は社員議決権の数に算入しない。

（議決権の数）

第五十八条 社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、無議決権事項については特定社員は特定出資一口につき一個の議決権を、有議決権事項については社員は特定出資又は優先出資（当該事項について議決権のあるものに限る。）一口につき一個の議決権を有する。ただし、無議決権事項についての特定社員の議決権の数については、定款で別段の定めをすることができる。

2 特定目的会社は、その有する自己の特定出資又は優先出資については、議決権を有しない。

3 特定目的会社は、その議決権を有する出資の四分の一を超える持分を有する法人の発行済株式又は出資の持分を特定資産として所有するときは、当該発行済株式又は出資の持分については、議決権を有しない。

（特定社員の書面による議決権の行使）

第五十八条の二 特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない特定社員が書面をもって議決権を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第五十二条第一項又は第五十三条第一項の通知には、その旨を記載し、又は記録しなければならぬ。

のは「優先出資を併合した場合」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（自己の優先出資の取得等）

第四十六条 特定目的会社は、次に掲げる場合を除き、自己の優先出資を取得し、又は質権の目的として発行済優先出資の総口数の二十分の一を超える口数の自己の優先出資を受けてはならない。

一 優先出資の消却のためにするとき。

二 特定目的会社の権利の実行に当たり、その目的を達成するために必要なとき。

三 第五十三条の規定により優先出資を買い取るとき。

2 特定目的会社は、前項第一号に掲げる場合において取得した優先出資については遅滞なくその失効の手続をとり、同項第二号及び第三号に掲げる場合において取得した優先出資又は質権についてはこれを相当の時期に処分しなければならない。

（優先出資の消却）

第四十七条 特定目的会社は、次項、第九十九条及び第一百十条の規定による場合又は第九十九条第一項の社員総会の承認を経てする場合を除き、優先出資の消却をすることができない。

2 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところにより、優先出資社員に配当すべき利益をもって優先出資を買い受けて消却することができる。この場合においては、取締役は、当該消却がその効力を生ずる日を定めなければならない。

3 特定目的会社が優先出資の消却をする場合には、取締役が定めた当該消却の効力が生ずる日（次項において「効力発生日」という。）までに当該特定目的会社に対し当該優先出資に係る優先出資証券を提出しなければならない旨を当該日の一箇月前までに、公告し、かつ、当該優先出資の優先出資社員及びその登録優先出資質権者には、各別にこれを通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、特定目的会社が優先出資の全部について第四十九条第二項において準用する会社法第二百七条第四項の規定により優先出資証券を発行していない場合には、当該特定目的会社は、効力発生日の二週間前までに、第一項の規定により優先出資の消却をする旨及び当該効力発生日において当該優先出資の消却の効力が生ずる旨を公告しなければならない。

5 第四十三条第五項の規定は、前項の公告について準用する。

6 会社法第二百十九条第二項及び第三項（株券の提出に関する公告等）並びに第二百二十条（株券の提出をすることができない場合）の規定は、特定目的会社の優先出資の消却に係る優先出資証券の提出について準用する。この場合において、同法第二百十九条第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「第一項各号に定める株式」とあるのは

2 商法第二百三十九条ノ二第二項から第八項までの規定は、前項の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第二百三十九条ノ二第二項及び第四項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条第一項又ハ第二項」と、同条第三項中「第二百三十二条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条第二項（同法第五十三条第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」と、同条第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同条第八項において準用する同法第二百三十九条第七項（第二号を除く。）中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

3 第一項の決議については、第四十七条ただし書の規定は、適用しない。

（優先出資社員の書面による議決権の行使等）

第五十九条 社員総会に出席しない優先出資社員は、有議決権事項について書面によって議決権を行使することができる。

2 商法特例法第二十一条の三第二項から第六項まで（書面による議決権の行使）の規定は前項の書面による議決権の行使について、商法第二百三十九条ノ四（議決権の不統一行使）の規定は優先出資社員の議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、商法特例法第二十一条の三第二項中「前項の大会社にあつては」とあるのは「特定目的会社は」と、「株主総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第三項中「株主総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、同条第四項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同条第六項において準用する商法第二百三十九条第六項中「総会」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項の社員総会」と、同条第七項（第二号を除く。）中「株主」とあるのは「社員」と、商法第二百三十九条ノ四第二項において準用する同法第二百四十二条第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条ノ四第三項中「株式」とあるのは「優先出資」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（電磁的方法による議決権の行使）

第五十九条の二 特定目的会社は、社員総会の決議をもって、社員総会に出席しない社員が電磁的方法により議決権（優先出資社員にあっては、有議決権事項に係る議決権）を行使することができる旨を定めることができる。この場合においては、第五十八条の二第一項後段の規定を準用する。

2 商法第二百三十九条ノ二第二項及び第三項並びに同法第二百三十九条ノ三第三項から第七項までの規定は、前項の定めをした特定目的会社の社員総会について準用する。この場合に

同項第三号の種類の優先出資。以下この条において同じ。）」と、「数」とあるのは「口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2) 会社法第二百十九条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項（株券の提出に関する公告等）並びに第二百二十条（株券の提出をすることができない場合）の規定は、特定目的会社の優先出資の併合に係る優先出資証券の提出について準用する。この場合において、同法第二百十九条第一項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「登録株式質権者」とあるのは「登録優先出資質権者」と、同項第二号中「株式（種類株式発行会社にあつては、第八百八十条第二項第三号の種類の株式）」とあるのは「優先出資（二以上の種類の優先出資を発行する特定目的会社にあつては、資産流動化法第五十条第一項において準用する第八百八十条第二項第三号の種類の優先出資）」と、同条第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3) 会社法第二百三十四条第二項及び第二百三十五条第一項（二に満たない端数の処理）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、特定目的会社の優先出資の消却及び併合について準用する。この場合において、同法第二百三十四条第二項中「前項」とあるのは「資産流動化法第五十条第三項において準用する第二百三十五条第一項」と、同法第二百三十五条第一項中「数に一株」とあるのは「口数に一口」と、「合計数」とあるのは「合計口数」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 特定目的会社の機関

第一款 社員総会

（社員総会の種類及び権限）

第五十一条 この節から第七節まで、第十節及び第十一節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第一種特定目的会社 優先出資社員が存在しない特定目的会社
- 二 第二種特定目的会社 優先出資社員が存在する特定目的会社
- 三 無議決権事項 次に掲げる事項

イ 第一種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項

ロ 第二種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、優先出資社員がこの法律又は定款の定めにより議決権を有する事項

四 有議決権事項 第二種特定目的会社の社員総会が会議の目的とすべき事項のうち、優先出資社員がこの法律又は定款の定めにより議決権を有する事項

その営業のために継続して使用すべきものを特定資本の五分の一を超える額の対価をもって取得する契約をする場合には、第百十四条第二項に規定する決議によらなければならない。ただし、当該契約により取得する財産が資産流動化計画に定められた特定資産であるときは、この限りでない。

2) 取締役は、前項の決議を求めようとする場合には、同項の契約に関する調査をさせるため検査役の選任を裁判所に請求しなければならない。

3) 商法第七十三条第二項（第一号及び第二号を除く。）、及び第三項（第二号を除く。）、並びに第二百四十六条第四項（財産価格の証明者の証明等）の規定は前項の調査に係る検査役の選任について、同法第八十一条第三項（検査役の報告等の総会への提出）及び第八十四条第二項（設立手続の調査の総会への報告）の規定は前項の検査役の報告及びこの項において準用する同法第七十三条第二項第三号の証明を記載し、又は記録した資料（この項において準用する同法に規定する財産が不動産であるときは、この項において準用する同法の鑑定評価を記載し、又は記録した資料を含む。）について、第二十二條第三項（同法第九十二条ノ二第一項及び第三項を準用する部分を除く。）、及び第四項の規定はこの項において準用する同法第七十三条第二項第三号の証明又は鑑定評価をした者の責任について、それぞれ準用する。この場合において、同法中「第百六十八條第一項第五号又は第六号ニ掲グル事項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第六十一条第一項ノ契約」と、「同項第五号又ハ第六号ノ」とあるのは「其ノ契約ニ係ル」と、「同項第五号又ハ第六号ニ掲グル事項」とあるのは「其ノ契約」と、同法第八十一条第三項及び第八十四条第二項中「創立総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（資産流動化計画違反の社員総会決議取消しの訴え）

第六十一条の二 社員総会の決議の内容が資産流動化計画に違反するときは、社員、取締役、監査役、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入に係る債権者は、訴えをもって当該社員総会の決議の取消しを請求することができる。

2) 商法第二百四十七条第二項及び第二百四十八条から第二百五十条まで（決議取消しの訴え）の規定は、前項の訴えについて準用する。この場合において、同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員、特定社債権者、特定約束手形ノ所持人又ハ特定目的借入ニ係ル債権者」と、「其ノ株主」とあるのは「訴ヲ提起シタル者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法の準用）

第六十二条 商法第二百三十三条（招集地）、第二百三十六條（招集手続の省略）、第二百三十七條ノ三から第二百三十八條まで（取締役等の説明義務、総会の議長及び検査役の選任）、第二百三十九條第二項から第七項まで（代理人による議決権行使）、第二百四十三条（延

2| 社員総会は、この法律に規定する事項及び特定目的会社の組織、運営、管理その他特定目的会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

3| この法律の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、取締役その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

（社員総会の招集）

第五十二条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2| 社員総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

3| 社員総会は、次条第五項において準用する会社法第二百九十七条第四項の規定により招集する場合を除き、取締役が招集する。

（社員による招集の請求）

第五十三条 総特定社員の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する特定社員は、取締役に対し、社員総会の目的である事項（当該特定社員が議決権を行使することができる事項に限る。）及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

2| 前項の規定による場合を除くほか、有議決権事項を会議の目的とする社員総会については、総優先出資社員の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有する優先出資社員は、取締役に対し、社員総会の目的である事項（当該優先出資社員が議決権を行使することができる事項に限る。）及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。

3| 第一項又は前項の社員総会の目的である事項について議決権を行使することができる特定社員又は優先出資社員が有する議決権の数は、それぞれ第一項の総特定社員又は前項の総優先出資社員の議決権の数に算入しない。

4| 取締役の選任又は解任を会議の目的とする社員総会の招集については、前三項の規定にかかわらず、定款によってこれを請求することができない旨の定めをすることを妨げない。

5| 会社法第二百九十七条第四項（株主による招集の請求）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、第一項又は第二項の規定による社員総会の招集の請求があつた場合について準用する。この場合において、同法第二百九十七条第四項中「第一項の規定による請求をした株主」とあるのは「資産流動化法第五十三条第一項の規定による請求をした特定社員又は同条第二項の規定による請求をした優先

期及び続行の決議）及び第二百四十四条（総会の議事録）の規定は特定目的会社の社員総会について、同法第二百四十七条から第二百五十一条まで（決議取消しの訴え）の規定は社員総会の決議の取消しについて、同法第二百五十二条（決議不存在及び無効確認の訴え）の規定は社員総会の決議の不存在又は無効の確認について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百三十六条中「総会ハ」とあるのは「社員総会（資産の流動化に関する法律第百十八条の三第一項二規定スル計画変更決議ヲ為ス社員総会ヲ除ク）ハ」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百三十七条ノ三第一項及び第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百四十四条ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百三十九条第二項、第五項及び第七項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項において準用する同法第二百二十二条ノ五第三項中「株式ノ転換ヲ請求スル者」とあるのは「社員又ハ代理人」と、同法第二百三十九条第三項において準用する同法第二百四十四条ノ二第三項中「株主」とあるのは「社員」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十二条及第五十三条」と、同法第二百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項において準用する同法第二百六十三条第三項中「株主及」とあるのは「社員及」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第二百四十四条第六項中「前項二掲グルモノニ、同条第七項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ（子会社ガ有有限会社ナルトキハ有有限会社法第四十一条ニ於テ準用スル同項二掲グルモノ）」とあるのは「前項二掲グル資料」と、同法第二百四十七条第一項及び第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（書面又は電磁的方法による決議）

第六十三条 社員総会が会議の目的とすべき事項のうち無議決権事項について決議を行う場合において、特定社員の全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による決議を行うことができる。ただし、電磁的方法による決議に係る承諾については、政令で定めるところによらなければならない。

2| 無議決権事項につき特定社員の全員が書面又は電磁的方法をもって同意の意思表示をしたときは、書面又は電磁的方法による決議を行うことについての特定社員の全員の同意があつて当該書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。

3| 無議決権事項についての書面又は電磁的方法による決議は、社員総会の決議と同一の効力を有する。

4| 取締役は、書面又は電磁的方法による決議のあつた日から一年間、当該決議に係る書面並びに第一項及び第二項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁

出資社員」と、同項第一号及び第二号中「第一項の規定による請求」とあるのは「資産流動化法第五十三条第一項又は第二項の規定による請求」と読み替えるものとする。

（社員総会の招集の決定）

第五十四条 取締役（前条第五項において準用する会社法第二百九十七条第四項の規定により社員が社員総会を招集する場合にあっては、当該社員。次条及び第五十六条において同じ。）は、社員総会を招集する場合には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 社員総会の日時及び場所
 - 二 社員総会の目的である事項
 - 三 社員総会に出席しない特定社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨
 - 四 社員総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権（優先出資社員にあっては、有議決権事項に係る議決権）を行使することができることとするときは、その旨
 - 五 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2| 社員総会に出席しない優先出資社員は、有議決権事項について書面によって議決権を行使することができる。
- 3| 取締役が数人ある場合には、第一項各号に掲げる事項の決定は、その過半数をもってしなければならない。

（社員総会の招集の通知等）

第五十五条 第一種特定目的会社の社員総会又は第二種特定目的会社の無議決権事項のみを会議の目的とする社員総会を招集するには、取締役は、社員総会の日の二週間（前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合以外の場合にあっては、一週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間））前までに、各特定社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない特定社員を除く。以下この条において同じ。）に対してその通知を発しなければならない。

- 2| 前条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めた場合には、前項の通知は、書面でしなければならない。
- 3| 取締役は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、特定社員（承諾を得て、電磁的方法により通知を発することができる。この場合において、当該取締役は、同項の書面による通知を発したものとみなす。）
- 4| 前二項の通知には、前条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

5| 前各項の規定にかかわらず、第一項の社員総会は、特定社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、前条第一項第三号又は第四号に

的記録を本店に備え置かなければならない。

5| 特定社員及び優先出資社員は、特定目的会社の営業時間内においていつでも、次の請求をすることができる。

- 一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求

6| 社員総会に関する規定（有議決権事項に係るものを除く。）は、書面又は電磁的方法による決議を行う場合について準用する。

第二款 取締役

（取締役の存置）

第六十四条 特定目的会社には、一人又は数人の取締役を置かなければならない。

（取締役の選任等）

第六十五条 取締役は、社員総会において選任する。

2| 商法第二百五十四条第二項及び第三項（会社との関係）の規定は、特定目的会社の取締役について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

（取締役の欠格事由）

第六十六条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 二 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 この法律、証券取引法、商法、商法特例法、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十二年法律第六十二号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に

掲げる事項を定めた場合は、この限りでない。

- 6 会社法第三百一条（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定は前条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合において第一項の通知を発するときに、同法第三百二条（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定は前条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合において第一項の通知を発するときに、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百一条及び第三百二条の規定中「株主」、「株主総会参考書類」及び「第二百九十九条第三項」とあるのはそれぞれ「特定社員」、「社員総会参考書類」及び「資産流動化法第五十五条第三項」と、同条第四項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（社員総会の招集の特例）

- 第五十六条 有議決権事項を会議の目的に含む社員総会を招集するには、取締役は、社員総会の日の二週間前までに、各社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。以下この条において同じ。）に対して、書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知には、第五十四条第一項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 3 前条第三項及び会社法第三百一条（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定は第一項の通知について、同法第三百二条（株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等）の規定は第五十四条第一項第四号に掲げる事項を定めた場合において第一項の通知を発するときに、それぞれ準用する。この場合において、前条第三項中「特定社員」とあるのは「社員」と、同法第三百一条及び第三百二条の規定中「株主」、「株主総会参考書類」及び「第二百九十九条第三項」とあるのはそれぞれ「社員」、「社員総会参考書類」及び「資産流動化法第五十六条第三項において準用する資産流動化法第五十五条第三項」と、同条第四項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（社員提案権）

- 第五十七条 第二種特定目的会社の特定社員又は優先出資社員は、取締役に対し、一定の事項（有議決権事項（当該優先出資社員が議決権を行使することができる事項に限る。次項及び第三項において同じ。）に限る。）を社員総会の目的とすることを請求することができる。

- 2 第二種特定目的会社の特定社員又は優先出資社員は、社員総会において、社員総会の目的である有議決権事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員（当該議案につき議決権を行使することができない社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった

関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法（平成十六年法律第五十四号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

- 五 第五百九十九条の規定による解散命令により解散を命ぜられた特定目的会社においてその解散命令の前三十日以内にその役員又は政令で定める使用人であった者で、当該解散命令の日から三年を経過しない者

- 六 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人であるときは、その役員）

- 七 資産流動化計画に定められた特定資産（信託の受益権を除く。）の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である法人の役員（第四百四十四条第三項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員））

- 八 資産流動化計画に定められた特定資産が信託の受益権である場合には、当該信託の受託者である法人の役員

- 九 特定持分信託の受託者である法人の役員

（取締役の解任）

- 第六十七条 取締役は、いつでも、社員総会の決議をもってこれを解任することができる。

- 2 前項の決議は、第三十八条の二第四項に規定する方法により行わなければならない。

- 3 取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、社員総会において当該取締役の解任が否決されたときは、特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は六月前から引き続き発行済優先出資の総口数の百分の三以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、当該社員総会の日から三十日以内に当該取締役の解任を裁判所に請求することができる。

- 4 商法第八十八条（管轄裁判所）の規定は前項の訴えについて、同法第二百五十七条第一項ただし書（解任による損害賠償請求）の規定は第一項の規定による取締役の解任の場合について、それぞれ準用する。

（業務の執行）

- 第六十八条 取締役が数人ある場合において、定款に別段の定めがないときは、特定目的会社

日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

3| 社員は、取締役に対し、社員総会の日（八週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前までに、社員総会の目的である有議決権事項につき当該社員が提出しようとする議案の要領を社員に通知すること（第五十五条第二項又は第三項（前条第三項において準用する場合を含む。）の通知をする場合にあっては、その通知に記載し、又は記録すること）を請求することができる。ただし、当該議案が法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員（当該議案につき議決権を行使することができない社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の賛成を得られなかった日から三年を経過していない場合は、この限りでない。

4| 前三項の規定は、特定社員が社員総会において一定の事項（無議決権事項に限る。）を会議の目的とすることを請求し、又は当該事項につき議案を提出することを妨げるものと解してはならない。

5| 前各項の規定は、取締役の選任又は解任に係る事項について、定款で別段の定めをすることを妨げない。

（社員総会の招集手続等に関する検査役の選任）

第五十八条 特定目的会社、総特定社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する特定社員又は総優先出資社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない優先出資社員を除く。）の議決権の百分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する優先出資社員は、社員総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該社員総会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

2| 会社法第三百六条第三項から第七項まで（株主総会の招集手続等に関する検査役の選任）及び第三百七条（裁判所による株主総会招集等の決定）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項の申立てがあった場合について準用する。この場合において、同法第三百六条第四項及び第七項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同法第三百七条第一項第一号、第二項及び第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

の業務執行は、取締役の過半数をもって決定する。

（特定目的会社の代表）

第六十九条 取締役は、特定目的会社を代表する。

2| 取締役が数人ある場合には、次に掲げる場合を除き、取締役は、それぞれ特定目的会社を代表する。

一 定款又は社員総会の決議をもって特定目的会社を代表すべき取締役を定めたとき。

二 定款又は社員総会の決議をもって数人の取締役が共同して特定目的会社を代表すべきことを定めたとき。

三 定款の規定に基づき取締役の互選をもって特定目的会社を代表すべき取締役を定めたとき。

3| 商法第七十八条第一項（代表社員の権限）の規定は特定目的会社を代表すべき取締役にいて、同条第二項（会社の不法行為能力及び代表権の制限）の規定は特定目的会社及びその取締役について、同法第三十九条第二項（受動代理の特則）の規定は数人の取締役が共同して特定目的会社を代表すべき旨を定めた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「支配人」とあるのは「特定目的会社ヲ代表スベキ取締役」と、「営業主」とあるのは「其ノ特定目的会社」と読み替えるものとする。

（定款、社員名簿等の公示）

第七十条 取締役は、次の各号に掲げる資料（第三号の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を当該各号に定める場所に備置しなければならない。

一 定款及び資産流動化計画 本店及び支店

二 特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿及び特定社債原簿 本店（名義書換代理人を置いた場合には、本店又は名義書換代理人の営業所）

三 優先出資社員名簿及び特定社債原簿の複本（名義書換代理人を置いた場合には、前号に掲げる資料を本店に備置いたときに限る。） 名義書換代理人の営業所

2| 社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、特定目的会社の定めた費用を支払わなければならない。

一 定款又は資産流動化計画が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 定款又は資産流動化計画が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより

3| 前項において準用する会社法第三百七条第二項及び第三項に規定する社員総会は、有議決権事項を会議の目的とする社員総会について第一項の申立てがあった場合には、有議決権事項をその会議の目的とする社員総会とみなす。

(議決権の数)

第五十九条 社員総会において、会議の目的である事項のうち、無議決権事項については特定社員(特定目的会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて特定目的会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして内閣府令で定める特定社員を除く。)はその有する特定出資一口につき一個の議決権を、有議決権事項については社員(特定目的会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて特定目的会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして内閣府令で定める社員を除く。)はその有する特定出資又は優先出資一口につき一個の議決権を有する。ただし、無議決権事項についての特定社員の議決権の数については、定款で別段の定めをすることができる。

2| 前項の規定にかかわらず、特定目的会社は、自己特定出資(特定目的会社が有する自己の特定出資をいう。以下同じ。)又は自己優先出資(特定目的会社が有する自己の優先出資をいう。以下同じ。)については、議決権を有しない。

(社員総会の決議)

第六十条 社員総会の決議のうち無議決権事項に係るものは、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる特定社員の議決権の過半数を有する特定社員が出席し、出席した当該特定社員の議決権の過半数をもって行う。

2| 社員総会の決議のうち有議決権事項に係るものは、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

3| 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、当該社員総会において議決権を行使することができる社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の社員の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

一 第三十一条第七項の社員総会

二 第三十九条第二項の社員総会

三 第七十四条第一項の社員総会(取締役(第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十二条第三項から第五項までの規定により選任されたものに限る。))又は監査役を解任する場合に限る。)

3| 提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
社員及び特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿若しくは特定社債原簿が書面をもって作成されている場合における当該書面又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の閲覧又は謄写の請求

二 特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未満優先出資原簿若しくは特定社債原簿が電磁的記録をもって作成されている場合又は優先出資社員名簿若しくは特定社債原簿の複本の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの第一項第二号又は第三号に定める場所における閲覧又は謄写の請求

4| 単位未満優先出資社員は、当該特定目的会社の営業時間内においていつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 定款、資産流動化計画又は単位未満優先出資原簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 定款、資産流動化計画又は単位未満優先出資原簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの第一項第一号又は第二号に定める場所における閲覧又は謄写の請求

(競業禁止義務)

第七十一条 取締役は、自己又は第三者のために特定目的会社の営業の部類に属する取引をしようとするときは、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

2| 前項の承認は、第百十四条第二項に規定する決議によらなければならない。

3| 有限会社法第二十九条第三項及び第四項(会社の介入権)の規定は、第一項の取引について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第七十一条第一項」と読み替えるものとする。

(特定目的会社との取引等)

第七十二条 前条第一項及び第二項の規定は、取締役が、特定目的会社の財産を譲り受け、特定目的会社に財産を譲り渡し、特定目的会社から金銭の貸付けを受け、その他自己又は第三者のために特定目的会社と取引を行う場合について準用する。特定目的会社が取締役以外の者との間において、特定目的会社とその取締役との利益が相反する取引を行う場合も、同様とする。

2| 民法第百八条(自己契約及び双方代理)の規定は、前項において準用する前条第一項の承

四 第九十九条第一項の社員総会（次のいずれにも該当する場合を除く。）

イ 定時社員総会において第九十九条第一項に規定する決議がされること。

ロ 減少する優先資本金の額がイの定時社員総会の日における欠損の額として内閣府令で定める方法により算定される額を超えないこと。

五 第三百三十一条第二項の社員総会

六 第三百三十九条第四項の社員総会

七 第三百五十二条第一項の社員総会

八 第二種特定目的会社における第六十条第一項第三号に掲げる社員総会

4 前三項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総特定社員半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上であつて、総特定社員多数の四分の三（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって行わなければならない。

一 第三十四条第三項の社員総会

二 第三十六条第二項及び同条第五項において読み替えて準用する会社法第二百四十二条第二項の社員総会

三 第三十八条及び第五十条第一項において読み替えて準用する会社法第一百八十条第二項の社員総会

四 第五百五十条の社員総会

五 第一種特定目的会社における第六十条第一項第三号に掲げる社員総会

（優先出資社員の書面による議決権の行使）

第六十一条 会社法第三百三十一条（書面による議決権の行使）の規定は、特定目的会社の優先出資社員の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（優先出資社員のみなし賛成）

第六十二条 特定目的会社は、定款をもって、優先出資社員が社員総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該優先出資社員はその社員総会に提出された有議決権事項に係る議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の規定による定めをした特定目的会社は、第五十六条第一項の通知にその定めを記載し、又は記録しなければならない。

3 第一項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなされた優先出資社員の有する議決権の数は、出席した優先出資社員の議決権の数に算入する。

認を受けた前項前段の取引については、適用しない。

（特定目的会社に対する責任）

第七十三条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する行為をした取締役は、特定目的会社に対し連帯して、当該各号に定める額について弁済又は賠償する責任を負う。

一 第一百一条第一項の規定に違反する利益の配当に関する議案を社員総会に提出し、又は第一百二条第三項の規定に違反する金銭の分配をしたとき。 違法に配当又は分配をされた金額

二 第一百六条第一項の規定に違反して財産上の利益を供与したとき。 供与した利益の価額

三 第七十一条第一項又は前条第一項の規定に違反してこれらの規定に規定する取引をしたとき。 特定目的会社の被った損害額

四 前三号に掲げる場合のほか、法令、資産流動化計画又は定款に違反する行為をしたとき。 特定目的会社の被った損害額

2 前項各号に規定する行為をするにつき同意した取締役については、当該行為をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 第一項の取締役の責任は、特定社員及び優先出資社員の全員の同意がある場合でなければこれを免除することができない。

4 商法第二百六十六条第四項（損害額の推定）の規定は、特定目的会社の取締役が第七十一条第一項の規定に違反して同項に規定する取引をした場合について準用する。この場合において、同法第二百六十六条第四項中「第一項ノ会社ノ蒙リタル損害額」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第一項第三号ニ定ムル損害額」と、「同条第三項」とあるのは「同法第七十一条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第二十九条第三項」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定は、同項第一号に掲げる場合において同号に定める金額につき弁済をした取締役から悪意の社員に対する求償権の行使を妨げるものと解してはならない。

（第三者に対する責任）

第七十四条 取締役がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、当該取締役は、第三者に対してもまた連帯して損害賠償の責任を負う。

2 取締役が、優先出資申込証の用紙、特定社債申込証の用紙若しくは目論見書若しくはこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録若しくは第八十五条第一項に掲げる資料に記載し、若しくは記録すべき重要な事項について虚偽の記載若しくは記録をし、又は虚偽の登記若しくは公告（第九十五条第六項又は第九十九条第五項に規定する措置を含む。以下この項において同じ。）をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該取締役がその記載若しくは記録、登記又は公告を行うことについて注意を怠

(無議決権事項についての決議の省略等)

第六十三条 取締役又は特定社員が社員総会の目的である事項のうち無議決権事項について提案をした場合において、当該提案につき特定社員(当該事項について議決権を行使することが出来るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2| 特定目的会社は、前項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた日から一年間、同項の書面又は電磁的記録をその本店に備え置かなければならない。

3| 特定社員及び優先出資社員は、特定目的会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

一 前項の書面の閲覧又は謄写の請求

二 前項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

4| 第一項の規定により定時社員総会の目的である事項のすべてについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時社員総会が終了したものとみなす。

5| 会社法第三百二十条(株主総会への報告の省略)の規定は、特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同条中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

(資産流動化計画違反の社員総会の決議の取消しの訴え)

第六十四条 社員総会の決議の内容が資産流動化計画に違反するときは、社員、取締役、監査役、清算人、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者は、社員総会の決議の日から三箇月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができる。当該決議の取消しにより取締役、監査役又は清算人(第七十六条第一項(第百六十八条第五項において準用する場合を含む。))の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。)となる者も、同様とする。

2| 会社法第八百三十四条(第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七條(弁論等の必要の併合)、第八百三十八條(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六條(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七條第一項(第一号ト(2)に係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は、前項の決議の取消しの訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(会社法の準用)

らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

3| 前条第二項の規定は、取締役が前二項に規定する行為をするにつき同意した取締役にについて準用する。

(社員の代表訴訟)

第七十五条 特定社員又は六月前から引き続き優先出資を有する優先出資社員は、特定目的会社に対し、書面をもって、取締役の責任を追及する訴えの提起を請求することができる。

2| 商法第二百六十七條第二項から第七項まで(株主の代表訴訟)、第二百六十八條第一項から第七項まで(管轄、訴訟参加、訴訟の告知及び和解)、第二百六十八條ノ二(弁護士又は弁護士法人の報酬の請求及び損害賠償の責任)及び第二百六十八條ノ三(再審の訴え)の規定は、特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第二百六十七條第二項中「前条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五条第一項」と、同条第二項において準用する商法第二百四條ノ二第二項及び第三項中「株主」とあるのは「社員」と、同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第二百六十七條第三項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五条第一項」と、「株主」とあるのは「社員」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五条第一項及同条第二項ニ於テ準用スル前二項」と、「第一項ノ株主」とあるのは「同条第一項ノ特定社員又ハ優先出資社員」と、同法第二百六十七條第六項及び第二百六十八條第二項から第四項までの規定中「株主」とあるのは「社員」と、同条第五項中「第二百六十六條第五項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三條第三項」と、同法第二百六十八條第七項、第二百六十八條ノ二及び第二百六十八條ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 特定目的会社が、取締役を補助するために前項において読み替えて準用する商法第二百六十七條第三項又は第四項の訴訟に参加する旨の申出をしようとするときは、特定社員の全員の同意を得なければならない。

(取締役の報酬)

第七十六条 取締役が受けるべき報酬についての次に掲げる事項は、定款でその事項を定めていないときは、社員総会の決議をもって定めなければならない。

一 報酬のうち額が確定しているものについては、その額

二 報酬のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定の方法

三 報酬のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2| 商法第二百六十九條第二項の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「前項第二号」とあるのは「資産の流動化

第六十五条 会社法第三百条本文（招集手続の省略）の規定は第五十六条第一項の社員総会（

第五十二条第一項に規定する計画変更決議を行う社員総会を除く。）について、同法第三百十条（議決権の代理行使）並びに第三百十三条第一項及び第三項（議決権の不統一行使）の規定は特定目的会社の社員の議決権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百条中「株主」とあるのは「社員（当該社員総会において決議をすることができ、議決権の全部につき議決権を行使することができない社員を除く。）」と、同法第三百十条第二項及び第五項から第七項までの規定中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第三項（資産流動化法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）」と、同法第三百十三条第三項中「株式」とあるのは「特定出資又は優先出資」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 会社法第三百十一条（書面による議決権の行使）の規定は第五十四条第一項第三号に掲げる事項の定めをした特定目的会社の社員総会について、同法第三百十二条（電磁的方法による議決権の行使）の規定は第五十四条第一項第四号に掲げる事項の定めをした特定目的会社の社員総会について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百十一条第二項中「株主」とあるのは「特定社員」と、同法第四項並びに同法第三百十二条第二項、第三項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二項中「第二百九十九条第三項」とあるのは「資産流動化法第五十五条第三項（資産流動化法第五十六条第三項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

3| 会社法第三百十四条から第三十七号まで（取締役等の説明義務、議長の権限、株主総会に提出された資料等の調査、延期又は続行の決議）及び第三百十八条第一項から第四項まで（議事録）の規定は、特定目的会社の社員総会について準用する。この場合において、同法第三百十四条中「株主から」とあるのは「社員から」と、同法第三百十六条第二項中「第二百九十七条」とあるのは「資産流動化法第五十三条」と、同法第三百十七条中「第二百九十八条及び第二百九十九条」とあるのは「資産流動化法第五十四条から第五十六条まで（第五十五条第五項を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4| 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）、（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要の併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）、（裁判による登記の嘱託）の規定は、特定目的会社の社員総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の

に関する法律第七十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（社員等の差止請求権）

第七十六条の二 取締役が法令又は資産流動化計画に違反する行為をしている場合にあっては、社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者は、特定目的会社のために、当該取締役に対し、その行為をやめよう請求することができる。

第七十七条 取締役が特定目的会社の目的の範囲内に行ない行為その他定款に違反する行為をし、これにより当該特定目的会社に回復することのできない損害が生ずるおそれがある場合において、特定社員又は六月前から引き続き優先出資を有する優先出資社員は、当該特定目的会社のために、当該取締役に対し、その行為をやめよう請求することができる。

（商法等の準用）

第七十八条 商法第二百五十四条ノ三（取締役の忠実義務）及び第二百五十八条（欠員の場合の措置）の規定は特定目的会社の取締役について、同法第二百五十六条ノ二（選任決議の定足数）及び有限会社法第二十五条ノ二（累積投票）の規定は特定目的会社の取締役の選任について、商法第七十条ノ二（業務代行者の権限）の規定は特定目的会社の取締役の職務代行について、同法第二百六十二条（表見代表取締役の行為についての責任）の規定は特定目的会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ三中「法令及定款」とあるのは「法令、資産流動化計画及定款」と、「総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百五十六条ノ二中「総会」とあるのは「社員総会」と、「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員ノ有スベキ議決権ノ数」と、「総株主ノ議決権」とあるのは「総社員ノ議決権ノ総数」と、同法第七十条ノ二第一項中「第六十七条ノ二」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十四条第三項ニ於テ準用スル第六十七条ノ二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 監査役

（監査役の存置）

第七十九条 特定目的会社には、一人又は数人の監査役を置かなければならない。

（監査役の権限）

第八十条 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

2| 監査役は、いつでも、取締役及び使用人に対し営業の報告を求め、若しくは特定目的会社の業務及び財産の状況を調査し、又は取締役に対し意見を述べることができる。

株主総会が創立総会又は種類創立総会である場合にあっては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役」とあるのは「社員、取締役、監査役又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役、監査役又は清算人（資産流動化法第七十六条第一項（資産流動化法第六十八條第五項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（優先出資社員の議決権）

第六十六条 第二種特定目的会社が定款の変更をする場合において、優先出資社員に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該定款の変更は、第五百五十条の規定による決議のほか、当該優先出資社員を構成員とする総会（当該定款の変更が損害を及ぼすおそれのある優先出資社員に係る優先出資の種類が二以上ある場合には、当該二以上の種類別に区分された優先出資に係る優先出資社員を構成員とする各総会）の承認がなければ、その効力を生じない。ただし、当該総会において議決権を行使することができる優先出資社員が存しない場合には、この限りでない。

2 前項の規定による承認の決議は、同項の定款の変更が損害を及ぼすおそれのある優先出資社員に係る発行済優先出資の総口数（当該決議が二以上の種類別に区分された優先出資に係る優先出資社員を構成員とする各総会において行われる場合には、当該種類別の各総会の構成員たる優先出資社員に係る発行済優先出資の口数）の過半数に当たる優先出資を有する優先出資社員が出席し、かつ、その議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合においては、当該決議の要件に加えて、一定の数以上の優先出資社員の賛成を要する旨その他の要件を定款で定めることを妨げない。

3 有議決権事項を会議の目的とする社員総会に関する規定は、第一項の総会について準用する。

4 第一項に規定する定款の変更に関する議案の要領は、同項の総会の招集の通知に記載し、又は記録しなければならない。

第二款 社員総会以外の機関の設置

第六十七条 特定目的会社には、次に掲げる機関を置かなければならない。ただし、第三号に掲げる機関については、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であって

（監査役の報告義務）

第八十一条 監査役は、取締役が特定目的会社の目的の範囲内ない行為その他法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがあると認める場合には、当該取締役（以下この項及び第四項において「非行取締役」という。）以外に他の取締役があるときは当該他の取締役に對し、非行取締役に以外に他の取締役がいなければ社員総会（特定社員を構成員とするものに限る。）において、その旨を報告しなければならない。

2 監査役は、前項に規定する場合において必要があるときは、取締役に社員総会の招集を請求することができる。

3 前項の請求があつた場合において、当該請求の日から一週間以内に、当該請求の日から二週間以内の日を会日とする社員総会の招集の通知が発せられないときは、当該請求をした監査役は、社員総会の招集をすることができる。

4 監査役は、社員総会において、非行取締役に對する議案を提出することができる。

（監査役兼任禁止）

第八十二条 監査役は、特定目的会社の取締役又は使用人を兼ねることができない。

（監査役報酬）

第八十三条 監査役の報酬は、定款でその額を定めていないときは、社員総会の決議をもって定めなければならない。

2 商法第二百七十九条第二項及び第三項（監査役が数人ある場合の協議及び意見を述べる権利）の規定は、特定目的会社の監査役の報酬について準用する。この場合において、同条第二項中「総会」とあるのは「社員総会」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十三条第一項」と、同項において準用する同法第二百七十五条ノ三中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（取締役に關する規定等の準用）

第八十四条 第六十五条から第六十七条まで、第七十三条第三項、第七十四条第一項及び第七十五条の規定並びに商法第二百五十六条ノ二（選任決議の定足数）及び第二百五十八条（欠員の場合の措置）の規定は、特定目的会社の監査役について準用する。この場合において、同法第二百五十六条ノ二中「総会」とあるのは「社員総会」と、「株主ノ有スベキ議決権」とあるのは「社員ノ有スベキ議決権ノ数」と、「総株主ノ議決権」とあるのは「総社員ノ議決権ノ総数」と読み替えるものとする。

2 第七十四条第二項の規定は、監査役が監査報告書に記載すべき重要な事項について虚偽の

、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額が政令で定める額に満たないものにあつては、この限りでない。

一 一人又は二人以上の取締役

二 一人又は二人以上の監査役

三 会計監査人

2| 特定目的会社は、定款の定めによって、会計参与を置くことができる。

3| 第一項ただし書の規定は、定款をもって、同項ただし書に規定する特定目的会社が会計監査人を置くことを妨げるものと解してはならない。

第三款 役員及び会計監査人の選任及び解任

(選任)

第六十八条 役員（取締役、会計参与及び監査役をいう。以下この款（第七十条第一項第七号から第十号まで（第七十二条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）において同じ。）及び会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2| 会社法第三百二十九条第二項（選任）の規定は、前項の決議について準用する。

(特定目的会社と役員等との関係)

第六十九条 特定目的会社と役員及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(取締役の資格)

第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

四 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

五 この法律、証券取引法、会社法、中間法人法（平成十三年法律第四十九号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第十四号）、商

記載をした場合について準用する。

3| 商法第二百七十四条ノ二（取締役の報告義務）、第二百七十五条から第二百七十五条ノ四まで（調査及び報告をする義務、監査役の差止請求、監査役の任免について意見を述べる権利、監査役の辞任について意見を述べる権利並びに会社と取締役間の訴えの代表）、第二百七十七条（会社に対する責任）、第二百七十八条（取締役との連帯責任）及び第二百七十九条ノ二（監査費用）の規定は、特定目的会社の監査役について準用する。この場合において、同法第二百七十五条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「法令若ハ定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若ハ定款」と、同法第二百七十五条ノ二中「法令又ハ定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又ハ定款」と、同法第二百七十五条ノ三及び第二百七十五条ノ三ノ二第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第二百七十五条ノ四中「第二百六十七条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十五条第一項」と、「同条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項」とあるのは「同条第二項ニ於テ準用スル第二百六十七条第二項ニ於テ準用スル第二百四条ノ二第二項」と、「第二百六十八条第六項」とあるのは「同法第七十五条第二項ニ於テ準用スル第二百六十八条第六項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五節 計算及び会計監査人

(計算書類等の作成と監査)

第八十五条 取締役は、毎決算期に次に掲げる資料及びその附属明細書を作成しなければならない。

一 貸借対照表

二 損益計算書

三 営業報告書

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案

2| 第五条第三項の規定は、前項第一号又は第四号に掲げる資料について準用する。

3| 第一項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は同項の附属明細書については、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、これらの書類の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録はこれらの書類と、当該電磁的記録の記録はこれらの書類の記載とみなす。

4| 第一項に掲げる資料は、監査役及び会計監査人の監査を受けなければならない。ただし、資産対応証券として特定社債のみを発行する特定目的会社であつて、資産流動化計画に定められた特定社債の発行総額と特定目的借入れの総額との合計額が政令で定める額に満たないものに係る同項に掲げる資料については、会計監査人の監査を受けることを要しない。

5| 前項ただし書の規定は、定款をもって、同項ただし書に規定する特定目的会社に係る第一

品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六号、第二百五十八号から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四号、第二百六号、第二百八号、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

六 第二百二十条の規定による解散命令により解散を命ぜられた特定目的会社においてその解散命令の前三十日以内にその役員又は政令で定める使用人であった者で、当該解散命令の日から三年を経過しない者

七 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人（当該譲渡人が法人であるときは、その役員）

八 資産流動化計画に定められた特定資産（信託の受益権を除く。）の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である法人の役員（第二百条第一項の規定に基づき特定資産の管理及び処分に係る業務を委託したときは、当該業務の受託者（当該受託者が法人であるときは、その役員））

九 資産流動化計画に定められた特定資産が信託の受益権である場合には、当該信託の受託者である法人の役員

十 特定出資信託の受託者である法人の役員

2| 会社法第三百三十一条第二項本文（取締役の資格等）の規定は、特定目的会社の取締役に
ついて準用する。この場合において、同項本文中「株主」とあるのは、「社員」と読み替え
るものとする。

（会計参与の資格等）

第七十一条 会計参与は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条
の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）若しくは監査法人又は税理士若
しくは税理士法人でなければならない。

2| 会社法第三百三十三条第二項及び第三項（会計参与の資格等）の規定は、特定目的会社の

項に掲げる資料について会計監査人の監査を受けるべきことを定めることを妨げるものと解
してはならない。

6| 第一項第三号に掲げる書類及びその附属明細書に係る第四項の規定又は定款の定めによる
会計監査人の監査は、会計に関する部分に限る。

7| 第一項第一号から第三号までに掲げる資料及び同項の附属明細書に記載し、又は記録すべ
き事項及びその記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。

（会計監査人の選任）

第八十六条 会計監査人は、社員総会において選任する。

2| 取締役は、会計監査人の選任に関する議案を社員総会に提出する場合には、監査役（監査
役が数人あるときは、その過半数。次項において同じ。）の同意を得なければならない。

3| 監査役は、取締役に對し、会計監査人の選任を社員総会の決議の目的とすることを請求す
ることができる。会計監査人の選任に関する議案の提出についても、同様とする。

4| 特定目的会社の設立の場合においては、会計監査人は、発起人が選任する。

5| 第二十一条第二項の規定は、前項の規定により発起人が会計監査人を選任する場合につい
て準用する。

（会計監査人の資格等）

第八十七条 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六
条の二第三項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人でなければなら
ない。

2| 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法第二十四条（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、
第二十四条の二（同法第十六条の二第四項及び第三十四条の十一の二において準用する場合
を含む。）、第二十四条の三（同法第十六条の二第四項において準用する場合を含む。）
又は第三十四条の十一の規定により、特定目的会社の第八十五条第一項に掲げる資料に
ついて監査することができない者

二 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産の管理及び処分に係る業
務を行わせるために設定された信託の受託者である信託会社等（第百四十四条第三項の規
定に基づき同項各号の財産に係る管理及び処分に係る業務を委託した場合においては、そ
の受託者）若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者（
以下この号及び第九十一条第三項において「特定資産譲渡人等」という。）若しくは特定
資産譲渡人等の取締役、執行役若しくは監査役から公認会計士若しくは監査法人の業務以
外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者

三 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者

会計参与について準用する。この場合において、同項第一号中「株式会社又はその子会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(監査役の資格)

第七十二条 監査役は、特定目的会社の取締役又は使用人を兼ねることができない。

2| 第七十条の規定は、監査役について準用する。

(会計監査人の資格等)

第七十三条 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならない。

2| 会計監査人に選任された監査法人は、その社員の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを特定目的会社へ通知しなければならない。この場合においては、次項第二号に掲げる者を選定することはできない。

3| 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

一 公認会計士法の規定により、特定目的会社の第二百二条第二項に規定する計算書類について監査をすることができない者

二 資産流動化計画に定められた特定資産の譲渡人、当該特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために設定された信託の受託者である信託会社等（第二百条第三項の規定に基づき同項各号の財産に係る管理及び処分に係る業務を委託した場合にあっては、その受託者）若しくは当該特定資産が信託の受益権である場合における当該信託の受託者（以下この号並びに第九十一条第四項第二号及び第三号において「特定資産譲渡人等」という。）

〔若しくは特定資産譲渡人等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者〕

三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

4| 会社法第三百三十八条（会計監査人の任期）の規定は、特定目的会社の会計監査人について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「定時株主総会」とあるのは、「定時社員総会」と読み替えるものとする。

(解任)

第七十四条 役員及び会計監査人は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2| 前項の規定により解任された者は、その解任について正当な理由がある場合を除き、特定目的会社に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

3| 役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が社員総会において否決さ

四 監査法人で、その社員のうちに前号に掲げる者があるもの又はその社員の半数以上が第二号に掲げる者であるもの

3| 商法特例法第五条（会計監査人の職務を行うべき社員の指名）並びに第五条の二第一項及び第二項（会計監査人の任期）の規定は特定目的会社の会計監査人について、前条第二項及び第三項前段の規定は会計監査人を再任しないことを社員総会の会議の目的とする場合について、それぞれ準用する。この場合において、商法特例法第五条中「前条第二項第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第八十七条第二項第二号」と、商法特例法第五条の二第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第二項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、「総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

(会計監査人の解任)

第八十八条 会計監査人は、いつでも、社員総会の決議をもってこれを解任することができる。

2| 商法特例法第六条第二項（解任による損害賠償請求）の規定は前項の規定により解任された特定目的会社の会計監査人について、第八十六条第二項及び第三項前段の規定は会計監査人の解任を社員総会の会議の目的とする場合について、それぞれ準用する。

(監査役による会計監査人の解任)

第八十九条 会計監査人は、次の各号のいずれかに該当するときは、監査役の決定（監査役が数人あるときは、その全員の一致をもってする決定）をもってこれを解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2| 監査役は、前項の規定により会計監査人を解任したときは、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される社員総会に報告しなければならない。

3| 第一項の規定により解任された会計監査人は、前項の社員総会に出席して意見を述べることができる。

(会計監査人の欠けた場合の処置)

第九十条 第八十五条第四項の規定又は定款の定めにより会計監査人の監督を受けるべき特定目的会社（以下「会計監査人存置会社」という。）の会計監査人が欠け、又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、その決定（監査役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって一時会

れたときは、次に掲げる社員は、当該社員総会の日から三十日以内に、訴えをもって当該役員
の解任を請求することができる。

一 総特定社員（次に掲げる特定社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を
定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する特定社員（次に掲げる特
定社員を除く。）又は総優先出資社員（次に掲げる優先出資社員を除く。）の議決権の百
分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六
箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前から引き続き有す
る優先出資社員（次に掲げる優先出資社員を除く。）

イ 当該役員を解任する旨の議案について議決権を行使することができない特定社員又は
優先出資社員

ロ 当該請求に係る役員である特定社員又は優先出資社員

二 特定出資（次に掲げる特定社員の有する特定出資を除く。）の総口数の百分の三（これ
を下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の特定出資を有する
特定社員（次に掲げる特定社員を除く。）又は発行済優先出資（次に掲げる優先出資社員
の有する優先出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつて
は、その割合）以上の口数の優先出資を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合に
あつては、その期間）前から引き続き有する優先出資社員（次に掲げる優先出資社員を除
く。）

イ 当該特定目的会社である特定社員又は優先出資社員

ロ 当該請求に係る役員である特定社員又は優先出資社員

四 会社法第八百五十五条（被告）、第八百五十六条（訴えの管轄）及び第九百三十七条第一
項（第一号又に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、前項の役員の解任
の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

（監査役による会計監査人の解任）

第七十五条 監査役は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人
を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定による解任は、監査役が二人以上ある場合には、監査役の全員の同意によつて
行わなければならない。

3 第一項の規定により会計監査人を解任したときは、監査役（監査役が二人以上ある場合に
あつては、監査役の互選によつて定めた監査役）は、その旨及び解任の理由を解任後最初に
招集される社員総会に報告しなければならない。

計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 第八十七条第一項及び第二項並びに前条の規定並びに商法特例法第五条（会計監査人の職
務を行うべき社員の指名）の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準
用する。この場合において、同条中「前条第二項第二号」とあるのは、「資産の流動化に関
する法律第九十条第二項において準用する同法第八十七条第二項第二号」と読み替えるもの
とする。

（会計監査人の権限等）

第九十一条 会計監査人は、いつでも、次に掲げる閲覧又は謄写をし、又は取締役及び使用人
に対して会計に関する報告を求めることができる。

一 特定目的会社の会計の帳簿及び資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面の
閲覧又は謄写

二 特定目的会社の会計の帳簿及び資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該
電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における
閲覧又は謄写

2 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、特定目的会社の業務及び財産の状
況を調査することができる。

3 会計監査人は、その職務を行うに当たつて、第八十七条第二項第一号から第三号までに掲
げる者に該当する公認会計士、特定資産譲渡人等、特定目的会社若しくは特定資産譲渡人等
の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者又は特定目的会社若しくは特定資産譲渡
人等から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者
を使用してはならない。

（監査役に対する会計監査人の報告）

第九十二条 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務執行に關し不正の行為又は
法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、こ
れを監査役に報告しなければならない。

2 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対して、その監査に関す
る報告を求めることができる。

（会計監査人のある場合の計算書類等の監査）

第九十三条 会計監査人存置会社の取締役は、定時社員総会（会日の八週間前までに、第八十
五条第一項各号に掲げる資料を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。）

2 前項の取締役は、同項の規定により第八十五条第一項各号に掲げる資料を提出した日から
三週間以内に、その附属明細書を監査役及び会計監査人に提出しなければならない。

〔役員に欠員を生じた場合の措置〕

第七十六条 役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員（次項の一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

2 前項に規定する場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより、一時役員の職務を行うべき者を選任することができる。

3 裁判所は、前項の一時役員の職務を行うべき者を選任した場合には、特定目的会社がその者に対して支払う報酬の額を定めることができる。

4 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた会計監査人の員数が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

5 第七十三条第一項から第三項まで及び前条の規定は、前項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。

6 会社法第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）及び第九百三十七条第一項（第二号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、第二項の申立てがあつた場合について準用する。

〔会社法の準用〕

第七十七条 会社法第三百四十一条（役員の選任及び解任の株主総会の決議）の規定は、取締役の選任の決議について準用する。この場合において、同条中「第三百九条第一項」とあるのは「資産流動化法第六十条第一項」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

2 会社法第三百四十二条（累積投票による取締役の選任）の規定は社員が特定目的会社の取締役を選任する場合について、同法第三百四十四条第一項及び第二項（会計監査人の選任に関する監査役の同意等）の規定は特定目的会社について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第三百四十二条第三項中「第三百八条第一項」とあるのは「資産流動化法第五十九条第一項」と、「株式一株（単元株式数）を定款で定めている場合にあっては、一単元の株式」とあるのは「特定出資又は優先出資一口」と読み替えるものとする。

3 会社法第三百四十五条（会計参与等の選任等についての意見の陳述）の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、同条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と

3 前二項の場合において、第八十五条第一項第一号若しくは第四号に掲げる資料が電磁的記録をもって作成されているとき、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされているときは、取締役は、これらの電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該取締役は、前二項の規定により同条第一項各号に掲げる資料又は同項の附属明細書を提出したものとみなす。

4 第八十五条第一項第一号若しくは第四号に掲げる資料が電磁的記録をもって作成されている場合、又は同項第二号若しくは第三号に掲げる書類若しくは同項の附属明細書について書面の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合において、監査役又は会計監査人の請求があつたときは、取締役は、前三項の規定にかかわらず、これらの電磁的記録に記録された事項を記載した書面を当該監査役又は会計監査人に交付しなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 会計監査人は、第一項の資料を受領した日から四週間以内に、監査報告書を監査役及び取締役提出しなければならない。

6 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、第六号及び第八号に掲げる事項については、会計に関する部分に限る。

一 監査の方法の概要

二 会計帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項について記載若しくは記録がなく、若しくは不実の記載若しくは記録があるとき、又は貸借対照表若しくは損益計算書の記載若しくは記録が会計帳簿の記載若しくは記録と合致しないときは、その旨

三 貸借対照表及び損益計算書が法令、資産流動化計画及び定款に従い特定目的会社の財産及び損益の状況を正しく示したものであるときは、その旨

四 貸借対照表又は損益計算書が法令、資産流動化計画又は定款に違反し特定目的会社の財産及び損益の状況を正しく示していないものであるときは、その旨及びその内容

五 貸借対照表又は損益計算書の作成に関する会計の方針の変更があるときは、その当否及びその理由

六 営業報告書が法令、資産流動化計画及び定款に従い特定目的会社の状況を正しく示したものであるかの判定

七 利益の処分又は損失の処理に関する議案が法令、資産流動化計画及び定款に適合するかどうかの判定

八 第八十五条第一項の附属明細書に記載すべき事項について、記載がなく、又は不実の記載若しくは会計帳簿、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書の記載若しくは記録と合致しない記載があるときは、その旨

九 監査のために必要な調査をすることができなかったときは、その旨及びその理由
監査役は、会計監査人に対して、第五項の監査報告書について説明を求めることができる

、同条第三項中「第二百九十八条第一項第一号」とあるのは「資産流動化法第五十四条第一項第一号」と、同条第五項中「第三百四十条第一項」とあるのは「資産流動化法第七十五条第一項」と読み替えるものとする。

第四款 取締役

(業務の執行)

第七十八條 取締役は、定款に別段の定めがある場合を除き、特定目的会社の業務を執行する。

2| 取締役が二人以上ある場合には、特定目的会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数をもつて決定する。

(特定目的会社の代表)

第七十九條 取締役は、特定目的会社を代表する。ただし、他に代表取締役その他特定目的会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2| 前項本文の取締役が二人以上ある場合には、取締役は、各自、特定目的会社を代表する。

3| 特定目的会社は、定款、定款の定めに基づく取締役の互選又は社員総会の決議によって、取締役の中から代表取締役を定めることができる。

4| 会社法第三百四十九條第四項及び第五項（株式会社の代表）の規定は特定目的会社の代表取締役について、同法第三百五十條（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は特定目的会社について、それぞれ準用する。

(競業及び利益相反取引の制限)

第八十條 取締役は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

一 取締役が自己又は第三者のために特定目的会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

二 取締役が自己又は第三者のために特定目的会社と取引をしようとするとき。

三 特定目的会社が取締役以外の者との間において特定目的会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。

2| 民法（明治二十九年法律第八十九号）第八八條（自己契約及び双方代理）の規定は、前項の承認を受けた同項第二号の取引については、適用しない。

(業務の執行に関する検査役の選任)

第八十一條 特定目的会社の業務の執行に関し、不正の行為又は法令、資産流動化計画若しく

9|

8| 第八十五条第三項の規定は第五項の監査報告書の作成について、第三項及び第四項の規定はその提出について、それぞれ準用する。この場合において、第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「会計監査人」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「監査役又は取締役」と読み替えるものとする。

9| 監査役は、第五項の監査報告書を受領した日から一週間以内に、監査報告書を取締役に提出し、かつ、その謄本を会計監査人に送付しなければならない。

10| 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由並びに監査役の監査の方法の概要又は結果

二 会計以外の業務の監査の方法の概要

三 第六項第六号、第八号及び第九号に掲げる事項（同項第六号及び第八号に掲げる事項については、会計に関する部分以外の部分に限る。）

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案が特定目的会社の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨

五 取締役の職務遂行に関し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実

11| 第八十五条第三項の規定は第九項の監査報告書の作成について、第三項及び第四項の規定はその提出又はその謄本の送付について、それぞれ準用する。この場合において、第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「取締役又は会計監査人」と読み替えるものとする。

12| 第五項及び第九項の監査報告書の記載方法は、内閣府令で定める。

13| 商法第二百三十八條（検査役の選任）の規定は、会計監査人の監査報告書について準用する。この場合において、同条中「総会」とあるのは、「社員総会」と読み替えるものとする。

(計算書類及び監査報告書の公示)

第九十四條 会計監査人存置会社の取締役は、定時社員総会の会日の二週間前から、第八十五条第一項に掲げる資料並びに前条第五項及び第九項の監査報告書を五年間本店に、これらの謄本（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）を三年間支店に備え置かなければならない。

2| 商法第二百八十二条第二項（計算書類等の閲覧権）の規定は、前項に規定する書類について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

は定款に違反する重大な事実があることを疑うに足る事由があるときは、次に掲げる社員は、当該特定目的会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

一 総特定社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない特定社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する特定社員

二 総優先出資社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない優先出資社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する優先出資社員

三 特定出資（自己特定出資を除く。）の総口数の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の特定出資を有する特定社員

四 発行済優先出資（自己優先出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の優先出資を有する優先出資社員

2 会社法第三百五十八條第二項、第三項及び第五項から第七項まで（業務の執行に関する検査役の選任）、第三百五十九條（裁判所による株主総会招集等の決定）、第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十條（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一條（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定は、前項の申立てがあつた場合の検査役及びその報告があつた場合について準用する。この場合において、同法第三百五十八條第三項及び第七項中「株式会社」とあるのは「特定目的会社」と、同項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百五十九條第一項第一号、第二項及び第三項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同条第一項第二号中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項において読み替えて準用する会社法第三百五十九條に規定する社員総会は、第二種特定目的会社にあつては、有議決権事項をその会議の目的とする社員総会とみなす。

（社員等による取締役の行為の差止め）

第八十二條 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者は、取締役が法令又は資産流動化計画に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合には、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第八十三條 特定社員又は六箇月前から引き続き優先出資を有する優先出資社員は、取締役が特定目的会社の目的の範囲外の行為その他定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該特定目的会社に著しい損害が生ずるお

（定時社員総会における貸借対照表及び損益計算書の取扱い等）

第九十五條 会計監査人存置会社の取締役は、第八十五條第一項各号に掲げる資料を定時社員総会に提出して、同項第三号に掲げる資料にあつてはその内容を報告し、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる資料にあつてはその承認を求めなければならない。

2 前項の定時社員総会を第五十二條第一項又は第五十三條第一項の規定により招集する場合には、その招集の通知に際しては、第八十五條第一項各号に掲げる資料並びに第九十三條第五項及び第九項の監査報告書の写しを交付しなければならない。ただし、前項の承認につき議決権を有しない者に対し第五十三條第一項の規定により招集の通知が発せられる場合における当該招集の通知については、この限りでない。

3 第九十三條第三項及び第四項の規定は、前項の資料及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

4 会計監査人存置会社の取締役は、各会計監査人の監査報告書に第九十三條第六項第三号に掲げる事項の記載があり、かつ、各監査役の監査報告書にその事項についての会計監査人の監査の結果を相当でないと認めた旨の記載がないときは、第一項の規定にかかわらず、第八十五條第一項第一号及び第二号に掲げる資料について定時社員総会の承認を求めることを要しない。この場合においては、当該取締役は、定時社員総会にこれらの資料を提出し、その内容について報告しなければならない。

5 会計監査人存置会社の取締役は、第一項の承認を得、又は前項後段の報告をしたときは、遅滞なく、第八十五條第一項第一号及び第二号に掲げる資料又はその要旨を公告しなければならない。ただし、次項の決定をした会計監査人存置会社においては、この限りでない。

6 会計監査人存置会社は、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって、当該会計監査人存置会社が第一項の承認を得、又は第四項後段の報告をした後遅滞なく、第八十五條第一項第一号及び第二号に掲げる資料に記載され又は記録された事項を、電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより、その承認を得、又はその報告をした日後五年を経過する日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることが出来る。

7 第五項の要旨の記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。

（会計監査人についての商法特例法の準用）

第九十六條 商法特例法第六條の三（会計監査人の選任等についての意見陳述）、第九條から第十一條まで（会計監査人の損害賠償責任及び取締役等との連帯責任）及び第十七條（定時総会における会計監査人の意見陳述）の規定は、特定目的会社の会計監査人について準用する。この場合において、商法特例法第六條の三中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、商法特例法第十條中「第十三條第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第九十三條

それがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（取締役の報酬等）

第八十四条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定目的会社から受ける財産上の利益（以下この節において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、社員総会の決議によって定める。

- 一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額
- 二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法
- 三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容

2 会社法第三百六十一条第二項（取締役の報酬等）の規定は、前項の決議について準用する。この場合において、同項中「前項第二号」とあるのは「資産流動化法第八十四条第一項第二号」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

（取締役等についての会社法の準用）

第八十五条 会社法第三百五十一条（代表取締役に欠員を生じた場合の措置）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）及び第九百三十七條第一項（第二号イに係る部分に限る。）、（裁判による登記の嘱託）の規定は特定目的会社の代表取締役について、同法第三百五十二条（取締役の職務を代行する者の権限）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は特定目的会社の職務代行者について、同法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定は特定目的会社について、同法第三百五十五条（忠実義務）及び第三百五十七條第一項（取締役の報告義務）の規定は特定目的会社の取締役について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百五十五条中「法令及び定款」とあるのは「法令、資産流動化計画及び定款」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第五款 会計参与

（会計参与の権限等）

第五項」と、商法特例法第十七条中「第二条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十五条第一項」と、「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、「監査役会又は監査役」とあるのは「監査役」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と読み替えるものとする。

（会計監査人による監査を要しない場合の計算書類等の監査）

第九十七条 会計監査人存置会社以外の特定目的会社の取締役は、定時社員総会の会日の七週間前までに、第八十五条第一項各号に掲げる資料を監査役に提出しなければならない。

2 前項の取締役は、同項の資料を提出した日から三週間以内に、その附属明細書を監査役に提出しなければならない。

3 第九十三条第三項及び第四項の規定は、第八十五条第一項各号に掲げる資料及び前項の附属明細書の提出について準用する。この場合において、第九十三条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「監査役」と読み替えるものとする。

4 監査役は、第一項の資料を受領した日から四週間以内に、監査報告書を取締役に提出しなければならない。

5 前項の監査報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第九十三条第六項各号に掲げる事項

二 第九十三条第十項第四号及び第五号に掲げる事項

6 第八十五条第三項の規定は第四項の監査報告書の作成について、第九十三条第三項及び第四項の規定は第四項の監査報告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、第九十三条第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「監査役」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「取締役」と読み替えるものとする。

（計算書類及び監査報告書の公示）

第九十八条 第九十四条の規定は、会計監査人存置会社以外の特定目的会社に係る第八十五条第一項の書類及び前条第四項の監査報告書について準用する。

（計算書類の報告、承認等）

第九十九条 会計監査人存置会社以外の特定目的会社の取締役は、第八十五条第一項各号に掲げる資料を定時社員総会に提出して、同項第三号に掲げる資料にあってはその内容を報告し、同項第一号、第二号及び第四号に掲げる資料にあってはその承認を求めなければならない。

2 前項の定時社員総会を第五十二条第一項又は第五十三条第一項の規定により招集する場合には、その招集の通知に際しては、第八十五条第一項各号に掲げる資料及び第九十七条第四項の監査報告書の写しを交付しなければならない。ただし、前項の承認につき議決権を有し

第八十六条 会計参与は、取締役と共同して、計算書類（第二百二条第二項に規定する計算書類をいう。以下この節において同じ。）及びその附属明細書を作成する。この場合において、会計参与は、内閣府令で定めるところにより、会計参与報告を作成しなければならない。

2 会社法第三百七十四条第二項、第三項及び第五項（会計参与の権限）、第三百七十五条第一項（会計参与の報告義務）、第三百七十七条第一項（株主総会における意見の陳述）並びに第三百七十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項（会計参与による計算書類等の備置き等）の規定は、会計参与設置会社について準用する。この場合において、同法第三百七十四条第三項中「会計参与設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計参与設置会社若しくはその子会社」とあるのは「会計参与設置会社」と、同法第五項中「第三百三十三条第三項第二号又は第三号」とあるのは「資産流動化法第七十一条第二項において準用する第三百三十三条第三項第二号又は第三号」と、同法第三百七十五条第一項中「法令若しくは定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若しくは定款」と、同法第三百七十七条第一項中「第三百七十四条第一項」とあるのは「資産流動化法第八十六条第一項」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第三百七十八条第一項第一号中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第二項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 会社法第三百七十九条（会計参与の報酬等）及び第三百八十条（費用等の請求）の規定は、特定目的会社の会計参与について準用する。この場合において、同法第三百七十九条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六款 監査役

（監査役の権限）

第八十七条 監査役は、取締役（会計参与設置会社にあつては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。この場合において、監査役は、内閣府令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに使用人に対して事業の報告を求め、若しくは特定目的会社の業務及び財産の状況の調査をし、又は取締役に對し意見を述べることができる。

（取締役への報告義務）

第八十八条 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、当該取締役（以下この項及び第四項において「非行取

ない者」に対し第五十三条第一項の規定により招集の通知が発せられる場合における当該招集の通知については、この限りでない。

3 第九十三条第三項及び第四項の規定は、前項の資料及び監査報告書の写しの交付について準用する。この場合において、同条第四項中「監査役又は会計監査人」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

4 第一項の取締役は、同項の承認を得た後、遅滞なく、貸借対照表又はその要旨を公告しなければならない。ただし、次項の決定をした特定目的会社においては、この限りでない。

5 会計監査人存置会社以外の特定目的会社は、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）をもって、当該特定目的会社が第一項の承認を得た後遅滞なく、貸借対照表に記載され又は記録された事項を、電磁的方法であつて内閣府令で定めるものにより、同項の承認を得た日後五年を経過する日まで、不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く措置を執ることが出来る。

6 第四項の要旨の記載又は記録の方法は、内閣府令で定める。

（財産評価）

第一百条 特定目的会社の会計帳簿に記載し、又は記録すべき財産については、内閣府令で定めるところによりその価額を付さなければならない。

（利益の配当）

第一百一条 利益の配当は、貸借対照表上の純資産の額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額を限度として、これを行うことができる。

一 資本の総額

二 第三十四条第二項の規定により取得して有する特定持分について貸借対照表の資産の部に計上した金額

三 その他内閣府令で定める額

2 特定目的会社が前項の規定に違反して配当をしたときは、当該特定目的会社の債権者は、当該特定目的会社の社員から、その配当を受けた金額を当該特定目的会社に対し返還させることができる。

3 利益の配当は、資産流動化計画で定められた優先出資社員に対する優先的配当の規定に従うほか、各社員の有する優先出資又は特定出資の口数に応じて、これを行わなければならない。ただし、特定目的会社の有する自己の優先出資及び特定出資については、利益の配当はこれを行ってはいらない。

（減資剰余金の優先資本組入れ）

第一百一条の二 特定目的会社は、第一百八条の八又は第一百八条の九の規定により減少した優

締役」という。）以外に他の取締役があるときは当該他の取締役に對し、非行取締役以外に他の取締役がないときは社員總會（特定社員を構成員とするものに限る。）において、その旨を報告しなければならない。

2| 監査役は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、取締役に社員總會の招集を請求することができる。

3| 前項の請求があつた場合において、当該請求の日から一週間以内に、当該請求の日から二週間以内の日を会日とする社員總會の招集の通知が発せられないときは、当該請求をした監査役は、社員總會の招集をすることができる。

4| 監査役は、社員總會において、非行取締役の解任に関する議案を提出することができる。

〔監査役の報酬等〕

第八十九条 監査役の報酬等は、定款でその額を定めていないときは、社員總會の決議によつて定める。

2| 会社法第三百八十七條第二項及び第三項（監査役の報酬等）の規定は、特定目的会社の監査役の報酬等について準用する。この場合において、同条中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、同条第二項中「前項」とあるのは「資産流動化法第八十九条第一項」と読み替えるものとする。

〔監査役についての会社法の準用〕

第九十条 会社法第三百八十四條から第三百八十六條まで（株主總會に對する報告義務、監査役による取締役の行為の差止め、監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表）及び第三百八十八條（費用等の請求）の規定は、特定目的会社の監査役について準用する。この場合において、同法第三百八十四條中「株主總會」とあるのは「社員總會」と、同条及び同法第三百八十五條第一項中「法令若しくは定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若しくは定款」と、同法第三百八十六條第一項中「第三百四十九條第四項、第三百五十三條及び第三百六十四條」とあり、及び同条第二項中「第三百四十九條第四項」とあるのは「資産流動化法第七十九條第四項において準用する第三百四十九條第四項」と、同項第一号中「第三百四十七條第一項」とあるのは「資産流動化法第九十七條第一項」と、同項第二号中「第三百四十九條第三項」とあるのは「資産流動化法第九十七條第二項において準用する第三百四十九條第三項」と、「第八百五十條第二項」とあるのは「資産流動化法第九十七條第二項において準用する第八百五十條第二項」と読み替えるものとする。

第七款 会計監査人

〔会計監査人の権限等〕

先資本の額が優先出資の消却に要した金額及び欠損の補てんに充てた金額を超えるときは、その超過額（第三百三十七條の三において「減資剰余金」という。）を優先資本に組み入れなければならない。

〔中間配当〕

第二百二條 營業年度を一年とする特定目的会社については、定款をもって、一營業年度につき一回に限り營業年度中の一定の日を定めその日における社員に對し取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により金銭の分配を行うことができる旨を定めることができる。

2| 前項の決定は、同項の一定の日から三月以内に行わなければならない。

3| 第一項の金銭の分配は、最終の貸借対照表上の純資産の額から次に掲げる金額の合計額を控除した残額を限度として、これを行うことができる。

一 最終の決算期における資本の総額

二 最終の決算期において第三十四條第二項の規定により取得して有する特定持分について貸借対照表の資産の部に計上した金額

三 最終の決算期に関する定時社員總會において利益から配当し、又は支払うものと定めた金額

四 その他内閣府令で定める額

4| 取締役は、特定目的会社の營業年度の終了の時に對して貸借対照表上の純資産の額が第一百一條第一項各号の金額の合計額を下回ると認めるときは、当該營業年度において第一項の金銭の分配を決定してはならない。

5| 特定目的会社の營業年度の終了の時に對して、前項の純資産の額が、同項の合計額から第三十四條第二項の規定により取得して有する特定持分の時価の合計額を控除した額を下回つた場合には、当該營業年度において第一項の金銭の分配を決定した取締役は、当該特定目的会社に對して連帶して、その差額（当該差額がその分配をした金銭の額を超えるときは、その分配をした金銭の額）について賠償の責任を負う。ただし、当該取締役が前項に規定するおそれがないものと認めたことについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

6| 第一項の金銭の分配は、これを利益の配当とみなして、第三十一條第三項、第四十九條において準用する商法第二百九條第一項及び第一百一條第三項の規定を適用する。

7| 第七十三條第二項の規定は第五項の金銭の分配をするにつき同意した取締役について同条第三項の規定は当該取締役及び第五項の取締役の責任について、第一百一條第二項の規定は第三項の規定に違反して金銭の分配を行った場合について、それぞれ準用する。

〔会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律の適用〕

第九十一条 会計監査人は、次節第三款の定めるところにより、特定目的会社の計算書類及びその附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、内閣府令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

2) 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は取締役及び会計参与並びに使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したもの

3) 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、特定目的会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

4) 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次のいずれかに該当する者を使用してはならない。

一 第七十三条第三項第一号又は第二号に掲げる者

二 特定目的会社又は特定資産譲渡人等の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人である者

三 特定目的会社又は特定資産譲渡人等から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者

(監査役に対する報告)

第九十二条 会計監査人は、その職務を行うに際して取締役の職務の執行に關し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査役に報告しなければならない。

2) 監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

(会計監査人等についての会社法の準用)

第九十三条 会社法第三百九十八条第一項及び第二項(定時株主総会における会計監査人の意見の陳述)の規定は特定目的会社の会計監査人について、同法第三百九十九条第一項(会計監査人の報酬等の決定に関する監査役との関与)の規定は特定目的会社の会計監査人及び一時会計監査人の職務を行うべき者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百九十八条第一項中「第三百九十六条第一項」とあるのは「資産流動化法第九十一条第一項」と、「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と、同項及び同条第二項中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と読み替えるものとする。

第八款 役員等の損害賠償責任

第三百三条 特定目的会社のその社員(特定持分又は優先出資の質権者を含む。)に配当する利益又は前条第一項の規定により分配する金銭は、これを会社がその株主(株式の質権者を含む。)に配当する利益又は商法第二百九十三条ノ五第一項の規定により分配する金銭とみなして、会社の配当する利益又は利息の支払に関する法律(昭和二十三年法律第六十四号)の規定を適用する。

(社員の帳簿閲覧権)

第四百条 特定目的会社の特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は発行済優先出資の総口数の百分の三以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、次に掲げる請求をすることができる。

一 会計の帳簿及び資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計の帳簿及び資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの本店における閲覧又は謄写の請求

2) 前項の請求は、理由を付した書面をもって行わなければならない。

3) 第二十九条第四項及び第五項の規定は前項の書面による請求について、商法第二百九十三条ノ七(閲覧請求を拒むことができる場合)の規定は、第一項に規定する社員から同項の請求があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「第四百四条第一項の特定社員又は優先出資社員」と、同法第二百九十三条ノ七第一号、第三号及び第四号中「株主」とあるのは「社員」と、同条第二号中「株主ガ会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「社員ガ特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ト競業ヲ為ス会社」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス他ノ特定目的会社若ハ会社」と、「会社ト競業ヲ為ス者」とあるのは「特定目的会社ト競業ヲ為ス者」と、「会社ノ株式」とあるのは「特定目的会社ノ特定持分若ハ優先出資」と、同条第三号中「其ノ会社若ハ他ノ会社」とあるのは「其ノ特定目的会社若ハ他ノ特定目的会社若ハ会社」と、同条第三号及び第四号中「前条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四百条第一項」と読み替えるものとする。

(特定目的会社の業務及び財産状況の検査)

第五百条 特定目的会社の業務の執行に關し不正の行為又は法令、資産流動化計画若しくは定款に違反する重大な事実があることを疑うべき事由があるときは、特定資本の百分の三以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は発行済優先出資の総口数の百分の三以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、当該特定目的会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に検査役の選任を請求することができる。

(役員等の特定目的会社に対する損害賠償責任)

第九十四条 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人(以下この款において「役員等」という。)は、その任務を怠ったときは、特定目的会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2| 取締役が第八十条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって取締役又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3| 第八十条第一項第二号又は第三号の取引によって特定目的会社に損害が生じたときは、次に掲げる取締役は、その任務を怠ったものと推定する。

一 第八十条第一項の取締役

二 特定目的会社が当該取引をすることを決定した取締役

4| 第一項の責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

5| 第八十条第一項第二号の取引(自己のためにした取引に限る。)をした取締役の第一項の責任は、任務を怠ったことが当該取締役の責めに帰することができない事由によるものであることをもって免れることができない。

(役員等の第三者に対する損害賠償責任)

第九十五条 役員等がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該役員等は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2| 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

一 取締役 次に掲げる行為

イ 特定出資、優先出資若しくは特定社債を引き受ける者の募集をする際に通知しなければならぬ重要な事項についての虚偽の通知又は当該募集のための当該特定目的会社の事業その他の事項に関する説明に用いた資料についての虚偽の記載若しくは記録

ロ 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ハ 虚偽の登記

ニ 虚偽の公告(第四百七条第七項に規定する措置を含む。)

二 会計参与 計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 監査役 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

四 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

2| 商法第二百三十七条ノ二第二項及び第三項(総会検査役の報告及び総会招集命令)の規定は、それぞれ前項の規定により選任された検査役及びその報告があった場合について準用する。この場合において、同条第三項中「株主総会」とあり、並びに同項において準用する同法第八十一条第三項及び第八十四条第二項中「創立総会」とあるのは「社員総会」と読み替えるものとする。

3| 前項の規定により読み替えて準用する商法第二百三十七条ノ二第三項並びに同項において準用する商法第八十一条第三項及び第八十四条第二項に規定する社員総会は、第二種特定目的会社にあつては、有議決権事項をその会議の目的とする社員総会とみなす。

(社員等の権利の行使に関する利益供与)

第六十六条 特定目的会社は、何人に対しても、社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者の権利の行使に関し、財産上の利益を供与してはならない。

2| 商法第二百九十五条第二項の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、「同項中「株主」とあるのは「社員、特定社債権者、特定約束手形ノ所持人又ハ特定目的借入ニ係ル債権者」と、「自己又ハ其ノ子会社」とあるのは「自己」と読み替えるものとする。

3| 特定目的会社が第一項の規定に違反して財産上の利益を供与したときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該特定目的会社に返還しなければならない。この場合において、当該利益を受けた者は、当該特定目的会社に対して当該利益と引換えに給付をしたものがあるときは、その返還を受けることができる。

4| 第七十五条の規定は、前項の規定による利益の返還を求める訴えについて準用する。

第七十七条 削除

第六節 特定社債

第一款 通則

(募集の決定)

第八十八条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定(取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定)により、特定社債を募集することができる。

(特定社債管理会社の設置)

第九十九条 特定目的会社は、特定社債を募集する場合には、特定社債管理会社を定め、特定社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の特定社債の管理を行うことを委託しなけ

(役員等の連帯責任)

第九十六条 役員等が特定目的会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(責任追及の訴え)

第九十七条 特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員は、特定目的会社に対し、書面その他の内閣府令で定める方法により、役員等の責任を追及する訴え（以下この条において「責任追及の訴え」という。）の提起を請求することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 責任追及の訴えが当該社員若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該特定目的会社に損害を加えることを目的とする場合

二 責任追及の訴えにより当該特定目的会社の正当な利益が著しく害されること、当該特定目的会社が過大な費用を負担することとなることその他これに準ずる事態が生ずることが相当の確実さをもって予測される場合

2| 会社法第八百四十七条第三項から第八項まで（責任追及等の訴え）及び第八百四十八条から第八百五十三条まで（第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（訴えの管轄、訴訟参加、和解、費用等の請求、再審の訴え）の規定は、特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第三項から第五項まで及び第七項の規定中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3| 特定目的会社が、取締役若しくは清算人又はこれらの者であった者を補助するため、責任追及の訴えに係る訴訟に参加するには、特定社員の全員の同意を得なければならない。

第五節 計算等

第一款 会計の原則

第九十八条 特定目的会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

第二款 会計帳簿

(会計帳簿の作成及び保存)

ればならない。ただし、その募集に係る各特定社債の金額が一億円以上である場合については、この限りでない。

(特定社債募集の方法)

第一百条 特定社債の募集に応じようとする者は、特定社債申込証の用紙に引き受けようとする特定社債の数及び住所を記載し、これに署名して、特定社債申込証を作成しなければならない。

2| 取締役は、次に掲げる事項を記載した特定社債申込証の用紙を作成しなければならない。

一 特定目的会社の商号及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合には、当該新計画届出の年月日）並びに特定社債管理会社の商号

二 申込みの対象が特定社債であること。

三 特定社債に係る特定資産の種類

四 特定社債の総額

五 各特定社債の金額

六 特定社債の利率

七 特定社債の償還の方法及び期限

八 利息支払の方法及び期限

九 払込みを取り扱う銀行又は信託会社

十 数回に分けて特定社債の払込みを行わせるときは、その払込みの金額及び時期

十一 特定社債の発行の価額又はその最低価額

十二 第一百三条第一項において準用する商法第三百八条に規定する別段の定めがあるときは、その規定

十三 資産流動化計画に定められた特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産の上に存在する特定目的会社に対抗し得る権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

十四 特定目的会社以外の者であって政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

十五 特定社債の応募額が総額に達しない場合においてその残額を引き受けることを約した者があるときは、その氏名又は名称

十六 資産流動化計画に他の特定社債の発行についての定めがあるときは、当該他の特定社債の第四号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる事項及びその発行状況

十七 資産流動化計画に特定短期社債の発行についての定めがあるときは、当該特定短期社債の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

第九十九条 特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2| 特定目的会社は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

（会計帳簿の閲覧等の請求）

第一百条 総特定社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができない特定社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する特定社員若しくは総優先出資社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権行使することができない優先出資社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する優先出資社員又は特定出資（自己特定出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の特定出資を有する特定社員若しくは発行済優先出資（自己優先出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の優先出資を有する優先出資社員は、特定目的会社の営業時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

2| 会社法第四百三十三条第二項（会計帳簿の閲覧等の請求）の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、同項第一号及び第二号中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

（会計帳簿の提出命令）

第一百一条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第三款 計算書類等

（計算書類等の作成、保存及び監査）

第一百二条 特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照

十八 資産流動化計画に特定約束手形の発行についての定めがあるときは、当該特定約束手形の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

十九 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の内閣府令で定める事項及びその借入状況

二十 名義書換代理人を置いたときは、その名称及び住所並びに営業所

3| 特定目的会社は、前項第十五号に掲げる事項の記載がない場合において、特定社債の応募額が特定社債申込証の用紙に記載した特定社債の総額に達しないときは、当該特定社債を発行してはならない。

4| 商法第三百一条第四項（応募価額の記載）の規定は、特定社債の発行の最低価額を定めた場合について準用する。この場合において、同項中「社債申込証」とあるのは、「特定社債申込証」と読み替えるものとする。

5| 取締役は、特定社債の応募者から資産流動化計画の閲覧又は当該資産流動化計画の謄本若しくは抄本の交付の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

6| 第三十八条第三項、第三十九条第三項並びに商法第七十八条及び第九十九条（払込取扱機関の変更及び保管証明）の規定は特定社債の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について、第三十八条第四項及び第五項の規定は特定社債申込証の用紙の交付について、同条第六項及び第七項の規定は特定社債申込証の作成について、同条第九項の規定は特定社債の応募者から資産流動化計画の謄本又は抄本の交付の求めがあつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項、第四項及び第六項中「優先出資」とあるのは「特定社債」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第一百十條第五項」と、同法第九十九条中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定社債管理会社の権限等）

第一百一十條 特定社債管理会社は、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2| 特定社債権者は、特定社債管理会社が前項の弁済を受けたときは、特定社債券と引換えに特定社債の償還額の支払を、利札と引換えに利息の支払を請求することができる。

3| 特定社債管理会社は、特定社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。

一 総特定社債についてその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解

二 総特定社債についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に関する手続に属する一切の行為（第一項に規定するものを除く。）

表を作成しなければならない。

- 2| 特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書その他特定目的会社の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。以下この款並びに第百十一条第二号及び第百十八条において同じ。）、事業報告及び利益の処分又は損失の処理に関する議案（以下この款において「利益処分案」という。）並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。
- 3| 計算書類、事業報告及び利益処分案並びにこれらの附属明細書は、電磁的記録をもって作成することができる。

- 4| 特定目的会社は、計算書類を作成した時から十年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

- 5| 会計監査人設置会社においては、次の各号に掲げるものは、内閣府令で定めるところにより、当該各号に定める者の監査を受けなければならない。

- 一 第二項の計算書類及びその附属明細書 監査役及び会計監査人
- 二 第二項の事業報告及びその附属明細書 監査役

- 6| 会計監査人設置会社でない特定目的会社においては、第二項の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。

（計算書類等の社員への提供）

- 第百三条 会計監査人設置会社の取締役は、定時社員総会の招集の通知に際して、内閣府令で定めるところにより、社員に対し、前条第五項の監査を受けた計算書類、事業報告及び利益処分案並びに監査報告及び会計監査報告を提供しなければならない。ただし、次条第二項の承認につき議決権を有しない者に対し第五十六条第一項の規定により招集の通知が送られる場合における当該招集の通知については、この限りでない。

- 2| 前項本文の規定は、会計監査人設置会社でない特定目的会社について準用する。この場合において、同項本文中「前条第五項」とあるのは「前条第六項」と、並びに監査報告及び会計監査報告」とあるのは「及び監査報告」と読み替えるものとする。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

- 第百四条 取締役は、第百一条第五項又は第六項の監査を受けた計算書類、事業報告及び利益処分案を定時社員総会に提出し、又は提供しなければならない。

- 2| 前項の規定により提出され、又は提供された計算書類及び利益処分案は、定時社員総会の決議による承認を受けなければならない。

- 3| 取締役は、第一項の規定により提出され、又は提供された事業報告の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

- 4| 特定社債管理会社は、前項各号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている特定社債権者にはその旨を各別に通知しなければならない。

- 5| 特定社債管理会社は、その管理の委託を受けた特定社債につき第一項に規定する行為又は第三項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、当該特定社債を発行した特定目的会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

- 6| 商法第二百九十七条ノ二（社債管理会社の資格）、第二百九十七条ノ三（社債管理会社の義務）及び第三百九条ノ四から第三百十四条まで（特別代理人の選任、行為の方式、二以上の社債管理会社がある場合の特則、責任、辞任、解任及び事務承継者を定める義務等）の規定は、特定社債管理会社について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」、「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのは、それぞれ「特定社債」、「特定社債権者」及び「特定社債権者集会」と読み替えるものとする。

（一般担保）

- 第百十二条 特定目的会社の特定社債権者は、当該特定目的会社の財産について他の債権者に先立って自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、資産流動化計画をもって別段の定めをすることを妨げない。

- 2| 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（特定社債に関する商法等の準用等）

- 第百十三条 商法第二百三条（株式の共有）の規定は特定社債が二以上の者の共有に属する場合について、同法第二百二十四条第一項から第三項まで（株主名簿の効力）の規定は特定社債の応募者又は特定社債権者に対する通知及び催告について、同法第二百八十条ノ三十四ノ二（除権決定による再発行）、第二百九十八条から第三百条まで（既存社債に未払込みがある場合の制限、各社債の金額及び割増償還の制限）、第三百二条（総額引受けの方法）、第三百三条（社債の払込み）、第三百六条から第三百八条まで（債券の発行、記名社債の移転及び記名式と無記名式との間の転換）、第三百十五条から第三十七條まで（利札が欠けた場合の特則、社債元金請求権の時効及び社債原簿の記載事項）及び第三百九条から第三百四十一条まで（社債権者集会）並びに商法中改正法律施行法（昭和十三年法律第七十三号）第六十一条（社債権者集会に関する公告の方法）の規定は特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理会社、特定社債原簿若しくは特定社債権者集会について、民法第三百六十五条（記名社債を目的とする質権の對抗要件）の規定は記名の特定社債について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「特定社債権者」と、同法第二百二十四条第一項中「株主名簿」とあるのは「特定社債原簿」と、同法第三百二条中「前条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十条」と、同法第三百六条第二項中「第三百一条第二項

4 会計監査人設置会社については、第二百五条第五項の監査を受けた計算書類が法令、資産流動化計画及び定款に従い特定目的会社の財産及び損益の状況を正しく表示しているものとして内閣府令で定める要件に該当する場合には、当該計算書類については、第二項の規定は、適用しない。この場合においては、取締役は、当該計算書類の内容を定時社員総会に報告しなければならない。

5 特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書（会計監査人設置会社でない特定目的会社にあつては、貸借対照表）を公告しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、その公告方法が第九十四条第一項第一号又は第二号に掲げる方法である特定目的会社は、前項に規定する貸借対照表及び損益計算書の要旨を公告することと足りる。

7 前項の特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、定時社員総会の終結後遅滞なく、第五項に規定する貸借対照表及び損益計算書の内容である情報を、定時社員総会の終結の日後五年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

8 証券取引法第二十四条第三項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない特定目的会社については、前三項の規定は、適用しない。

（計算書類等の備置き及び閲覧等）
第百五条 会計監査人設置会社は、各事業年度に係る計算書類、事業報告及び利益処分案並びにこれらの附属明細書（監査報告及び会計監査報告を含む。次項において「計算書類等」という。）を、定時社員総会の日の一週間前（第六十三条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から五年間、その本店に備え置かなければならない。

2 会計監査人設置会社は、計算書類等の写しを、定時社員総会の日の一週間前（第六十三条第一項の場合にあつては、同項の提案があつた日）から三年間、その支店に備え置かなければならない。ただし、計算書類等が電磁的記録で作成されている場合であつて、支店における第四項において準用する会社法第四百四十二条第三号及び第四号に掲げる請求に応じることを可能とするための措置として内閣府令で定めるものをとっているときは、この限りでない。

3 前二項の規定は、会計監査人設置会社でない特定目的会社に係る計算書類、事業報告、利益処分案及びこれらの附属明細書並びに監査報告について準用する。この場合において、第一項中「監査報告及び会計監査報告」とあるのは、「監査報告」と読み替えるものとする。

4 会社法第四百四十二条第三項（計算書類等の備置き及び閲覧等）の規定は、特定目的会社の社員及び債権者について準用する。

第一号乃至第六号、第九号及第十号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百条第二項第一号、第三号乃至第八号及第十二号」と、同法第三百七十七条第一項第三号中「第三百一条第二項第一号乃至第七号及第九号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第一百条第二項第一号、第三号乃至第八号及第十号」と、同法第三百七十七条第二項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第三百十九条中「本法二」とあるのは「本法又ハ資産流動化計画二」と、同法第三百二十条第四項において準用する同法第二百四条ノ二第三項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第三百三十九条第四項において準用する同法第三十三条ノ二中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 特定目的会社が発行する特定社債は、担保附社債信託法、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、商法第二編第四章第五節の規定により発行される社債とみなす。

3 前項の規定により社債とみなされる特定社債については、担保附社債信託法第四条第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものを物上担保の目的とすることができる。

一 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第十四条第一項の規定により質権の設定が登記される債権

二 その譲渡により担保の目的となる動産又は債権であつて、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第三条第一項又は第四条第一項の規定により当該譲渡が登記されるもの

第二款 転換特定社債

（転換特定社債の発行）
第百十三条の二 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、転換特定社債を発行することができる。

2 第二種特定目的会社が優先出資社員以外の者に対して特に有利な転換の条件を付した転換特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる転換特定社債の総額、発行価額、転換の条件、転換によって発行すべき優先出資の内容及び転換を請求することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。

3 前項の決議は、当該決議後最初に発行する転換特定社債であつて、当該決議の日から六月以内に発行すべきものについてのみ効力を有する。

4 第三十八条の二第三項及び第四項並びに商法第二百八十条ノ二第二項後段及び第三項の規定は、第二項の決議について準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ二第二項後段中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「株主以外」とあるのは「優先出資社員以外

(計算書類等の提出命令)

第百六条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、計算書類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

第四款 資本金の額等

(資本金の額)

第百七条 特定目的会社の資本金の額は、特定資本金の額又は資産流動化計画で優先出資の発行が定められた場合には、特定資本金の額及び優先資本金の額の合計額とする。

(特定資本金の額の減少)

第百八条 特定目的会社は、損失のてん補のためにのみ、定款を変更することにより、特定資本金の額の減少をすることができる。

2| 前項の規定により定款を変更する場合には、第百五十条の社員総会の決議において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する特定資本金の額

二 特定資本金の額の減少がその効力を生ずる日

3| 前項第一号の額は、同項第二号の日における特定資本金の額を超えることができない。

4| 第二項第一号の額は、損失の額として内閣府令で定める方法により算定される額を超えることができない。

(優先資本金の額の減少)

第百九条 特定目的会社は、次条の規定による場合及び第百五十九条第一項の社員総会の承認を経てする場合のほか、社員総会の決議によって、優先資本金の額の減少をすることができる。

2| 前項の決議においては、次に掲げる事項を定めなければならない。この場合においては、

第三号及び第四号に定める額の合計額は、第一号の額を超えてはならない。

一 減少する優先資本金の額

二 優先資本金の額の減少がその効力を生ずる日

三 優先出資の消却をするときは、消却する優先出資の種類及び口数、消却の方法並びに消却に要する額

四 損失のてん補に充てるときは、てん補に充てる額

3| 前項第一号の額は、同項第二号の日における優先資本金の額を超えることができない。

4| 第二項第四号に規定する場合における同項第一号の額は、損失の額として内閣府令で定め

「と、「新株」とあるのは「転換特定社債」と、同条第三項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項又ハ第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

(転換特定社債発行事項の公示)

第百十三条の二の二 特定目的会社は、転換特定社債(前条第二項の決議があったものを除く。)を発行する場合には、転換特定社債の総額、発行価額、転換の条件、転換によって発行すべき優先出資の内容、転換を請求することができる期間及び募集の方法を公告し、又は社員に通知しなければならない。

2| 特定目的会社は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により前項の通知をする場合には、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、内閣府令で定める方法により、当該通知をしなければならない。

3| 特定目的会社は、第一項の公告又は通知の日から二週間を経過した後でなければ、転換特定社債の割当てをすることができない。

(転換特定社債発行の手続)

第百十三条の三 転換特定社債については、特定社債申込証の用紙及び特定社債原簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 転換特定社債を優先出資に転換することができること。

二 転換の条件

三 転換によって発行すべき優先出資の内容

四 転換を請求することができる期間

2| 転換特定社債については、転換特定社債券に前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(転換特定社債の登記)

第百十三条の四 転換特定社債を発行する場合には、第百十三条第一項において準用する商法第三百三条の払込みがあった日から、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、転換特定社債の登記をしなければならない。

2| 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 転換特定社債の総額

二 各転換特定社債の金額

三 各転換特定社債について払い込んだ金額

四 前条第一項各号に掲げる事項

3| 商法第六十七条の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合について準用する。

る方法により算定される額を超えることができない。

5| 第三十九条第三項の規定は、第一項の決議について準用する。

6| 第一項の規定は、資産流動化計画において優先資本の額の減少をすることができない旨を定めることを妨げない。

第百十條 特定目的会社は、次に掲げる事項について資産流動化計画に定めがある場合に限り、

取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定。以下この条において同じ。）をもって優先資本の額の減少をすることができる。この場合においては、優先出資の消却に要する金額は、第三項の日における減少する当該優先資本の額を超えてはならない。

一 各優先資本の額の減少をする目的、要件及び時期

二 減少する各優先資本の額又はその計算方法

三 各優先資本の額の減少において優先出資の消却をするときは、消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法、消却の方法並びに消却に要する金額又はその計算方法

四 その他内閣府令で定める事項

2| 前項の場合において、特定目的会社は、取締役の決定の二週間前に、当該優先資本の額の減少に係る同項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

3| 第一項に規定する優先資本の額の減少をするときは、取締役は、当該優先資本の額の減少がその効力を生ずる日を定めなければならない。

4| 第六十四条の規定は、第一項の規定による優先資本の額の減少をする場合について準用する。この場合において、同条第一項中「社員総会の決議」とあるのは「取締役の決定」と、「決議の取消し」とあるのは「決定の取消し」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（債権者の異議）

第百十一條 特定目的会社が前三条の規定により特定資本の額又は優先資本の額を減少する場合には、当該特定目的会社の債権者（前条の規定により優先資本の額を減少する場合にあつては、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者を除く。以下この条において同じ。）は、当該特定目的会社に対し、特定資本の額又は優先資本の額の減少について異議を述べることができる。

2| 前項の規定により特定目的会社の債権者が異議を述べることができる場合には、当該特定目的会社は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第三号の期間は、一箇月を下ることができない。

一 当該特定資本の額又は優先資本の額の減少の内容

二 当該特定目的会社の計算書類に関する事項として内閣府令で定めるもの

4| 外国において転換特定社債を募集した場合において、登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間については、その通知が到達した時から起算する。

（転換の請求）

第百十三條の二の五 転換を請求する者は、請求書に転換特定社債券を添付して特定目的会社に提出しなければならない。

2| 前項の請求書には、転換をする特定社債を表示し、請求の年月日を記載し、これに署名しなければならない。

3| 転換を請求する者は、第一項の請求書の提出に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、同項の請求書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該転換を請求する者は、同項の請求書を提出したものとみなす。

4| 第二十九条第五項の規定は前項の特定目的会社の承諾について、第十八条第五項の規定は前項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記録された情報について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条第五項中「定款」とあるのは「請求書」と、第二十九条第五項中「特定社員」とあるのは「転換を請求する者」と、「第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第一項において準用する商法第三百三十九条において準用する同法第二百三十二条第二項」と読み替えるものとする。

5| 第三項の場合において、第一項の転換特定社債券は、第三項の電磁的方法による事項の提供に際し提出しなければならない。

（基準日後に転換により発行された優先出資の議決権）

第百十三條の二の六 特定目的会社が、社員総会において議決権を行使することのできる優先出資社員を定めるため第四十四条第三項において準用する商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の日を定めているときは、その日以後の転換の請求によって発行された優先出資については、優先出資社員は、当該優先出資については、議決権を有しない。

（商法等の準用）

第百十三條の三 商法第二百八条、第二百二十二条ノ三、第二百二十二条ノ六、第二百二十二条ノ七、第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一（同法第二百六十八条第八項を準用する部分を除く。）（質権の効力、転換によって発行する株式の発行価額、転換の効力の発生、転換の登記、発行の差止め、不正な価額で引き受けた者の責任）並びに第七十五条第三項の規定は、転換特定社債について準用する。この場合において、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又は買取」とあるのは「転換」と、同法第二百二十二条ノ三中「前条第一

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨

3 債権者が前項第三号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該特定資本金の額又は優先資本金の額の減少について承認をしたものとみなす。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、特定目的会社は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該特定資本金の額又は優先資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

5 次の各号に掲げる額の減少は、当該各号に定める日にその効力を生ずる。ただし、前三項の規定による手続が終了していないときは、この限りでない。

一 特定資本金の額の減少 第百八条第二項第二号の日

二 第百九条第一項の優先資本金の額の減少 同条第二項第二号の日

三 前条第一項の優先資本金の額の減少 同条第三項の日

6 特定目的会社は、前項各号に定める日前は、いつでも当該日を変更することができる。

(会社法の準用)

第百十二条 会社法第百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）（会社の組織に関する行為の無効の訴え）、第百三十四条（第五号に係る部分に限る。）（被告）、第百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第百三十六條から第百三十九条まで（担保提供命令、弁済等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、無効又は取消しの判決の効力）、第百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第百三十七條第一項（第一号二に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の無効の訴えについて準用する。この場合において、同法第百二十八条第二項第五号中「株主等」とあるのは「社員、取締役、監査役、清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(減資剰余金の優先資本金への組入れ)

第百十三条 特定目的会社は、第百九条又は第百十條の規定により減少した優先資本金の額が優先出資の消却に要した金額及び損失のてん補に充てた金額を超えるときは、その超過額（第百九十條において「減資剰余金」という。）を優先資本金に組み入れなければならない。

第五款 利益の配当

(社員に対する利益の配当)

項ノ規定ニ依リ株主ガ他ノ種類ノ株式ニ転換スルコトヲ請求シ得ベキ株式（以下転換予約権付株式ト称ス）とあるのは「転換特定社債」と、同法第二百二十二条ノ六中「定款又ハ取締役会ノ決議」とあるのは「定款」と、同法第二百八十条ノ十中「法令若ハ定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若ハ定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七條第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又ハ六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八條第二項から第四項まで及び第七項、第二百六十八條ノ二並びに第二百六十八條ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 新優先出資引受権付特定社債

(新優先出資引受権付特定社債の発行)

第百十三条の四 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、新優先出資引受権付特定社債を発行することができる。

2 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額の合計額は、各新優先出資引受権付特定社債の金額を超えることができない。

3 新優先出資の引受権のみを譲渡することができる新優先出資引受権付特定社債を発行する場合においては、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、新優先出資引受権付特定社債の総額、新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額の総額及び新優先出資の引受権を行使することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。ただし、新優先出資引受権付特定社債であつて行使されていない新優先出資の引受権に係る優先出資の発行価額の総額が現に存する新優先出資引受権付特定社債の総額を超えないときに限り償還及び消却をするものを発行するときは、この限りでない。

4 第二種特定目的会社が、優先出資社員以外の者に対して特に有利な内容の新優先出資の引受権を付した新優先出資引受権付特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる新優先出資引受権付特定社債の額、発行価額、新優先出資の引受権の内容及び新優先出資の引受権を行使することが出来る期間について、社員総会の決議によらなければならない。

5 この場合において、「転換特定社債」とあるのは、「新優先出資引受権付特定社債」と読み替えるものとする。

第百十四条 特定目的会社は、その社員（当該特定目的会社を除く。）に対し、最終事業年度の末日における第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額を限度として、利益の配当をすることができる。

- 一 資産の額
- 二 負債の額
- 三 資本金の額

四 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める額

2 利益の配当は、資産流動化計画で定められた優先先出資社員に対する優先的配当の規定に従うほか、各社員（当該特定目的会社を除く。）の有する優先先出資又は特定出資の口数に応じて、これをしなければならない。

（中間配当）

第百十五条 事業年度を一年とする特定目的会社については、一事業年度の途中において一回に限り事業年度中の一定の日を定めその日における社員（当該特定目的会社を除く。）に対し取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により金銭の分配（以下この款において「中間配当」という。）をすることができる旨を定款で定めることができる。

2 前項の決定は、同項の一定の日から三箇月以内に行ななければならない。

3 中間配当は、第一号に掲げる額から第二号から第五号までに掲げる額の合計額を減じて得た額を限度としてすることができる。

- 一 最終事業年度の末日における資産の額
- 二 最終事業年度の末日における負債の額
- 三 最終事業年度の末日における資本金の額
- 四 最終事業年度に関する定時社員総会において利益から配当し、又は支払うものと定めた金額
- 五 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める額

4 取締役は、特定目的会社の事業年度の末日において前条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えたと認めるときは、当該事業年度において中間配当を決定してはならない。

5 中間配当は、これを利益の配当とみなして、第三十二条第四項（第二号に係る部分に限る。）（第四十五条第四項において準用する会社法第百五十一条（第八号に係る部分に限る。）及び前条第二項の規定を適用する。）

（利益の配当及び中間配当についての会社法の準用）

第百十六条 会社法第四百五十七条（配当財産の交付の方法等）の規定は、特定目的会社の利

（新優先先出資引受権付特定社債発行事項の公示）

第百十三条の四の二 特定目的会社は、新優先先出資引受権付特定社債（前条第四項の決議があつたものを除く。）を発行するときは、新優先先出資引受権付特定社債の総額、発行価額、新優先先出資の引受権の内容、新優先先出資の引受権を行使することができる期間及び募集の方法を公告し、又は社員に通知しなければならない。

2 第百十三条の二の二第二項の規定は、前項の通知について準用する。

3 特定目的会社は、第一項の公告又は通知の日から二週間を経過した後でなければ、新優先先出資引受権付特定社債の割当てをすることができない。

（新優先先出資引受権付特定社債発行の手続）

第百十三条の四の三 新優先先出資引受権付特定社債については、特定社債申込証の用紙及び特定社債原簿に次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 新優先先出資引受権付特定社債であること
- 二 第五条第一項第二号ニ(2)から(5)までに掲げる事項
- 三 第百十三条の四の七の払込みを取り扱う銀行又は信託会社及びその取扱いの場所

2 新優先先出資引受権付特定社債については、新優先先出資引受権付特定社債券に前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、次条第一項の新優先先出資引受権証券を発行するときは、この限りでない。

（新優先先出資引受権証券の発行と方式）

第百十三条の四の四 資産流動化計画に新優先先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがある場合においては、特定目的会社は、新優先先出資引受権付特定社債券とともに新優先先出資引受権証券を発行しなければならない。

2 新優先先出資引受権証券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、取締役がこれに署名しなければならない。

- 一 新優先先出資引受権証券であることの表示
- 二 特定目的会社の商号
- 三 第五条第一項第二号ニ(2)、(3)及び(5)に掲げる事項
- 四 前条第一項第三号に掲げる事項

（新優先先出資引受権証券の譲渡方法）

第百十三条の四の五 新優先先出資引受権証券が発行された場合においては、新優先先出資の引受権を譲渡するには、新優先先出資引受権証券を交付しなければならない。

2 商法第二百五条第二項及び第二百八十条ノ三十四ノ二並びに小切手法（昭和八年法律第五十七号）第二十一条の規定は、新優先先出資引受権証券について準用する。

益の配当及び中間配当の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「配当財産（第四百五十五条第二項の規定により支払う金銭及び前条の規定により支払う金銭を含む。）」とあるのは「資産流動化法第百十四条第一項の規定により配当する金銭（中間配当の場合にあっては、分配する金銭。）」と、「株主名簿」とあるのは「特定社員名簿又は優先出資社員名簿」と、「株主（登録株式質権者を含む。）」とあるのは「社員（登録特定出資質権者及び登録優先出資質権者を含む。）」と、「株主が」とあるのは「社員が」と、同条第二項及び第三項中「配当財産」とあるのは「金銭」と、「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとする。

（利益の配当等に関する責任）

第百十七条 第百十四条第一項の規定に違反して特定目的会社が同項の規定による利益の配当をした場合又は第百十五条第三項の規定に違反して中間配当をした場合には、当該行為により配当する金銭（以下この款において「配当金」という。）の額（同項の規定に違反して中間配当をした場合にあっては分配する金銭（以下この款において「分配金」という。）の額。以下この条において同じ。）の交付を受けた者並びに当該利益の配当又は中間配当に関する職務を行った取締役（当該取締役の行う利益の配当又は中間配当に職務上関与した者として内閣府令で定めるものを含む。）及び次の各号に掲げる者は、当該特定目的会社に対し、連帯して、当該配当金の額の交付を受けた者が交付を受けた配当金の額に相当する金銭を支払う義務を負う。

一 第百四条第二項の規定による定時社員総会の決議による承認があった場合（当該決議によって定められた配当金の額が当該事業年度の末日における第百十四条第一項（各号を除く。）に規定する額を超える場合に限る。）における当該定時社員総会に係る総会議案提案取締役（当該定時社員総会に議案を提案した取締役として内閣府令で定めるものをいう。））

二 第百十五条第一項の規定による取締役の決定があった場合（当該決定によって定められた分配金の額が同条第三項に規定する額を超える場合に限る。）における当該取締役の決定に係る決定案提案取締役（当該決定に係る案を提案した取締役として内閣府令で定めるものをいう。））

（欠損が生じた場合の責任）

第百十八条 特定目的会社が中間配当をした場合において、当該中間配当をした日の属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る計算書類につき第百四条第二項の承認を受けた時（同条第四項前段に規定する場合にあっては、同項後段の報告をした時）における第百十四条第一項第二号から第四号までに掲げる額の合計額が同項第一号に掲げる額を超えるときは、当該中間配当に関する

（新優先出資引受権付特定社債の登記）

第百十三条の四の六 新優先出資引受権付特定社債の登記については、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 新優先出資引受権付特定社債であること。
 - 二 新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の発行価額の総額
 - 三 各新優先出資引受権付特定社債の金額
 - 四 各新優先出資引受権付特定社債について払い込んだ金額
 - 五 第百十三条第一項第二号二(1)から(3)までに掲げる事項
- 2 第百十三条の二の四第一項、第三項及び第四項の規定は、新優先出資引受権付特定社債の登記について準用する。

（新優先出資の引受権の行使）

第百十三条の四の七 新優先出資の引受権を行使する者は、請求書を特定目的会社に提出し、かつ、新優先出資の発行価額の全額を払い込まなければならない。請求書を提出する場合において、新優先出資引受権証券を発行しているときは、新優先出資引受権証券を添付し、新優先出資引受権証券を発行していないときは、新優先出資引受権付特定社債証券を呈示しなければならない。

2 新優先出資の引受権を行使する者は、前項の請求書に、新優先出資の引受権の行使によって発行される優先出資の発行価額及び住所を記載し、これに署名しなければならない。

3 第百十三条の二の五第三項、第二十九条第五項及び第十八条第五項の規定は第一項の請求書の提出について、第百十三条の二の五第五項の規定は第一項の新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債証券について、それぞれ準用する。この場合において、第百十三条の二の五第三項中「転換を請求する者」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と、第二十九条第五項中「特定社員」とあるのは「新優先出資の引受権を行使する者」と、「第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第一項において準用する商法第百三十九条において準用する同法第百三十二条第二項」と、第十八条第五項中「定款」とあるのは「請求書」と、第百十三条の二の五第五項中「転換特定社債券」とあるのは「新優先出資引受権証券又は新優先出資引受権付特定社債券」と読み替えるものとする。

4 第一項の払込みは、新優先出資引受権付特定社債券又は新優先出資引受権証券に記載した銀行又は信託会社の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

5 商法第百七十八条及び第百八十九条の規定は、前項の払込みを取り扱う銀行又は信託会社について準用する。この場合において、同法第百八十九条第一項中「発起人又ハ取締役」とあるのは「取締役」と、同条第二項中「会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

る職務を行った取締役は、当該特定目的会社に対し、連帯して、その超過額（当該超過額が当該中間配当の分配金の額を超える場合にあっては、当該分配金の額）を支払う義務を負う。ただし、当該取締役がその職務を行うについて注意を怠らなかったことを証明した場合は、この限りでない。

（取締役の責任等についての会社法の準用）

第百十九条 会社法第四百六十二条第二項及び第三項（剰余金の配当等に関する責任）の規定は第百十七条の規定による特定目的会社の取締役の責任について、同法第四百六十三条（株主に対する求償権の制限等）の規定は特定目的会社の社員について、同法第四百六十四条（買取請求に応じて株式を取得した場合の責任）の規定は第百五十三条の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任について、同法第四百六十五条第二項（欠損が生じた場合の責任）の規定は前条の規定による特定目的会社の取締役の責任について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百六十二条第二項及び第三項中「業務執行者」とあるのは「同条に規定する取締役」と、同項中「前条第一項各号に掲げる行為の時ににおける分配可能額」とあるのは「資産流動化法第百十四条第一項又は第百十五条第三項に規定する額」と、同法第四百六十三条第一項中「第四百六十一条第一項各号に掲げる行為」とあるのは「資産流動化法第百十四条の規定による利益の配当又は中間配当」と、「金銭等の帳簿価額の総額」とあるのは「配当金の額又は分配金の額」と、「当該行為がその効力を生じた日における分配可能額」とあるのは「同条第一項又は資産流動化法第百十五条第三項に規定する額」と、「同条第二項中「金銭等の帳簿価額」とあるのは「配当金の額又は分配金の額」と、同法第四百六十四条第一項中「当該支払の日における分配可能額」とあるのは「当該支払が属する事業年度（その事業年度の直前の事業年度が最終事業年度でないときは、その事業年度の直前の事業年度）に係る資産流動化法第百十四条第一項の額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 第百九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、第百十七条の規定による同条に規定する特定目的会社の取締役の責任を追及する訴え並びに前条の規定及び前項において準用する同法第四百六十四条の規定による特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七條第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

のとする。

（優先出資社員となる時期）

第百十三條の四の八 前条第一項の規定により新優先出資の引受権を行使した者は、同項の払込みの時に優先出資社員となる。

（商法等の準用）

第百十三條の五 商法第二百八十条ノ十及び第二百八十条ノ十一（同法第二百六十八条第八項を準用する部分を除く。）（発行の差止め及び不公正な価額で引き受けた者の責任）並びに第七十五条第三項の規定は新優先出資引受権付特定社員について、第百十三條の二の六及び商法第二百二十二條ノ七（転換の登記）の規定は新優先出資引受権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百八十条ノ十中「法令若ハ定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若ハ定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又ハ六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第三項、第四項及び第六項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八条第二項から第四項まで及び第七項、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四款 特定短期社員

（特定短期社員（発行））

第百十三條の六 特定目的会社は、特定短期社員については、次に掲げる場合に限り、これを発行することができる。

一 次に掲げるすべての要件を満たすものである場合

イ その発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること。

ロ 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていること。

ハ 投資者の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件

二 この条の規定により発行した特定短期社員の償還のための資金を調達する場合

（特定社員に係る規定の適用除外等）

第百十三條の七 特定短期社員については、特定社員原簿を作成することを要しない。

2 特定短期社員については、第百八条、第百九条、第百十一条、第百十三条第一項において

(社員等の権利の行使に関する利益の供与)

第二百二十条 特定目的会社は、何人に対しても、社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は特定目的借入れに係る債権者(次項及び第五項において「社員等」という。)の権利の行使に関し、財産上の利益の供与(当該特定目的会社の計算においてするものに限る。以下この条において同じ。)をしてはならない。

2| 特定目的会社が特定の社員等に対して無償で財産上の利益の供与をしたときは、当該特定目的会社は、社員等の権利の行使に関し、財産上の利益の供与をしたものと推定する。特定目的会社が特定の社員等に対して有償で財産上の利益の供与をした場合において、当該特定目的会社の受けた利益が当該財産上の利益に比して著しく少ないときも、同様とする。

3| 特定目的会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与を受けた者は、これを当該特定目的会社に返還しなければならない。この場合において、当該利益の供与を受けた者は、当該特定目的会社に対して当該利益と引換えに給付をしたものがあるときは、その返還を受けることができる。

4| 特定目的会社が第一項の規定に違反して財産上の利益の供与をしたときは、当該利益の供与をするに關与した取締役として内閣府令で定める者は、当該特定目的会社に対して、連帯して、供与した利益の価額に相当する額を支払う義務を負う。ただし、その者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

5| 前項の義務は、すべての社員等の同意がなければ、免除することができない。

6| 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節(第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。)(株式会社における責任追及等の訴え)の規定は、第三項の利益の返還を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月(これを下回る期間を定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き株式を有する株主(第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。)」とあるのは「特定社員又は六箇月(これを下回る期間を定めた場合にあつては、その期間)前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六節 特定社債

第一款 通則

(特定社債を引き受ける者の募集)

第二百一十一条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、取締役の決定(取締役

準用する商法第二百九十八条、第二百九十九条及び第三百九条から第三百四十一条まで、第二百九十三条の二から第二百九十三条の五まで、第二百八条第三項及び第二百八条の八第三項において準用する同法第二百七十六條第三項並びに第二百八条の五の規定は、適用しない。

第七節 定款の変更

(定款変更の方法及び決議方法)

第二百一十四条 定款の変更は、社員総会の決議によらなければならない。

2| 前項の決議は、総特定社員数の過半数であつて総特定社員数の議決権の四分の三以上に当たる多数をもつて行わなければならない。この場合において、議決権を行使することのできない特定社員はこれを総特定社員数の数に、その行使することのできない議決権はこれを議決権の数に、それぞれ算入しない。

第二百一十五条 削除

(特定資本の増加)

第二百一十六条 次に掲げる事項は、定款に別段の定めがないときでも、特定資本の増加に係る社員総会の決議において、定めることができる。

一 現物出資を行う者の氏名又は名称、出資の目的たる財産、その価格及びこれに対して与える特定出資の口数

二 特定資本の増加後に譲り受けることを約した財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称

三 増加する特定資本につき特定出資の引受けをする権利を与えるべき者及びその権利の内容

2| 特定社員は、前項の決議において同項第三号に掲げる事項を定めた場合を除き、増加する特定資本につき、その持分に応じて出資の引受けをする権利を有する。

3| 有限会社法第五十二条(出資引受けの方法)及び第五十二条ノ二(出資引受人の権利)の規定は特定資本の増加の場合における特定出資の引受けについて、同法第五十二条ノ三第一項並びに商法第二百七十三條第二項(第一号及び第二号を除く。)(及び第三項(第二号を除く。))、第二百四十六條第四項並びに第二百八十条ノ八第三項から第五項まで(現物出資の調査)の規定は特定資本の増加の場合の現物出資の調査について、有限会社法第五十三条(資本増加の登記)及び第五十三条ノ二(資本増加の効力発生)の規定は特定資本の増加の登記について、同法第五十四条(社員等の財産価格てん補責任)及び第五十五条(取締役の引受担保責任及び払込担保責任)の規定は特定資本の増加の場合の特定社員及び取締役の責任について、同法第五十五条ノ二の規定はこの項において準用する商法第二百七十三條第二項第三号の証明又は鑑定評価をした者の責任について、有限会社法第五十六条(資本増加無効の

役が数人あるときは、その過半数をもってする決定）により、特定社債を引き受ける者の募集をすることができる。

2) 特定目的会社は、他の特定目的会社と合同して特定社債を発行することができない。

(募集特定社債の申込み)

第二百二十二条 特定目的会社は、前条第一項の募集に応じて募集特定社債（当該募集に応じて当該特定社債の引受けの申込みをした者に対して割り当てる特定社債をいう。以下この節において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 商号及び業務開始届出の年月日（新計画届出を行った場合にあっては、当該新計画届出の年月日）

二 申込みの対象が特定社債である旨

三 募集特定社債に係る特定資産の種類

四 募集特定社債の総額

五 各募集特定社債の金額

六 募集特定社債の利率

七 募集特定社債の償還の方法及び期限

八 利息支払の方法及び期限

九 特定社債を発行するときは、その旨

十 特定社債権者が第二百二十五条において準用する会社法第六百九十八条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨

十一 特定社債管理者が特定社債権者集会の決議によらずに第二百二十七条第四項第二号に掲げる行為をすることができるときは、その旨

十二 募集特定社債の割当てを受ける者を定めるべき期限

十三 前号の期限までに募集特定社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合においてその残額を引き受けることを約した者があるときは、その氏名又は名称

十四 各募集特定社債の払込金額（各募集特定社債と引換えに払い込む金銭の額をいう。以下この節（第三百三十九条第二項及び第三項、第四百四十四条第一項第二号並びに第四百四十五条第一項第一号及び第二項を除く。）において同じ。）若しくはその最低金額又はこれらの算定方法

十五 募集特定社債と引換えにする金銭の払込みの期日

十六 銀行等の払込みの取扱いの場所

十七 資産流動化計画に定められた特定資産を特定するに足りる事項、当該特定資産の上に存在する特定目的会社に対抗することができる権利その他当該特定資産の価格を知るために必要な事項の概要

訴え）の規定は特定資本の増加の無効の訴えについて、同法第十二条（出資の払込み及び給付並びに払込取扱機関の証明）の規定並びに第二十七条第二項及び第六十一条第一項の規定は特定資本の増加の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第五十二条第二項において準用する商法第七十五条第八項において準用する同法第三十三条ノ二第二項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、有限会社法第五十二条ノ二中「社員」とあるのは「特定社員」と、同法第五十二条ノ三第一項中「第四十九条第一号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十六条第一項第一号」と、「出資総口数」とあるのは「特定出資総口数」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、商法第七十三条第二項第三号中「第六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十六条第一項第一号又ハ第二号」と、「同項第五号又ハ第六号」とあるのは「同項第一号又ハ第二号」と、同法第二百八十条ノ八第三項及び第五項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十六条第三項ニ於て準用スル有限会社法第五十二条ノ三第一項」と、有限会社法第五十三条中「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と、同法第五十四条第一項及び第二項中「第四十九条第一号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十六条第一項第一号」と、同法第五項中「第十六条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同法第五十五条第一項中「出資」とあるのは「特定出資」と、同条第二項中「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と、「未済ナル出資」とあるのは「未済ナル特定出資」と、同条第三項中「第十六条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同法第五十五条ノ二第一項において準用する同法第五十四条第一項中「第四十九条第一号又ハ第二号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第十六条第一項第一号又ハ第二号」と、「資本」とあるのは「特定資本」と、同法第五十五条ノ二第二項中「第十六条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第七十三条第三項」と、同法第五十六条第二項中「社員」とあるのは「特定社員若ハ優先出資社員」と、同法第十二条第一項中「社員」とあるのは「特定社員」と、「出資全額」とあるのは「特定出資全額」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(優先出資社員の議決権)

第一百七十七条 第二種特定目的会社の定款の変更が優先出資社員に損害を及ぼすおそれがあるときは、当該定款の変更は、第一百四十四条の規定による決議のほか、当該優先出資社員を構成員とする総会（当該定款の変更が損害を及ぼすおそれのある優先出資社員に係る優先出資の種類が二以上ある場合には、当該二以上の種類別に区分された優先出資に係る優先出資社員を構成員とする各総会）の承認を受けなければならない。

十八 特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものが前号の特定資産の価格につき調査した結果（当該特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに關する所有権以外の権利をいう。）であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

十九 資産流動化計画に他の特定社債の発行についての定めがあるときは、当該他の特定社債の第四号から第八号まで及び第十四号に掲げる事項及びその発行状況

二十 資産流動化計画に特定短期社債の発行についての定めがあるときは、当該特定短期社債の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

二十一 資産流動化計画に特定約束手形の発行についての定めがあるときは、当該特定約束手形の限度額その他の内閣府令で定める事項及びその発行状況

二十二 資産流動化計画に特定目的借入れについての定めがあるときは、その限度額その他の内閣府令で定める事項及びその借入状況

二十三 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前条第一項の募集に依りて募集特定社債の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を特定目的会社に交付しなければならない。

一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二 引き受けようとする募集特定社債の金額及び金額ごとの数

三 特定目的会社が前項第十四号の最低金額を定めたときは、希望する払込金額

3 前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、特定目的会社の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4 第一項の規定は、特定目的会社が同項各号に掲げる事項を記載した証券取引法第二条第十項に規定する目論見書を第一項の申込みをしようとする者に対して交付している場合その他募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合には、適用しない。

5 特定目的会社は、第一項各号に掲げる事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下この節において「申込者」という。）に通知しなければならない。

6 特定目的会社が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を当該特定目的会社に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）にあてて発すれば足りる。

7 前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

8 特定目的会社は、第一項第十三号に規定する者がある場合を除き、同項第十二号の期限までに募集特定社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合には、募集特定社債

2 前項の規定による承認の決議は、同項の定款の変更が損害を及ぼすおそれのある優先出資社員に係る発行済優先出資の総口数（当該決議が二以上の種類別に区分された優先出資に係る優先出資社員を構成員とする各総会において行われる場合には、当該種類別の各総会の構成員たる優先出資社員に係る発行済優先出資の口数）の過半数に当たる優先出資を有する優先出資社員が出席し、かつ、その議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 有議決権事項を会議の目的とする社員総会に關する規定は、第一項の総会について準用する。

4 第一項に規定する定款の変更に關する議案の要領は、前項において準用する第五十三条第一項の規定による招集の通知に記載し、又は記録しなければならない。

（特定資本の減少）
第百十八条 特定資本の減少は、資本の欠損の補てんのためにするものであつて、出資金額の払戻しを伴わない特定出資一口の金額の減少の方法又は特定出資の併合の方法による場合に限り、これを行うことができる。ただし、優先出資を発行する特定目的会社にあつては、特定出資一口の金額の減少は、当該優先出資の消却の後でなければ、これを行うことができない。

2 特定出資の併合により一口に満たない端数が生ずるときは、特定目的会社は、その生じた端数に係る部分につき新たに発行した特定出資を競売し、又は裁判所の許可を得て競売以外の方法により売却し、かつ、その端数に応じてその競売又は売却により得られた代金を当該特定出資に係る併合前の特定社員に交付しなければならない。

3 商法第三百七十六条（第一項ただし書を除く。）（債権者の異議）の規定は特定目的会社の特定資本の減少の場合について、同法第三百八十条（資本減少無効の訴え）の規定は特定資本の減少の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百七十六

六条第一項中「前条第一項ノ決議」とあるのは「特定資本ノ減少ノ決議」と、同項各号二掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「特定資本ノ減少ノ方法」と、同条

第三項中「社債権者」及び「社債権者集会」とあるのはそれぞれ「特定社債権者」及び「特定社債権者集会」と、同法第三百八十条第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項中「株式」とあるのは「社員」と読み替へるものとする。

第八節 資産流動化計画の変更

（資産流動化計画の変更）
第百十八条の二 特定目的会社は、社員総会の決議によらなければ資産流動化計画を変更することができない。

の全部を発行してはならない。

9| 取締役は、申込者から資産流動化計画の閲覧又は当該資産流動化計画の謄本若しくは抄本の交付の求めがあったときは、これに応じなければならない。

10| 第四十条第九項の規定は申込者から資産流動化計画の謄本又は抄本の交付の求めがあった場合について、会社法第六十四条（払込金の保管証明）の規定は第一項第十六号の払込みの取扱いをした銀行等について、それぞれ準用する。この場合において、第四十条第九項中「前項」とあるのは「第二百二十二条第九項」と、同法第六十四条第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百一十一条第一項」と、「発起人」とあるのは「取締役」と、「これらの規定により」とあるのは「当該募集特定社債と引換えに」と、同条第二項中「第三十四条第一項若しくは前条第一項の規定により」とあるのは「募集特定社債と引換えに」と、「成立後の株式会社」とあるのは「特定目的会社」と読み替えるものとする。

（募集特定社債の割当て）

第二百二十三条 特定目的会社は、申込者の中から募集特定社債の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集特定社債の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、特定目的会社は、当該申込者に割り当てる募集特定社債の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2| 特定目的会社は、前条第一項第十五号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集特定社債の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集特定社債の申込み及び割当てに関する特則）

第二百二十四条 前二条の規定は、募集特定社債を引き受けようとする者がその総額の引受けを行う契約を締結する場合には、適用しない。

（会社法の準用）

第二百二十五条 会社法第六百八十条から第七百一条まで（第六百八十四条第四項及び第五項を除く。）（募集社債の社債権者、社債原簿、社債原簿記載事項を記載した書面の交付等、社債原簿管理人、社債原簿の備置き及び閲覧等、社債権者に対する通知等、共有者による権利の行使、社債券を発行する場合の社債の譲渡、社債の譲渡の對抗要件、権利の推定等、社債権者の請求によらない社債原簿記載事項の記載又は記録、社債権者の請求による社債原簿記載事項の記載又は記録、社債券を発行する場合の社債の質入れ、社債の質入れの對抗要件、質権に関する社債原簿の記載等、質権に関する社債原簿の記載事項を記載した書面の交付等、社債券の発行、社債券の記載事項、記名式と無記名式との間の転換、社債券の喪失、利札が欠けている場合における社債の償還、社債の償還請求権等の消滅時効）の規定は、特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券又は特定社

2| 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については資産流動化計画を変更することができる。

一 第五条第一項第三号に掲げる事項のうち内閣府令で定めるもの

二 第五条第一項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項のうち内閣府令で定めるもの（あらかじめその変更を行う場合の条件が資産流動化計画に定められている場合を除く。）

三 資産流動化計画にその変更ができない旨の定めがあるもの

3| 前二項の規定にかかわらず、特定目的会社は、次に掲げる場合には、資産流動化計画を変更することができる。

一 その変更の内容が内閣府令で定める軽微な内容である場合

二 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者（次項において「利害関係人」という。）の全員の当該変更に係る事前の承諾がある場合

三 その他投資者の保護に反しないことが明らかな場合として内閣府令で定める場合

4| 特定目的会社は、資産流動化計画の変更を行ったとき（前項の規定による場合に限る。）は、遅滞なく、その旨を各利害関係人に通知し、又は公告しなければならない。

5| 第二百十三条の二の第二項の規定は、前項の通知について準用する。この場合において、同条第二項中「社員」とあるのは、「社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」と読み替えるものとする。

（計画変更決議）

第二百十八条の三 次の各号に掲げる特定目的会社は、資産流動化計画の変更の決議（以下この節において「計画変更決議」という。）を行う社員総会に係る第五十三条第一項の規定による召集の通知を行うときは、当該各号に定める事項を記載した書類を交付しなければならない。

一 特定社債を発行している特定目的会社 第二百十八条の五第五項の規定により資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知した特定社債権者が有する特定社債の額の合計額

二 特定短期社債を発行している特定目的会社 第二百十八条の五の二第四項の規定により資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知した特定短期社債権者が有する特定短期社債の額の合計額

三 特定約束手形を発行している特定目的会社 第二百十八条の六第三項において準用する第二百十八条の五の二第四項の規定により資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知した特定約束手形の所持人に係る特定約束手形に係る債務の額の合計額

四 特定目的借入れを行っている特定目的会社 第二百十八条の七第二項において準用する第二百十八条の五の二第四項の規定により資産流動化計画の変更に係る異議を特定目的会社に対し述べた特定目的借入れに係る債権者に係る特定目的借入れの額の合計額

債原簿について準用する。この場合において、これらの規定中「社債原簿記載事項」、「社債発行会社」及び「無記名社債」とあるのは、それぞれ「特定社債原簿記載事項」、「特定社債発行会社」及び「無記名特定社債」と、同法第六百八十条中「募集社債」とあるのは「募集特定社債」と、同条第二号中「前条」とあるのは「資産流動化法第二百二十四条」と、同法第六百八十一条第一号中「第六百七十六条第三号から第八号まで」とあるのは「資産流動化法第二百二十二条第一項第六号から第十一号まで」と、同法第六百八十三条及び第六百八十四条第一項中「社債原簿管理人」とあるのは「特定社債原簿管理人」と、同法第六百八十五条第五項中「第七百二十条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十九条第二項において準用する第七百二十条第一項」と、同法第六百九十八条中「第六百七十六条第七号」とあるのは「資産流動化法第二百二十二条第一項第十号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（特定社債管理者の設置）

第二百二十六条 特定目的会社は、特定社債を発行する場合には、特定社債管理者を定め、特定社債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の特定社債の管理を行うことを委託しなければならない。ただし、その募集に係る各募集特定社債の金額が一億円以上である場合その他特定社債権者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（特定社債管理者の権限等）

第二百二十七条 特定社債管理者は、特定社債権者のために特定社債に係る債権の弁済を受け、又は特定社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2| 特定社債管理者が前項の弁済を受けた場合には、特定社債権者は、その特定社債管理者に対し、特定社債の償還額及び利息の支払を請求することができる。この場合において、特定社債券を発行する旨の定めがあるときは、特定社債権者は、特定社債券と引換えに当該償還額の支払を、利札と引換えに当該利息の支払を請求しなければならない。

3| 前項前段の規定による請求権は、十年間行使しないときは、時効によって消滅する。

4| 特定社債管理者は、特定社債権者集会の決議によらなければ、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第二号に掲げる行為については、第二百二十二条第一項の規定により同項第十一号に掲げる事項を通知した場合は、この限りでない。

一 当該特定社債の全部についてその支払の猶予、その債務の不履行によって生じた責任の免除又は和解（次号に掲げる行為を除く。）

二 当該特定社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続若しくは特別清算に關する手続に属する行為（第一項の行為を除く。）

2| 前項の特定目的会社にあつては、第五十三条第四項において準用する第五十二条第二項の承諾をした社員に対し電磁的方法により前項の招集の通知をするときは、同項の書類に記載すべき事項を当該通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があつたときは、同項の書類を当該社員に交付しなければならない。

3| 第三十八条の二第三項及び第四項の規定は、計画変更決議について準用する。

（反対優先出資社員の優先出資買取請求権）

第二百十八条の四 計画変更決議を行う社員総会に先立ってその変更に対する旨を特定目的会社に対し書面をもって通知し、かつ、当該社員総会において反対した優先出資社員は、当該特定目的会社に対し、自己の有する優先出資を当該計画変更決議がなければ当該優先出資が有すべき公正な価格をもって買い取るべき旨を請求することができる。

2| 前項の請求は、計画変更決議の日（特定社債を発行する特定目的会社にあつては、次条第一項に規定する特定社債権者集会の承認の決議の日。次項において同じ。）から二十日以内に優先出資の種類及び口数を記載した書面を提出して行わなければならない。

3| 優先出資の価格の決定につき、優先出資社員と特定目的会社との間に協議が調ったときは、特定目的会社は、計画変更決議の日から九十日以内にその支払を行わなければならない。ただし、次条第五項、第二百十八条の五の二第四項又は第二百十八条の六第三項若しくは第二百十八条の七第二項において準用する第二百十八条の五の二第四項の規定による特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務について弁済又は相当の財産の信託を完了した後でなければその支払を行うことができない。

4| 第二十九条第四項及び第五項の規定は第一項の通知又は第二項の書面による請求について、商法第二百四十五条ノ三第四項から第六項まで（買取請求の手続）及び第二百四十五条ノ四（買取請求の失効）の規定は、前項の場合について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「優先出資社員」と、同条第五項中「第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十三条第四項において準用する第五十二条第二項」と、同法第二百四十五条ノ三第四項中「決議の日」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十八条の三第一項ノ計画変更決議の日（特定社債（特定短期社債ヲ除ク）ヲ発行スル特定目的会社ニ於テハ同法第百十八条の五第一項ニ規定スル特定社債権者集会ノ承認ノ決議ノ日）」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第六項中「株式」とあるのは「優先出資」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百四十五条ノ四中「第二百四十五条ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十八条の四第一項」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、「第二百四十五条第一項ニ掲グル行為」とあるのは「資産流動化計画ノ変更」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

5| 特定社債管理者は、前項ただし書の規定により特定社債権者集会の決議によらずに同項第二号に掲げる行為をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、知れている特定社債権者には、各別にこれを通知しなければならない。

6| 前項の規定による公告は、特定社債を発行した特定目的会社（以下この節において「特定社債発行会社」という。）における公告の方法によりしなければならない。ただし、その方法が電子公告（第百九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。）であるときは、その公告は、官報に掲載する方法でなければならない。

7| 特定社債管理者は、その管理の委託を受けた特定社債につき第一項の行為又は第四項各号に掲げる行為をするために必要があるときは、特定社債発行会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

8| 会社法第七百三条（社債管理者の資格）、第七百四条（社債管理者の義務）、第七百七条から第七百十四条まで（特別代理人の選任、社債管理者等の行為の方式、二以上の社債管理者がある場合の特則、社債管理者の責任、社債管理者が辞任した場合の責任、社債管理者の解任、社債管理者の事務の承継）、第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）（第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、特定社債管理者について準用する。この場合において、これらの規定中「社債」、「社債権者」、「社債発行会社」及び「社債権者集会」とあるのは、それぞれ「特定社債」、「特定社債権者」、「特定社債発行会社」及び「特定社債権者集会」と、同法第七百九条第二項中「第七百五条第一項」とあるのは「資産流動化法第百二十七条第一項」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「資産流動化法」と、同法第七百一十一条第二項中「第七百二条」とあるのは「資産流動化法第百二十六条」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（一般担保）

第百二十八条 特定目的会社の特定社債権者は、当該特定目的会社の財産について他の債権者に先立って自己の特定社債に係る債権の弁済を受ける権利を有する。ただし、資産流動化計画をもって別段の定めをすることを妨げない。

2| 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（特定社債権者集会）

第百二十九条 特定社債権者は、特定社債の種類（第百二十五条において準用する会社法第六百八十一条第一号に規定する種類をいう。）ごとに特定社債権者集会を組織する。

（特定社債権者集会の承認）

第百十八条の五 特定社債を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議のほか特定社債権者集会の承認を受けなければならない。

2| 前項の規定により特定目的会社が特定社債権者集会を招集するときは、第百十三条第一項において準用する商法第三百三十九条第一項において準用する同法第二百三十二条第一項本文の規定にかかわらず、計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、各特定社債権者に対して書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

3| 特定目的会社は、第一項の規定による特定社債権者集会を招集するときは、二週間以上の期間を定め、かつ、各特定社債権者に対しその変更に対抗するときは当該期間内にその旨を書面又は電磁的方法をもって通知すべきことを求めなければならない。この場合において、特定目的会社は、当該期間を前項の招集の通知に記載し、又は記録しなければならない。

4| 第一項の規定による特定社債権者集会を招集する特定目的会社が無記名式の特定社債券を発行しているときは、第百十三条第一項において準用する商法第二百二十条第二項の規定にかかわらず、計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、特定社債権者集会を招集する旨及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。この場合においては、前項の規定により定められた期間を併せて公告しなければならない。

5| 第三項の場合において、特定社債権者が同項の規定により定められた期間内に資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し書面をもって通知し、かつ、特定社債権者集会において反対したときは、特定目的会社は、当該特定社債権者が有する特定社債について弁済をし、又は弁済を行わせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

6| 第六十条の規定は、第一項の規定による特定社債権者集会の承認の決議について準用する。この場合において、同条第二項中「第五十三条第一項」とあるのは「第百十八条の五第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定短期社債権者の反対）

第百十八条の五の二 特定短期社債を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更に対抗するときは当該期間内にその旨を書面をもって通知すべきことを公告しなければならない。

2| 特定短期社債権者は、当該特定短期社債権者が有する特定社債券（特定短期社債に係るものに限る。）の供託その他の内閣府令で定める措置をとらなければ、前項の反対をすることができない。

3| 特定短期社債権者が第一項の規定により定められた期間内に反対の旨を書面をもって通知

2| 会社法第四編第三章（第七百十五条を除く。）（社債権者集会）、第七編第二章第七節（

社債発行会社の弁済等の取消しの訴え）、第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第十号から第十二号までに係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条（原裁判の執行停止）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、特定目的会社が特定社債を発行する場合における特定社債、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債原簿又は特定社債権者集会について準用する。この場合において、これらの規定中「社債発行会社」とあるのは「特定社債発行会社」と、「無記名社債」とあるのは「無記名特定社債」と、「代表社債権者」とあるのは「代表特定社債権者」と、同法第七百六条中「この法律」とあるのは「資産流動化法又は資産流動化計画」と、同法第七百二十条第五項中「電子公告」とあるのは「電子公告（資産流動化法第九十四条第一項第三号に規定する電子公告をいう。）」と、同法第七百二十一条中「社債権者集会参考書類」とあるのは「特定社債権者集会参考書類」と、同法第七百二十四条第二項第一号中「第七百六条第一項各号」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項各号」と、同項第二号中「第七百六条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第四項」と、同法第七百二十九条第一項中「第七百七条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第八項において準用する第七百七条」と、同法第七百三十三条第一号中「第六百七十六条」とあるのは「資産流動化法第二百二十二条第一項」と、同法第七百三十七條第二項中「第七百五十五条第一項から第三項まで、第七百八条及び第七百九条」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項から第三項まで並びに同条第八項において準用する第七百八条及び第七百九条」と、同法第七百四十条第一項中「第四百四十九条」とあるのは「資産流動化法第一百一十一条」と、同条第二項中「第七百二条」とあるのは「資産流動化法第二百二十六条」と、同法第七百四十一条第三項中「第七百五十五条第一項（第七百三十七条第二項）」とあるのは「資産流動化法第二百二十七条第一項（資産流動化法第二百二十九条第二項において準用する第七百三十七条第二項）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（担保付社債信託法等の適用関係）
第二百三十条 特定社債は、担保付社債信託法、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、社債とみなす。
2| 前項の規定により社債とみなされる特定社債については、担保付社債信託法第四条各号に掲げるもののほか、次に掲げるものを物上担保の目的とすることができる。
一 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四号）第十四条第一項の規定により質権の設定が登記される債権

しなかったときは、資産流動化計画の変更を承認したものとみなす。

4| 特定短期社債権者が反対の旨を書面をもって通知したときは、特定目的会社は、当該特定短期社債権者に係る特定短期社債に係る債務について、資産流動化計画の変更を行った後遅滞なく弁済を行わせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

5| 第二十九条第四項及び第五項の規定は、第一項の通知について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「特定短期社債権者」と、同項中「第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第一百八条の二第五項において準用する第一百八条の二の二第二項」と、「社員総会」とあるのは「第一項の社員総会」と読み替えるものとする。

（特定約束手形の所持人の反対）

第一百八条の六 特定約束手形を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更に対する反対するときは当該期間内にその旨を書面をもって通知すべきことを公告しなければならない。

2| 特定約束手形の所持人は、当該特定約束手形を供託しなければならない前項の反対をすることができない。

3| 第二十九条第四項及び第五項の規定は第一項の通知について、前条第三項及び第四項の規定は特定約束手形の所持人について、それぞれ準用する。この場合において、第二十九条第四項及び第五項中「特定社員」とあるのは「特定約束手形の所持人」と、同項中「第五十二条第二項（第五十三条第四項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第一百八条の二第五項において準用する第一百八条の二の二第二項」と、「社員総会」とあるのは「第一項の社員総会」と、前条第三項中「第一項」とあるのは、「第一百八条の六第一項」と読み替えるものとする。

（特定目的借入れに係る債権者の異議）

第一百八条の七 特定目的借入れを行っている特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更を行うときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、特定目的借入れに係る各債権者に対しその変更に関する異議があるときは当該期間内にこれを述べるべき旨を催告しなければならない。

2| 第一百八条の二の二第二項の規定は前項の催告について、第一百八条の五の二第三項及び第四項の規定は特定目的借入れに係る債権者について、それぞれ準用する。この場合において、第一百八条の二の二第二項中「社員」とあるのは「特定目的借入れに係る債権者」と、第一百八条の五の二第三項中「第一項」とあるのは「第一百八条の七第一項」と読み替える

二 その譲渡により担保の目的となる動産又は債権であつて、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律第三条第一項又は第四条第一項の規定により当該譲渡が登記されるもの

第二款 転換特定社債

(転換特定社債の発行)

第百三十一条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、転換特定社債を発行することができる。

2 第二種特定目的会社が優先出資社員以外の者に対して特に有利な転換の条件を付した転換特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる転換特定社債の総額、払込金額、転換の条件、転換によつて発行すべき優先出資の内容及び転換を請求することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。この場合においては、取締役は、当該社員総会において、優先出資社員以外の者に対して特に有利な払込金額をもつて転換特定社債を発行することを必要とする理由を説明しなければならない。

3 前項の決議は、当該決議後最初に発行する転換特定社債であつて、当該決議の日から六箇月以内に発行すべきものについてのみ効力を有する。

4 第三十九条第三項の規定は、第二項の決議について準用する。

(転換特定社債発行事項の公示)

第百三十二条 特定目的会社は、転換特定社債（前条第二項の決議があつたものを除く。）を発行する場合には、転換特定社債の総額、払込金額、転換の条件、転換によつて発行すべき優先出資の内容、転換を請求することができる期間及び募集の方法を公告し、又は社員に通知しなければならない。

2 特定目的会社は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により前項の通知をする場合には、政令で定めるところにより、社員の承諾を得て、内閣府令で定める方法により、当該通知をしなければならない。

3 特定目的会社は、第一項の規定による公告又は通知の日から二週間を経過した後でなければ、転換特定社債の割当てをすることができない。

(転換特定社債発行の手続)

第百三十三条 転換特定社債については、第百二十一条第一項の募集に応じて募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、第百二十二条第一項の規定により通知すべき事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

ものとする。

第九節 優先資本の減少

(優先資本の減少)

第百十八条の八 優先資本の減少は、次条の規定により行う場合及び第百十九条の規定による手続を経て行う場合のほか、社員総会の決議をもつて行わなければならない。

2 前項の決議においては、減少すべき優先資本の額及び次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を定めなければならない。この場合においては、第一号及び第二号に定める金額の合計額は、減少すべき優先資本の額を超えてはならない。

一 優先出資の消却を行う場合 消却すべき優先出資の種類及び数、消却の方法並びに消却に要する金額

二 資本の欠損の補てんに充てる場合 補てんに充てるべき金額

三 優先出資の併合を行う場合 併合すべき優先出資の種類及び併合の方法

3 第三十八条の二第三項及び第四項並びに商法第三百七十五条第三項（資本減少の決議）及び第三百七十六条（第一項ただし書を除く。）（債権者の異議）の規定は、第一項の規定による優先資本の減少について準用する。この場合において、同法第三百七十五条第三項中「第二百三十二条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第五十三条第一項」と、同法第三百七十六条第一項中「前条第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十八条の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「同項第一号及第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替へは、政令で定める。

4 第一項の規定は、資産流動化計画において優先資本の減少を行うことができない旨を定めることを妨げない。

第百十八条の九 特定目的会社は、次に掲げる事項について資産流動化計画に定めがある場合に限り、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもつてする決定）をもつて優先資本の減少を行うことができる。この場合においては、優先出資の消却に要する金額は、当該優先資本の減少の額を超えてはならない。

一 各優先資本の減少を行う目的、要件及び時期

二 各優先資本の減少の額又はその計算方法

三 各優先資本の減少において優先出資の消却を行うときは、消却すべき優先出資の種類及び数又はその計算方法、消却の方法並びに消却に要する金額又はその計算方法

四 各優先出資の減少において優先出資の併合を行うときは、併合すべき優先出資の種類及び併合の方法

五 その他内閣府令で定める事項

一 転換特定社債を優先出資に転換することができること。

二 転換の条件

三 転換によって発行すべき優先出資の内容

四 転換を請求することができる期間

2 転換特定社債については、前項各号に掲げる事項を、特定社債原簿に記載し、又は記録し、かつ、転換特定社債券を発行したときは、当該転換特定社債券に記載しなければならない。

(転換特定社債の登記)

第百三十四条 転換特定社債を発行する場合には、第百二十二条第一項第十五号に規定する期日から二週間以内に、本店の所在地において、転換特定社債の登記をしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 転換特定社債の総額
- 二 各転換特定社債の金額
- 三 各転換特定社債について払い込んだ金額
- 四 前条第一項各号に掲げる事項

3 会社法第九百十五条第一項（変更の登記）の規定は、前項各号に掲げる事項に変更が生じた場合について準用する。

4 外国において転換特定社債を引き受ける者の募集をした場合において、登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間については、その通知が到達した時から起算する。

(転換の請求)

第百三十五条 転換の請求は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 転換をする特定社債
- 二 請求の日

2 転換を請求する者は、転換特定社債券を特定目的会社に提出しなければならない。ただし、当該転換特定社債券が発行されていないときは、この限りでない。

(基準日後に転換により発行された優先出資の議決権)

第百三十六条 特定目的会社が、社員総会において議決権を行使することのできる優先出資社員を定めるため第四十三条第二項の規定により一定の日を定めているときは、その日以後の転換の請求によって発行された優先出資については、優先出資社員は、当該優先出資については、議決権を有しない。

2 前項の場合において、特定目的会社は、取締役の決定の二週間前に、当該優先資本の減少に係る同項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

3 第六十一条の二並びに商法第三百七十六条第一項本文及び第二項（債権者の異議）の規定は、第一項の規定による優先資本の減少を行う場合について準用する。この場合において、第六十一条の二第一項中「社員総会の決議」とあるのは「取締役の決定」と、同法第三百七十六条第一項中「前条第一項ノ決議」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十八条の九第一項ノ決定」と、「債権者」とあるのは「債権者（特定社債権者、特定約束手形ノ所持人及特定目的借入ニ係ル債権者ヲ除ク）」と、「同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル」とあるのは「優先出資ノ消却ニ要スル」と、同条第二項において準用する同法第百条第二項及び第三項中「債権者」とあるのは「債権者（特定社債権者、特定約束手形ノ所持人及特定目的借入ニ係ル債権者ヲ除ク）」と読み替えるものとする。

(商法等の準用等)

第百十八条の十 第四十九条第二項及び第三項、商法第二百四十四条第三項（株券提出の省略）

第二百十五条から第二百十六条まで（株式併合の手続及び新株券の交付）並びに第二百二十条第一項、第二項前段及び第四項（一株に満たない端数に関する処理）の規定は前二条の規定による優先資本の減少を行う場合の優先出資の併合について、同法第三百八十条（資本減少無効の訴え）の規定は前二条の規定による優先資本の減少の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百四十四条第三項中「第一項ノ決議」とあるのは「優先出資併合ノ決議又ハ決定」と株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル場合又ハ発行済株式」とあるのは「発行済優先出資」と、「第二百二十六条第一項但書若ハ第二百二十六条ノ二第三項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十九条第一項ニ於テ準用スル第二百二十六条ノ二第三項」と、「株券ガ」とあるのは「優先出資証券ガ」と、「場合ニ」とあるのは「場合ニシテ且単位未満優先出資ノ全部ニ付同法第四十八条の四の二第一項本文ノ規定ニ依ル単位未満優先出資証券ノ発行ノ請求ナキトキ又ハ同項但書ノ規定ニ依リ単位未満優先出資証券ガ発行セラレザルトキニ」と、同法第二百二十条第一項中「端株原簿」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三ノ規定ニ依リ単位未満優先出資原簿」と、同法第三百八十条第二項及び同条第三項において準用する同法第二百四十九条第一項中「株主」とあるのは「社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する商法第二百十五条第一項の期間満了の時又は前項において準用する同法第二百十五条ノ二の一定の日に第百十八条の八第三項又は前条第三項において準用する同法第三百七十六条第一項及び第二項の手続が未だ終了していないときは、その終了の時に於いて優先出資の併合の効力を生じる。

第十節 資産流動化計画に基づく業務の終了に伴う仮清算

（優先出資社員となる時期）

第三百三十七条 第三百三十五条第一項の規定により転換の請求をした者は、同項第二号の日に優先出資社員となる。

（会社法等の準用）

第三百三十八条 会社法第五十一条（各号を除く。）（株式の質入れの効果）、第二百十条（募集株式の発行等をやめることの請求）、第二百十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）（不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）及び第九百十五条第三項（第一号に係る部分に限る。）（変更の登記）の規定は、特定目的会社の転換特定社債について準用する。この場合において、同法第五十一条中「株式会社が次に掲げる行為をした場合」とあるのは「転換特定社債の転換がされた場合」と、当該行為」とあるのは「当該転換」と、「株主」とあるのは「転換特定社債権者」と、同法第二百十条中「株主」とあるのは「社員」と、「第九百九十九条第一項」とあるのは「資産流動化法第二百一条第一項」と、同条第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2| 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、前項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第三款 新優先出資引受権付特定社債

（新優先出資引受権付特定社債の発行）

第三百三十九条 特定目的会社は、資産流動化計画の定めるところに従い、新優先出資引受権付特定社債を発行することができる。

2| 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権の行使に際して出資される金銭の額（次項、第四百四十四条第一項第二号並びに第四百四十五条第一項第一号及び第二項において「払込金額」という。）の合計額は、各新優先出資引受権付特定社債の金額を超えることができない。

（貸借対照表の作成等）

第三百三十九条 資産流動化計画の定めによる特定資産の管理及び処分を終了し、かつ、特定社債若しくは特定約束手形を発行している場合又は特定目的借入れを行っている場合においてその償還及び支払並びに弁済を完了した特定目的会社が新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化に係る業務を行うときは、当該特定目的会社の取締役は、第一種特定目的会社にあつては遅滞なく、第二種特定目的会社にあつては資産流動化計画の定めにより優先出資を消却する前に、当該特定目的会社の貸借対照表を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

2| 第八十五条から第九十四条まで、第九十五条第一項、第二項、第五項及び第七項並びに第九十六条から第九十九条までの規定（貸借対照表に係る部分に限る。）は、前項の貸借対照表について準用する。

3| 第一項の規定により貸借対照表を作成した第二種特定目的会社の当該貸借対照表上の純資産の額が、同項の資産流動化計画の定めるところに従った優先出資の消却を行うために必要となる金額に満たない場合には、優先出資社員は、当該貸借対照表の承認について、議決権を有する。

4| 前項の場合において、同項の貸借対照表について承認の決議があつたときは、解散の決議があつたものとみなす。

第二百二十条 削除

第十一節 解散

（解散の原因）

第二百二十一条 特定目的会社は、次に掲げる事由によつて、解散する。

- 一 定款で定めた存立の時期の満了又は定款で定めた解散の事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 解散を命じる裁判
- 四 内閣総理大臣の発する解散命令
- 五 社員総会の決議
- 六 資産流動化計画に記載し、又は記録する特定資産の譲受け、資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行の不能
- 七 その他政令で定める事由の発生

（解散の決議）

3| 新優先出資の引受権のみを譲渡することができる新優先出資引受権付特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、新優先出資引受権付特定社債の総額、新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の払込金額の総額及び新優先出資の引受権を行使することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。ただし、新優先出資引受権付特定社債であって行使されていない新優先出資の引受権に係る優先出資の払込金額の総額が現に存する新優先出資引受権付特定社債の総額を超えない場合に限り償還及び消却をするものを発行するときは、この限りでない。

4| 第二種特定目的会社が、優先出資社員以外の者に対して特に有利な内容の新優先出資の引受権を付した新優先出資引受権付特定社債を発行する場合には、資産流動化計画にこれに関する定めがあるときにおいても、その者に対して発行することができる新優先出資引受権付特定社債の額、払込金額、新優先出資の引受権の内容及び新優先出資の引受権を行使することができる期間について、社員総会の決議によらなければならない。この場合においては、取締役は、当該社員総会において、優先出資社員以外の者に対して特に有利な払込金額をもつて新優先出資引受権付特定社債を発行することを必要とする理由を説明しなければならない。

5| 第三十一条第三項及び第四項の規定は、前二項の社員総会の決議について準用する。この場合において、同条第三項中「転換特定社債」とあるのは、「新優先出資引受権付特定社債」と読み替えるものとする。

(新優先出資引受権付特定社債発行事項の公示)

第四百四十条 特定目的会社は、新優先出資引受権付特定社債（前条第四項の決議があったものを除く。）を発行するときは、新優先出資引受権付特定社債の総額、払込金額、新優先出資の引受権の内容、新優先出資の引受権を行使することができる期間及び募集の方法を公告し、又は社員に通知しなければならない。

2| 第三十二条第二項の規定は、前項の通知について準用する。

3| 特定目的会社は、第一項の規定による公告又は通知の日から二週間を経過した後でなければ、新優先出資引受権付特定社債の割当てをすることができない。

(新優先出資引受権付特定社債発行の手續)

第四百四十一条 新優先出資引受権付特定社債については、第二百一十一条第一項の募集に応じて募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、第二百二十二条第一項の規定により通知すべき事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一| 新優先出資引受権付特定社債であること。

二| 第五条第一項第二号ニ(2)から(5)までに掲げる事項

三| 第四百四十五条第二項に規定する払込みを取り扱う銀行等及びその取扱いの場所

第二百二十二条 優先出資社員は、前条第五号に掲げる解散の決議について、議決権を有する。

2| 前条第五号の決議は、第一種特定目的会社にあつては第四百四十四条第二項の規定、第二種特定目的会社にあつては第三十八条の二第四項の規定に定めるところにより行わなければならない。

3| 前項の決議は、特定目的会社の資産流動化計画の定めによる特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済が完了した後でなければ、行うことができない。

(解散判決)

第二百二十三条 次に掲げる場合においてやむを得ない事由があるときは、特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は発行済優先出資の総口数の十分の一以上に当たる優先出資を有する優先出資社員は、特定目的会社の解散を裁判所に請求することができる。

一| 特定目的会社がその業務の遂行上著しく困難な状況に至り、当該特定目的会社に回復することのできない損害を生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二| 特定目的会社の財産の管理又は処分が著しく不適当で、当該特定目的会社の存立を危うくするとき。

2| 商法第八十八条（管轄裁判所）及び第九十九条第二項（敗訴原告の賠償責任）の規定は、前項の規定による訴えについて準用する。

(商法の準用)

第二百二十四条 商法第九十六条（解散の登記）及び第四百七条（解散の公示）の規定は、特定目的会社の解散について準用する。この場合において、同条中「株主」とあるのは「社員」と、「発スル」とあるのは「発シ且単位未満優先出資証券ヲ発行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スル」と読み替えるものとする。

第十二節 清算

第一款 通則

(清算人の決定)

第二百二十五条 特定目的会社が解散したときは、第二百一十一条第二号から第四号までに掲げる事由による場合を除き、取締役が当該特定目的会社の清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において他の者を清算人に選任したときは、この限りでない。

2| 優先出資社員は、前項ただし書の清算人の選任について、議決権を有する。

3| 第一項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の請求により

2| 新優先出資引受権付特定社債については、新優先出資引受権付特定社債券を発行したときは、当該新優先出資引受権付特定社債券に前項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

ただし、次条第一項の新優先出資引受権証券を発行するときは、この限りでない。

3| 新優先出資引受権付特定社債については、第一項各号に掲げる事項を特定社債原簿に記載し、又は記録しなければならない。

(新優先出資引受権証券の発行と方式)

第四百二十二条 資産流動化計画に新優先出資の引受権のみを譲渡することができる旨の定めがある場合においては、特定目的会社は、新優先出資引受権証券を発行しなければならない。

2| 新優先出資引受権証券には、次に掲げる事項及び番号を記載し、代表取締役がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 新優先出資引受権証券であることの表示

二 商号

三 第五条第一項第二号二(2)、(3)及び(5)に掲げる事項

四 前条第一項第三号に掲げる事項

(新優先出資引受権証券の譲渡方法)

第四百二十三条 新優先出資引受権証券が発行された場合には、新優先出資の引受権を譲渡するには、新優先出資引受権証券を交付しなければならない。

2| 会社法第二百五十八条第一項及び第二項(権利の推定等)並びに第二百九十一条(新株予約権証券の喪失)の規定は、新優先出資引受権証券について準用する。この場合において、同法第二百五十八条中「証券発行新株予約権」とあるのは、「新優先出資引受権」と読み替えるものとする。

(新優先出資引受権付特定社債の登記)

第四百四十四条 新優先出資引受権付特定社債の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 新優先出資引受権付特定社債であること。

二 新優先出資の引受権の行使によって発行する優先出資の払込金額の総額

三 各新優先出資引受権付特定社債の金額

四 各新優先出資引受権付特定社債について払い込んだ金額

五 第五条第一項第二号二(1)から(3)までに掲げる事項

2| 第四百三十四条第二項、第三項及び第四項の規定は、新優先出資引受権付特定社債の登記について準用する。

清算人を選任する。

4| 特定目的会社が第二百一十一条第三号に掲げる事由により解散したときは、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の請求により、又は職権をもって清算人を選任する。

5| 特定目的会社が第二百一十一条第四号に掲げる事由により解散したときは、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により、又は職権をもって清算人を選任する。

(財産調査報告義務)

第二百二十六条 清算人は、就職の後遅滞なく、特定目的会社の財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、これらを社員総会に提出して、その承認を求めなければならない。

2| 優先出資社員は、前項の財産目録及び貸借対照表の承認について、議決権を有する。

3| 第五条第三項の規定は、第一項の財産目録又は貸借対照表について準用する。

4| 清算人は、第一項の承認を得た後遅滞なく、同項の財産目録及び貸借対照表を裁判所に提出しなければならない。ただし、前項の場合においては、同項において準用する第五条第三項の電磁的記録に記録された事項を記載した書面を裁判所に提出しなければならない。

(計算書類の作成と監査)

第二百二十七条 清算人は、定時社員総会の会日から五週間前に貸借対照表及び事務報告書を、当該会日の三週間前にこれらの附属明細書を、監査役に提出しなければならない。

2| 第八十五条第三項の規定は前項の事務報告書又は附属明細書の作成について、第九十三条第三項及び第四項の規定は前項の貸借対照表若しくは事務報告書又は附属明細書の提出について、商法第四百二十条第三項から第七項まで(計算書類の監査)の規定は、前項の書類の提出があったときにおける監査役及び清算人について準用する。この場合において、第九十三条第三項及び第四項中「取締役」とあるのは「清算人」と、同項中「監査役又は会計監査人」とあるのは「監査役」と、同法第四百二十条第三項及び第五項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第六項において準用する同法第二百八十二条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同項第三号及び第四号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第四百二十条第六項中「前項二掲グルモノ」、同条第三項ノ規定ハ子会社ノ前項二掲グルモノ(子会社ガ有限会社ナルトキハ有限会社法第七十五条第一項ニ於テ準用スル前項二掲グルモノ)とあるのは「前項二掲グル資料」と、商法第四百二十条第七項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と読み替えるものとする。

3| 優先出資社員は、前項において読み替えて準用する商法第四百二十条第七項の規定による貸借対照表及び事務報告書の承認について、議決権を有する。

(残余財産の分配)

〔新優先出資の引受権の行使等〕

第四百四十五条 新優先出資の引受権の行使は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 新優先出資の引受権の行使によって発行される優先出資の払込金額
- 二 新優先出資の引受権を行使する者の住所
- 三 新優先出資の引受権を行使する日

2] 新優先出資の引受権を行使する者は、新優先出資の払込金額の全額を払い込み、かつ、新優先出資引受権証券を発行しているときは、新優先出資引受権証券を特定目的会社に提出し、新優先出資引受権証券を発行していないとき（新優先出資引受権付特定社債券を発行していないときを除く。）は、新優先出資引受権付特定社債券を提示しなければならない。

3] 前項の払込みは、第四百四十一条第三号の銀行等の払込みの取扱いの場所においてしなければならない。

〔優先出資社員となる時期〕

第四百四十六条 前条第一項の規定により新優先出資の引受権を行使した者は、同条第二項の払込みの時に優先出資社員となる。

〔会社法等の準用〕

第四百四十七条 会社法第二百十条（募集株式の発行等をやめることの請求）及び第二百十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）（不正な払込金額で株式を引き受けた者等の責任）の規定は新優先出資引受権付特定社債について、第三百六十六条並びに同法第九百五十五条第三項（第一号に係る部分に限る。）（変更の登記）の規定は新優先出資引受権の行使について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百十条中「株主」とあるのは「社員」と、「第九百九十九条第一項」あるのは「資産流動化法第二百一条第一項」と、同条第一号中「法令又は定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又は定款」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2] 第九十七条第三項及び会社法第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は、前項において準用する同法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて準用する。この場合において、同法第八百四十七条第一項中「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主（第八百八十九条第二項の定款の定めによりその権利を行使することができない単元未満株主を除く。）」とあるのは「特定社員又は六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き優先出資を有する優先出資社員」と、同条第三項から第五項まで及び第七項中「株主」とあるのは「特定社員又は優先出資社員」と読み替えるものとする。

第二百二十八条 残余財産は、資産流動化計画で定められた優先出資社員に対する残余財産の優先的分配の規定に従い特定社員に先立って優先出資社員に対し分配するものを除くほか、各社員の有する優先出資又は特定出資の口数に応じて、これを社員に分配しなければならない。

〔清算人の解任〕

第二百二十九条 清算人は、裁判所によって選任されたものを除き、いつでも社員総会の決議をもって解任することができる。

2] 優先出資社員は、前項の規定による清算人の解任については、議決権を有する。

3] 第二百二十五条第五項の規定により選任された清算人については、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の請求により、又は職権をもって解任することができる。

4] 裁判所は、重要な事由があるときは、特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員又は発行済優先出資の総口数の百分の三以上に当たる優先出資を有する優先出資社員の請求により、清算人を解任することができる。

〔特定目的会社の清算等に関する商法等の準用等〕

第四百三十条 商法第四百十八条（清算人の届出義務）、第四百二十一条から第四百二十四条まで（債権者に対する催告、債権申出期間内の弁済及び除外された債権者に対する弁済）、第四百二十七条（清算の終了）及び第四百二十九条（書類の保存）の規定は特定目的会社の清算の場合について、同法第四百二十八条（設立無効の訴え）の規定は特定目的会社の設立の無効の訴えについて、同法第一百六条（清算中の会社）、第二百二十三条から第二百五条まで（清算人の登記、清算人の職務及び権限並びに債務の弁済）、第二百二十九条第二項及び第三項（清算人の会社代表）、第三百三十一条（残余財産の分配）並びに第三百三十四条（清算終了の登記）の規定は特定目的会社について、第五十一条第三項及び第四項、第五十四条（第三項を除く。）、第五十六条（第四項を除く。）、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第八十条から第八十二条まで、第九十九条第四項及び第五項並びに第四百四条の規定並びに同法第二百三十七条ノ三（取締役等の説明義務）、第二百三十八条（検査役の選任）、第二百四十四条第二項から第六項まで（総会議事録の作成及び公示）、第二百四十七条（決議取消しの訴え）、第二百四十九条（担保の提供）、第二百五十四條第三項（会社との関係）、第二百五十四條ノ三（取締役の忠実義務）、第二百五十八條（欠員の場合の措置）、第二百七十一条（職務代行者の権限）、第二百七十四条ノ二（取締役の報告義務）、第二百七十五条（調査及び報告の義務）、第二百七十五条ノ二（監査役の差止請求権）、第二百七十五条ノ四（会社と取締役間の訴えの代表）及び第二百七十八条（取締役との連帯責任）の規定は特定目的会社の清算人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第四百二十四条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第四百

ほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

第四款 特定短期社債

(特定短期社債の発行)

第百四十八条 特定目的会社は、特定短期社債については、次に掲げる場合に限り、これを行することができる。

- 一 次に掲げるすべての要件を満たすものである場合
- イ その発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであること
- ロ 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められていること
- ハ 投資者の保護のため必要なものとして内閣府令で定める要件
- ニ この条の規定により発行した特定短期社債の償還のための資金を調達する場合

(特定社債に係る規定の適用除外等)

第百四十九条 特定短期社債については、特定社債原簿を作成することを要しない。

2 特定短期社債については、第百二十一条第一項、第百二十九条、第百三十一条から第百四十七条まで及び第百五十四条の規定は、適用しない。

第七節 定款の変更

第百五十条 特定目的会社は、その成立後、社員総会の決議によって、定款を変更することができる。

第八節 資産流動化計画の変更

(資産流動化計画の変更)

第百五十一条 特定目的会社は、社員総会の決議によらなければ資産流動化計画を変更することができない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については資産流動化計画を変更することができる。

- 一 第五条第一項第三号に掲げる事項のうち、内閣府令で定めるもの
- 二 第五条第二項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項のうち、内閣府令で定めるもの（あらかじめその変更をする場合の条件が資産流動化計画に定められている場合を除く。）
- 三 資産流動化計画にその変更ができない旨の定めがあるもの

二十七条第一項中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第四百二十八条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第百二十三条第一項及び第百二十九条第二項中「業務執行社員」とあるのは「取締役」と、同法第百三十四条中「前条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十条第一項ニ於て準用スル第百二十七条」と、同法第百三十七条ノ三第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する同法第百二十四条ノ二第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同条第三項中「株主ガ」とあるのは「社員ガ」と、「株主総会」とあるのは「社員総会」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同法第百四十四条第四項において準用する同法第三十三条ノ二及び同法第百四十四条第六項において準用する同法第百六十三条第三項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第百四十七条第一項第二号中「内容ガ定款」とあるのは「内容ガ資産流動化計画又ハ定款」と、同項第三号中「株主」とあるのは「社員」と、同法第百五十四条ノ三中「法令及定款」とあるのは「法令、資産流動化計画及定款」と、同法第百七十五条中「法令若ハ定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若ハ定款」と、同法第百七十五条ノ二第一項中「法令又ハ定款」とあるのは「法令、資産流動化計画又ハ定款」と読み替えるものとするほか、必要な技術的説替えは、政令で定める。

2 優先出資社員は、前項において読み替えて準用する商法第四百二十七条第一項の規定による決算報告書の承認について、議決権を有する。

3 第二十四条第二項第六号の規定は、第一項において準用する第九十九条第五項の清算人の決定があつた場合の登記について準用する。

第二款 特別清算

(特別清算の開始及び特別清算に関する商法の準用)

第百三十一条 特定目的会社の清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があると認めるときは、裁判所は、当該特定目的会社の債権者、清算人、監査役若しくは社員の申立てにより、又は職権をもって、当該特定目的会社に対し特別清算の開始を命じることができる。特定目的会社に債務超過の疑いがあると認めるときも、同様とする。

2 商法第四百三十一条第二項及び第三項、第四百三十二条から第四百四十四条まで（特別清算の開始、特別清算開始前の処分、登記及び効果、清算人の義務、裁判所による清算人の任免、裁判所の監督のための調査及び処分、債務の弁済、債権者集会並びに監査委員）、第四百四十五条第一項から第三項まで（清算行為に関する特則）並びに第四百四十六条から第四百五十六条まで（競売による財産の換価、協定、検査命令、検査役の報告事項、裁判所の処分、破産手続の開始及び破産法等の規定の準用）の規定は、特定目的会社の特別清算について準用する。この場合において、同法第四百三十一条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十一条第一項」と、同法第

3| 前二項の規定にかかわらず、特定目的会社は、次に掲げる場合には、資産流動化計画を変更することができる。

一 その変更の内容が内閣府令で定める軽微な内容である場合

二 社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者（次項において「利害関係人」という。）の全員の当該変更に係る事前の承諾がある場合

三 その他投資者の保護に反しないことが明らかな場合として内閣府令で定める場合

4| 特定目的会社は、資産流動化計画を変更したとき（前項の規定による場合に限る。）は、遅滞なく、その旨を各利害関係人に通知し、又は公告しなければならない。

5| 第三百三十二条第二項の規定は、前項の通知について準用する。この場合において、同条第二項中「社員」とあるのは、「社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人及び特定目的借入れに係る債権者」と読み替えるものとする。

（計画変更決議）

第五百五十二条 次の各号に掲げる特定目的会社は、資産流動化計画の変更の決議（以下この節において「計画変更決議」という。）を行う社員総会に係る第五十六条第一項の規定による招集の通知をするときは、当該各号に定める事項を記載した書類を交付しなければならない。

一 特定社債を発行している特定目的会社 第五百五十四条第五項の規定により資産流動化計画の変更を反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定社債権者が有する特定社債の額の合計額

二 特定短期社債を発行している特定目的会社 第五百五十五条第四項の規定により資産流動化計画の変更を反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定短期社債権者が有する特定短期社債の額の合計額

三 特定約束手形を発行している特定目的会社 第五百五十六条第三項において準用する第五百五十五条第四項の規定により資産流動化計画の変更を反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定約束手形の所持人に係る特定約束手形に係る債務の額の合計額

四 特定目的借入れを行っている特定目的会社 第五百五十七条第二項において準用する第五百五十五条第四項の規定により資産流動化計画の変更を反対する旨を特定目的会社に対し通知した特定目的借入れに係る債権者に係る特定目的借入れの額の合計額

2| 前項の特定目的会社にあつては、第五十六条第三項において準用する第五十五条第三項の承諾をした社員に対し電磁的方法により前項の招集の通知をするときは、同項の書類に記載すべき事項を当該通知とともに電磁的方法により提供することができる。ただし、社員の請求があつたときは、同項の書類を当該社員に交付しなければならない。

3| 第三十九条第三項の規定は、計画変更決議について準用する。

第四百三十四条中「株主」とあるのは「社員」と、同法第四百五十二条第一項中「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」とあるのは「特定資本ノ十分ノ一以上ニ当ル特定出資口数ヲ有スル特定社員若ハ六月前ヨリ引続キ発行済優先出資ノ総口数ノ百分ノ三以上ニ当ル優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同法第四百五十三条第一号中「第百九十二条第一項第二項第四項、第百九十二条ノ二、第百九十三条第一項、第二百六十六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三、第二百八十条ノ十三ノ二又ハ第四百三十条第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二十五条ニ於テ準用スル第百九十二条第一項第二項若ハ第四項、第百九十二条ノ二若ハ第百九十三条第一項、同法第四十条第三項ニ於テ準用スル第百九十二条第一項第二項若ハ第四項、同法第七十三条第一項乃至第四項、同法第八十四条第三項ニ於テ準用スル第二百七十七条、同法第百六十六条第三項ニ於テ準用スル有限会社法第五十四条若ハ第五十五条又ハ資産の流動化に関する法律第百三十条第一項ニ於テ準用スル同法第七十三条第一項乃至第四項」と、同法第四百五十四条第一項第二号中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第十三節 雑則

（銀行法等の規定の適用）

第三百三十二条 特定目的会社並びにその特定出資及び優先出資は、銀行法等の法令の規定で政令で定めるものの適用については、政令で定めるところにより、それぞれ当該政令で定める法令の規定に規定する会社及びその出資とみなす。

2| 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に規定する業務を行う場合には、第十八条第三項第五号、第二十一条第三項において準用する商法第百七十条第二項、第二十五条、第三十九条第四項、第一百十條第六項及び第百十三條の四の七第五項において準用する商法第百八十九条、第三十八條第二項第十号、同条第三項並びに第三十九条第四項、第百十條第六項及び第百十三條の四の七第五項において準用する商法第百七十八条、第百十六條第三項において準用する有限会社法第十二條第二項及び同条第三項において準用する商法第百八十九条、第百三十五條第七号、第百三十六條第三号並びに第百三十八條（第百三十五條第七号に係る部分に限る。）の規定の適用については、銀行とみなす。

一 信用金庫又は信用金庫連合会 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十条第三項第八号又は第五十四条第四項第八号に掲げる業務

二 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条第二項第十四号又は第五十八条の二第二項第十二号に掲げる業務

三 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会 同法第九条の八第二項第十三号又は第九条の九

（反対優先出資社員の優先出資買取請求権）

第百五十三条 計画変更決議を行う社員総会に先立ってその変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知し、かつ、当該社員総会において当該変更に対抗した優先出資社員（当該社員総会において議決権を行使することができるものに限る。）は、当該特定目的会社に対し、自己の有する優先出資を公正な価格で買い取ることを請求することができる。

2| 前項の請求（以下この条において「優先出資買取請求」という。）は、計画変更決議の日（特定社債を発行する特定目的会社にあつては、次条第一項に規定する特定社債権者集会の承認の決議の日。次項において同じ。）の二十日前の日から当該計画変更決議の日の前日までの間に、その優先出資買取請求に係る優先出資の種類及び口数を明らかにしてしなければならない。

3| 優先出資買取請求があつた場合において、優先出資の価格の決定につき、優先出資社員と特定目的会社との間に協議が調つたときは、特定目的会社は、計画変更決議の日から六十日以内にその支払をしなければならない。ただし、次条第五項、第百五十五条第四項又は第百五十六条第三項若しくは第百五十七条第二項において準用する第百五十五条第四項の規定による特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務について弁済又は相当の財産の信託を完了した後でなければその支払をすることができない。

4| 会社法第百十六條第三項、第四項、第六項及び第七項（反対株主の株式買取請求）、第百十七條第二項から第六項まで（株式の価格の決定等）、第百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第百七十條（第四号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第百七十一條本文（理由の付記）、第百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第百七十三條本文（原裁判の執行停止）、第百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第百七十六條（最高裁判所規則）の規定は、特定目的会社の優先出資社員による優先出資買取請求について準用する。この場合において、同法第百十六條第三項及び第七項中「第一項各号の行為」とあるのは「資産流動化計画の変更」と、同法第三項中「当該行為が効力を生ずる日」とあるのは「資産流動化法第百五十三條第二項に規定する計画変更決議の日」と、「同項各号に定める株式の」とあるのは「その」と、「当該行為を」とあるのは「当該資産流動化計画の変更を」と、同法第百十七條第二項、第五項及び第六項中「株式の」とあるのは「優先出資の」と、同項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（特定社債権者集会の承認）

第百五十四条 特定社債を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更をするときは、当該計画変更決議のほか特定社債権者集会の承認を受けなければならない。

2| 前項の規定により特定目的会社が特定社債権者集会を招集するときは、第百二十九條第二

九第五項第一号（同法第九条の八第二項第十三号に係る部分に限る。）に掲げる業務

四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会 同法第六項第九号に掲げる業務

五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法第十一條第三項第八号、第八十七條第四項第八号、第九十三條第二項第八号又は第九十七條第三項第八号に掲げる業務

六 農林中央金庫 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四條第四項第十一号に掲げる業務

七 商工組合中央金庫 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十八條第一項第十三号に掲げる業務

（登記簿）

第百三十三條 登記所に、特定目的会社登記簿を備える。

（商業登記法の準用）

第百三十四條 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一條の三から第五條まで（登記所及び登記官）、第七條から第十五條まで、第十七條から第二十六條まで（登記簿等及び登記手続通則）、第三十四條から第四十二條まで（会社の商号の登記）、第五十二條、第五十三條（会社の支配人の特則）、第五十五條第一項（設立の登記）、第五十六條から第五十九條まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第六十一條から第六十三條まで（解散の登記及び清算人の登記）、第六十四條第二項（清算終了の登記）、第七十九條第四項（添付書面の通則）、第八十一條（取締役等の変更の登記）、第八十八條（名義書換代理人等の設置による変更の登記）、第九十四條第一項（添付書面の通則）及び第百七條から第百二十條まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第五十六條第二項中「商法第六十四條第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二十四條第二項又は第四十條第一項」と、同法第六十一條第三項中「商法第百二十九條第二項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十條第一項において準用する商法第百二十九條第二項」と、同法第六十二條第一項中「業務執行社員」とあるのは「取締役」と、同法第二項中「商法第百二十三條第一項第二号及び第三号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十條第一項において準用する商法第百二十三條第一項第二号及び第三号」と、同法第六十三條第二項中「商法第百二十三條第一項第二号又は第三号」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十條第一項において準用する商法第百二十三條第一項第二号又は第三号」と、同法第六十四

項において準用する会社法第七百二十条第一項の規定にかかわらず、計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、各特定社債権者に対して書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

3| 特定目的会社は、第一項の規定による特定社債権者集会を招集するときは、二週間以上の期間を定め、かつ、各特定社債権者に対しその変更に対抗するときは当該期間内にその旨を書面又は電磁的方法をもって通知すべきことを求めなければならない。この場合において、特定目的会社は、当該期間を前項の招集の通知に記載し、又は記録しなければならない。

4| 第一項の規定による特定社債権者集会を招集する特定目的会社が無記名式の特定社債券を発行しているときは、第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百二十条第四項の規定にかかわらず、計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、特定社債権者集会を招集する旨及び会議の目的たる事項を公告しなければならない。この場合においては、前項の規定により定められた期間を併せて公告しなければならない。

5| 第三項の場合において、特定社債権者が同項の規定により定められた期間内に資産流動化計画の変更に対抗する旨を特定目的会社に対し通知し、かつ、特定社債権者集会において反対したときは、特定目的会社は、当該特定社債権者が有する特定社債について弁済をし、又は弁済を行わせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

6| 第六十二条の規定は、第一項の規定による特定社債権者集会の承認の決議について準用する。この場合において、同条第二項中「第五十六条第一項」とあるのは「第百五十四条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定短期社債権者の反対）

第百五十五条 特定短期社債を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画の変更をするときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更に対抗するときは当該期間内にその旨を通知すべきことを公告しなければならない。

2| 前項の規定により反対しようとする特定短期社債権者は、その特定社債券（特定短期社債に係るものに限る。）の特定目的会社に対する提示その他の内閣府令で定める措置をとらなければならない。

3| 特定短期社債権者が第一項の規定により定められた期間内に反対する旨を通知しなかったときは、資産流動化計画の変更を承認したものとみなす。

4| 特定短期社債権者が反対する旨を通知したときは、特定目的会社は、当該特定短期社債権者に係る特定短期社債に係る債務について、資産流動化計画の変更をした後遅滞なく弁済を行わせることを目的として、信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。

（特定約束手形の所持人の反対）

条第二項中「商法第百三十四条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百三十条第一項において準用する商法第百三十四条」と、同法第七十九条第四項中「純資産又は負債」とあるのは「純資産」と、同法第八十一条中「重要財産委員又は監査役（委員会等設置会社にあつては、取締役、委員会委員、執行役又は代表執行役）」とあるのは「又は監査役」と読み替えるものとする。

（設立の登記の添付書面）

第百三十五条 設立の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 特定出資の引受けを証する書面
- 三 取締役及び監査役又は検査役の調査報告並びに第二十二条第二項において準用する商法第百七十三条第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにその附属書類
- 四 検査役の報告に関する裁判があつたときは、その謄本
- 五 取締役及び監査役の選任に関する書類
- 六 取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面
- 七 特定出資の払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

（優先出資の発行の登記）

第百三十六条 優先出資の発行の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 優先出資の申込み及び引受けを証する書面
- 二 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、定款及びこれらの者との契約を証する書面
- 三 優先出資の払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

（新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使による変更の登記）

第百三十七条 新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第百十三条の四の七第一項の請求書の提出を証する書面
- 二 前条第三号に掲げる書面

（転換特定社債の転換による変更の登記）

第百三十七条の二 転換特定社債の転換による変更の登記の申請書には、特定社債の転換の請求を証する書面を添付しなければならない。

第百五十六条 特定約束手形を発行している特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画を変更するときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、その変更に対抗するときは当該期間内にその旨を通知すべきことを公告しなければならない。

2 前項の規定により反対しようとする特定約束手形の所持人は、その特定約束手形を特定目的会社に提示しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、特定約束手形の所持人について準用する。

(特定目的借入れに係る債権者の異議)

第百五十七条 特定目的借入れを行っている特定目的会社は、計画変更決議により資産流動化計画を変更するときは、当該計画変更決議を行う社員総会の会日の一箇月前までに、二週間以上の期間を定め、かつ、特定目的借入れに係る各債権者に対しその変更に関する異議があるときは当該期間内にこれを述べるべき旨を催告しなければならない。

2 第百三十二条第二項の規定は前項の催告について、第百五十五条第三項及び第四項の規定は特定目的借入れに係る債権者について、それぞれ準用する。この場合において、第百三十二条第二項中「社員」とあるのは「特定目的借入れに係る債権者」と、第百五十五条第三項中「第一項」とあるのは「第百五十七条第一項」と読み替えるものとする。

第九節 事後設立

第百五十八条 特定目的会社は、その成立後二年以内に、その成立前から存在する財産であつてその事業のために継続して使用するものの取得をする場合には、当該取得がその効力を生ずる日の前日までに、社員総会の決議によって、当該取得に係る契約の承認を受けなければならない。ただし、第一号に掲げる額の第二号に掲げる額に対する割合が五分の一（これを下回る割合を定めた場合にあっては、その割合）を超えないとき、又は当該契約により取得する財産が資産流動化計画に定められた特定資産であるときは、この限りでない。

一 当該財産の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額

二 当該特定目的会社の純資産額として内閣府令で定める方法により算定される額

第十節 資産流動化計画に基づく業務の終了に伴う仮清算

(貸借対照表の作成等)

第百五十九条 資産流動化計画の定めによる特定資産の管理及び処分を終了し、かつ、特定社債若しくは特定約束手形を発行し、又は特定目的借入れを行っている場合においてその償還及び支払並びに弁済を完了した特定目的会社が新たな資産流動化計画に基づく資産の流動化

(減資剰余金の優先資本組入れによる変更の登記)

第百三十七条の三 減資剰余金（優先出資の消却を行うためにする優先資本の減少に係るものに限る。）の優先資本組入れによる変更の登記の申請書には、減資剰余金の存在を証する書面を添付しなければならない。

(優先出資の消却又は併合による変更の登記)

第百三十七条の四 優先出資の消却又は併合による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第四十八条の二第一項又は第四十九条第一項において準用する商法第二百二十五条第一項の規定による公告（発行済優先出資の全部について第四十九条第一項において準用する同法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されておらず、かつ、単位未満優先出資の全部について第四十八条の四の二第一項本文の規定による単位未満優先出資証券の発行の請求を受けていない、又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証券が発行されていない特定目的会社にあつては、第四十八条の二第二項において準用する同法第二百三十三条第四項若しくは第四十九条第一項において準用する同法第二百三十五条ノ二の規定による公告又は第四十九条の二第三項の規定による通知）をしたことを証する書面

二 前号に規定する特定目的会社にあつては、当該特定目的会社に該当することを証する書面

2 優先出資社員に配当すべき利益をもつてする優先出資の消却による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、利益の存在を証する書面を添付しなければならない。

(優先資本の減少による変更の登記)

第百三十七条の五 次の各号に掲げる規定に基づく優先資本の減少による変更の登記の申請書には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第百十八条の八の規定 同条第三項において準用する商法第三百七十六条第一項本文の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、又は信託したことを証する書面

二 第百十八条の九の規定 同条第二項の規定による公告をしたことを証する書面及び同条第三項において準用する商法第三百七十六条第一項本文の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、又は信託したことを証する書面

三 第百十九条の規定 資産流動化計画並びに特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済を証する書面

に係る業務を行うときは、当該特定目的会社の取締役は、第一種特定目的会社にあつては遅滞なく、第二種特定目的会社にあつては資産流動化計画の定めにより優先出資を消却する前に、当該特定目的会社の貸借対照表を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

2| 第二十一条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第六十八条第一項、第七十三条から第七十五条まで、第九十一条から第九十三条まで及び第二百二条から第二百四十四条（第四項及び第七項を除く。）まで並びに第二十一条第三項において準用する会社法第四十三條第一項及び第二項本文並びに第七十七条第二項において準用する同法第三百四十四條第一項及び第二項の規定（貸借対照表に係る部分に限る。）は、前項の貸借対照表について準用する。

3| 第一項の規定により貸借対照表を作成した第二種特定目的会社の当該貸借対照表上の純資産の額が、同項の資産流動化計画の定めるところに従つた優先出資の消却をするために必要となる金額に満たない場合には、優先出資社員は、当該貸借対照表の承認についての議決権を有する。

4| 前項の場合において、同項の貸借対照表について承認の決議があつたときは、解散の決議があつたものとみなす。

第十一節 解散

（解散の事由）

第六十條 特定目的会社は、次に掲げる事由によつて解散する。

一 定款で定めた存続期間の満了

二 定款で定めた解散の事由の発生

三 社員総会の決議

四 破産手続開始の決定

五 第六十二條第一項又は第六十三條において準用する会社法第八二十四條第一項の規定による解散を命ずる裁判

六 第二百二十條の規定による内閣総理大臣の発する解散命令

七 資産流動化計画に記載し、又は記録する特定資産の譲受け、資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行の不能

八 その他政令で定める事由の発生

2| 会社法第九百二十六條（解散の登記）の規定は、前項（第四号及び第五号を除く。）の規定により特定目的会社が解散した場合について準用する。

（解散の決議）

第六十一條 優先出資社員は、前条第一項第三号に掲げる解散の決議について、議決権を有する。

（転換特定社債等の登記）

第三十七條の六 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の申込み及び引受けを証する書面
二 第二百十三條において準用する商法第三百三条の払込みがあつたことを証する書面
2| 第二回以後の転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の払込みによる変更の登記の申請書には、その払込みがあつたことを証する書面を添付しなければならない。

（特定資本の増加による変更の登記）

第三十八條 特定資本の増加による変更の登記の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第三十五條第二号、第四号及び第七号に掲げる書類
二 取締役及び監査役又は検査役の調査報告並びに第十六條第三項において準用する商法第七十三條第二項第三号の証明及び鑑定評価を記載した書面並びにその附属書類

（特定資本の減少による変更の登記）

第三十九條 特定資本の減少による変更の登記の申請書には、第十八條第三項において準用する商法第七十六條第一項本文の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は特定資本の減少をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（非訟事件手続法の準用）

第四十條 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百六條第一項、第二百七條から第二百三十二條ノ七まで、第二百三十三條ノ二から第二百三十五條ノ六まで（会社及び競売に関する事件）、第二百三十五條ノ十五から第二百三十五條ノ二十一まで、第二百三十五條ノ二十三（社債に関する事件）、第二百三十六條前段、第二百三十六條ノ二、第二百三十七條前段、第二百三十七條ノ二、第二百三十八條、第二百三十八條ノ三から第二百三十八條ノ十五まで（会社の清算に関する事件）、第二百三十九條（第二号及び第三号を除く。）（登記の嘱託をなすべき場合）及び第二百四十條（裁判の謄本の添付）の規定は、特定目的会社について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（商法中改正法律施行法等の準用）

第四十一條 商法中改正法律施行法第五條（市の意義）の規定は、特定目的会社について準用する。

21 前項の決議は、特定目的会社の資産流動化計画の定めによる特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済が完了した後でなければ、行うことができない。

〔特定目的会社の解散の訴え〕

第百六十二条 次に掲げる場合において、やむを得ない事由があるときは、総特定社員若しくは総優先出資社員（社員総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない特定社員若しくは優先出資社員を除く。）の議決権の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する特定社員若しくは優先出資社員又は特定出資（自己特定出資を除く。）の総口数若しくは発行済優先出資（自己優先出資を除く。）の十分の一（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の口数の特定出資若しくは優先出資を有する特定社員若しくは優先出資社員は、訴えをもって特定目的会社の解散を請求することができる。

一 特定目的会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該特定目的会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

二 特定目的会社の財産の管理又は処分が著しく失当で、当該特定目的会社の存立を危うくするとき。

21 会社法第百三十四条（第二十号に係る部分に限る。）（被告）、第百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第百三十七条（弁論等の必要の併合）、第百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、特定目的会社の解散の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔会社法の準用〕

第百六十三条 会社法第百二十四条（会社の解散命令）、第百二十六条（官庁等の法務大臣に対する通知義務）、第百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第百七十条（第十三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第百七十一条本文（理由の付記）、第百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第百七十三条本文（原裁判の執行停止）、第百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第百七十六条（最高裁判所規則）、第百九十四条（法務大臣の関与）及び第百九十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は特定目的会社の解散の命令について、同法第八百二十五条（会社の財産に関する保全処分）、第百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第百七十条（第二号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第百七十一条（理由の付記）、第百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第百七十三条（原裁判の執行停止）、第百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（不服申

21 商法中署名すべき場合に関する法律（明治三十三年法律第十七号）の規定は、特定目的会社について準用する。

立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)、第八百七十六条(最高裁判所規則)並びに第九百五条及び第九百六条(会社の財産に関する保全処分についての特則)の規定はこの条において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあった場合における特定目的会社の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十二節 清算 第一款 通則

(清算の開始原因)

第百六十四条 特定目的会社は、次に掲げる場合には、この款の定めによるにより、清算をしなければならない。

- 一 解散した場合(破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。)
- 二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

(清算特定目的会社の能力)

第百六十五条 前条の規定により清算をする特定目的会社(以下「清算特定目的会社」という。)は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

(社員総会以外の機関の設置)

第百六十六条 清算特定目的会社には、次に掲げる機関を置かなければならない。

- 一 一人又は二人以上の清算人
 - 二 一人又は二人以上の監査役
- 2 第百六十七条の規定は、清算特定目的会社については、適用しない。

(清算人の就任等)

第百六十七条 次に掲げる者は、清算特定目的会社の清算人となる。

- 一 取締役(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)
 - 二 定款で定める者
 - 三 社員総会の決議によって選任された者
- 2 優先出資社員は、前項第三号に規定する決議について、議決権を有する。
- 3 第一項の規定により清算人となる者がいないときは、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。
- 4 第一項及び前項の規定にかかわらず、第百六十条第一項第五号に掲げる事由によって解散

した清算特定目的会社については、裁判所は、利害関係人若しくは法務大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

5| 第一項及び第三項の規定にかかわらず、第六十四条第二号に掲げる場合に該当することとなった清算特定目的会社については、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

6| 第一項及び第三項の規定にかかわらず、第六十条第一項第六号に掲げる事由によって解散した清算特定目的会社については、裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

7| 第六十九条及び第七十条の規定は、清算特定目的会社の清算人について準用する。

〔清算人の解任〕

第六十八条 清算人（前条第三項から第六項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

2| 優先出資社員は、前項の規定による清算人の解任について、議決権を有する。

3| 裁判所は、利害関係人若しくは内閣総理大臣の申立てにより又は職権で、前条第六項の規定により選任された清算人を解任することができる。

4| 重要な事由があるときは、裁判所は、次に掲げる社員の申立てにより、清算人を解任することができる。

一 総特定社員（次に掲げる特定社員を除く。）又は総優先出資社員（次に掲げる優先出資社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の議決権を有する特定社員又は優先出資社員（次に掲げる特定社員又は優先出資社員を除く。）

イ 清算人を解任する旨の議案について議決権を行使することができない特定社員又は優先出資社員

ロ 当該申立てに係る清算人である特定社員又は優先出資社員

二 特定出資（次に掲げる特定社員の有する特定出資を除く。）の総口数又は発行済優先出資（次に掲げる優先出資社員の有する優先出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上の口数の特定出資又は優先出資を有する特定社員又は優先出資社員

イ 当該清算特定目的会社である特定社員又は優先出資社員

ロ 当該申立てに係る清算人である特定社員又は優先出資社員

5| 第七十六条第一項から第三項まで及び第六項並びに会社法第九百三十七条第一項（第二号ハ及び第三号イに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、清算人について準用する。この場合において、第七十六条第一項中「員数」とあるのは「人数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔清算人の職務〕

第百六十九条 清算人は、次に掲げる職務を行う。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の分配

〔業務の執行〕

第百七十条 清算人は、清算特定目的会社の業務を執行する。

2| 清算人が二人以上ある場合には、清算特定目的会社の業務は、定款に別段の定めがある場合を除き、清算人の過半数をもって決定する。

3| 第八十条及び第八十二条から第八十四条まで並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）、第三百五十五条（忠実義務）、第三百五十七条第一項（取締役の報告義務）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）及び第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）の規定は、清算特定目的会社の清算人（第八十四条の規定については、第百六十七条第三項から第六項までの規定により裁判所が選任したものを除く。）について準用する。この場合において、同法第三百五十四条中「社長、副社長その他株式会社を代表する権限を有するものと認められる名称」とあるのは「清算特定目的会社を代表する権限を有するものと認められる名称」と、同法第三百五十五条中「株主総会」とあるのは「社員総会」と、同法第三百五十七条第一項中「株主（監査役設置会社にあつては、監査役）」とあるのは「監査役」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔清算特定目的会社の代表〕

第百七十一条 清算人は、清算特定目的会社を代表する。ただし、他に代表清算人（清算特定目的会社を代表する清算人をいう。以下同じ。）その他清算特定目的会社を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

2| 前項本文の清算人が二人以上ある場合には、清算人は、各自、清算特定目的会社を代表する。

3| 清算特定目的会社は、定款、定款の定めに基づく清算人（第百六十七条第三項から第六項までの規定により裁判所が選任したものを除く。以下この項において同じ。）の互選又は社員総会の決議によって、清算人の中から代表清算人を定めることができる。

4| 第百六十七条第一項第一号の規定により取締役が清算人となる場合において、代表取締役を定めていたときは、当該代表取締役が代表清算人となる。

5| 裁判所は、第百六十七条第三項から第六項までの規定により清算人を選任する場合には、その清算人の中から代表清算人を定めることができる。

6| 会社法第三百四十九条第四項及び第五項（株式会社の代表）、第三百五十一条（代表取締役）に欠員を生じた場合の措置）並びに第九百三十七条第一項（第二号イに係る部分に限る。）

（裁判による登記の嘱託）の規定は清算特定目的会社の代表清算人について、同法第三百五十二条（取締役の職務を代行する者の権限）の規定は清算特定目的会社の清算人又は代表清算人の職務を代行する者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百五十一条第一項中「員数」とあるのは「人数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（清算人の清算特定目的会社に対する損害賠償責任）

第百七十二条 清算人は、その任務を怠ったときは、清算特定目的会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2| 清算人が第百七十条第三項において準用する第八十条第一項の規定に違反して同項第一号の取引をしたときは、当該取引によって清算人又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3| 第百七十条第三項において準用する第八十条第一項第二号又は第三号の取引によって清算特定目的会社に損害が生じたときは、次に掲げる清算人は、その任務を怠ったものと推定する。

一| 第百七十条第三項において準用する第八十条第一項の清算人

二| 清算特定目的会社が当該取引をすることを決定した清算人

4| 第九十四条第四項及び第五項の規定は、清算人の第一項の責任について準用する。この場合において、同条第五項中「第八十条第一項第二号」とあるのは、「第百七十条第三項において準用する第八十条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（清算人の第三者に対する損害賠償責任）

第百七十三条 清算人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該清算人は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2| 清算人が、次に掲げる行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、当該清算人が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一| 第百七十六条第一項に規定する財産目録等並びに第百七十七条第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

二| 虚偽の登記

三| 虚偽の公告

（清算人及び監査役の連帯責任等）

第百七十四条 清算人又は監査役が清算特定目的会社又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の清算人又は監査役も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

2| 前項の場合には、第九十六条の規定は、適用しない。

3| 第九十七条の規定は、清算特定目的会社における清算人の責任を追及する訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（取締役等に関する規定の適用関係）

第百七十五条 清算特定目的会社については、第三節（第三十四条（第四項及び第五項を除く。）及び第四十六条を除く。）、第四節第一款、第七十二条第一項、第七十七条第三項において準用する会社法第三百四十五条第四項において準用する同条第三項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十九条及び同節第六款の規定中取締役又は代表取締役に関する規定は、清算人又は代表清算人に関する規定として清算人又は代表清算人に適用があるものとする。

（財産目録等の作成等）

第百七十六条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算特定目的会社の財産の現況を調査し、内閣府令で定めるところにより、第百六十四条各号に掲げる場合に該当することとなった日における財産目録及び貸借対照表（以下この条において「財産目録等」という。）を作成し、これらを社員総会に提出し、又は提供し、その承認を受けなければならない。

2| 優先出資社員は、財産目録等の承認について、議決権を有する。

3| 清算特定目的会社は、財産目録等を作成した時から本店の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならない。

4| 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることができる。

（貸借対照表等の作成、保存及び監査等）

第百七十七条 清算特定目的会社は、内閣府令で定めるところにより、各清算事務年度（第百六十四条各号に掲げる場合に該当することとなった日の翌日又はその後毎年その日に応ずる日（応ずる日がない場合にあっては、その前日）から始まる各一年の期間をいう。）に係る貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

2| 前項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書は、内閣府令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない。

3| 会社法第四百九十四条第二項及び第三項（貸借対照表等の作成及び保存）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条（第一項各号を

除く。)(貸借対照表等の定時株主総会への提出等)並びに第四百九十八条(貸借対照表等の提出命令)の規定は、第一項の貸借対照表及び事務報告並びにこれらの附属明細書について準用する。この場合において、同法第四百九十六条第一項中「前条第一項の規定の適用がある場合にあつては、監査報告を含む。」とあるのは「資産流動化法第七十七条第二項の監査を受けた監査報告を含む。」と、同項及び同法第四百九十七条中「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第一項中「当該各号に定める貸借対照表及び事務報告」とあるのは「資産流動化法第七十七条第二項の監査を受けた貸借対照表及び事務報告」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4| 優先出資社員は、前項において準用する会社法第四百九十七条第二項の規定による貸借対照表の承認について、議決権を有する。

(残余財産の分配)

第七十八條 清算特定目的会社は、残余財産の分配をしようとするときは、清算人の決定によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 残余財産の種類

二 社員に対する残余財産の割当てに関する事項

2| 前項に規定する場合において、優先出資を発行しているときは、清算特定目的会社は、当該優先出資の内容に応じ、同項第二号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めることができる。

一 特定社員又は残余財産の分配について内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行している場合において、ある種類の優先出資を有する優先出資社員に対して残余財産の割当てをしないこととするときは、その旨及び当該優先出資の種類

二 前号に掲げる事項のほか、残余財産の割当てについて特定出資と優先出資との間で、又は残余財産の分配について内容の異なる二以上の種類の優先出資を発行している場合において優先出資の種類ごとに、異なる取扱いを行うこととするときは、その旨及び当該異なる取扱いの内容

3| 第一項第二号に掲げる事項についての定めは、社員(当該清算特定目的会社及び前項第一号の特定社員又は優先出資社員を除く。)の有する特定出資又は優先出資の口数(前項第二号に掲げる事項についての定めがある場合にあつては、特定出資及び各優先出資の口数)に応じ、残余財産を割り当てることを内容とするものでなければならない。

4| 会社法第五百五条(残余財産が金銭以外の財産である場合)及び第五百六条(基準株式数を定めた場合の処理)の規定は、清算特定目的会社について準用する。この場合において、同法第五百五条第一項第二号及び第五百六条中「株式を」とあるのは「特定出資又は優先出資を」と、同条中「の株式」とあるのは「の特定出資又は優先出資」と、「基準株式数」とあるのは「基準特定出資口数又は基準優先出資口数」と、「基準未満株式」とあるのは

「基準未滿特定出資又は基準未滿優先出資」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定目的会社の清算等に関する会社法の準用等）

- 第百七十九条 会社法第四百九十九条から第五百三条まで（債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条第一項、第三項及び第四項（清算事務の終了等）、第五百八条（帳簿資料の保存）、第八百六十八条第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号、第三号、第八号及び第九号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十三条（原裁判の執行停止）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）、第八百七十六条（最高裁判所規則）、第九百二十八条第一項及び第三項（清算人の登記）並びに第九百二十九条（第一号に係る部分に限る。）（清算終了の登記）の規定は、特定目的会社の清算について準用する。この場合において、同法第五百七条第三項中「決算報告（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の承認を受けたもの）を株主総会」とあるのは「決算報告（資産流動化法第七十七条第二項に規定する監査を受けたもの）を社員総会」と、同法第五百八条第一項中「清算人（清算人会設置会社にあつては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）」とあるのは「清算人」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 2| 優先出資社員は、前項において準用する会社法第五百七条第三項の規定による決算報告の承認について、議決権を有する。

第二款 特別清算

（特別清算開始の原因及び特別清算に関する会社法の準用等）

第百八十条 裁判所は、清算特定目的会社に次に掲げる事由があると認めるときは、第四項において準用する会社法第五百十四条の規定に基づき、申立てにより、当該清算特定目的会社に対し特別清算の開始を命ずる。

- 一| 清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること。
- 二| 債務超過（清算特定目的会社の財産がその債務を完済するのに足りない状態をいう。第三項において同じ。）の疑いがあること。
- 2| 債権者、清算人、監査役又は社員は、特別清算開始の申立てをすることができる。
- 3| 清算特定目的会社に債務超過の疑いがあるときは、清算人は、特別清算開始の申立てをしなければならない。

会社法第五百十二条から第五百十八条まで（他の手続の中止命令、特別清算開始の申立ての取下げの制限、特別清算開始の命令、他の手続の中止等、担保権の実行の手続等の中止命令、相殺の禁止）、第二編第九章第二節第二款から第十款まで（第五百二十二条第三項、第五百三十条第二項及び第五百三十六条を除く。）（裁判所による監督及び調査、清算人、監督委員、調査委員、清算株式会社の行為の制限等、清算の監督上必要な処分等、債権者集会、協定、特別清算の終了）、第七編第二章第四節（特別清算に関する訴え）、同編第三章第一節（第八百六十八条第二項から第五項まで及び第八百七十条から第八百七十四条までを除く。）（総則）、同章第三節（第八百七十九条、第八百八十二条第二項及び第八百九十六条を除く。）（特別清算の手続に関する特則）及び第九百三十八条（第六項を除く。）（特別清算に関する裁判による登記の嘱託）の規定は、清算特定目的会社の特別清算について準用する。この場合において、同法第五百十六条中「担保権の実行の手続、企業担保権の実行の手続又は清算株式会社の財産」とあるのは「担保権の実行の手続又は清算特定目的会社の財産」と、同法第五百二十二条第一項中「総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その割合）前から引き続き有する株主」とあるのは「総特定社員（社員総会において決議をすることができ事項の全部につき議決権を行使することができない特定社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の数の株式を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その割合）前から引き続き有する株主」とあるのは「総特定社員（社員総会において決議をすることができ事項の全部につき議決権を行使することができない特定社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を有する特定社員若しくは総優先出資社員（社員総会において決議をすることができ事項の全部につき議決権を行使することができない優先出資社員を除く。）の議決権の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の議決権を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その割合）前から引き続き有する優先出資社員又は特定出資（自己特定出資を除く。）の総口数の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の特定出資を有する特定社員又は発行済優先出資（自己優先出資を除く。）の百分の三（これを下回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上の口数の優先出資を六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その割合）前から引き続き有する優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十三節 雑則

（銀行法等の規定の適用）

第百八十一条 特定目的会社並びにその特定出資及び優先出資は、銀行法その他の法令の規定で政令で定めるものの適用については、政令で定めるところにより、それぞれ当該政令で定める法令の規定に規定する会社及びその出資とみなす。

- 2| 次の各号に掲げる金融機関は、当該各号に定める業務を行う場合には、第十九条第二項、第四十一条第四項、第二百二十二条第一項第十六号、第四百四十一条第一項第三号、第四百四十五条第三項、第百八十四条第一項第四号、第百八十五条第三号、第百八十六条第三号、第百九十三条第二号、第二十四条第三項において準用する会社法第六十四条、第三十六条第五項において準用する同法第二百八条第一項並びに第三十六条第七項、第四十一条第六項及び第二百二十二条第十項において準用する同法第六十四条の規定の適用については、銀行とみなす。
- 一 信用金庫又は信用金庫連合会 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十条第三項第八号又は第五十四条第四項第八号に掲げる業務
 - 二 労働金庫又は労働金庫連合会 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十条第二項第十四号又は第五十八条の二第一項第十二号に掲げる業務
 - 三 信用協同組合又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会 同法第九条の八第二項第十三号又は第九条の九第五項第一号（同法第九条の八第二項第十三号に係る部分に限る。）に掲げる業務
 - 四 農業協同組合又は農業協同組合連合会 同法第九号の八第二項第十三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会 同法第六項第九号に掲げる業務
 - 五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 同法第十一条第三項第八号、第八十七条第四項第八号、第九十三条第二項第八号又は第九十七条第三項第八号に掲げる業務
 - 六 農林中央金庫 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第四項第十一号に掲げる業務
 - 七 商工組合中央金庫 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第二十八条第一項第十三号に掲げる業務

（登記簿）

第百八十二条 登記所に、特定目的会社登記簿を備える。

（商業登記法等の準用）

第百八十三条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官、登記官の除斥）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登

記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義、嘱託による登記）、第十七条から第二十七条まで（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更、同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第三十三条（商号の登記の抹消）、第三十四条（会社の商号の登記）、第四十四条、第四十五条（会社の支配人の登記）、第四十六条（第四項を除く。）（添付書面の通則）、第四十七條第一項（設立の登記）、第四十八条から第五十五条まで（支店所在地における登記、本店移転の登記、取締役等の変更の登記、一時会計監査人の職務を行うべき者の変更の登記）、第六十四条（株主名簿管理人の設置による変更の登記）、第七十一条（解散の登記）、第七十三条から第七十五条まで（清算人の登記、清算人に関する変更の登記、清算終了の登記）及び第三百三十二条から第四百八条まで（更正、抹消の申請、職権抹消、行政手続法の適用除外、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の適用除外、審査請求、審査請求事件の処理、行政不服審査法の適用除外、省令への委任）の規定は、特定目的会社に関する登記について準用する。この場合において、同法第十五条中「第五十条まで（第九十五条、第一百一条及び第一百八条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第五十条まで」と、「第五十一条第一項及び第二項、第五十二条、第七十八条第一項及び第三項、第八十二条第二項及び第三項、第八十三条、第八十七條第一項及び第二項、第八十八条、第九十一条第一項及び第二項、第九十二条、第三百三十二条並びに」とあるのは「第三百三十二条及び」と、同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十条第二項若しくは第三十一条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と、同法第三十四条第一項中「会社の登記簿」とあるのは「特定目的会社登記簿」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「資産の流動化に関する法律（以下「資産流動化法」という。）第二十二條第四項において準用する会社法第九百三十条第二項各号」と、同法第五十四条第一項中「取締役、監査役、代表取締役又は特別取締役（委員会設置会社にあつては、取締役、委員、執行役又は代表執行役）」とあるのは「取締役、監査役又は代表取締役」と、同条第二項第三号中「会社法第三百三十三条第一項」とあるのは「資産流動化法第七十一条第一項」と、同法第三百三十七条第一項とあるのは「資産流動化法第七十三条第一項」と、同法第五十五条第一項中「会社法第三百四十六條第四項」とあるのは「資産流動化法第七十六條第四項」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「資産流動化法第六十七條第一項第一号」と、同法第四百八十三條第四項とあるのは「資産流動化法第七十一条第四項」と、同法第七十三条第二項中「会社法第四百七十八條第一項第二号又は第三号」とあるのは「資産流動化法第六十七條第一項第二号又は第三号」と、同条第三項及び同法第七十四条第一項中「会社法第九百二十八條第一項第二号」とあるのは「資産流動化法第七十九條第一

項において準用する会社法第九百二十八条第一項第二号」と、同法第七十五条中「会社法第五百七条第三項」とあるのは「資産流動化法第七十九条第一項において準用する会社法第五百七条第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。」

2| 会社法第七編第四章第一節(第九百七条を除く。)(総則)の規定は、特定目的会社の登記について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(設立の登記の添付書面)

第百八十四条 設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一 定款

二 定款に第十六条第三項各号に掲げる事項についての記載又は記録があるときは、次に掲げる書面

イ 検査役又は設立時取締役及び設立時監査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

ロ 第十八条第二項において準用する会社法第三十三条第十項第三号に掲げる場合には、

同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

三 検査役の報告に関する裁判があったときは、その謄本

四 第十九条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等に払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書

五 特定社員名簿管理人を置いたときは、その者との契約を証する書面

六 この法律の規定により選任され又は選定された設立時取締役、設立時監査役及び設立時代表取締役(特定目的会社の設立に際して代表取締役となる者をいう。)が就任を承諾したことを証する書面

七| 設立時会計参与又は設立時会計監査人を選任したときは、次に掲げる書面

イ 就任を承認したことを証する書面

ロ これらの者が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の主たる事務所がある場合を除く。

ハ これらの者が法人でないときは、設立時会計参与にあっては第七十一条第一項に規定する者であることを、設立時会計監査人にあつては第七十三条第一項に規定する者であることを証する書面

2| 登記すべき事項につき発起人全員の同意又はある発起人の一致を要するときは、前項の登記の申請書にその同意又は一致があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(募集特定出資の発行による変更の登記)

第百八十五条 募集特定出資の発行による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければ

ばならない。

一 募集特定出資の引受けの申込み又は第三十六条第五項において準用する会社法第二百五条の契約を証する書面

二 前条第一項第三号に掲げる書面

三 金銭を出資の目的とするときは、第三十六条第五項において準用する会社法第二百八条第一項の規定による払込みの取扱いをした銀行等に払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書

四 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、次に掲げる書面

イ 検査役が選任されたときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類

ロ 第三十六条第五項において準用する会社法第二百七条第九項第四号に掲げる場合には、同号に規定する証明を記載した書面及びその附属書類

（募集優先出資の発行の登記）

第百八十六条 募集優先出資の発行の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 募集優先出資の引受けの申込み又は第四十一条第二項の契約を証する書面

二 優先出資社員名簿管理人を置いたときは、定款及びその者との契約を証する書面

三 第四十一条第四項に規定する払込みの取扱いをした銀行等に払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書

（優先出資の消却又は併合による変更の登記）

第百八十七条 優先出資の消却又は併合による変更の登記の申請書には、第四十七条第三項の規定又は第五十条第二項において準用する会社法第二百九条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による公告をしたことを証する書面又は当該優先出資の全部について優先出資証券を発行していないことを証する書面を添付しなければならない。

2 優先出資社員に配当すべき利益をもってする優先出資の消却による変更の登記の申請書には、前項の書面のほか、利益の存在を証する書面を添付しなければならない。

（特定資本金の額の減少による変更の登記）

第百八十八条 特定資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、第百十一条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該特定資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

（優先資本金の額の減少による変更の登記）

第百八十九条 次の各号に掲げる規定に基づく優先資本金の額の減少による変更の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 第百九十条の規定 第百十一条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該優先資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

二 第百十條の規定 同条第二項の規定による公告をしたことを証する書面並びに第百十一条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該優先資本金の額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

三 第百五十九條の規定 資産流動化計画並びに特定社債の償還、特定約束手形の支払及び特定目的借入れの弁済を証する書面

（減資剰余金の優先資本金への組入れによる変更の登記）

第百九十条 減資剰余金（優先出資の消却を行うためにする優先資本金の額の減少に係るものに限る。）の優先資本金への組入れによる変更の登記の申請書には、減資剰余金の存在を証する書面を添付しなければならない。

（転換特定社債等の発行による変更の登記）

第百九十一条 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の発行による変更の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、次の書面を添付しなければならない。

一 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の引受けの申込み又は第百二十四条の契約を証する書面

二 転換特定社債又は新優先出資引受権付特定社債の払込金額（第百二十二条第一項第十四号に規定する払込金額をいう。）の全額の払込みがあったことを証する書面

（転換特定社債の転換による変更の登記）

第百九十二条 転換特定社債の転換による変更の登記の申請書には、当該転換の請求があったことを証する書面を添付しなければならない。

（新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使による変更の登記）

第百九十三条 新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 新優先出資引受権付特定社債に付された新優先出資の引受権の行使があったことを証する書面

二 第百四十五条第三項に規定する払込みの取扱いをした銀行等に払い込まれた金額に相当する金銭の保管に関する証明書

(公告)

第百九十四条 特定目的会社は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定款で定めることができる。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（公告方法のうち、電磁的方法（会社法第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下この編において同じ。）

2 特定目的会社が前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を定める場合には、その定款には、電子公告を公告方法とする旨を定めれば足りる。この場合においては、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号のいずれかを定めることができる。

3 第一項又は前項の規定による定めがない特定目的会社の公告方法は、第一項第一号に掲げる方法とする。

4 会社法第九百四十条第一項及び第三項（電子公告の公告期間等）、第九百四十一条（電子公告調査）、第九百四十六条（調査の義務等）、第九百四十七条（電子公告調査を行うことができない場合）、第九百五十一条第二項（財務諸表等の備置き及び閲覧等）、第九百五十三条（改善命令）並びに第九百五十五条（調査記録簿等の記載等）の規定は、特定目的会社が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第一項第一号中「この法律」とあるのは「資産流動化法第二編」と、同項第二号中「第四百四十条第一項」とあるのは「資産流動化法第百四条第五項」と、「定時株主総会」とあるのは「定時社員総会」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第九百四十一条中「この法律又は他の法律の規定による公告（第四百四十条第一項の規定による公告を除く。）」とあるのは「資産流動化法第二編の規定による公告（資産流動化法第百四条第五項の規定による公告を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(他業禁止等)

第百九十五条 (略)

(他業禁止)

第百四十二条 (略)

2| 特定目的会社は、合名会社又は合資会社の無限責任社員となることができない。

第百九十六条 (略)

(自己の商号の使用を他人に許諾した特定目的会社の責任)

第百九十七条 自己の商号を使用して事業又は営業を行うことを他人に許諾した特定目的会社は、当該特定目的会社が当該事業を行うものと誤認して当該他人と取引をした者に対し、当該他人と連帯して、当該取引によって生じた債務を弁済する責任を負う。

(使用人の制限)

第百九十八条 特定目的会社は、第七十条第一項各号に掲げる者を使用人（政令で定める者に限る。）としてはならない。

第百九十九条 (略)

第二百条 (略)

第二百一条 (略)

(債権の取立委託の制限)

第二百二条 特定目的会社は、第二百条第三項及び第四項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名債権であつて金銭の支払を目的とするもの（以下この条において「譲受債権」という。）について、その取立ての委託又はその取立ての再委託に対する同項第五号の同意をしようとする場合において、その委託又は再委託の相手方が譲受債権の取立てに当たり貸金業の規制等に関する法律第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ることができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当該再委託をすることに当該同意をしてはならない。

(不動産取引の委託の制限)

第二百三条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不動産（建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第二百条第三項及び第四項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

(新設)

第百四十二条の二 (略)

(新設)

(使用人の制限)

第百四十二条の三 特定目的会社は、第六十六条各号に掲げる者を使用人（政令で定める者に限る。）としてはならない。

第百四十三条 (略)

第百四十四条 (略)

第百四十五条 (略)

(債権の取立委託の制限)

第百四十六条 特定目的会社は、第百四十四条第三項及び第四項の規定に定めるところによるほか、資産流動化計画に従い譲り受けた指名債権であつて金銭の支払を目的とするもの（以下この条において「譲受債権」という。）について、その取立ての委託又はその取立ての再委託に対する同項第五号の同意をしようとする場合において、その委託又は再委託の相手方が譲受債権の取立てに当たり貸金業の規制等に関する法律第二十一条第一項の規定若しくはこの法律の規定に違反し、若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯すおそれが明らかである者であることを知り、又は知ることができるときは、当該相手方に当該委託をし、又は当該相手方に当該再委託をすることに当該同意をしてはならない。

(不動産取引の委託の制限)

第百四十七条 特定目的会社は、資産流動化計画に従い譲り受けた不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。）の売買、交換又は賃貸に係る業務については、第百四十四条第三項及び第四項の規定に定めるところによるほか、不動産特定共同事業法第六条各号のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。

第二百四條 (略)

第二百五條 (略)

第二百六條 (略)

(資産対応証券の募集等の制限)

第二百七條 (略)

第二百八條 (略)

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に関する証券取引法等の準用)

第二百九條 第二百七條から第二百九條まで並びに証券取引法第三十三條、第四十一條、第四十二條第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二條の二、第四十三條並びに第四十五條の規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。

この場合において、第二百七條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第二百九條において準用する証券取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と、同法第四十一條第二項中「前條第二項」とあるのは「証券取引法第四十條第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(削る)

(資金の借入れ)

第二百十條 (略)

第二百十一條 (略)

(資産の取得等の制限)

第二百十二條 (略)

2 特定目的会社は、同一法人の発行済株式又は出資の持分(以下この項及び次項において「株式等」という。)に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。以下この項

第四百十八條 (略)

第四百十九條 (略)

第四百十條 (略)

(資産対応証券の募集等の制限)

第四百十條の二 (略)

第四百十條の三 (略)

(資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に関する証券取引法等の準用)

第四百十條の四 第四百十六條から第四百十八條まで並びに証券取引法第三十三條、第四十一條、第四十二條第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二條の二、第四十三條並びに第四十五條の規定は、資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する。この場合において、第四百十六條第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は第四百五十條の四において準用する証券取引法の規定」と、「その業務若しくは財産」とあるのは「その資産対応証券の募集等の取扱い」と、同法第四十一條第二項中「前條第二項」とあるのは「証券取引法第四十條第二項」と、「前項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四百五十條の四において準用する証券取引法第四十一條第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四百十條の五 削除

(資金の借入れ)

第四百十條の六 (略)

第四百十條の七 (略)

(資産の取得等の制限)

第四百十一條 (略)

2 特定目的会社は、同一法人の発行済株式又は出資の持分(以下この項及び次項において「株式等」という。)に係る議決権(商法第二百十一條ノ二第四項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同條第五項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下この項において同じ。)を、当該株式等に係る議決権の総

において同じ。)を、当該株式等に係る議決権の総数に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超えて取得し、又は保有してはならない。

3 (略)

4 特定目的会社は、その議決権を有する特定出資又は優先出資の過半数の口数を有する法人の発行済株式を取得し、又は所有してはならない。

第二百十三条 (略)

第二百十四条 (略)

第二百十五条 (略)

(事業報告書の提出)

第二百十六条 特定目的会社は、毎事業年度、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第二百十七条 (略)

第二百十八条 (略)

(業務の停止命令)

第二百十九条 内閣総理大臣は、業務開始届出を行った特定目的会社が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

第二百二十条 (略)

(監督処分公告)

第二百二十一条 内閣総理大臣は、前三条の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、第二百十八条又は第二百十九条の規定による処分をしたときにあっては、その旨及び当該処分を行った年月日を特定目的会社名簿に登録しなければならない。

数に内閣府令で定める率を乗じて得た数を超えて取得し、又は保有してはならない。

3 (略)

4 特定目的会社は、その議決権を有する出資の過半数の持分を有する法人の発行済株式又は出資の持分を取得し、又は所有してはならない。

第五百十二条 (略)

第五百十三条 (略)

第五百十四条 (略)

(事業報告書の提出)

第五百十五条 特定目的会社は、毎営業年度、内閣府令で定めるところにより、事業報告書を作成し、当該営業年度経過後三月以内に、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

第五百十六条 (略)

第五百十七条 (略)

(業務の停止命令)

第五百十八条 内閣総理大臣は、業務開始届出を行った特定目的会社が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

第五百十九条 (略)

(監督処分公告)

第六十条 内閣総理大臣は、前三条の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、第五百十七条又は第五百十八条の規定による処分をしたときにあっては、その旨及び当該処分を行った年月日を特定目的会社名簿に登録しなければならない。

第二百二十二条 (略)

第二百二十三条 (略)

(特定目的信託財産)

第二百二十四条 第二百二十二条(第四項を除く。)の規定は、特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者(信託会社等と特定目的信託契約を締結する者をいう。以下この編において同じ。)から特定目的信託の信託財産として取得する資産及び受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十五条 (略)

第二百二十六条 (略)

第二百二十七条 (略)

第二百二十八条 (略)

(特定目的信託契約)

第二百二十九条 特定目的信託契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 公告方法(特定目的信託に係る公告(この編又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないものとされているものを除く。)をする方法をいう。以下この編において同じ。)

七 (略)

第二百三十条 (略)

(資金の借入れ及び費用の負担)

第二百三十一条 受託信託会社等は、資金の借入れの限度額又は負担することができる費用(第二百四十七条、第二百四十八条(第二百五十三条において準用する場合を含む。)、第二百五十八條(第二百六十条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に關して負担するものとされたときを含む。))及び第二百七十一条第二項の規定により信託財産に關して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用

第百六十一条 (略)

第百六十二条 (略)

(特定目的信託財産)

第百六十三条 第百五十一条(第四項を除く。)の規定は、特定目的信託の受託者となる信託会社等が原委託者(信託会社等と特定目的信託契約を締結する者をいう。以下この編において同じ。)から特定目的信託の信託財産として取得する資産及び受託信託会社等が当該特定目的信託の信託財産として取得し、又は所有する資産について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百六十四条 (略)

第百六十五条 (略)

第百六十六条 (略)

第百六十七条 (略)

(特定目的信託契約)

第百六十八条 特定目的信託契約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 公告の方法

七 (略)

第百六十九条 (略)

(資金の借入れ及び費用の負担)

第百七十条 受託信託会社等は、資金の借入れの限度額又は負担することができる費用(第百八十六条、第百八十七条(第百九十二条において準用する場合を含む。))、第百九十七条(第百九十九条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ特定目的信託契約の定めにより信託財産に關して負担するものとされたときを含む。))及び第二百十條第二項の規定により信託財産に關して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。)の総額

と、同条第四項中「株主総会又は種類株主総会」とあるのは「権利者集会又は種類権利者集会」と、同法第二百二十六条第五項中「第二百九十九条第一項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「資産流動化法第二百四十二条第二項」と、同法第五百十条第一項中「登録株式質権者に」とあるのは「資産流動化法第二百三十九条第一項において準用する第四百八条各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者に」と、「当該登録株式質権者」とあるのは「当該質権者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 前項において準用する会社法第二百二十四条第一項から第三項までの規定は、第二百三十九条第一項において準用する同法第四百八条各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者について準用する。

第二百三十七条 (略)

第二百三十八条 (略)

(受益権についての会社法等の準用等)

第二百三十九条 会社法第六十六条（共有者による権利の行使）、第四百六十六条（株式の買入れ）、第四百七十七条第二項及び第三項（株式の買入れの對抗要件）、第四百八十八条（株主名簿の記載等）、第五百五十一条（第四号、第五号及び第十四号に係る部分に限る。）、第五百五十三条第二項及び第三項、第五百五十四条（株式の買入れの効果）及び第二百三十七条（株券所持の申出）の規定は特定目的信託の受益権について、小切手法（昭和八年法律第五十七号）第二十一条（善意取得）の規定は受益証券について、それぞれ準用する。この場合において、会社法第四百六十六条第二項及び第四百七十七条第二項中「株券発行会社の株式」とあるのは「特定目的信託の受益権」と、同項中「株券発行会社その他」とあるのは「受託信託会社等その他」と、同法第五百五十一条第十四号中「取得（第一号から第三号までに掲げる行為を除く。）」とあるのは「買取り又は消却」と、同法第五百五十四条中「登録株式質権者」とあるのは「資産流動化法第二百三十九条第一項において準用する第四百八条各号に掲げる事項が権利者名簿に記載され、又は記録された質権者」と、同法第二百三十七条第一項中「株券発行会社の株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「当該株券発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第二項から第四項まで及び第六項中「株券発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第二項中「種類株式発行会社」とあるのは「種類の異なる受益権を定めた場合」と、「株式の種類及び種類ごとの数」とあるのは「受益権の種類及び種類ごとの元本持分又は利益持分」と、小切手法第二十一条中「小切手が持参人払式」とあるのは「受益証券が無記名式」と、「裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九条ノ規定ニ依リ權利ヲ証明スルトキ」とあるのは「記名式ノモノニシテ其ノ所持人ノ氏名又ハ名称ノ記載ア

は「質権者」と、同法第二百二十四条ノ三第一項中「議決権ヲ行使シ又ハ配当ヲ受クベキ者其ノ他株主」とあるのは「受益証券ノ権利者」と、同条第三項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

第七百七十六条 (略)

第七百七十七条 (略)

(受益権についての商法等の準用等)

第七百七十八条 商法第二百三条第二項及び第三項（株式の共有）、第二百七条（株式の買入れ）、第二百八条（質権の効力）、第二百九条第一項及び第二項（株式の登録質）並びに第二百二十六条ノ二（株券の不所持制度）の規定は特定目的信託の受益権について、小切手法第二十一条（善意取得）の規定は受益証券について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百八条中「分割、転換又ハ買取」とあるのは「分割又ハ買取」と、同法第二百九条第一項中「記載シタルトキ（株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アルトキハ質権者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載又ハ記録シタルトキ）」とあるのは「記載シタルトキ」と、「利益若ハ利息ノ配当、残余財産ノ分配」とあるのは「元本ノ償還、利益ノ配当」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、小切手法第二十一条中「小切手が持参人払式」とあるのは「受益証券が無記名式」と、「裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九条ノ規定ニ依リ權利ヲ証明スルトキ」とあるのは「記名式ノモノニシテ受益証券ニ其ノ所持人ノ氏名又ハ名称ノ記載アリタルトキ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

「リタルトキ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 前項において準用する会社法第二百一十七条第一項から第五項までの規定により受益証券を発行しない場合におけるこの法律の規定の適用については、当該受益証券に表示されるべき特定目的信託の受益権の権利者は、受益証券の権利者とみなすほか、第二百八十六条の規定の適用については、当該受益証券に表示されるべき特定目的信託の受益権は、受益証券とみなす。

〔権利者集会〕

第二百四十条 (略)

第二百四十一条 (略)

〔招集権者〕

第二百四十二条 (略)

2・3 (略)

- 4 会社法第七百十八条第一項及び第三項（社債権者による招集の請求）並びに第七百十九条（第三号を除く。）（社債権者集会の招集の決定）の規定は、権利者集会の招集について準用する。この場合において、同法第七百十八条第一項中「ある種類の社債の総額（償還済みの金額を除く。）」とあるのは「総元本持分」と、「社債発行会社又は社債管理者」とあるのは「受託信託会社等、代表権利者又は特定信託管理者」と、同法第七百十九条第四号中「前三号」とあるのは「第一号及び第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 5 会社法第八百六十八条第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十四条（第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定は、前項において準用する同法第七百十八条第三項の規定による権利者集会の招集について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔決議の方法〕

第二百四十三条 (略)

2 (略)

- 3 第六十二条の規定は、権利者集会の決議の方法について準用する。この場合において、同条第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「有議決権事項に係る議案」とあるのは「議案」と、同条第二項中「第五十六条第一項」とあるのは「第二百四十二条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 前項において準用する商法第二百二十六条ノ二第一項から第三項までの規定により受益証券を発行しない場合におけるこの法律の規定の適用については、当該受益証券に表示されるべき特定目的信託の受益権の権利者は、受益証券の権利者とみなすほか、第二百五条の規定の適用については、当該受益証券に表示されるべき特定目的信託の受益権は、受益証券とみなす。

〔権利者集会〕

第七十九条 (略)

第一百八十条 (略)

〔招集権者〕

第一百八十一条 (略)

2・3 (略)

- 4 商法第三百二十条第三項及び第五項（少数社債権者による招集の請求）の規定は、権利者集会の招集について準用する。この場合において、同条第三項中「社債総額」とあるのは「総元本持分」と、「第一項ノ社債ヲ発行シタル会社又ハ社債管理会社」とあるのは「受託信託会社等、代表権利者又ハ特定信託管理者」と、同条第五項中「前二項」とあるのは「第三項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

〔新設〕

〔決議の方法〕

第一百八十二条 (略)

2 (略)

- 3 第六十条の規定は、権利者集会の決議の方法について準用する。この場合において、同条第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「有議決権事項に係る議案」とあるのは「議案」と、同条第二項中「第五十三条第一項」とあるのは「第一百八十一条第二項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百四十四条 (略)

第二百四十五条 (書面による議決権の行使) (略)

2 会社法第三百一条第一項(株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等)及び第三百十一条(書面による議決権の行使)の規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同法第三百一条第一項中「取締役は、第二百九十八条第一項第三号に掲げる事項を定めた場合には、第二百九十九条第一項」とあるのは「特定目的信託にあつては、権利者集会の招集」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(決議の執行)

第二百四十六条 (略)

2 会社法第七百八条(社債管理者等の行為の方式)及び第七百三十六条第三項(代表社債権者の選任等)の規定は、前項の権利者集会の決議により定められた者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百四十七条 (略)

(費用の負担)

第二百四十八条 (略)

2 次条において準用する会社法第七百三十二条の申立てに関する費用は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。ただし、裁判所は、利害関係人の申立てにより又は職権で、その全部又は一部について別に負担者を定めることができる。

(削る)

第八百八十三条 (略)

(書面による議決権の行使)

第八百八十四条 (略)

2 商法特例法第二十一条の三第二項から第六項まで(書面による議決権の行使)の規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の大会社」とあるのは「特定目的信託」と、同条第三項中「第一項の大会社」とあるのは「権利者集会の招集者」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(決議の執行)

第八百八十五条 (略)

2 商法第三百九条ノ五(社債管理会社等の行為の方式)及び第三百三十一条(数人の代表者又は執行者のある場合の特則)の規定は、前項の権利者集会の決議により定められた者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八百八十六条 (略)

(費用の負担)

第八百八十七条 (略)

2 次条において準用する商法第三百二十五条の請求に関する費用は、信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等の負担とする。ただし、裁判所は、利害関係人の申立てにより、又は職権をもつて、その全部又は一部について別に負担者を定めることができる。

(権利者集会に関する商法の準用)

第八百八十八条 商法第二百三十三条(招集地)、第二百三十七条ノ三第一項及び第二項(取締役等の説明義務)、第二百三十七条ノ四(総会の議長)、第二百三十九条第二項及び第四項(代理人による議決権行使)、第二百三十九条ノ四第一項及び第三項(議決権の不統一行使)、第二百四十三条(延期及び続行の決議)、第二百二十三條(社債発行会社の代表者の出席)、第二百二十五条から第二百二十八条まで(決議の認可の請求、決議の不認可事由、決議の効力、決議の認可に関する公告)、第二百三十三条(代表者・執行者の解任)並びに第三百三十九条第二項、第三項、第五項及び第六項(第二号を除く。)(議事録)の規定は、権利者集会について準用する。この場合において、同法第二百三十三条中「定款」とあるの

(権利者集会に関する会社法の準用)

第二百四十九条 会社法第三百十四條（取締役等の説明義務）、第三百十五條（議長の権限）、第七百二十五條第一項及び第二項（議決権の代理行使）、第七百二十八條（議決権の不統一行使）、第七百二十九條第二項（社債発行会社の代表者の出席等）、第七百三十條（延期又は続行の決議）、第七百三十一條（第三項第二号を除く。）（議事録）、第七百三十二條から第七百三十五條まで（社債権者集会の決議の認可の申立て、社債権者集会の決議の不認可、社債権者集会の決議の効力、社債権者集会の決議の認可又は不認可の決定の公告）並びに第七百三十八條（代表社債権者等の解任等）の規定は、権利者集会について準用する。この場合において、同法第三百十四條中「取締役、会計参与、監査役及び執行役」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百二十九條第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十條中「第七百二十九條及び第七百二十條」とあるのは「資産流動化法第二百四十二條」と、同法第七百三十一條第二項中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第三項中「社債管理者及び社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及び各受益証券の権利者」と、「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十三條第一号中「第六百七十六條の募集」とあるのは「受益証券の募集」と、「当該社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十五條中「社債発行会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第七百三十八條中「代表社債権者若しくは決議執行者」とあるのは「資産流動化法第二百四十六條第一項の決議により定めた者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2] 会社法第八百六十八條第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十條（第十号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一條本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る。）（陳述の聴取）、第八百七十一條本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る。）（陳述の聴取）、第八百七十一條本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る。）（陳述の聴取）

は「特定目的信託契約」と、同法第二百三十七條ノ三第一項及び第二項中「取締役及監査役」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第二百三十七條ノ四第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、同法第二百三十九條第二項中「会社」とあるのは「権利者集会」と、同法第二百三十九條ノ四第一項中「会社」とあるのは「権利者集会ノ招集者」と、同条第三項中「会社」とあるのは「権利者集会」と、同法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「資産の流動化に関する法律第八十一条第二項」と、同法第三百二十三條及び第三百二十八條中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同法第三百三十三條中「代表者若ハ執行者」とあるのは「其ノ決議ニ依リ定メタル執行者」と、同法第三百三十九條第三項中「社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者」とあるのは「受託信託会社等ノ代表者及代表権利者又ハ特定信託管理者」と、同条第五項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「受託信託会社等」と、同条第六項中「社債管理会社及社債権者」とあるのは「代表権利者、特定信託管理者及各受益証券ノ権利者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、前項において準用する同法第七百三十二条の決議の認可の申立てについて準用する。

(書面による決議)

第二百五十条 (略)

2 (略)

3 第六十三条第一項から第三項(第二号を除く。)までの規定及び権利者集会に関する規定(第二百四十三条第三項及び第二百四十五条を除く。)は、書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、第六十三条第一項中「取締役又は特定社員が社員総会の目的である事項のうち無議決権事項について提案をした場合において、当該提案」とあるのは「決議の目的たる事項」と、「当該提案を」とあるのは「当該事項を」と、同項及び同条第二項中「書面又は電磁的記録」とあるのは「書面」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(種類権利者集会)

第二百五十一条 資産信託流動化計画において特定目的信託に係る受益権を内容の異なる数種の受益権に分割した場合において、権利者集会の決議(第二百六十九条第一項第一号の承諾の決議、第二百七十三条第一項、第二百七十四条第一項及び第二百七十六条第一項の決議並びに第二百七十五条第一項の承認の決議に限る。)が、ある種類の受益権を表示する受益証券の権利者に損害を及ぼすおそれがあるときは、権利者集会の決議のほかに、当該種類の受益権に係る受益証券の権利者の集会(以下「種類権利者集会」という。)の承認(権利者集会の決議が損害を及ぼすおそれのある受益権の種類が二以上ある場合には、当該二以上の種類別に区分された受益権に係る受益証券の権利者を構成員とする各種類権利者集会の承認)を受けなければならない。

2 前項の規定による承認の決議は、各種類権利者集会ごとに当該種類権利者集会に係る受益権の元本持分の合計の二分の一(三分の一以上の割合を特定目的信託契約で定めた場合にあつては、その割合)を超える当該元本持分を有する受益証券の権利者が出席し、かつ、その議決権の三分の二(これを上回る割合を特定目的信託契約で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 (略)

(代表権利者等の出席)

第二百五十二条 (略)

2 会社法第七百二十条第一項及び第三項(社債権者集会の招集の通知)の規定は、種類権利

(書面による決議)

第百八十九条 (略)

2 (略)

3 第六十三条第二項、第四項及び第五項(第二号を除く。)並びに権利者集会に関する規定(第百八十二条第三項及び第百八十四条を除く。)は、書面による決議を行う場合について準用する。この場合において、第六十三条第二項中「無議決権事項」とあるのは「決議の目的たる事項」と、同条第二項及び第四項中「書面又は電磁的方法」とあるのは「書面」と、同項中「書面並びに第一項及び第二項の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録」とあるのは「書面」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(種類権利者集会)

第百九十条 資産信託流動化計画において特定目的信託に係る受益権を内容の異なる数種の受益権に分割した場合において、権利者集会の決議(第二百八条第一項第一号の承諾の決議、第二百九十二条第一項、第二百九十三条第一項及び第二百九十五条第一項の決議並びに第二百九十四条第一項の承認の決議に限る。)が、ある種類の受益権を表示する受益証券の権利者に損害を及ぼすおそれがあるときは、権利者集会の決議のほかに、当該種類の受益権に係る受益証券の権利者の集会(以下「種類権利者集会」という。)の承認(権利者集会の決議が損害を及ぼすおそれのある受益権の種類が二以上ある場合には、当該二以上の種類別に区分された受益権に係る受益証券の権利者を構成員とする各種類権利者集会の承認)を受けなければならない。

2 前項の規定による承認の決議は、各種類権利者集会ごとに当該種類権利者集会に係る受益権の元本持分の合計の二分の一を超える当該元本持分を有する受益証券の権利者が出席し、かつ、その議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

3 (略)

(代表権利者等の出席)

第百九十一条 (略)

2 商法第三百二十二条第二項及び第三項(社債発行会社又は社債管理会社の代表者の出席)

者集会について準用する。この場合において、同条第一項中「社債権者及び社債発行会社並びに社債管理者がある場合にあつては社債管理者」とあるのは「代表権利者又は特定信託管理者」と、同条第三項中「記載し、又は記録しなければ」とあるのは「記載しなければ」と読み替えるものとする。

(権利者集会に係る規定の準用)

第二百五十三條 第二百四十二條から第二百四十五條まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の規定は、種類権利者集会について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第二百五十四條 (略)

第二百五十五條 (略)

第二百五十六條 (略)

(代表権利者の辞任)

第二百五十七條 (略)

2 会社法第七百十一條第三項(社債管理者の辞任)、第八百六十八條第三項(非訟事件の管轄)、第八百六十九條(疎明)、第八百七十一條(理由の付記)、第八百七十四條(第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五條(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六條(最高裁判所規則)の規定は、前項の代表権利者の辞任について準用する。この場合において、同法第七百十一條第三項中「第一項」とあるのは、「資産流動化法第二百五十七條第一項」と読み替えるものとする。

第二百五十八條 (略)

(削る)

の規定は、種類権利者集会について準用する。この場合において、同条第二項中「前項ノ社債ヲ発行シタル会社及社債管理会社」とあるのは「代表権利者又ハ特定信託管理者」と、同条第三項中「第一項本文第二項及第三項」とあるのは「第一項本文及第三項」と、同条第三項において準用する同法第二百三十二條第一項本文中「各株主」とあるのは「代表権利者又ハ特定信託管理者」と読み替えるものとする。

(権利者集会に係る規定の準用)

第九十二條 第八十一條から第八十四條まで、第八十七條及び第八十八條の規定は、種類権利者集会について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九十三條 (略)

第九十四條 (略)

第九十五條 (略)

(代表権利者の辞任)

第九十六條 (略)

2 商法第三百十二條第三項(社債管理会社の辞任)の規定は、前項の代表権利者の辞任について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「資産の流動化に関する法律第九十六條第一項」と読み替えるものとする。

第九十七條 (略)

(代表権利者に関する商法の準用)

第九十八條 商法第二百七十五條ノ二(監査役の差止請求権)の規定は代表権利者の受託信託会社等に対する差止請求について、同法第三百九條ノ四(社債管理会社の特別代理人の選任)、第三百九條ノ五(社債管理会社等の行為の方式)及び第三百十一條ノ二第一項(社債管理会社の責任)の規定は代表権利者について、同法第三百三十三條(代表者・執行者の解任)の規定は代表権利者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百七十五條ノ二第一項中「会社ノ目的」とあるのは「特定目的信託ノ目的」と、「定款」と

(代表権利者に関する会社法の準用)

第二百五十九条 会社法第三百八十五条（監査役による取締役の行為の差止め）の規定は代表権利者の受託信託会社等に対する差止請求について、同法第七百七条（特別代理人の選任）第七百八条（社債管理者等の行為の方式）及び第七百十條第一項（社債管理者の責任）の規定は代表権利者について、同法第七百三十八條（代表社債権者等の解任等）の規定は代表権利者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百八十五条第一項中「監査役設置会社の目的」とあるのは「特定目的信託の目的」と、「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「監査役設置会社に著しい損害」とあるのは「信託財産に著しい損害」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特定目的信託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百六十八條第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十一條（理由の付記）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定は、前項において準用する同法第七百七條の特別代理人の選任について準用する。

(特定信託管理者)

第二百六十條 (略)

2 (略)

3 特定信託管理者は、第二百四十條第一項の規定にかかわらず、受益証券の権利者のために自己の名をもって特定目的信託の受益者及び委託者の権利（特定目的信託契約により受託信託会社等が受益者に対して負担する債務の弁済を受領する権利及び第二百五十四條第一項各号に掲げる権利を除く。）に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

4 (略)

5 第二百五十五條、第二百五十六條及び第二百五十八條並びに会社法第三百八十五條（監査役による取締役の行為の差止め）、第七百四條（社債管理者の義務）、第七百七條（特別代理人の選任）、第七百九條（二以上の社債管理者がある場合の特則）、第七百十條第一項（社債管理者の責任）、第七百十一條第一項前段及び第三項（社債管理者の辞任）並びに第七百十三條（社債管理者の解任）の規定は、特定信託管理者について準用する。この場合において、第二百五十六條第一項中「権利者集会において代表権利者を選任した場合は」とあるのは「受託信託会社等が特定信託管理者を定めたとき」と、第二百五十八條中「信託財産

あるのは「特定目的信託契約」と、「会社ニ著シキ損害」とあるのは「信託財産ニ著シキ損害」と、同法第三百十一條ノ第二項中「本法又ハ社債権者集会ノ決議」とあるのは「本法」特定目的信託契約又ハ権利者集会ノ決議」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(特定信託管理者)

第百九十九條 (略)

2 (略)

3 特定信託管理者は、第百七十九條第一項の規定にかかわらず、受益証券の権利者のために自己の名をもって特定目的信託の受益者及び委託者の権利（特定目的信託契約により受託信託会社等が受益者に対して負担する債務の弁済を受領する権利及び第百九十三條第一項各号に掲げる権利を除く。）に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

4 (略)

5 第百九十四條、第百九十五條及び第百九十七條並びに商法第二百七十五條ノ二（監査役の差止請求権）、第二百九十七條ノ三（社債管理会社の義務）、第三百九條ノ四（社債管理会社の特別代理人の選任）、第三百十條（二以上の社債管理会社のある場合の特則）、第三百十一條ノ第二項（社債管理会社の責任）、第三百十二條第一項前段及び第三項（社債管理会社の辞任）並びに第三百十三條（社債管理会社の解任）の規定は、特定信託管理者について準用する。この場合において、第百九十五條第一項中「権利者集会において代表権利者を選任した場合は」とあるのは「受託信託会社等が特定信託管理者を定めたとき」と、第百九

に關して負担する費用として」とあるのは「これについてあらかじめ特定目的信託契約に信託財産に關して負担する費用とする旨の定めがある場合を除き、」と、同法第三百八十五条第一項中「監査役設置会社の目的」とあるのは「特定目的信託の目的」と、「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「監査役設置会社に著しい損害」とあるのは「信託財産に著しい損害」と、同法第七百十條第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特定目的信託契約」と、同法第七百一十一條第一項前段及び第七百十三條中「社債發行会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6| 会社法第八百六十八條第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十一條（理由の付記）、第八百七十四條（第一号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定は前項において準用する同法第七百七條の特別代理人の選任について、同法第八百六十八條第三項（非訟事件の管轄）、第八百六十九條（疎明）、第八百七十一條（理由の付記）、第八百七十四條（第四号に係る部分に限る。）、（不服申立ての制限）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定は前項において準用する同法第七百一十一條第三項の特定信託管理者の辞任について、同法第八百六十八條第三項（非訟事件の管轄）、第八百七十條（第三号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第八百七十一條本文（理由の付記）、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第八百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第八百七十六條（最高裁判所規則）の規定は前項において準用する同法第七百十三條の特定信託管理者の解任について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7| 8| （略）

（代表権利者等が存しない場合の特定目的信託の受益者及び委託者の権利の行使）

第二百六十一條 代表権利者及び特定信託管理者が存しないときは、各受益証券の権利者は、第二百四十條第一項の規定にかかわらず、この法律により権利者集会の決議によるものとして定められた事項及び権利者集会の招集に係る事項を除き、特定目的信託の受益者及び委託者の権利を行使することができる。

（受益証券の権利者の差止請求権）

第二百六十二條 受託信託会社等が法令又は特定目的信託契約に違反する行為を行い、これにより信託財産に回復することができない損害を生ずるおそれがある場合においては、第二百四十條第一項の規定にかかわらず、各受益証券の権利者は、信託財産のために、受託信託会社等に対し、その行為をやめるよう請求することができる。

十七條中「信託財産に關して負担する費用として」とあるのは「これについてあらかじめ特定目的信託契約に信託財産に關して負担する費用とする旨の定めがある場合を除き、」と、同法第二百七十五條ノ二第一項中「会社ノ目的」とあるのは「特定目的信託ノ目的」と、「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「会社ニ著シキ損害」とあるのは「信託財産ニ著シキ損害」と、同法第三百一十一條ノ二第一項中「本法」とあるのは「本法、特定目的信託契約」と、同法第三百十二條第一項前段及び第三百十三條中「社債ヲ發行シタル会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新設）

6| 7| （略）

（代表権利者等が存しない場合の特定目的信託の受益者及び委託者の権利の行使）

第二百六十一條 代表権利者及び特定信託管理者が存しないときは、各受益証券の権利者は、第二百四十條第一項の規定にかかわらず、この法律により権利者集会の決議によるものとして定められた事項及び権利者集会の招集に係る事項を除き、特定目的信託の受益者及び委託者の権利を行使することができる。

（受益証券の権利者の差止請求権）

第二百六十二條 受託信託会社等が法令又は特定目的信託契約に違反する行為を行い、これにより信託財産に回復することができない損害を生ずるおそれがある場合においては、第二百四十條第一項の規定にかかわらず、各受益証券の権利者は、信託財産のために、受託信託会社等に対し、その行為をやめるよう請求することができる。

(信託財産の管理方法の変更の請求)

第二百六十三条 各受益証券の権利者は、第二百四十条第一項の規定にかかわらず、信託法第二十三条の規定により、信託財産の管理方法の変更を裁判所に請求することができる。

(計算書類等の作成)

第二百六十四条 受託信託会社等は、毎年一回一定の期日に信託財産について、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる資料及びその附属明細書を作成しなければならない。

一 三 (略)

2 受託信託会社等は、前項の資料を、同項の規定により作成した日から五年間、その本店に備え置かなければならない。

3 受託信託会社等は、第一項の資料の写しを、前項に規定する日から三年間、その支店に備え置かなければならない。

4 会社法第四百四十二条第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(計算書類等の備置き及び閲覧等)の規定は、第一項の資料について準用する。この場合において、同条第三項中「債権者」とあるのは「特定目的信託の受託信託会社等が信託事務を処理するために行った資金の借入れに係る債権者」と、「第一号又は第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 (略)

第二百六十五条 (略)

第二百六十六条 (略)

(受益証券の権利者の閲覧請求権等)

第二百六十七条 百分の三(これを下回る割合を特定目的信託契約で定めた場合にあっては、その割合)以上の元本持分を有する受益証券の権利者は、第二百四十条第一項の規定にかかわらず、受託信託会社等に対し信託法第三十九条の書類(以下「帳簿等」という。)の閲覧若しくは謄写又は信託事務の処理について説明を求めることができる。

2 4 (略)

(信託財産の管理方法の変更の請求)

第二百二条 各受益証券の権利者は、第一百七十九条第一項の規定にかかわらず、信託法第二十三条の規定により、信託財産の管理方法の変更を裁判所に請求することができる。

(計算書類等の作成)

第二百三条 受託信託会社等は、毎年一回一定の期日に信託財産について、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類及びその附属明細書を作成しなければならない。

一 三 (略)

2 商法第二百八十二条第一項及び第二項(第三号及び第四号を除く。)(計算書類等の公示)の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、同条第一項中「定時總會ノ会日」とあるのは「資産の流動化に関する法律第二百三条第一項ノ期日」と、「其ノ謄本(其ノ作成ニ代ヘテ電磁的記録ノ作成ガ為サレタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ヲ含ム)」とあるのは「其ノ謄本」と、同条第二項中「会社ノ債権者」とあるのは「特定目的信託ノ受託信託会社等が信託事務ヲ処理スルニ当リ行ヒタル資金ノ借入ニ係ル債権者」と、「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(新設)

3 (略)

第二百四条 (略)

第二百五条 (略)

(受益証券の権利者の閲覧請求権等)

第二百六条 百分の三以上の元本持分を有する受益証券の権利者は、第一百七十九条第一項の規定にかかわらず、受託信託会社等に対し信託法第三十九条の書類(以下「帳簿等」という。)の閲覧若しくは謄写又は信託事務の処理について説明を求めることができる。

2 4 (略)

(受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与)

第二百六十八条 (略)

2 (略)

3 会社法第二百二十条第二項及び第三項(株主の権利の行使に関する利益の供与)の規定は、受益証券の権利者の権利の行使に関する利益の供与について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定目的信託契約の変更)

第二百六十九条 (略)

2 前項第一号の規定にかかわらず、特定目的信託契約の変更のうち、資産信託流動化計画に記載する事項で次に掲げるものについての変更は、行うことができない。

- 一 第二百二十六条第一項第二号に掲げる事項のうち内閣府令で定めるもの
- 二 第二百二十六条第一項第三号から第五号までに掲げる事項のうち内閣府令で定めるもの(あらかじめ変更を行う場合の条件が資産信託流動化計画に定められている場合を除く。)

三 第二百二十五条第一項の規定による届出に係る資産信託流動化計画にその変更ができない旨の定めがあるもの

3 第一項第一号の場合において、受託信託会社等は、特定目的信託契約の変更に関する議案の要領を第二百四十二条第二項の規定による通知に記載しなければならない。

4 第一項第一号の承諾を行う権利者集会の決議は、総元本持分の二分の一(三分の一以上の割合を特定目的信託契約で定めた場合にあつては、その割合)を超える元本持分を有する受益証券の権利者が出席し、かつ、その議決権の三分の二(これを上回る割合を特定目的信託契約で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合において、第二百四十四条第三項の規定は、適用しない。

5 (略)

(変更の通知等)

第二百七十条 前条第五項の場合において、受託信託会社等は、資産信託流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を各受益証券の権利者に通知し、又は内閣府令で定めるところにより、公告しなければならない。

(反対者の買取請求権)

第二百七十一条 第二百六十九条第一項(第一号の場合に限る。)の規定により資産信託流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更を行う場合において、これを承諾する

(受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与)

第二百七条 (略)

2 (略)

3 商法第二百九十五条第二項及び第三項(株主の権利行使に関する利益供与)の規定は、受益証券の権利者の権利の行使に関する利益供与について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定目的信託契約の変更)

第二百八条 (略)

2 (同上)

- 一 第二百六十五条第一項第二号に掲げる事項のうち内閣府令で定めるもの
- 二 第二百六十五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項のうち内閣府令で定めるもの(あらかじめ変更を行う場合の条件が資産信託流動化計画に定められている場合を除く。)

三 第二百六十四条第一項の規定による届出に係る資産信託流動化計画にその変更ができない旨の定めがあるもの

3 第一項第一号の場合において、受託信託会社等は、特定目的信託契約の変更に関する議案の要領を第二百八十一条第二項の規定による通知に記載しなければならない。

4 第一項第一号の承諾を行う権利者集会の決議は、総元本持分の二分の一を超える元本持分を有する受益証券の権利者が出席し、かつ、その議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合において、第二百八十三条第三項の規定は、適用しない。

5 (略)

(変更の通知等)

第二百九条 前条第五項の場合において、受託信託会社等は、資産信託流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を各受益証券の権利者に通知し、又は公告しなければならない。

(反対者の買取請求権)

第二百十条 第二百八条第一項(第一号の場合に限る。)の規定により資産信託流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更を行う場合において、これを承諾する決議を行

決議を行う権利者集会に先立ってその変更に対抗する旨を受託信託会社等に対し書面をもって通知し、かつ、当該権利者集会において反対した受益証券の権利者は、当該受託信託会社等に対し、自己の有する受益権を公正な価格をもって買い取るべき旨を請求することができる。

2・3 (略)

4 会社法第百十六條第三項から第七項まで（反対株主の株式買取請求）、第百十七條（株式の価格の決定等）、第百六十八條第一項（非訟事件の管轄）、第百七十條（第四号に係る部分に限る。）、（陳述の聴取）、第百七十一條本文（理由の付記）、第百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、（即時抗告）、第百七十三條本文（原裁判の執行停止）、第百七十五條（非訟事件手続法の規定の適用除外）及び第百七十六條（最高裁判所規則）の規定は、第一項の受益権の買取りの請求について準用する。この場合において、同法第百十六條第三項中「第一項各号の行為」とあるのは「資産流動化法第百六十九條第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更」と、「当該行為」とあるのは「当該契約の変更」と、「同項各号に定める」とあるのは「資産流動化法第百七十一條第一項に規定する」と、同法第五項中「第一項」とあるのは「資産流動化法第百七十一條第一項」と、「株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）」とあるのは「元本持分（種類の異なる受益権を定めた場合にあつては、受益権の種類及び種類ごとの元本持分）」と、同法第七項中「第一項各号の行為」とあるのは「資産流動化法第百六十九條第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更」と、同法第百十七條第六項中「株券発行会社（その株式（種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式）に係る株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。以下同じ。）」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（元本持分を有しない種類の受益権に係る特例）

第二百七十二條 特定目的信託契約において受益権を元本持分を有しない種類の受益権に分割している場合であつて第二百六十九條第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更を行うときは、権利者集会の承諾のほか種類権利者集会（元本持分を有しない種類の受益権に係るものに限る。）の承諾を得なければならない。

2 第二百六十九條第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の承諾の決議を行う種類権利者集会について準用する。この場合において、第二百六十九條第四項中「元本持分」とあるのは「利益持分」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（受託信託会社等の責任の免除）

う権利者集会に先立ってその変更に対抗する旨を受託信託会社等に対し書面をもって通知し、かつ、当該権利者集会において反対した受益証券の権利者は、当該受託信託会社等に対し、自己の有する受益権を当該変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価格をもって買い取るべき旨を請求することができる。

2・3 (略)

4 商法第百四十五條ノ三第一項（買取請求の手続）及び第百四十五條ノ四（買取請求の失効）の規定は、第一項の受益権の買取りの請求について準用する。この場合において、同法第百四十五條ノ三第一項中「株式ノ種類及数」とあるのは「受益権ノ種類及元本持分」と、同法第百四十五條ノ四中「第二百四十五條第一項ニ掲グル行為」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百八條第一項（第一号ノ場合ニ限ル。）ノ規定ニ依リ資産信託流動化計画ニ記載スル事項ニ係ル特定目的信託契約ノ変更」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（元本持分を有しない種類の受益権に係る特例）

第二百八十一條 特定目的信託契約において受益権を元本持分を有しない種類の受益権に分割している場合であつて第二百八條第一項（第一号の場合に限る。）の規定により資産信託流動化計画に記載する事項に係る特定目的信託契約の変更を行うときは、権利者集会の承諾のほか種類権利者集会（元本持分を有しない種類の受益権に係るものに限る。）の承諾を得なければならない。

2 第二百八條第三項及び第四項並びに前条の規定は、前項の承諾の決議を行う種類権利者集会について準用する。この場合において、第二百八條第四項中「元本持分」とあるのは「利益持分」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（受託信託会社等の責任の免除）

第二百七十三条 (略)

2 前項の権利者集会の決議は、受益証券の権利者の全員一致をもって行う。この場合において、第二百四十四条第三項の規定は、適用しない。

(受託信託会社等の辞任及び解任)

第二百七十四条 (略)

2・4 (略)

5 第二百六十九条第四項の規定は第一項の権利者集会の決議について、会社法第八百六十八條第一項（非訟事件の管轄）の規定は第二項（第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定により解任する場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百七十五条 (略)

2・3 (略)

4 第二百四十四条第三項の規定は、第一項の承認を行う権利者集会については、適用しない。

5 会社法第四百四十二条第三項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）（計算書類等の備置き及び閲覧等）の規定は、第一項の財産目録及び貸借対照表について準用する。この場合において、同条第三項本文中「株主及び債権者」とあるのは「各受益証券の権利者及び受託信託会社等であった信託会社等が当該特定目的信託の事務を処理するために行った資金の借入れに係る債権者」と、「第二号又は第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定目的信託契約の解除の決議)

第二百七十六条 (略)

2 第二百六十九条第四項の規定は、前項の決議について準用する。

(特定目的信託契約の解除の判決)

第二百七十七条 (略)

2 会社法第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）及び第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定目的信託契約の終了原因)

第二百七十八条 特定目的信託契約は、次に掲げる事由によって終了する。

第二百十二条 (略)

2 前項の権利者集会の決議は、受益証券の権利者の全員一致をもって行う。この場合において、第八百八十三条第三項の規定は、適用しない。

(受託信託会社等の辞任及び解任)

第二百十三条 (略)

2・4 (略)

5 第二百八条第四項の規定は第一項の権利者集会の決議について、商法第八十八条（管轄裁判所）の規定は第二項（第三項の規定により適用する場合を含む。）の場合について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百十四条 (略)

2・3 (略)

4 第八百八十三条第三項の規定は、第一項の承認を行う権利者集会については、適用しない。

5 商法第二百八十二条第二項（第三号及び第四号を除く。）（計算書類等の公示）の規定は、第一項に規定する書類について準用する。この場合において、同条第二項中「株主及会社ノ債権者」とあるのは「各受益証券ノ権利者及受託信託会社等デアツタ信託会社等ガ当該特定目的信託ノ事務ヲ処理スルニ当リ行ヒタル資金ノ借入ニ係ル債権者」と、「第二号又ハ第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定目的信託契約の解除の決議)

第二百十五条 (略)

2 第二百八条第四項の規定は、前項の決議について準用する。

(特定目的信託契約の解除の判決)

第二百十六条 (略)

2 商法第八十八条（管轄裁判所）及び第九十九条第二項（敗訴原告の賠償責任）の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(特定目的信託契約の終了原因)

第二百十七条 特定目的信託契約は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 (略)
- 二 第二百七十六條の権利者集会の決議
- 三・四 (略)

(特定目的信託契約の終了時における信託財産の分配)

第二百七十九條 (略)

2 (略)

3 第二百七十五條第一項、第三項及び第四項並びに会社法第四百四十二條第三項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)(計算書類等の備置き及び閲覧等)の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第二百七十五條第一項中「当該受託信託会社等であつた信託会社等(以下この条において「前受託信託会社等」という。)」とあるのは「当該受託信託会社等」と、同法第四百四十二條第三項中「株主及び債権者」とあるのは「各受益証券の権利者」と、「第二号又は第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百八十條 (略)

(受託信託会社等の費用償還請求権)

第二百八十一條 受託信託会社等は、信託財産に関して負担した公租公課、第二百三十一條の規定により行つた資金の借入れに係る債務その他の費用又は信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害の補償については、信託財産を売却し、他の権利者に先立ってその権利を行使することができる。ただし、その権利を行使することが信託の目的に反することとなる場合には、その間、行使することができない。

2 (略)

第二百八十二條 (略)

(特定目的信託契約及び経理者名簿の公示)

第二百八十三條 受託信託会社等は、特定目的信託契約の契約書の副本又は謄本を本店及び支店に、権利者名簿を本店に備え置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、権利者名簿管理人を置いた場合には、権利者名簿をその営業所に備え置かなければならない。

3 受託信託会社等が特定目的信託に係る信託事務を処理するに当たって行つた資金の借入れ

- 一 (略)
- 二 第二百十五條の権利者集会の決議
- 三・四 (略)

(特定目的信託契約の終了時における信託財産の分配)

第二百十八條 (略)

2 (略)

3 第二百十四條第一項、第三項及び第四項並びに商法第二百八十二條第二項(第三号及び第四号を除く。)(計算書類等の公示)の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、第二百十四條第一項中「当該受託信託会社等であつた信託会社等(以下この条において「前受託信託会社等」という。)」とあるのは「当該受託信託会社等」と、同法第二百八十二條第二項中「株主及会社ノ債権者」とあるのは「各受益証券ノ権利者」と、「第二号又は第四号」とあるのは「第二号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百十九條 (略)

(受託信託会社等の費用償還請求権)

第二百二十條 受託信託会社等は、信託財産に関して負担した公租公課、第七十條の規定により行つた資金の借入れに係る債務その他の費用又は信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害の補償については、信託財産を売却し、他の権利者に先立ってその権利を行使することができる。ただし、その権利を行使することが信託の目的に反することとなる場合には、その間、行使することができない。

2 (略)

第二百二十一條 (略)

(特定目的信託契約及び権利者名簿等の公示)

第二百二十二條 受託信託会社等は、特定目的信託契約の契約書の副本又は謄本を本店及び支店に、権利者名簿を本店に備え置かなければならない。ただし、名義書換代理人を置いた場合には、権利者名簿を本店に備え置くことに代えて、名義書換代理人の営業所に備え置くことができる。

2 受託信託会社等は、名義書換代理人を置いた場合には、名義書換のための権利者名簿の複本を、当該名義書換代理人の営業所に備え置くことができる。

3 受託信託会社等が特定目的信託に係る信託事務を処理するに当たって行つた資金の借入れ

に係る債権者、各受益証券の権利者、代表権利者及び特定信託管理者は、受託信託会社等又は権利者名簿管理人の営業時間内においていつでも前二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。

(業務の委託)

第二百八十四条 (略)

- 2 前項の場合において、受託信託会社等が信託財産たる不動産(建物又は宅地建物取引業法第二条第一号に規定する宅地をいう。)の売買、交換又は賃貸に係る業務を委託するときは、不動産特定共同事業法第六条各号のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。
- 3 第二百条第四項及び第二百二条の規定は、第一項の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百八十五条 (略)

(受益証券の募集等)

- 第二百八十六条 第二百八条第二項及び第二百九条の規定は、原委託者が行う受益証券の募集等(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。次項において同じ。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

- 4 第四十条第九項の規定は、特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本その他内閣府令で定める書類の交付について準用する。この場合において、同項中「取締役」とあるのは「受託信託会社等」と、「前項」とあるのは「第二百八十六条第二項及び第三項」と、「申込者」とあるのは「受益証券の募集等の相手方」と、「資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項」とあるのは「特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本に記載すべき事項その他内閣府令で定める事項」と読み替えるものとする。

(削る)

に係る債権者、各受益証券の権利者、代表権利者及び特定信託管理者は、受託信託会社等又は名義書換代理人の営業時間内においていつでも前二項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。

(業務の委託)

第二百二十三条 (略)

- 2 前項の場合において、受託信託会社等が信託財産たる不動産(宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。)の売買、交換又は賃貸に係る業務を委託するときは、不動産特定共同事業法第六条各号のいずれにも該当しない者に委託しなければならない。
- 3 第四百四十四条第四項及び第四百四十六条の規定は、第一項の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百二十四条 (略)

(受益証券の募集等)

- 第二百二十五条 第五百十条の三第二項及び第五百十条の四の規定は、原委託者が行う受益証券の募集等(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。次項において同じ。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2・3 (略)

- 4 第三十八条第九項の規定は、特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本その他内閣府令で定める書類の交付について準用する。この場合において、同項中「取締役」とあるのは「受託信託会社等」と、「前項」とあるのは「第二百二十五条第二項及び第三項」と、「優先出資の申込者」とあるのは「受益証券の募集等の相手方」と、「資産流動化計画の謄本又は抄本に記載すべき事項」とあるのは「特定目的信託契約の契約書の謄本又は抄本に記載すべき事項その他内閣府令で定める事項」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法等の準用)

- 第二百二十六条 非訟事件手続法第二百六条第一項、第三百三十一条、第三百三十二条及び第三百三十二条ノ六(会社及び競売に関する事件)並びに第三百三十五条ノ十五、第三百三十五条ノ十六、第三百三十五条ノ十八から第三百三十五条ノ二十まで及び第三百三十五条ノ二十三(社債に関する事件)の規定は、特定目的信託について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 商法中署名すべき場合に関する法律の規定は、特定目的信託について準用する。

(不動産登記法等に係る特例等)

第二百八十七条 (略)

2・3 (略)

4 第二百四十四条第三項の規定は、前二項の規定による権利者集会については、適用しない。

(公告方法)

第二百八十八条 特定目的信託の受託者となる信託会社等(会社を除く。)は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを特定目的信託契約で定めなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告(公告方法のうち、電磁的方法(会社法第二十三条三十四号に規定する電磁的方法をいう。)により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。次項及び第三項において同じ。)

2 前項第三号に掲げる方法を公告方法とする旨を特定目的信託契約で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを特定目的信託契約で定めることができる。

3 会社法第九百四十条第一項(第二号及び第三号を除く。)及び第三項(電子公告の公告期間等)、第九百四十一条(電子公告調査)、第九百四十六条(調査の義務等)、第九百四十七条(電子公告調査を行うことができない場合)、第九百五十一条第二項(財務諸表等の備置き及び閲覧等)、第九百五十三条(改善命令)並びに第九百五十五条(調査記録簿等の記載等)の規定は、受託信託会社等(会社を除く。)が電子公告によりこの法律の規定による特定目的信託に係る公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百四十条第一項中「この法律」とあるのは「資産流動化法第三編」と、同項第四号中「前三号」とあるのは「第一号」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、同法第九百四十一条中「この法律又は他の法律の規定による公告(第四百四十条第一項の規定による公告を除く。以下この節において同じ。)」とあるのは「資産流動化法第三編の規定による特定目的信託に係る公告」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 第一項及び第二項の規定は、特定目的信託の受託者となる信託会社等(会社に限る。)について準用する。この場合において、第一項第三号中「公告方法のうち、電磁的方法(会社法第二十三条三十四号に規定する電磁的方法をいう。)」により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。次項及び第三項において同じ。」とあるのは「会社法第二十三条三十四号に規

(不動産登記法等に係る特例等)

第二百二十七条 (略)

2・3 (略)

4 第百八十三条第三項の規定は、前二項の規定による権利者集会については、適用しない。

(新設)

定する電子公告をいう。次項において同じ。」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第九百四十条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項（電子公告の公告期間等）の規定は、受託信託会社等（会社に限る。）が電子公告によりこの法律の規定による特定目的信託に係る公告をする場合について準用する。この場合において、同条第一項第一号中「この法律」とあるのは「資産流動化法第三編」と、同条第四号中「前三号」とあるのは「第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百八十九条（略）

（権限の委任等）

第二百九十条（略）

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第二百九条において準用する第二百七条第一項の規定による権限（資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第二百八十六条第一項において準用する第二百七条第一項の規定による権限（受益証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第二百七条第一項（第二百九条）第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によるものを委員会に委任することができる。

4～7 （略）

第二百九十一条（略）

第二百九十二条（略）

第二百九十三条（略）

第二百九十四条 次の各号に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二百二十八条（略）

（権限の委任等）

第二百二十九条（略）

2 金融庁長官は、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 第百五十条の四において準用する第百五十六条第一項の規定による権限（資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

二 第二百二十五条第一項において準用する第百五十条の四において準用する第百五十六条第一項の規定による権限（受益証券の募集等に係る取引の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）

3 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により委任された権限（前項の規定により委員会に委任されたものを除く。）のうち、第百五十六条第一項（第百五十条の四）（第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定によるものを委員会に委任することができる。

4～7 （略）

第二百二十九条の二（略）

第二百三十条（略）

第二百三十一条（略）

第二百三十二条（同上）

一 第四条第一項又は第十一条第一項の規定に違反して届出をしないで資産の流動化に係る業務を行ったとき。

二・三 (略)

四 第百九十五条第一項の規定に違反したとき。

五 第百九十六条の規定に違反したとき。

六 第百九十三条の規定に違反して同条に規定する者に同条に規定する業務を委託せず、当該業務を行ったとき。

七 第百九十七条の規定に違反して募集等に係る事務を行ったとき。

八 第百九十八条第二項(第百八十六条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をしないで募集等の取扱いを行ったとき。

九 第百九十九条(第百八十六条第一項において準用する場合を含む。)において準用する証券取引法第四十二条の二第一項の規定に違反したとき。

十 第百二十五条第一項の規定に違反して届出をしないで特定目的信託契約を締結したとき、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第百二十七条第一項の規定に違反して届出をしなかったとき。

十二 第四条第二項(第十一条第五項において準用する場合を含む。)の届出書若しくは第百九十九条各号(第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる資料若しくは第百九十九条各号(第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる電磁的記録、第百九十九条第二項(第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する資料、第百九十九条第二項(第百二十七条第二項において準用する場合を含む。)の届出書若しくは第百九十九条第三項各号(第百二十七条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類、第百九十九条第三項の書類又は第百二十五条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載又は記録をして提出したとき。

第百九十五条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百九十三条の規定に違反したとき(前条第一号又は第四号に該当する場合を除く。)

二 第百九十九条(第百九十九条(第百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百九十六条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、

一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百九十五条の規定による帳簿及び資料の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿及

一 第三条第一項又は第十一条第一項の規定に違反して届出をしないで資産の流動化に係る業務を行ったとき。

二・三 (略)

四 第百四十二条の規定に違反したとき。

五 第百四十二条の規定に違反したとき。

六 第百四十七条の規定に違反して同条に規定する者に同条に規定する業務を委託せず、当該業務を行ったとき。

七 第百五十条の二の規定に違反して募集等に係る事務を行ったとき。

八 第百五十条の三第二項(第百二十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して届出をしないで募集等の取扱いを行ったとき。

九 第百五十条の四(第百二十五条第一項において準用する場合を含む。)において準用する証券取引法第四十二条の二第一項の規定に違反したとき。

十 第百六十四条第一項の規定に違反して届出をしないで特定目的信託契約を締結したとき、又は虚偽の届出をしたとき。

十一 第百六十六条第一項の規定に違反して届出をしなかったとき。

十二 第三条第二項(第十一条第五項において準用する場合を含む。)の届出書若しくは第百九十九条各号(第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる資料若しくは第百九十九条各号(第十一条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる電磁的記録、第百九十九条第二項(第十一条第五項において準用する場合を含む。)に規定する資料、第百九十九条第二項(第百六十六条第二項において準用する場合を含む。)の届出書若しくは第百九十九条第三項各号(第百六十六条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる書類、第百九十九条第三項の書類又は第百六十四条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載又は記録をして提出したとき。

第百三十三条 (同上)

一 第百五十二条の規定に違反したとき(前条第一号又は第四号に該当する場合を除く。)

二 第百五十八条(第百五十条の四(第百二十五条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第百三十四条 (同上)

一 第百五十四条の規定による帳簿及び資料の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿及

び資料の作成をしたとき。

二 第二百十六条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の事業報告書を提出したとき。

三 第二百十七条第一項(第二百九条(第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、第二百十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第二百九十七条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二百九条(第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。))において準用する証券取引法第四十二条の二第二項の規定に違反したとき。

二 第二百九条において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第二百九十八条 第二百八条(第二百九条(第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百九十九条 次の各号に掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項又は第二百二十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二百一十一条又は第二百十四条の規定に違反したとき。

三 第二百三十一条又は第二百三十二条の規定に違反したとき。

第三百条 第二百九条(第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による報告書の交付をせず、又は虚偽の記載をした報告書の交付をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百九十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

び資料の作成をしたとき。

二 第五百十五条の規定による事業報告書を提出せず、又は虚偽の事業報告書を提出したとき。

三 第五百十六条第一項(第五百十条の四(第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、第五百十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第五百十六条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

第二百三十五条 次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五百十条の四(第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。次号において同じ。))において準用する証券取引法第四十二条の二第二項の規定に違反したとき。

二 第五百十条の四において準用する証券取引法第四十二条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出したとき。

第二百三十六条 第五百七条(第五百十条の四(第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百三十七条 (同上)

一 第十条第一項又は第六十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第五百十条の七又は第五百十三條の規定に違反したとき。

三 第七十条又は第七十一条の規定に違反したとき。

第二百三十八条 第五百十条の四(第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。))において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による報告書の交付をせず、又は虚偽の記載をした報告書の交付をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二百三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二百三十二条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

（取締役等の特別背任罪）

第三百二条 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は特定目的会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該特定目的会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 特定目的会社の発起人

二 特定目的会社の設立時取締役又は設立時監査役

三 特定目的会社の取締役、会計参与又は監査役

四 民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された特定目的会社の取締役又は監査役の職務を代行する者

五 第七十六条第二項の規定により選任された特定目的会社の一時役員（第六十八条第一項に規定する役員をいう。）の職務を行うべき者又は第八十五条において準用する会社法第三百五十一条第二項の規定により選任された特定目的会社の一時代表取締役の職務を行うべき者

六 特定目的会社の支配人

七 特定目的会社の事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人

八 特定目的会社の検査役

2 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は清算特定目的会社に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算特定目的会社に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算特定目的会社の清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された清算特定目的会社の清算人の職務を代行する者

三 第六十八条第五項において準用する第七十六条第二項の規定又は第七十一条第六項において準用する会社法第三百五十一条第二項の規定により選任された清算特定目的会社の一時清算人又は代表清算人の職務を行うべき者

四 清算特定目的会社の清算人代理

五 清算特定目的会社の監督委員

六 清算特定目的会社の調査委員

3 次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は特定目的信託の受益証券の権利者に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該受益証券の権利者に財産上の損害を加えたときも、第一項と同様とする。

一 受託信託会社等の取締役又は執行役

二 受託信託会社等の支配人

三 受託信託会社等の事業に関するある種類又は特定の事項の委任を受けた使用人

四 第二百八十四条の規定により業務の委託を受けた者（法人である場合にあつては、その

（発起人、取締役等の特別背任罪）

第二百四十条 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条若しくは第八十四条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者又は支配人その他営業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該特定目的会社に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特定目的会社の清算人又は第三百三十条第一項において準用する商法第二百三十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者若しくは第三百三十条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的会社に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該特定目的会社に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3 受託信託会社等の取締役、執行役若しくは支配人その他営業に関するある種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は第二百二十三条の規定により業務の委託を受けた者（法人である場合においては、その取締役、執行役又は支配人その他営業に関するある種類若しくは特定の事項の委託を受けた使用人）が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的信託の受益証券の権利者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該受益証券の権利者に財産上の損害を加えたときも、第一項と同様とする。

取締役、執行役又は支配人その他事業に関するある種類又は特定の事項の委託を受けた使用人)

4 (略)

(代表特定社債権者等の特別背任罪)

第三百三条 特定目的会社の代表特定社債権者又は決議執行者(第二百九条第二項において準用する会社法第七百三十七条第二項に規定する決議執行者をいう。以下同じ。)が、自己若しくは第三者の利益を図り又は特定社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、特定社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特定目的信託の代表権利者若しくは特定目的信託管理者又は第二百四十六条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的信託の受益証券の権利者に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該受益証券の権利者に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3 (略)

(特定目的会社財産等を危うくする罪等)

第三百四条 第三百二条第一項第一号又は第二号に掲げる者が、第十六条第三項各号に掲げる事項について、又は第十九条第一項の規定による払込み若しくは給付について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2| 第三百二条第一項第三号から第五号までに掲げる者が、第三十六条第一項第三号に掲げる

4 (略)

(特定社債権者集会の代表者等の特別背任罪)

第二百四十一条 特定目的会社の特定社債権者集会の代表者又はその決議を執行する者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定社債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、特定社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特定目的信託の代表権利者若しくは特定目的信託管理者又は第二百八十五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は特定目的信託の受益証券の権利者に損害を与える目的で、その任務に背く行為をし、当該受益証券の権利者に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

3 (略)

(特定目的会社財産等を危うくする罪等)

第二百四十二条 第二百四十条第一項に規定する者又は特定目的会社の検査役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 特定目的会社の設立又は特定資本の増加の場合において、特定出資の総口数の引受け、特定出資の払込み若しくは現物出資の給付について、又は第十八条第三項各号若しくは第二百六条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項について、裁判所に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二 第二百八条の八又は第二百九条の規定による手続により優先資本の減少又は優先出資の消却を行う場合において、同項の貸借対照表上の純資産の額について、特定目的会社の社員総会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

三 何人の名義をもってするかを問わず、特定目的会社の計算において不正にその特定持分若しくは優先出資を取得し、又質権の目的としてその特定持分若しくは優先出資を受けたとき。

四 法令若しくは定款の規定又は資産流動化計画の定めに違反して、利益の配当、第二百二条第一項の金銭の分配又は特定持分若しくは優先出資の消却を行ったとき。

五 特定目的会社の業務の範囲外において、投機取引のために当該特定目的会社の財産を処分したとき。

(新設)

事項について、裁判所又は社員総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、前項と同様とする。

3| 検査役が、第十六条第三項各号又は第三十六条第一項第三号に掲げる事項について、裁判所に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたときも、第一項と同様とする。

4| 第三百二条第一項第三号から第七号までに掲げる者が、次のいずれかに該当する場合にも第一項と同様とする。

一| 第百五十九条の規定による社員総会の承認により優先資本金の減少又は優先出資の消却を行う場合において、同条第一項の貸借対照表上の純資産の額について、特定目的会社の社員総会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

二| 何人の名義をもってするかを問わず、特定目的会社の計算において不正にその特定出資若しくは優先出資を取得し、又は質権の目的としてその特定出資若しくは優先出資を受けるとき。

三| 法令若しくは定款の規定又は資産流動化計画の定め違反して、利益の配当、第百十五条第一項の金銭の分配又は特定出資若しくは優先出資の消却を行ったとき。

四| 特定目的会社の目的の範囲外において、投機取引のために当該特定目的会社の財産を処分したとき。

5| 受託信託会社等の取締役、執行役又は支配人その他事業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、次の各号のいずれかに該当する場合も、第一項と同様とする。

一・二 (略)

(削る)

(新設)

(新設)

2| 受託信託会社等の取締役、執行役又は支配人その他営業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人が、次の各号のいずれかに該当する場合も、前項と同様とする。

一・二 (略)

(不実文書行使罪)

第二百四十三条 特定目的会社の取締役、監査役、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条若しくは第八十四条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者、支配人その他営業に関する種類若しくは特定の事項の委任を受けた使用人又は資産対応証券の募集の委託を受けた者が、資産対応証券の募集に当たり、優先出資申込証若しくは特定社債申込証の用紙、目論見書、資産対応証券の募集の広告その他資産対応証券の募集に関する文書であつて重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2| 資産対応証券の売出しを行う者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について不実の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について不実の記録のあるものをその売

出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

(虚偽文書行使等の罪)

第三百五条 次に掲げる者が、資産対応証券を引き受ける者の募集をするに当たり、特定目的会社の事業その他の事項に関する説明を記載した資料若しくは当該募集の広告その他の当該募集に関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又はこれらの書類の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三百二条第一項第三号から第七号までに掲げる者

二 資産対応証券を引き受ける者の募集の委託を受けた者

2| 資産対応証券の売出しを行つた者が、その売出しに関する文書であつて重要な事項について虚偽の記載のあるものを行使し、又は当該文書の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその売出しの事務の用に供したときも、前項と同様とする。

(預合いの罪)

第三百六条 第三百二条第一項第一号から第七号までに掲げる者が、特定出資又は優先出資の発行に係る払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

(超過発行等の罪)

第三百七条 次に掲げる者が、第四条第一項又は第十一条第一項の届出に係る資産流動化計画に記載され、若しくは記録された資産対応証券以外の資産対応証券を発行し、又は当該資産流動化計画に記載され、若しくは記録された資産対応証券の発行総口数若しくは発行総額若しくは発行限度額を超えて当該資産対応証券を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 特定目的会社の取締役又は清算特定目的会社の清算人

二 民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された特定目的会社の取締役又は清算特定目的会社の清算人の職務を代行する者

三 第七十六条第二項(第六十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定により選任された特定目的会社の一時役員の職務を行ふべき者又は清算特定目的会社の清算人の職務を行ふべき者

(新設)

(預合いの罪)

第二百四十四条 第二百四十条第一項に規定する者が、特定出資又は優先出資の払込みを仮装するため預合いを行つたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

(超過発行等の罪)

第二百四十五条 特定目的会社の取締役又は第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の取締役の職務代行者若しくは第七十八条において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者が、第三条第一項又は第十一条第一項の届出に係る資産流動化計画に記載され、若しくは記録された資産対応証券以外の資産対応証券を発行し、又は当該資産流動化計画に記載され、若しくは記録された資産対応証券の発行総口数若しくは発行総額若しくは発行限度額を超えて当該資産対応証券を発行したときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

(取締役等の贈収賄罪)

第三百八条 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第三百二条第一項各号又は第二項各号に掲げる者

二 第三百三条第一項に規定する者

三 特定目的会社の会計監査人又は第七十六条第四項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 (略)

(削る)

(社員等の権利の行使に関する贈収賄罪)

第三百九条 次に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十六条第五項、第四十二条第五項、第三百三十八条第一項若しくは第四百七十七条第一項において準用する会社法第二百十條、第五十三条第一項若しくは第二項、同条第五項において準用する同法第二百九十七条第四項、第五十七条第一項から第三項まで、第五十八條第一項、第八十一条第一項、第八十二条(第七十條第三項において準用する場合を含む。)、第八十三条(第七十條第三項において準用する場合を含む。)、第一百条第一項若しくは第六十八條第四項に規定する社員の権利の行使、第八十条第二項若しくは同条第四項において準用する同法第五百二十二條第一項に規定する社員若しくは債権者の権

(発起人、取締役等の汚職の罪)

第二百四十六条 第二百四十條第一項若しくは第二項若しくは第二百四十一条第一項に規定する者又は特定目的会社の検査役若しくは監査委員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 (略)

(会計監査人の汚職の罪)

第二百四十七条 特定目的会社の会計監査人が、その職務に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

2 特定目的会社の会計監査人が監査法人である場合においては、特定目的会社の会計監査人の職務を行う社員が、その職務に関し、不正の請託を受けて、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。特定目的会社の会計監査人が監査法人である場合において、その社員が、特定目的会社の会計監査人の職務に関し、不正の請託を受けて、特定目的会社の会計監査人に賄賂を收受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束をしたときも、同様とする。

3 前二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

(特定目的会社荒し等に関する贈収賄罪)

第二百四十八条 次の各号に掲げる事項に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第二編第二章(同章において準用する商法又は有限会社法の規定を含む。)に定める訴えの提起、第七十五条第二項において準用する商法第二百六十八條第二項(第四十九條、第一百十三條の三又は第一百十三條の五において準用する商法第二百八十条ノ十一第二項において準用する場合を含む。)に規定する訴訟参加又は特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を有する特定社員、発行済優先出資の総口数の百分の一、百分の三若しくは十分の一以上に当たる優先出資若しくは三百口以上の優先出資を有する優先出資社員若しくは特定社債総額の十分の一以上に当たる特定社債権者の権利の行使

利の行使又は第八十条第四項において準用する同法第五百四十七条第一項若しくは第三項に規定する債権者の権利の行使

三 特定社債の総額（償還済みの額を除く。）の十分の一以上に当たる特定社債を有する特定社債権者の権利の行使

四 この法律又はこの法律において準用する会社法に規定する訴えの提起（特定目的会社の社員、債権者又は転換特定社債若しくは新優先出資引受権付特定社債を有する者がするものに限る。）

五 この法律において準用する会社法第八百四十九条第一項の規定による社員の訴訟参加

六 （略）

七 （略）

八 第二百六十条第五項において準用する会社法第三百八十五条の規定に規定する権利の行使

九 第二百六十二条の規定に規定する権利の行使

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

（没収及び追徴）

第三百十条 第三百八条第一項又は前条第一項の場合において、犯人の収受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（削る）

（社員等の権利等の行使に関する利益供与の罪）

第三百十一條 第三百二條第一項第三号から第六号までに掲げる者又はその他の特定目的会社の使用人が、特定目的会社の社員の権利の行使又は特定社債権者、特定約束手形の所持人若しくは特定目的借入れに係る債権者の権利の行使（第六十四条第一項、第八十二条又は第一百二十二条において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）に規定する権利の行使に限る。第四項において「社員等の権利の行使」という。）に關し、当該特定目的会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

三 第四十九条、第一百十三条の三又は第一百十三条の五において準用する商法第二百八十条ノ十の規定、第七十六条の二の規定、第七十七条の規定、第三百三十一条第一項の規定並びに同条第二項において準用する商法第四百三十九条第二項及び第三項並びに第四百五十二条第一項の規定に規定する権利の行使

（新設）

（新設）

四 （略）

五 （略）

六 第九十九条第五項において準用する商法第二百七十五条ノ二の規定に規定する権利の行使

七 第二百一条の規定に規定する権利の行使

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（利益等の没収及び追徴）

第二百四十九条 第二百四十六条第一項、第二百四十七条第一項若しくは第二項又は前条第一項の場合において、犯人の収受した利益又は賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（出資払込責任免脱の罪）

第二百五十條 優先出資の払込みの責任を免れる目的をもって、他人又は仮設人の名義を用いて優先出資を引き受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

（社員等の権利等の行使に関する利益供与の罪）

第二百五十一條 特定目的会社の取締役、監査役、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条若しくは第八十四条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者又は支配人その他の使用人が、特定目的会社の社員の権利の行使又は特定社債権者、特定約束手形の所持人若しくは特定目的借入れに係る債権者の権利の行使（第六十一条の二第一項、第七十六条の二又は第一百八条の十において準用する商法第三百八十条に規定する権利の行使に限る。）（第四項において「社員等の権利の行使」という。）に關し、特定目的会社の計算において財産上の利益を供与したときは、三年以下

2 第三百二条第三項第一号若しくは第二号に掲げる者又はその他の受託信託会社等の使用人が、受益証券の権利者の権利の行使に関し、特定目的信託財産の計算において財産上の利益を供与したときも、前項と同様とする。

3 5 (略)

6 前三項の罪を犯した者が、その実行について第一項又は第二項に規定する者に対し威迫の行為をしたときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

7 (略)

8 第一項及び第二項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(国外犯)

第三百十二条 第三百一条から第三百四条まで、第三百六条、第三百七条、第三百八条第一項、第三百九条第一項並びに前条第一項及び第二項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第三百八条第二項、第三百九条第二項及び前条第三項から第六項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

(法人における罰則の適用)

第三百十三条 第三百二条第一項若しくは第二項、第三百三条第一項、第三百四条第一項から第四項まで、第三百五条から第三百七条まで又は第三百八条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定並びに第三百二条第四項及び第三百三条第三項の規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に対してそれぞれ適用する。

(虚偽記載等の罪)

第三百十四条 第九十四条第四項又は第二百八十八条第三項において準用する会社法第九百五十五条第一項の規定に違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この条において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかった者は、三十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第三百十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 受託信託会社等の取締役、執行役又は支配人その他の使用人が、受益証券の権利者の権利の行使に関し、特定目的信託財産の計算において財産上の利益を供与したときも、前項と同様とする。

3 5 (略)

6 前三項の罪を犯した者が、その実行につき第一項又は第二項に規定する者に対し威迫の行為があったときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

7 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(過料に処せられる行為)

第二百五十二条 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、検査役、清算人、監査委員、名義書換代理人、特定社債管理会社、事務を承継すべき特定社債管理会社、特定社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十四条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第三百十条第一項において準用する商法第二百三十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の職務代行者、第七十八条、第八十四条第一項若しくは第三百十条第一項において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者、支配人、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第百八十五条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第二編第二章（同章において準用する商法又は有限会社法の規定を含む。次号及び第四号において同じ。）に定める登記をすることを怠ったとき。

二 第二編第二章若しくは第三編第三章（同章において準用する商法の規定を含む。第五号において同じ。）に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

二の二 第二編第二章（同章において準用する商法の規定を含む。）に定める開示を行うことを怠ったとき。

三 第二編第二章（同章において準用する商法、商法特例法又は有限会社法の規定を含む。第五号において同じ。）又は第三編第三章（同章において準用する商法又は商法特例法の規定を含む。）の規定に違反し、正当な事由がないのに、帳簿に係る閲覧若しくは謄写、書類若しくは書面若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって内閣府令で定めるものにより提供すること若しくは当該事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

四 第二編第二章に定める検査又は調査を妨げたとき。

五 第二編第二章若しくは第四章又は第三編第三章に定める事項について、官庁、社員総会、特定社債権者集会、債権者集会、権利者集会又は種類権利者集会に対し、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 第二十三条の規定に違反して特定出資の引受けによる権利を譲渡したとき。

七 第三十三条の規定に違反して特定持分について指図式又は無記名式の証券を発行したとき。

八 第三十四条第六項又は第四十三条第二項の規定に違反して、特定持分若しくはその質権の処分又は優先出資の失効の手續若しくは優先出資若しくはその質権の処分を行うことを

怠ったとき。

九 第三十八條第二項、第一百十條第二項、第一百三條の二の三又は第一百三條の四の三の規定に違反して、優先出資申込証若しくは特定社債申込証の用紙（その作成に代えて作成すべき電磁的記録を含む。）を作成せず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

十 第三十八條第三項（第一百十條第六項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書面を交付せず、又は当該書面若しくは第三十八條第四項（第一百十條第六項において準用する場合を含む。）の電磁的方法が行われる場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは不実の記載若しくは記録をしたとき。

十一 正当な事由がないのに優先出資証券の名義書換をしないとき。

十二 優先出資証券、単位未滿優先出資証券、特定社債券、新優先出資引受權証券又は受益証券に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十三 第四十六條第二項の規定に違反して優先出資証券を発行したとき。

十四 第四十九條又は第七十八條において準用する商法第二百二十六條ノ二第二項の規定に違反して優先出資社員名簿又は権利者名簿に記載又は記録をしないとき。

十五 第五十一條第一項の規定に違反して、若しくは第五十五條第二項若しくは第五十五條第二項において準用する商法第二百三十七條ノ二第三項の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集せず、又は定款に定めた地以外の地において、若しくは第六十二條若しくは第八十八條（第九十二條において準用する場合を含む。）において準用する商法第二百三十三條の規定に違反して、社員総会、権利者集会若しくは種類権利者集会を招集したとき。

十六 第五十六條第一項（第三十條第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求がある場合において、その請求に係る事項を社員総会の会議の目的としないとき。

十七 正当な事由がないのに社員総会、権利者集会又は種類権利者集会において社員又は受益証券の権利者の定めた事項について説明をしないとき。

十八 法律又は定款に定めた取締役又は監査役の員数を欠いた場合において、これらの者の専任の手續を行うことを怠ったとき。

十九 定款、特定社員名簿、優先出資社員名簿、単位未滿優先出資原簿若しくはこれらの複本（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）、特定社債原簿若しくはその複本（電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。）、権利者名簿若しくはその複本、議事録、財産目録、貸借対照表、營業報告書、事務報告書、損益計算書、利益の処分若しくは損失の処理に関する議案、決算報告書、會計帳簿、第八十五條第一項若しくは第二百二十七條第一項の附屬明細書、第九十三條第三項若しくは第六項若しくは第九十七條第三項の監査報告書又は第三十一條第二項において準用

する商法第四百四十三条の調査書又は第二百三条第一項の附属明細書若しくは同項第三号の報告書に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は不実の記載若しくは記録をしたとき。

二十 第六十二条において準用する商法第二百三十九条第六項（第五十八条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ二第八項において準用する場合、第五十九条第二項若しくは第百八十四条第二項（第百九十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法特例法第二十一条の三第六項において準用する場合又は第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ三第七項において準用する場合を含む。）第六十二条若しくは第百三十条第一項において準用する商法第二百四十四条第五項、第七十条第一項（第百三十条第一項において準用する場合を含む。）第九十四条第一項（第九十八条において準用する場合を含む。）第百十三条第一項において準用する商法第三百三十九条第五項、第百二十七条第二項において準用する商法第四百二十条第五項、第百八十八条（第百九十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法第三百三十九条第五項、第二百三十三条第二項において準用する商法第二百八十二条第一項、第二百四十四条第三項（第二百八十八条第三項において準用する場合を含む。）又は第二百二十二条第一項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かないとき。

二十一 会計監査人存置会社において、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の選任の手續を行うことを怠ったとき。

二十一の二 第八十六条第三項（第八十七条第三項及び第八十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を会議の目的とせず、又はその請求に係る議案を会議に提出しなかったとき。

二十二 第五十八条の二第二項若しくは第五十九条の二第二項において準用する商法第二百三十九条ノ二第二項若しくは第三項の規定、第九十五条第二項若しくは第三項の規定、第九十九条第二項若しくは第三項の規定又は第五十三条第四項において準用する商法特例法第二十一条の二若しくは第五十九条第二項若しくは第百八十四条第二項（第百九十二条において準用する場合を含む。）において準用する商法特例法第二十一条の三第二項の規定に違反して、社員総会の招集の通知に際し、書類若しくは書面を交付せず、又は電磁的方法により事項を提供しなかったとき。

二十二の二 第九十五条第六項又は第九十九条第五項（第百三十条第一項において準用する場合を含む。）の決定があつた場合において、これらの項に規定する措置を執らなかつたとき。

二十三 第九十六条において準用する商法特例法第十七条第一項又は第二項の規定により定時社員総会において意見を述べるに当たり、虚偽の申立てを行い、又は事実を隠べいしたとき。

二十四 第百一条の二の規定に違反して優先資本に組み入れなかつたとき。

二十五 第九十九条の規定に違反して特定社債を募集し、又は第一百十一条第六項において準用する商法第三百十四条第一項の規定に違反して事務を承継すべき特定社債管理会社を定めなかったとき。

二十六 第一百十三条第一項において準用する商法第三百六条第一項の規定に違反して特定社債券を発行したとき。

二十七 第一百十六条第三項において準用する有限会社法第五十二条第二項の規定に違反して特定出資の引受人を公募したとき。

二十八 第一百十八条第三項において準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の規定に違反して特定資本の減少を行ったとき。

二十八の二 第一百十八条の八第三項又は第一百十八条の九第三項において準用する商法第三百七十六条第一項本文及び第二項の規定に違反して優先資本の減少を行ったとき。

二十九 裁判所の選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。

三十 第一百二十八条の規定又は第一百三十条第一項において準用する商法第三百十一条の規定に違反して特定目的会社の財産を分配したとき。

三十一 第一百三十条第一項において準用する商法第二百二十四条第三項の規定に違反して破産手続開始の申立てをすることを怠り、又は第三百三十一条第二項において準用する商法第四百三十一条第二項の規定に違反して特別清算開始の申立てをすることを怠ったとき。

三十二 清算の結了を遅延させる目的で第三百三十条第一項において準用する商法第四百二十一条第一項の期間を不当に定めたとき。

三十三 第一百三十条第一項において準用する商法第四百二十三条又は第三百三十一条第二項において準用する商法第四百三十八条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

三十四 第三百三十一条第二項において準用する商法第四百三十二条、第四百三十七条又は第四百五十四条第一項の規定による裁判所の財産保全の処分に違反したとき。

三十五 第三百三十一条第二項において準用する商法第四百四十五条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三十六 第二百四条又は第二百十八条の規定に違反して金銭の分配をしたとき。

2| 第六十六条（第八十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して特定目的会社の取締役又は監査役となった者も前項と同様とする。特定目的会社の取締役又は監査役が第六十六条第六号から第九号までに掲げる者となったときも、同様とする。

（過料に処すべき行為）

第三百十六条 特定目的会社の発起人、設立時取締役、設立時監査役、取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、清算人代理、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、監査役若しくは清算人の職務を代行する者、第三百二条第一項第五号に規定する一時取締役、

（新設）

会計参与、監査役若しくは代表取締役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百八条第一項第三号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者、検査役、監督委員、調査委員、特定社員名簿管理人若しくは優先出資社員名簿管理人、特定社債原簿管理人、特定社債管理者、事務を承継する特定社債管理者、代表特定社債権者若しくは決議執行者、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第二百四十六条第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第二編第二章（同章において準用する会社法の規定を含む。以下この条において同じ。）の規定による登記をすることを怠ったとき。

二 第二編第二章若しくは第三編第三章（同章において準用する会社法の規定を含む。以下この条において同じ。）の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 第二編第二章の規定による開示をすることを怠ったとき。

四 第二編第二章又は第三編第三章の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだとき。

五 第二編第二章の規定による調査を妨げたとき。

六 第二編第二章若しくは第四章又は第三編第三章に定める事項について、官庁、社員総会若しくは第六十六条第一項の総会、特定社債権者集会、債権者集会又は権利者集会若しくは種類権利者集会に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

七 定款、特定社員名簿、優先出資社員名簿、特定社債原簿、権利者名簿、議事録、財産目録、会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告、事務報告、第二百二条第二項若しくは第二百七十七条第一項の附属明細書、会計参与報告、監査報告、会計監査報告、決算報告、利益の処分若しくは損失の処理に関する議案、第二百六十四条第一項の附属明細書若しくは同項第三号の報告書又は第二十八条第三項において準用する会社法第二百二十二条第一項、第三十二条第六項において準用する同法第四百九条第一項、第二百二十五条において準用する同法第六百八十二条第一項若しくは第六百九十五条第一項の書面若しくは電磁的記録に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

八 第六十三条第二項、第二百五条第一項若しくは第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二百六十四条第二項若しくは第三項、第二百七十五条第三項（第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。）、若しくは第二百八十三条第一項若しくは第二項又は第十六条第六項において準用する会社法第三十一条第一項、第二十八条第三項若し

- くは第四十三条第三項において準用する同法第二百二十五条第一項、第六十一条、第六十五条第二項若しくは第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第三百十一条第三項、第六十五条第一項において準用する同法第三百十条第六項、第六十五条第二項において準用する同法第三百十二条第四項、第六十五条第三項において準用する同法第三百十八条第二項若しくは第三項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第一項、第二百九条第二項若しくは第二百四十九条（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する同法第七百三十一条第二項、第七百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第一項若しくは第二百二十五条において準用する同法第六百八十四条第一項の規定に違反して、帳簿又は書類若しくは書面若しくは電磁的記録を備え置かなかったとき。
- 九 第二十條の規定に違反して設立時発行特定出資の特定社員となる権利を譲渡したとき。
- 十 第三十四条第六項又は第四十六条第二項の規定に違反して、特定出資若しくはその質権の処分又は優先出資の失効の手續若しくは優先出資若しくはその質権の処分をすることを怠つたとき。
- 十一 第三十七条の規定に違反して特定出資について指図式又は無記名式の証券を発行したとき。
- 十二 第四十条第一項、第二百二十二条第一項、第三百三十三条第一項又は第四百四十一条第一項の規定に違反して、募集優先出資又は募集特定社債の引受けの申込みをしようとする者に対し、これらの規定に規定する事項を通知せず、又は虚偽の通知をしたとき。
- 十三 第四十八条第一項若しくは同条第三項において準用する会社法第二百十五条第二項又は第二百二十五条において準用する同法第六百九十六条の規定に違反して、遅滞なく、優先出資証券又は特定社債券を発行しなかったとき。
- 十四 第四十八条第二項の規定に違反して優先出資証券を発行したとき。
- 十五 優先出資証券、特定社債券、新優先出資引受権証券又は受益証券に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- 十六 第五十二条第一項の規定、第五十八条第二項において準用する会社法第三百七条第一項第一号の規定又は第八十一条第二項において準用する同法第三百五十九条第一項第一号の規定による裁判所の命令に違反して、社員総会を招集しなかったとき。
- 十七 第五十七条第一項（第六十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を社員総会又は第六十六条第一項の総会の会議の目的としなかったとき。
- 十八 正当な理由がないのに、社員総会若しくは第六十六条第一項の総会、権利者集会又は種類権利者集会において、社員又は受益証券の権利者の求めた事項について説明をしなかったとき。
- 十九 取締役、会計参与、監査役又は会計監査人がこの法律又は定款で定めたその員数を欠

くこととなった場合において、その選任（一時会計監査人の職務を行うべき者の選任を含む。）の手續をすることを怠ったとき。

二十 第七十七条第二項において準用する会社法第三百四十四条第二項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事項を社員総会の目的とせず、又はその請求に係る議案を社員総会に提出しなかつたとき。

二十一 第百十一条第二項又は第四項の規定に違反して特定資本金又は優先資本金の額の減少をしたとき。

二十二 第百十三条の規定に違反して同条に規定する減資剰余金を優先資本金に組み入れなかつたとき。

二十三 第百二十六条の規定に違反して特定社債を発行し、又は第百二十七条第八項において準用する会社法第七百十一条第一項の規定に違反して事務を承継する特定社債管理者を定めなかつたとき。

二十四 第百七十条第三項において準用する会社法第四百八十四条第一項の規定に違反して破産手續開始の申立てを怠つたとき、又は第百八十条第三項の規定に違反して特別清算開始の申立てをすることを怠つたとき。

二十五 清算の結了を遅延させる目的で、第百七十九条第一項において準用する会社法第四百九十九条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十六 第百七十九条第一項において準用する会社法第五百条第一項の規定又は第百八十条第四項において準用する同法第五百三十七条第一項の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

二十七 第百七十九条第一項において準用する会社法第五百二条第一項の規定に違反して清算特定目的会社の財産を分配したとき。

二十八 第百八十条第四項において準用する会社法第五百三十五条第一項又は第五百三十六條第一項の規定に違反したとき。

二十九 第百八十条第四項において準用する会社法第五百四十条第一項若しくは第二項又は第五百四十二条の規定による保全処分違反したとき。

三十 第百九十四条第四項又は第百八十八条第三項において準用する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

三十一 第百六十五条又は第百七十九条の規定に違反して金銭の分配をしたとき。

2 第七十条第一項（第七十二条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に違反して特定目的会社の取締役又は監査役となつた者及び第七十条第一項第七号から第十号までに掲げる者となつた特定目的会社の取締役又は監査役も、前項と同様とする。

第三百十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

（新設）

- 一 第百九十四条第四項又は第二百八十八条第三項において準用する会社法第九百四十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 正当な理由がないのに、第百九十四条第四項又は第二百八十八条第三項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

第百十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第十五条第三項の規定に違反して、特定目的会社であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に使用した者
- 三 第十五条第四項の規定に違反して、他の特定目的会社であると誤認されるおそれのある名称又は商号を用いた者

(削る)

第二百五十三條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 (略)
- 二 第十六条第二項の規定に違反して商号中に特定目的会社であることを示す文字を用いた者
- (新設)

(法人に対する罰則の適用)

第二百五十四條 第二百四十条第一項若しくは第二項、第二百四十一条第一項、第二百四十二条から第二百四十四条まで又は第二百四十六条第一項に規定する者が法人であるときは、これらの規定は、その行為をした取締役、執行役その他業務を執行する役員又は支配人に適用する。

改正案

現行

（所掌事務）

（所掌事務）

第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

第四条（同上）

一・二（略）

一・二（略）

三 次に掲げる者の検査その他の監督に關すること。

三（同上）

イ（略）

イ（略）

オ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に關する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項、第二百八条及び第二百二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）

オ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に關する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項、第五百十条の三及び第六十三條に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者をいう。）

ク（略）

ク（略）

四（二十七）（略）

四（二十七）（略）

（証券取引等監視委員会）

（証券取引等監視委員会）

第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）、証券取引法、投資信託及び投資法人に關する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、外国証券業者に關する法律（昭和四十六年法律第五号）、株券等の保管及び振替に關する法律（昭和五十九年法律第三十号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、資産の流動化に關する法律、社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に關する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

第八条 証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）は、社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）、証券取引法、投資信託及び投資法人に關する法律（昭和二十六年法律第九十八号）、外国証券業者に關する法律（昭和四十六年法律第五号）、株券等の保管及び振替に關する法律（昭和五十九年法律第三十号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）、資産の流動化に關する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に關する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に關する法律（平成十年法律第五号。第二十条において「旧資産流動化法」という。）、社債等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号）及び金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に關する法律（平成十四年法律第三十二号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（勧告）

（勧告）

第二十条 委員会は、社債等登録法、証券取引法、投資信託及び投資法人に關する法律、外国証券業者に關する法律、株券等の保管及び振替に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、金融先物取引法、資産の流動化に關する法律、社債等の振替に關する法律又は金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に關する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行った場合において、必要

第二十条 委員会は、社債等登録法、証券取引法、投資信託及び投資法人に關する法律、外国証券業者に關する法律、株券等の保管及び振替に關する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に關する法律、金融先物取引法、資産の流動化に關する法律、旧資産流動化法、社債等の振替に關する法律又は金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に關する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）の規定に基づき、検査又は犯罪事件の調査（次条において「証券取引検査等」という。）を行っ

があるとき、その結果に基づき、証券取引若しくは金融先物取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2
(略)

た場合において、必要があるとき、その結果に基づき、証券取引若しくは金融先物取引の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び長官に勧告することができる。

2
(略)

改正案

現行

（金融機関等の資産の買取りに関する業務）

第五十三条（略）

（金融機関等の資産の買取りに関する業務）

第五十三条（略）

2（略）

2（略）

3 預金保険法附則第七条第一項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、機構が特定協定銀行に対し第一項第二号の規定による資産の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた事業又は引き受けた預金等に係る債務の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定（以下「特定整理回収協定」という。）」と、同項第二号中「附則第十条の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する金融機能再生緊急措置法第三十四条本文」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第二号の二中「次条第一項第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 預金保険法附則第七条第一項（第一号及び第四号を除く。）の規定は、機構が特定協定銀行に対し第一項第二号の規定による資産の買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、同条第一項各号列記以外の部分中「破綻金融機関等（破綻金融機関、承継銀行又は特別危機管理銀行をいう。以下同じ。）との合併により承継し、若しくは破綻金融機関等から譲り受けた営業又は引き受けた預金等に係る債務の整理を行い、並びに附則第十条第一項の規定による委託を受けて買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「整理回収業務」という。）を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、並びに当該協定」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第五十三条第一項第二号に規定する特定整理回収協定（以下「特定整理回収協定」という。）」と、同項第二号中「附則第十条の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十八条において準用する金融機能再生緊急措置法第三十四条本文」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第二号の二中「次条第一項第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第三号」と、同項第三号中「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号及び第六号中「協定」とあるのは「特定整理回収協定」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、「第二号の二」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十三条第三項において準用する第二号の二」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（特定整理回収協定）

第五十四条（略）

（特定整理回収協定）

第五十四条（略）

2 預金保険法附則第八条第一項（第一号から第二号の二まで及び第六号を除く。）の規定は、特定整理回収協定について準用する。この場合において、同項第三号中「第二号」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第五十四条第一項第一号」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第四号中「第一号の規定による事業の譲受け等又は第二号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第一号」と、「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「前号」とあるの

2 預金保険法附則第八条第一項（第一号から第二号の二まで及び第六号を除く。）の規定は、特定整理回収協定について準用する。この場合において、同項第三号中「第二号」とあるのは「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融機能再生緊急措置法」という。）第五十四条第一項第一号」と、「附則第十一条第一項」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十七条第一項」と、同項第四号中「第一号の規定による営業の譲受け等又は第二号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第一項第一号」と、「整理回収業務」とあるのは「特定整理回収協定の定めによる業務」と、同項第五号中「前号」とあるの

は「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する前号」と、同項第七号中「債務者の財産が」とあるのは「債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する次号において同じ。）が」と、同項第九号中「第七号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する第七号」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、同項第十号中「整理回収業務」とあるのは「業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

(借入金及び預金保険機構債)

第六十五条 機構は、金融再生業務を行うため必要があるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債（以下「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、機構は「機構債の債券を発行することができる。」

2・3 (略)

4 第一項の規定により発行される機構債については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される機構債とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第六十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。

(預金保険法の適用)

第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）以下「金融機能再生緊急措置法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第一号に規定する金融機関等）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く。）」

は「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する前号」と、同項第七号中「債務者の財産が」とあるのは「債務者の財産（当該債務者に対する当該債権の担保として第三者から提供を受けている不動産を含む。以下この号及び金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する次号において同じ。）が」と、同項第九号中「第七号」とあるのは「金融機能再生緊急措置法第五十四条第二項において準用する第七号」と、「整理回収業務」とあるのは「業務」と、同項第十号中「整理回収業務」とあるのは「業務」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 (略)

(借入金及び預金保険機構債券)

第六十五条 機構は、金融再生業務を行うため必要があるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債券（以下「債券」という。）の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2・3 (略)

4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

(政府保証)

第六十六条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができる。

(預金保険法の適用)

第七十一条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）以下「金融機能再生緊急措置法」という。）の規定による機構の業務に係るものを除く。」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能再生緊急措置法第五十三条第一項に規定する業務を行う場合にあつては、同項第一号に規定する金融機関等）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務を除く。）」

「と、同法第百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。

「と、同法第百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能再生緊急措置法」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能再生緊急措置法第六十条に規定する業務」とする。

改正案

現行

（経営の健全化のための計画）

第五条（略）

2・3（略）

4 内閣総理大臣は、協定銀行が、前条第一項の引受けにより取得をした株式等（当該株式等が株式又は劣後特約付社債である場合の当該取得後においては、当該株式が他の種類の株式への転換（当該株式がその発行会社を取得され、その引換えに他の種類の株式が交付されることをいう。）の請求が可能とされるものである場合にあってはその請求により転換された他の種類の株式又は当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあってはその事由が生じたことにより転換された他の種類の株式及び当該株式又はこれらの転換された他の種類の株式について分割され又は併合された株式並びに当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により交付された株式及びこれについて分割され又は併合された株式を含む。以下「取得株式等」という。）又は同項の貸付けにより取得をした貸付債権（以下「取得貸付債権」という。）の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関等に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表するものとする。この場合において、当該報告を公表するときは、第二項ただし書の規定を準用する。

（借入金及び預金保険機構債）

第十六条 機構は、金融機能早期健全化業務を行うため必要があるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債（以下「機構債」という。）の発行（機構債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、機構は、機構債の債券を発行することができる。

2・3（略）

4 第一項の規定により発行される機構債については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される機構債とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

（政府保証）

第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は機構債に係る債務の保証をすることができる。

（経営の健全化のための計画）

第五条（略）

2・3（略）

4 内閣総理大臣は、協定銀行が、前条第一項の引受けにより取得をした株式等（当該株式等が株式又は劣後特約付社債である場合の当該取得後においては、当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされる株式である場合にその転換の請求により発行された他の種類の株式及び当該株式又は当該他の種類の株式について商法（明治三十二年法律第四十八号）の規定により分割又は併合された株式並びに当該劣後特約付社債に新株予約権が付せられている場合にその行使により発行され、又は移転された株式及びこれについて同法の規定により分割又は併合された株式を含む。以下「取得株式等」という。）又は同項の貸付けにより取得をした貸付債権（以下「取得貸付債権」という。）の全部につきその処分をし、又はその返済を受けるまでの間、当該取得株式等又は取得貸付債権に係る金融機関等に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表するものとする。この場合において、当該報告を公表するときは、第二項ただし書の規定を準用する。

（借入金及び預金保険機構債券）

第十六条 機構は、金融機能早期健全化業務を行うため必要があるときは、政令で定める金額の範囲内において、内閣総理大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は預金保険機構債券（以下「債券」という。）の発行（債券の借換えのための発行を含む。）をすることができる。

2・3（略）

4 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定により発行される債券とみなして、同条第五項から第九項までの規定を適用する。

（政府保証）

第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借入れ又は債券に係る債務の保証をすることができる。

(預金保険法の適用)

第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）」と、「債権者」とあるのは「債権者（金融機能早期健全化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）」と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能早期健全化緊急措置法第十四条に規定する金融機能早期健全化業務を除く。）」と、同法第一百五十二条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、「及び財務大臣」とあるのは「財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。

(預金保険法の適用)

第十九条 この法律により機構の業務が行われる場合には、この法律の規定によるほか、預金保険法を適用する。この場合において、同法第二条第三項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号。以下「金融機能早期健全化緊急措置法」という。）」と、「債権者」とあるのは「債権者（金融機能早期健全化緊急措置法の適用にあつては、貯金に係る債権者を含む。）」と、同法第十五条第五号中「事項」とあるのは「事項（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による機構の業務に係るものを除く。）」と、同法第三十七条第一項中「銀行持株会社等に限る。」とあるのは「銀行持株会社等に限る。」（金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機能早期健全化緊急措置法第二条第一項に規定する金融機関等。次項において同じ。）」と、同法第四十四条、第四十五条第二項及び第四十六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、同法第五十一条第二項中「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務を除く。）」とあるのは「業務（第四十条の二第二号に掲げる業務及び金融機能早期健全化緊急措置法第十四条に規定する金融機能早期健全化業務を除く。）」と、同法第一百五十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は金融機能早期健全化緊急措置法」と、「及び財務大臣」とあるのは「財務大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣」と、同条第三号中「第三十四条に規定する業務」とあるのは「第三十四条に規定する業務及び金融機能早期健全化緊急措置法の規定による業務」とする。

改正案	現行
(登録の申請) 第四条 前条の登録を受けようとする金融会社等は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 一 (略) 二 資本金又は出資の額 三 (略) 2 (略) (登録の拒否) 第六条 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類に虚偽の記載があり、若しくは記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一 (略) 二 資本金又は出資の額が政令で定める金額に満たない金融会社等 三・四 (略) 2 (略)	(登録の申請) 第四条 (同上) 一 (略) 二 資本金又は出資の額 三 (略) 2 (略) (登録の拒否) 第六条 (同上) 一 (略) 二 資本金又は出資の額が政令で定める金額に満たない金融会社等 三・四 (略) 2 (略)

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号） 改正案	現行
附則 第二条 削除 （特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第三条 （略）	附則 （特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第二条 施行日前に成立した第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「旧資産流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社（以下「旧特定目的会社」という。）に関する事項については、第一条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下「新資産流動化法」という。）の規定は適用せず、旧資産流動化法の規定は、なお効力を有する。ただし、旧特定目的会社の取締役又は使用人は、当該旧特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。第四項において同じ。）に係る事務を行ってはならない。 2 前項の場合において、旧資産流動化法第三条の登録を受けていない旧特定目的会社が行う当該登録に係る旧資産流動化法第四条第一項の申請書については、同条第二項に掲げる書類のほか、当該旧特定目的会社の成立した年月日を証する書類を添付しなければならない。 3 第一項の場合において、旧資産流動化法第八条第一項第三号二、第五十六條第一項、第一百五十七條、第一百五十八條第一項第三号及び第六十二條第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項ただし書」とする。 4 旧特定目的会社の取締役又は使用人が、第一項ただし書の規定に違反して募集に係る事務を行ったときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金の刑に処し、又はこれを併科する。 5 前項の旧特定目的会社の代表者又は当該旧特定目的会社若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その会社又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その会社又は人に対して三百万円以下の罰金を科する。 第三条 （略）